

遊佐町地域防災計画

令和4年12月
遊佐町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1章 総則	2
第2章 遊佐町の特質と災害要因	8
第1節 自然条件	8
第2節 社会的条件	13
第3節 災害履歴	15
第4節 防災力等の概況	21
第3章 遊佐町地域防災計画の基本的な考え方	23
第4章 被害想定	26
第5章 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	35
第2編 震災対策編	49
第1章 災害予防計画	50
第1節 地震に関する調査研究計画	50
第2節 地震・津波観測体制の整備計画	54
第3節 防災知識の普及計画	56
第4節 地域防災力強化計画	61
第5節 災害ボランティア受入体制整備計画	67
第6節 防災訓練計画	70
第7節 避難体制整備計画	73
第8節 救助・救急体制整備計画	80
第9節 火災予防計画	84
第10節 医療救護体制整備計画	87
第11節 地震防災施設等整備計画	92
第12節 防災用通信施設災害予防計画	96
第13節 地盤災害予防計画	99
第14節 孤立集落対策計画	102
第15節 都市防災計画	104
第16節 建築物災害予防計画	106
第17節 輸送体制整備計画	111
第18節 各種施設災害予防対策関係	116
第1款 交通関係施設災害予防計画	116
第2款 土砂災害防止施設災害予防計画	120
第3款 河川・海岸施設災害予防計画	123
第4款 農地・農業用施設災害予防計画	126
第5款 電力供給施設災害予防計画	128
第6款 上水道施設災害予防計画	131

第7款	下水道施設・農村集落排水施設災害予防計画	135
第8款	危険物等施設災害予防計画	138
第19節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	143
第20節	文教施設における災害予防計画	146
第21節	要配慮者の安全確保計画	149
第22節	積雪期の災害予防計画	156
第2章	災害応急計画	159
第1節	活動体制関係	160
第1款	災害対策本部	160
第2款	職員の動員配備体制	170
第3款	広域応援計画	173
第3款の2	被災県等への広域応援計画	178
第3款の3	広域避難計画	180
第4款	自衛隊災害派遣計画	183
第2節	情報収集伝達関係	189
第1款	通信計画	189
第2款	津波警報・地震情報等伝達計画	192
第3款	災害情報の収集・伝達計画	203
第4款	広報計画	209
第3節	避難計画	216
第4節	避難所運営計画	223
第5節	災害警備計画	230
第6節	海上災害応急計画	234
第7節	救助・救急計画	239
第8節	消火活動計画	243
第9節	医療救護計画	246
第10節	遺体対策計画	252
第11節	交通輸送関係	255
第1款	輸送計画	255
第2款	道路交通計画	259
第3款	漁港施設災害応急計画	262
第12節	各種施設災害応急対策関係	264
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画	264
第2款	河川・海岸施設災害応急計画	267
第3款	農地・農業用施設災害応急計画	270
第4款	電力供給施設災害応急計画	272
第5款	電気通信施設災害応急計画	275
第6款	下水道施設災害応急計画	277
第7款	危険物等施設災害応急計画	279

第13節	農林水産業災害応急計画	283
第14節	生活支援関係	286
第1款	食料供給計画	286
第2款	給水・上水道施設応急対策計画	289
第3款	生活必需品等物資供給計画	293
第4款	保健衛生計画	296
第5款	廃棄物処理計画	301
第15節	文教施設における災害応急計画	304
第16節	要配慮者の応急対策計画	308
第17節	応急住宅対策計画	311
第18節	災害救助法の適用に関する計画	317
第19節	自発的支援の受入計画	321
第3章	災害復旧・復興計画	325
第1節	民生安定化計画	326
第2節	金融支援計画	340
第3節	公共施設等災害復旧計画	349
第4節	災害復興計画	362
第3編	津波災害対策編	365
第1章	災害予防計画	367
第1節	地震・津波に関する調査研究計画	368
第2節	地震・津波観測体制の整備計画	371
第3節	防災知識の普及計画	373
第4節	地域防災力強化計画	379
第5節	活動体制整備計画	380
第6節	災害ボランティア受入体制整備計画	381
第7節	防災訓練計画	382
第8節	避難所整備計画	385
第9節	避難誘導計画	390
第10節	災害情報等の収集・伝達体制整備計画	394
第11節	救助・救急体制整備計画	395
第12節	医療救護体制整備計画	395
第13節	津波に強いまちづくり計画	396
第14節	津波防災施設等整備計画	400
第15節	防災用通信施設災害予防計画	403
第16節	孤立集落対策計画	403
第17節	輸送体制整備計画	403
第18節	各種施設災害予防対策関係	403
第1款	交通関係施設災害予防計画	403
第2款	河川・海岸施設災害予防計画	403

第3款	農地・農業用施設災害予防計画	403
第4款	電力供給施設災害予防計画	403
第5款	上水道施設災害予防計画	404
第6款	下水道施設災害予防計画	404
第7款	危険物等施設災害予防計画	404
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の確保計画	404
第20節	文教施設における災害予防計画	404
第21節	要配慮者の安全確保計画	404
第2章	災害応急計画	405
第1節	活動体制関係	406
第1款	災害対策本部	406
第2款	職員の動員配備体制	406
第3款	広域応援計画	409
第3款の2	被災県等への広域応援計画	409
第3款の3	広域避難計画	409
第4款	自衛隊災害派遣計画	409
第2節	情報収集伝達関係	409
第1款	通信計画	409
第2款	津波警報・地震情報等伝達計画	409
第3款	災害情報の収集・伝達計画	409
第4款	広報計画	409
第3節	避難計画	410
第4節	避難所運営計画	410
第5節	災害警備計画	410
第6節	海上災害応急計画	410
第7節	救助・救急計画	410
第8節	医療救護計画	410
第9節	遺体対策計画	410
第10節	交通輸送関係	411
第1款	輸送計画	411
第2款	道路交通計画	411
第3款	漁港施設災害応急計画	411
第11節	各種施設災害応急対策関係	411
第1款	土砂災害防止施設等災害応急計画	411
第2款	河川・海岸施設災害応急計画	411
第3款	農地・農業用施設災害応急計画	411
第4款	電力供給施設災害応急計画	411
第5款	電気通信施設災害応急計画	411
第6款	下水道施設災害応急計画	412

第 7 款	危険物等施設災害応急計画	412
第 12 節	農林水産業災害応急計画	412
第 13 節	生活支援関係	412
第 1 款	食料供給計画	412
第 2 款	給水・上水道施設応急対策計画	412
第 3 款	生活必需品等物資供給計画	412
第 4 款	保健衛生計画	412
第 5 款	廃棄物処理計画	412
第 14 節	文教施設における災害応急計画	413
第 15 節	要配慮者の応急対策計画	413
第 16 節	応急住宅対策計画	413
第 17 節	災害救助法の適用に関する計画	413
第 18 節	自発的支援の受入計画	413
第 3 章	災害復旧・復興計画	414
第 1 節	民生安定化計画	414
第 2 節	金融支援計画	414
第 3 節	公共施設等災害復旧計画	414
第 4 節	災害復興計画	414
第 4 編	風水害対策編	415
第 1 章	災害予防計画	416
第 1 節	気象観測体制整備計画	416
第 2 節	防災知識の普及計画	418
第 3 節	地域防災力強化計画	418
第 4 節	災害ボランティア受入体制整備計画	418
第 5 節	防災訓練計画	418
第 6 節	避難体制整備計画	419
第 7 節	救助・救急体制整備計画	428
第 8 節	火災予防計画	428
第 9 節	医療救護体制整備計画	428
第 10 節	防災用通信施設災害予防計画	428
第 11 節	地盤災害予防計画	428
第 12 節	孤立集落対策計画	428
第 13 節	都市防災計画	428
第 14 節	建築物災害予防計画	428
第 15 節	輸送体制整備計画	428
第 16 節	各種施設災害予防計画	428
第 1 款	交通関係施設災害予防計画	429
第 2 款	土砂災害防止施設災害予防計画	429
第 3 款	河川・海岸施設災害予防計画	429

第4款	農地・農業用施設災害予防計画.....	429
第5款	電力供給施設災害予防計画.....	429
第6款	上水道施設災害予防計画.....	429
第7款	下水道施設・農村集落排水施設災害予防計画.....	429
第8款	危険物等施設災害予防計画.....	429
第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画.....	430
第18節	文教施設における災害予防計画.....	430
第19節	要配慮者の安全確保計画.....	430
第2章	災害応急計画.....	431
第1節	活動体制関係.....	432
第1款	災害対策本部.....	432
第2款	職員の動員配備体制.....	432
第3款	広域応援計画.....	435
第3の2款	被災県等への広域応援計画.....	435
第3の3款	広域避難計画.....	435
第4款	自衛隊災害派遣計画.....	435
第2節	情報収集伝達関係.....	435
第1款	通信計画.....	435
第2款	気象情報等伝達計画.....	436
第3款	災害情報の収集・伝達計画.....	449
第4款	広報計画.....	449
第3節	避難計画.....	450
第4節	避難所運営計画.....	456
第5節	災害警備計画.....	456
第6節	救助・救急計画.....	456
第7節	消火活動計画.....	456
第8節	医療救護計画.....	457
第9節	遺体対策計画.....	457
第10節	交通輸送関係.....	457
第1款	輸送計画.....	457
第2款	道路交通計画.....	457
第3款	漁港施設災害応急計画.....	457
第11節	各種災害応急対策関係.....	457
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画.....	457
第2款	河川・海岸施設災害応急計画.....	457
第3款	農地・農業用施設災害応急計画.....	457
第4款	電力供給施設災害応急計画.....	457
第5款	電気通信施設災害応急計画.....	458
第6款	下水道施設災害応急計画.....	458

第 7 款	危険物等施設災害応急計画	458
第 12 節	農林水産業災害応急計画	458
第 13 節	生活支援関係	458
第 1 款	食料供給計画	458
第 2 款	給水・上水道施設応急対策計画	458
第 3 款	生活必需品等物資供給計画	458
第 4 款	保健衛生計画	458
第 5 款	廃棄物処理計画	458
第 14 節	文教施設における災害応急計画	459
第 15 節	要配慮者の応急対策計画	459
第 16 節	応急住宅対策計画	459
第 17 節	災害救助法の適用に関する計画	459
第 18 節	自発的支援の受入計画	459
第 3 章	災害復旧・復興計画	460
第 1 節	民生安定化計画	460
第 2 節	金融支援計画	460
第 3 節	公共施設等災害復旧計画	460
第 4 節	災害復興計画	460
第 5 編	個別災害対策編	461
第 1 章	水害対策計画	462
第 1 節	水防管理団体整備計画	462
第 2 節	洪水予報・水防警報伝達計画	465
第 3 節	水防活動計画	468
第 4 節	応援計画	471
第 2 章	大規模土砂災害対策計画	472
第 3 章	火山災害対策計画	474
第 4 章	雪害対策計画	492
第 1 節	ライフライン等確保計画	492
第 2 節	雪崩防止計画	501
第 3 節	住民生活の安全確保計画	504
第 5 章	海上災害対策計画	506
第 1 節	海上事故等災害対策計画	506
第 1 款	海上事故等災害予防計画	506
第 2 款	海上事故等災害応急計画	508
第 2 節	流出油災害対策計画	511
第 1 款	流出油災害予防計画	511
第 2 款	流出油災害応急計画	513
第 6 章	航空災害対策計画	519
第 1 節	航空災害予防計画	519

第 2 節	航空災害応急計画	519
第 7 章	鉄道災害対策計画	522
第 1 節	鉄道災害予防計画	522
第 2 節	鉄道災害応急計画	524
第 8 章	道路災害対策計画	528
第 9 章	林野火災対策計画	531
第 1 節	林野火災予防計画	531
第 2 節	林野火災応急計画	534
第 10 章	原子力災害対策計画	537
第 1 節	総則	537
第 2 節	原子力災害予防計画	541
第 3 節	原子力災害応急計画	544
第 4 節	災害復旧計画	549

第 1 編 総 則

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定により、遊佐町防災会議（以下「町防災会議」という。）が策定するもので、遊佐町（以下「町」という。）における防災対策の基本となる。その性格は次の通りである。

- (1) この計画は町をはじめ、山形県（以下「県」という。）、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的かつ基本的な事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備える。
- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。
併せて、いつでも起こりえる災害に備え住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進する。
- (4) 町防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、法第40条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。
- (5) 各防災関係機関も前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを町防災会議に提出する。町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

3 防災の基本理念

町では、災害に強い地域社会の現実を図ることを目的として、平成28年3月に遊佐町災害対策基本条例（平成28年遊佐町条例第2号）を制定した。町民、事業者、学校等、自主防災組織などは、本条例に掲げる基本理念に則り、防災の取り組みを行う。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

(1) 周到かつ十分な災害予防

〈基本理念〉

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

〈施策の概要〉

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等災害に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取り組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強いまちの形成を図る。

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡対策の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 町民の防災活動を推進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、町民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。

また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

〈基本理念〉

ア 災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

〈施策の概要〉

ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合には、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等との情報共有体制及び大規模災害時における活動体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動及び消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給

するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、避難収容活動を行う。

カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

サ ボランティア、義援物資、義援金等の支援を適切に受入れる。

シ 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ス 町は、平常時から県、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

セ 町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

〈基本理念〉

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

〈施策の概要〉

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

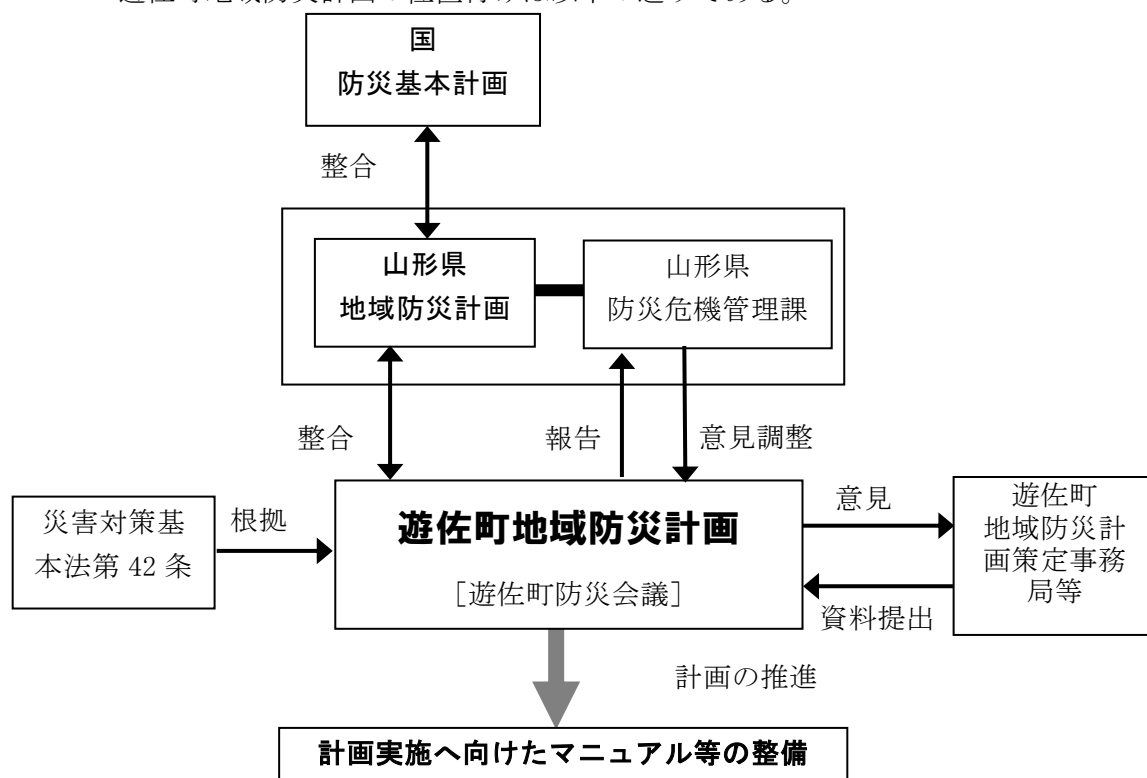
イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災地の復旧を行う。

ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

エ 再度災害の防止により快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

遊佐町地域防災計画の位置付けは以下の通りである。



4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

(1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制に関する事項

(2) 地域防災計画の作成にあたって留意すべき事項

地震災害対策、津波災害対策及び風水害対策等の各種災害については、遊佐町地域防災計画において想定される各種災害を明らかにして、当該各種災害の軽減を図るため、防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

(3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第10条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

〈基本目標〉

- ア 人命の保護が最大限図られる。
- イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来に発生が懸念される大規模災害に備え、以下の通り、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標

準化を進めることや防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や国と地方公共団体間及び地方団体相互間の相互支援体制を構築すること。

また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各団体が連携した応急体制の整備に努めること。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定避難場所の指定及び周知徹底に加え、必要に応じて「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して、避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、遊佐町地域防災計画への地区防災計画の位置付け、町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 津波災害対策の充実に関する事項

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

ア 発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎよ」による地域づくりを推進すること。

(8) 原子力災害対策の充実に関する事項

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するための防護措置

を確実に行うこと。

6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 町防災計画（本計画） | 遊佐町地域防災計画をいう。 |
| (2) 本部 | 遊佐町災害対策本部をいう。 |
| (3) 本部長 | 遊佐町災害対策本部長をいう。 |
| (4) 町水防計画 | 遊佐町水防計画をいう。 |
| (5) 水防本部長 | 遊佐町水防計画に定める町水防本部長をいう。 |
| (6) 県 | 山形県をいう。 |
| (7) 防災関係機関 | 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| (8) 県防災計画 | 山形県地域防災計画 |
| (9) 県本部 | 山形県災害対策本部をいう。 |
| (10) 県支部 | 山形県災害対策本部の支部（庄内総合支庁）をいう。 |
| (11) 県本部長 | 山形県災害対策本部長をいう。 |
| (12) 県支部長 | 山形県災害対策本部の支部長をいう。 |
| (13) 県警察 | 山形県警察本部をいう。 |
| (14) 法 | 災害対策基本法をいう。 |
| (15) 避難指示等 | 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保をいう。 |
| (16) 県災害救助法施行細則 | 山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）をいう。 |

第2章 遊佐町の特質と災害要因

第1節 自然条件

1 地形・地質の特性

(1) 地形

遊佐町の地形は大きく以下の6つに区分される。

ア 鳥海火山によって作られた地形

町北部及び東部の山地斜面は鳥海火山の本体からなり、火山活動の影響を強く受けている。

山頂(新山:2,236m)の溶岩ドームは、1801年の噴火によって形成されたもので、地形が大規模に変化したものとしては最新のものである。山頂を取り囲むように連なる七高山-伏拝岳-稲倉岳の絶壁は、約2600年前に発生した山体崩壊によって形成された馬蹄形カルデラである。この崩壊により生じた岩屑は北側に流れ下り、象潟付近では流れ山と呼ばれる特徴ある地形(無数の小丘)を形成している。

山腹斜面には数多くの溶岩流地形が存在する。比較的地形の鮮明な溶岩流は、猿穴から西側斜面に流下したもの、鳥海湖付近から南ノコマイに沿って流下したもの、馬蹄形カルデラ内で噴出したものであるが、噴出時期は明らかにされていない。洗沢川、北折川、野沢川、月光川の源流部には崩壊地が存在することから、土砂の生産が盛んであると考えられる。

イ 鳥海山山麓の扇状地地形

鳥海山の南西斜面にはいくつかの大規模な旧崩壊地がみられ、ここから供給された岩屑によって山麓部に広い扇状地が形成された。この扇状地は現在、月光川や北折川などによって分断され段丘化している。扇状地堆積物は砂礫質で水が浸透しやすいため、段丘面上を流れる沢のほとんどは途中で流路が途切れ、伏流している。

ウ 新しい断層地形

段丘化した扇状地の末端部分には数本の活断層が見られる。舞台集落から北へ伸びる西落ちの断層では、比高2m程度の明瞭な断層崖が観察できる。広野新田の西にある東落ちの断層は、1804年7月10日に発生したマグニチュード7.0の地震(象潟地震)の際に活動したと推定されている。鳥海山の西側山腹斜面には、北落ちの活断層が数本見られるが、記録に残る活動はない。

エ 海岸部の砂丘地形

日本海に沿った海岸地域には砂丘が形成されている。海側から順に、標高20m程度のものと標高50m程度のものの2列が見られ、砂丘間の凹地には十里塚や青塚などの集落が形成されている。

また、砂丘内陸側の末端斜面にも菅野や藤崎などの集落が細長く分布する。土工が容易であることから盛んに切土が行われ、農地等の拡大が図られている。

オ 沖積平野の地形

月光川や高瀬川など鳥海山南西斜面に流れを發する河川は、砂丘に出口を阻まれるため大きく迂回、合流して吹浦付近で日本海に注ぐ。これらの河川によって運搬されてきた土砂は、砂丘背後の傾斜がほとんどなくなった地域で堆積し、沖積平野を形成している。

月光川や日向川が平地に出てくるところでは、緩傾斜の扇状地が形成されている。

高瀬川や牛渡川沿いには、一部で旧河道が見られる。旧河道は月光川や日向川沿いにも見られてもよさそうであるが、圃場整備など地形の改変が進んでいるため、現在ではわからなくなっていると考えられる。沖積平野上には自然堤防が分布しており、多くの集落は、自然堤防や盛土などの微高地に立地している。

カ その他の地形

北部の海岸部は溶岩流が直接海に流入しているため、平野部が狭く、出入りが激しい岩石海岸となっている。湾入部は周辺斜面起源の礫からなる礫浜となっている。

また、湾奥部には小規模な砂礫州が形成されており、集落はこの上に立地している。砂礫州の背後には小規模な氾濫平野がみられ、農地として利用されている。

(2) 地質 (図 1-1・図 1-2 参照)

遊佐町に分布する岩石・堆積物は、大きく分けて以下の 5 つに区分される。

ア 天狗森火砕岩 (T v)

月光川より南の丘陵地に分布し、月光川上流部と藤倉川の合流点付近でも観察できる。鳥海火山に先行する火山活動で形成された凝灰角礫岩からなる火山砕屑岩で、一部は安山岩質スコリア流堆積物及び軽石流堆積物である。ところにより岩屑なだれの岩塊相に似た岩相を示し、軟弱な堆積物のブロックを含むこともある。

イ 鳥海火山の噴出物

鳥海火山の噴出物は、溶岩流 (L) と火砕流堆積物 (P) に大別される。

山腹斜面のほとんどは溶岩流に覆われている。これらの溶岩流は地形的にも判別できるものが多い。とりわけ馬蹄形カルデラ内 (L 1)、猿穴から西側斜面 (L 2)、鍋森から南ノコマイ沿い (L 3) に流下したものは新鮮な地形を残していることから、比較的新しい時代に噴出したものであると推定できる。馬蹄形カルデラのカルデラ壁には、厚さ 10m 前後の溶岩流の積み重なりが連続的に観察できることから、山体のほとんどは溶岩流によってできているものと考えられる。

火砕流堆積物は、鳥海ブルーライン沿いの地域 (P 1)、洗沢川から下当・畑集落周辺にかけての丘陵地 (P 2) 及び湯の台温泉周辺 (P 3) で観察できる。P 1 は木落火砕流堆積物と呼ばれ P 2 よりも新しい時代に噴出したものと考えられている。この堆積物の厚さは約 50m で、ほとんど変質作用を受けていない。P 2 は東山火砕流堆積物と呼ばれ、十数万年前に噴出したものと考えられている。堆積物の厚さは約 30m、分布面積は約 6 km² で、一般に基地の風化が進んでいる。P 3 は大台野火砕流堆積物とよばれ、20～15 万年前に噴出したものと考えられている。層厚は約 80m、分布面積は約 7 km² で、本質安山岩塊とそのマトリックスから構成されている。

ウ 扇状地堆積物 (f)

野沢から白井新田にかけてのなだらかな斜面や月ノ原、三ノ俣周辺に分布している。層厚 20m 以上の礫層で、亜円礫-亜角礫と中粒-細粒砂大の岩片や火山灰物質の基質で構成されている。透水性が非常に高いため、一般に表流水は少なくほとんどは伏流している。

なお、現在この扇状地堆積物は月光川や北折川によって開析され段丘化している。

エ 砂丘堆積物 (s d)

砂丘は吹浦から南側の日本海に沿った地域に分布している。淘汰のよい中-粗粒砂からなる。まったく固結の見られないルーズな堆積物で、最大層厚は 50m 以上である。

オ 沖積層

砂丘内陸側の平野部には沖積層(a)が広く分布している。泥、砂及び礫からなり、ところによっては砂丘堆積物に覆われている。山地部から離れるにしたがって構成物が細粒となり、N値も極端に小さくなっていく。出戸付近では、大規模構造物の支持層の目安となるN値 50 以上の層が深度約 50mでも現われず、軟弱地盤層が厚く形成されている。また、J R羽越本線沿線から海側の地域では全体的に地下水位が高く（浅く）なっている。沖積層が分布する地域の模式断面図を図 1-2 に示す。

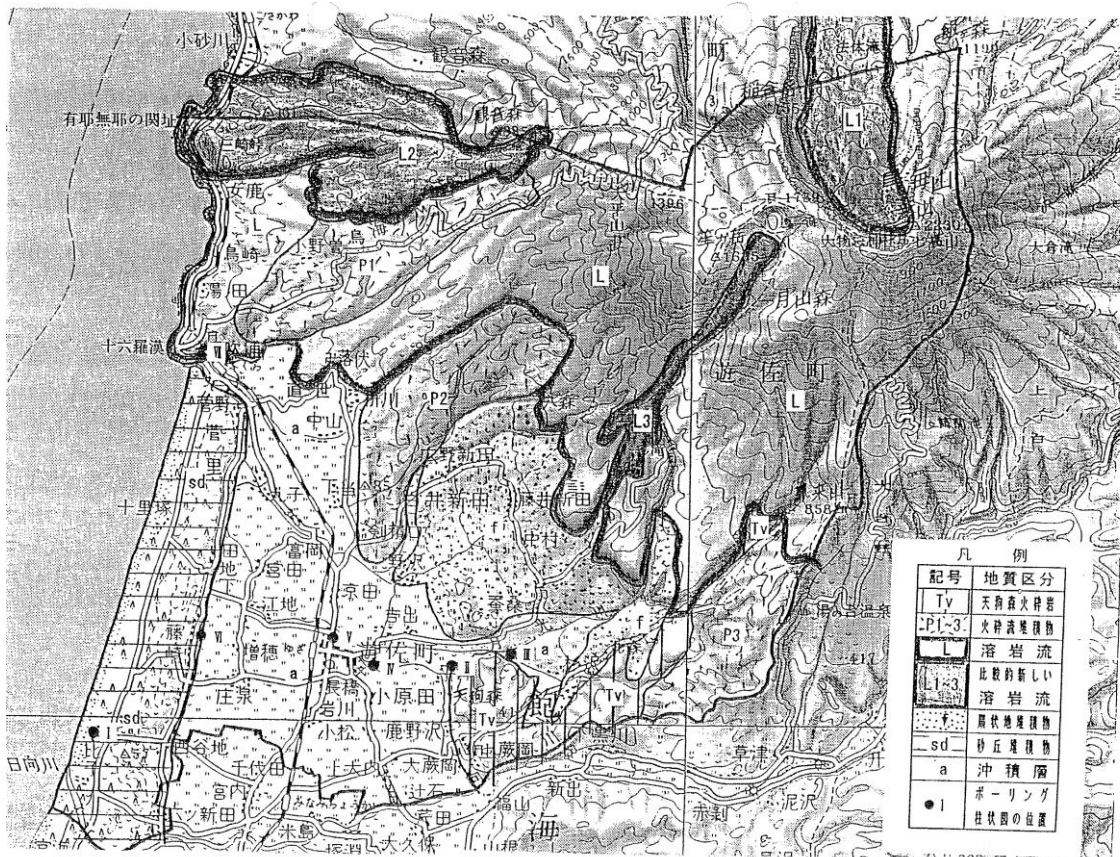


図1-1 遊佐町に分布する岩石・堆積物

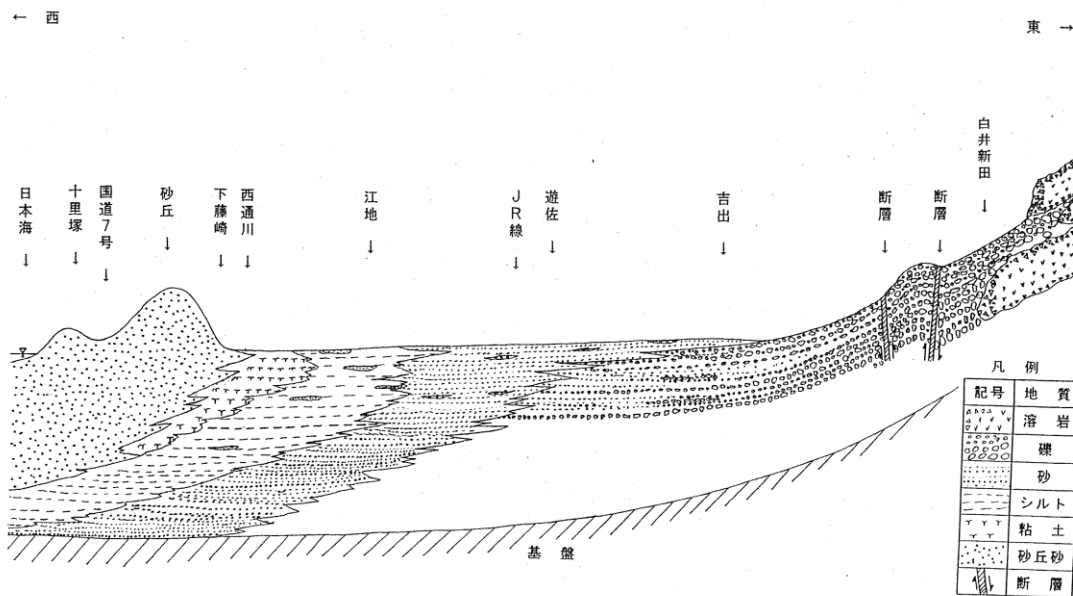


図1-2 遊佐町の模式地質断面図

2 自然災害要因

(1) 地盤の特徴

地震に伴い発生する地盤災害に関連する地盤の特徴を次に挙げる。

ア 平野部

町内の平野部は、海岸平野の特性を反映して未固結堆積物が厚く堆積しており、地震発生の際に液状化現象が広範に起こる可能性が高い。また、砂丘背後の湿地帯も軟弱地盤となっている。

イ 山地・丘陵部

町内では、山際に位置する集落の周囲に急傾斜地が多いことから、土砂災害危険個所が点在している。

(2) 地震動の増幅率

震源から地下の基盤を通して伝わる地震動は、地表に伝達する際に増幅され、その地点の震度となるが、増幅の程度は、その地点の地盤の特性によって決定される。

増幅の要素である加速度の増幅率は、平野部が最も大きく、次いで砂丘地、台地及び山地の順に小さくなる。このうち、増幅率が2.1～2.5となるのは平野部では三角州低地や河間低地、旧河道等の軟弱地盤、多くの扇状地や砂丘では1.5～2.0程度の増幅率となっている。一方、丘陵部では1.0～1.5の増幅率を示し、山地では1.0未満が多い。同じく地震動の増幅の要素となっている速度の増幅率は、加速度と同様の分布傾向を示している。

(3) 液状化危険度

大きな地震が起こった場合、その地震動により地盤の性質によっては液状化が発生し、その地域に大きな被害を及ぼすことが知られている。庄内平野の東縁で地震が起こった場合、当町では広い範囲で液状化が発生する可能性が高い。また、山形県の西方沖で地震が起こった場合も同様である。

(4) 気象

地震が起こった場合、被害状況に影響を及ぼす気象要素として、大雨や積雪及び風速を挙げることができる。

大雨は、地震で緩んだ地盤に、がけ崩れや地滑り等を引き起こし易くする。当町に近い酒田における最大日降水量をみると、171.0 mm（2011年6月23日）、日最大1時間降水量は77.8 mm（1949年8月24日）である。

積雪は、屋根に積もった積雪荷重として建物の倒壊可能性を増大させるとともに、地震動による雪崩の発生など、直接的に被害を拡大させる要因となる。また、車両の通行阻害要因として、迅速な消火活動や救急救助活動、緊急輸送活動に影響を及ぼすことが考えられる。

酒田の最深積雪を見ると、100 cm（1940年2月3日）となっており、最深積雪の平年値（1991年～2020年）は、32 cmである。

第2節 社会的条件

1 人口構成

本町の人口は、昭和25年の25,726人をピークに減少傾向に転じ、昭和60年の20,271人を境に2万人台を下回り、平成21年には1万6千人を割り込んだ。令和3年1月1日現在における人口は、13,396人（男6,417人、女6,979人）、総世帯数は4,969世帯である。本町の合計特殊出生率も長期低下傾向にあるところから、少子高齢化の進行とともに、人口減少の加速化が懸念される。令和7年には、約11,627人（国立社会保障・人口問題研究所）になると推計されている。

このような中で、65歳以上の老年人口は令和3年4月1日現在41.9%で、全国(28.7%)や山形県(33.9%)を上回っており、令和7年には45.7%になると推計されている。

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、一人暮らしの高齢者が着実に増加していくことが予想される。このようなことから、当町の場合、身体機能の衰え等から要配慮者として位置づけられる高齢者の対策が、これまで以上に求められることとなり、特に、避難行動等に制約が多いと考えられる後期高齢者への対策が重要となってくる。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口に占める老年人口 (65歳以上の割合(%))	39.0	39.8	40.8	41.9
65歳以上の人口に占める 一人暮らし高齢者の割合(%)	12.8	13.4	13.6	14.5

資料：健康福祉課「在宅高齢者数等調査」

2 地域構造

当町は、地勢的に北部、南部及び西部に大別される。

北部は、牛渡川、滝沢川、洗沢川の流域にあり、海岸線から鳥海山の頂上に至るまで広く豊かな自然環境に恵まれ、多くが鳥海国定公園の区域に含まれており、自然公園法（昭和32年法律第161号）により自然環境の保護が図られている。

南部は、月光川本流を中心として、大区画のほ場が一面に広がり、中心市街地から中山間地域に至るまでの山麓田園風景が広がる環境資源に恵まれた地域である。

西部は、クロマツ林に覆われた砂丘地帯であり、日向川河口から月光川河口に至るまで南北10kmに及ぶ地域である。いずれの地域も、通勤・通学、買物及び医療等の日常生活が展開される圏域としては酒田市への依存性が高い。

3 就業状況

国勢調査によると、就業構造は平成17年の第1次産業18.3%、第2次産業29.5%、第3次産業52.2%、平成22年の第1次産業17.6%、第2次産業27.3%、第3次産業55.2%、平成27年にはそれぞれ16.1%、27.2%、56.7%へ推移している。このような就業構造の変化を背景に、全就業者に占める雇用者の割合及び就業者に占める通勤者の割合が上昇する傾向にある。

また、本町の特徴として女性就業率の高さをあげることができ、平成27年の国勢調査データでは、本町の夫婦のいる一般世帯に占める共稼ぎ世帯の割合は60.9%となっている。夫婦共稼ぎ率の高さや、全就業者に占める雇用者の割合が上昇する傾向にある中で、

平日の日中住居にいる者が高齢者のみとなる集落が増大してくることが予想されるので、これらに対する対応も求められる。

全就業者に占める 雇用の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	70.1	69.2	71.3	72.0
就業者に占める 通勤者の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	74.6	75.1	75.1	77.9
昼間流出人口の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	24.4	25.2	23.6	26.0

資料：総務省「国勢調査」

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
女性就業率 (%)	町	49.8	47.5	46.4	48.1
	県	50.0	48.8	47.8	49.9
	全国	46.6	46.4	47.1	48.3

資料：総務省「国勢調査」※労働力状態「不詳」を除く。

4 居住形態

遊佐町は3世代同居率が高く(平成27年25.5%)、本町の特徴となっている。しかし、家族間や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより減少傾向にあり、高齢単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が年々増加している。

このようなことから、これまでは、3世代同居率の高さを背景に、大規模地震発生時の避難行動等については、家族内での対応を期待できたのであるが、今後は地域の自主防災組織やボランティアの役割が重要さを増すと考えられる。

3世代同居率 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	39.5	37.9	31.3	25.5

資料：総務省「国勢調査」

第3節 災害履歴（資料編2「遊佐町周辺の災害履歴一覧表」参照）

1 地震災害

遊佐町周辺では、過去約1400年間に14回の地震が記録されている。時代の古い記録は信憑性に問題があるが、1780年以降では、約200年の間にマグニチュード6～7.5の地震が4回発生している。

(1) 地震動による被害(図2-1・2-2・2-3参照)

1804年に発生した象潟地震や1833年の地震、1894年の庄内地震では、地震動により遊佐町でも人家・人身に大きな被害が出た。

象潟地震(1804年)では、町内の家屋の倒壊1,500棟余り、死者70人程度と大きな被害が出たほか、象潟が隆起して干上がり、波打ち際にあった温泉が隆起して現在の湯ノ田温泉になったなど、大きな地盤変動も記録されている。震源の位置については、遊佐町を含む沿岸地域で中規模の津波が襲ったことから、にかほ市(旧象潟町)の沖合ではなかったかと推定されている。(羽鳥、1986)

1833年の地震では、町域一帯では震度6程度の揺れがあったと考えられており、倒壊家屋78戸、死傷者2名の被害が出ている。この地震では同時に津波も発生している。

1894年の庄内地震では、庄内平野を中心に大きな被害が出た。遊佐町では、南部の鹿野沢や大蔵岡など山地と平野の境界付近に位置する集落や吹浦周辺の集落で家屋の倒壊率が20%を超え、一部では気象庁の震度階級でいう震度7(木造家屋の倒壊率30%以上)の地域もあったと考えられる。

史料に片寄りがあるものの、いずれの地震においても平野部で地震動による被害が大きかった様子である。



図2-1 象潟地震(1804)による地域被害(宇佐美、1987)

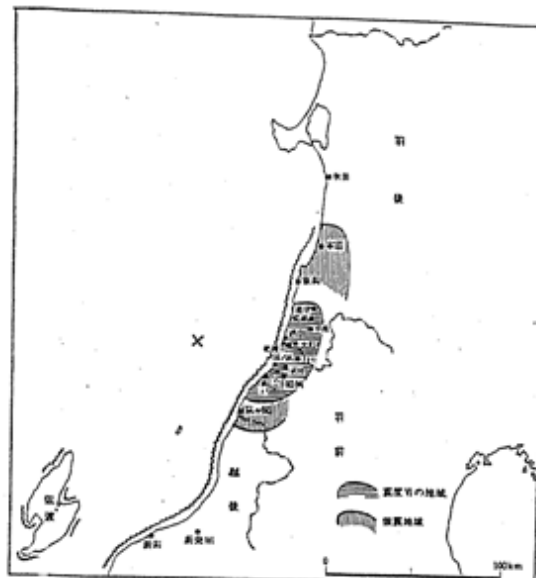


図2-2 1833年の地震の震央及び津波襲来地域(宇佐美、1987)

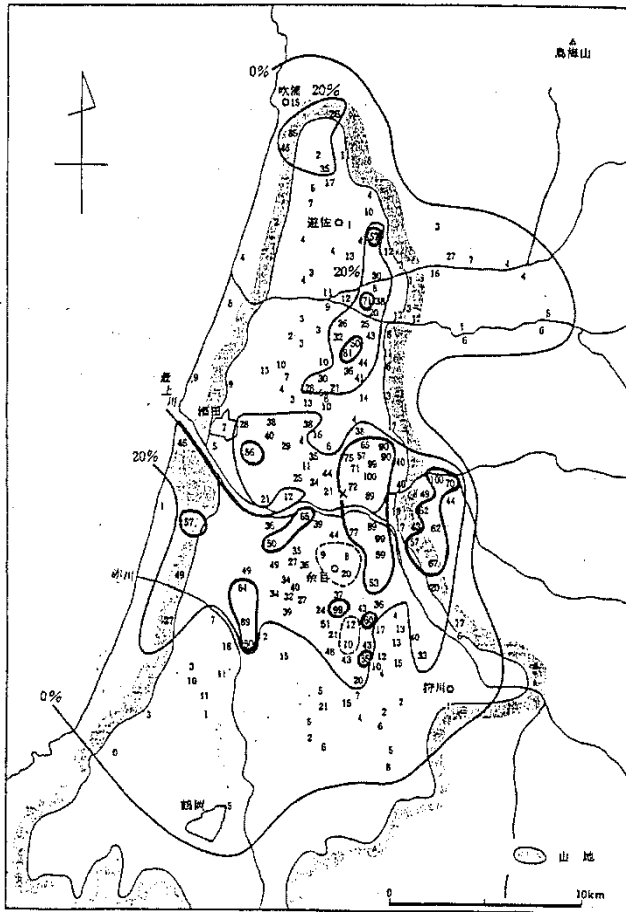


図 2-3 庄内地震(1894 年)による家屋倒壊率分布(宇佐美、1987)

(2) 液状化による被害 (図 2-4 参照)

1804 年の象潟地震以降、遊佐町周辺では 4 回にわたって地震による液状化が記録されている。

1804 年の象潟地震では、吹浦や丸子、増穂、遊佐などで液状化が発生している。この地震では、遊佐町から北のにかほ市(旧象潟町、旧金浦町、旧仁賀保町)でも液状化が多く発生したようである。1894 年の庄内地震では酒田市を中心に庄内平野の広い範囲で液状化が発生し、詳しい地点は明らかでないものの、遊佐町内でも液状化が発生したようである。

1964 年の男鹿半島沖地震では藤崎で液状化が発生している。この地震では、庄内平野の他の地点では液状化は発生していない。

1964 年の新潟地震では、藤崎や下藤崎、西谷地、白木で液状化が発生している。酒田市内では、最上川沿いの低地などで液状化が多発した。

過去の液状化地点は、いずれも平野部に集中しており、特に、砂丘内陸側の低地に多いようである。

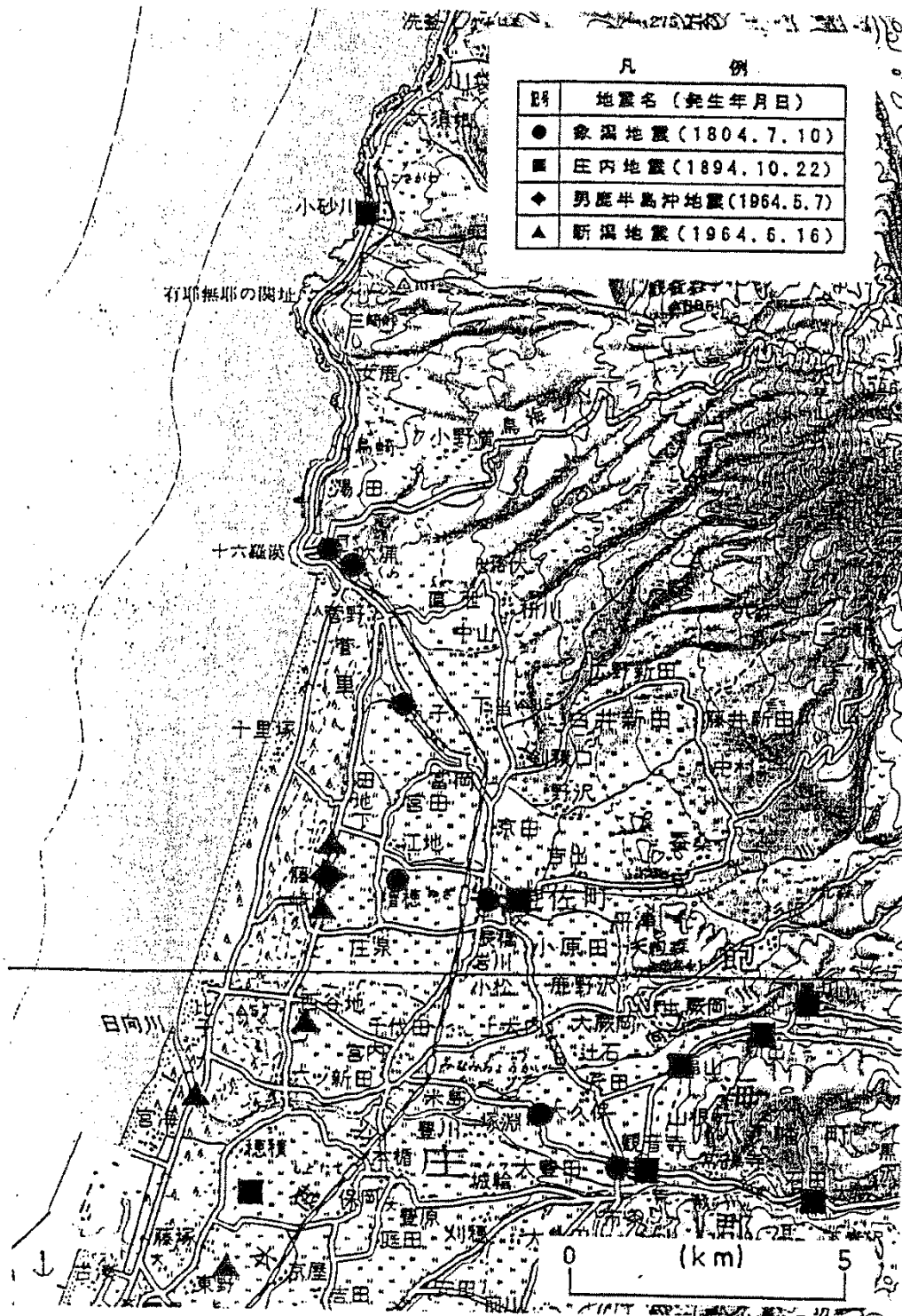


図2-4 過去の地震によって液状化が発生した概略の地点

2 津波災害（図2-5参照）

過去の記録では、850年と1804年、1833年の地震によって津波が発生したことが記録されている。

850年の津波は明確な被災範囲は不明であるが、庄内地方で1000人程度の溺死者などの被害が出たようである。

1804年の象潟地震では、遊佐町の津波被害は明らかになっていないが、象潟付近で波高4~5mの津波が記録されている。また、酒田市船場町では0.9~1.5mの浸水深で家屋300戸余りが浸水被害を受けたと記録があることから、遊佐町でも被害が出たものと考えられる必要がある。

1833年の地震では、遊佐町で8戸、庄内地方では110戸の民家が津波による被害を受けたようである。また、船の破損は遊佐で14隻、庄内全体では460隻の被害が記録されている。

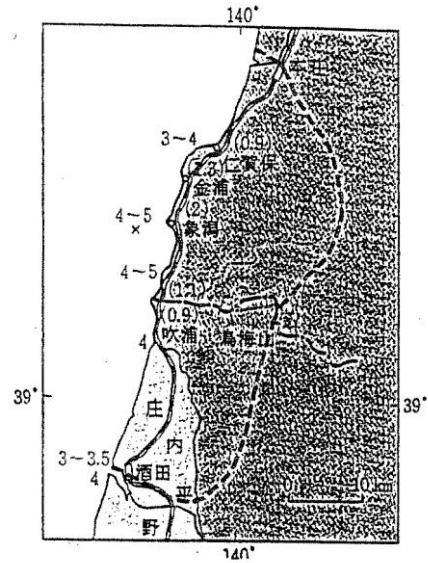


図2-5 象潟地震による津波高さ (m)
なおカッコ内数字は隆起量

3 水害

遊佐町を流れる月光川や日向川では、過去に繰り返し洪水氾濫が発生している。洪水氾濫の発生する時期は、主に雪どけの季節や梅雨時である。記録では、長期間降雨が見られた後や豪雨から半日程度遅れて発生するものが多い。江戸後期からは治水の試みがなされているが、堤防の決壊などによる被害も発生している。洪水氾濫では、農地のほか人家にも被害が出ることもあり、まれに死傷者も出た様子である。近年では、堤防等の河川改修工事が進み、月光川の上流に月光川ダム（洪水調整ダム）が建設されるなど、治水対策が機能してきているため、洪水氾濫の発生数は減少してきている。

4 火山災害（図2-6参照）

遊佐町の北東部に位置する鳥海火山では、数多くの噴火記録が残されている。多くの噴火は噴煙を上げた程度であるが、まれに溶岩の流出や、新火山口丘を形成するような激しい火山活動を行っている。

最近の噴火では、1801年に新山を形成するような大きな活動をしている。1974年には153年ぶりに噴煙をあげた。これらはすべて山頂付近に集中している。噴火継続時間は明らかではないが、数か月間から数年間活動を行うようである。

噴火による直接的被害は、1801年の噴火時に登山者が噴石により死亡したのみで、その他に大きな災害となった記録は残されていない。ただし、山頂周辺に源流部を持つ河川では、噴火による硫黄化合物等の混入で魚類がへい死し、農作物にも被害が生じている。

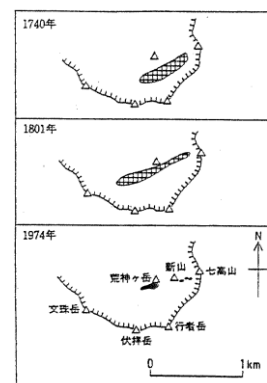


図2-6 鳥海山の最近の噴火の火口分布

5 その他の災害

その他の災害として記録に残されているものは、豪雨に伴う土石流（山津波）や斜面崩壊などの土砂災害である。これらの現象は、過去何度も発生していると考えられるが記録数が非常に少ない。これは、土石流や斜面崩壊の発生するような場所に人家等が立地せず、災害として認知されていなかったことが理由として考えられる。いずれにせよ、遊佐町では過去に土砂災害によって大きな被害を受けていない。

6 災害特性

(1) 地震災害危険（資料編 3-(3)液状化地図）、同(4)津波浸水想定図参照）

本町での地震災害の危険要因は、地盤振動、液状化、落石、津波などがあげられる。

本町には活断層が通っており、活断層の運動によって発生する強い地盤振動に注意する必要がある。砂丘背後の低地にある集落はやや軟弱地盤の地域にあり、地盤振動が増幅しやすい。また、砂質地盤も広く分布しているため液状化の危険性も大きい。

これらの地盤振動や液状化の危険性が高い地域では建物の損壊危険も大きい。

(2) 津波災害危険

津波の危険性は西浜から月光川河口、吹浦の集落で浸水の危険性が大きい。夏の海水浴シーズンには海水浴客が多く、津波被災危険が大きい。

(3) 地震火災危険

吹浦や遊佐の集落は木造建物が密集する市街地を構成しており、地震火災による延焼の危険性がある。

(4) 風水害危険（資料編 3 災害危険箇所(1)～(10)参照）

ア 水害危険

水害危険区域は、月光川沿いの低地、特に、河川の合流点付近は水位が高くなりやすく、排水不良を引き起こしやすい。河川の水位が高い間は小排水路からの水がはけにくく、内水氾濫を引き起こす可能性がある。また、吹浦川や日向川の河口付近は、感潮河川になっており、満潮時には排水不良になりやすい。

イ 高潮危険

高潮危険区域は少ない。吹浦漁港では、港湾施設が高潮の影響を受ける可能性がある。

ウ 土砂災害危険

(ア) 斜面崩壊

斜面崩壊の危険区域は月光川の中流部の急な段丘崖が崩壊しやすい。人家が少ないため崩壊による被害は少ないものと考えられる。町域の北西部は斜面と人家が接近しているところがやや多いが、固結した溶岩流の先端部で比較的崩壊しにくい。

(イ) 土石流

土石流の危険性のある溪流は、杉沢や蕨岡に見られる。これらの地域は活断層の変動によって急斜面が形成される傾向にあり、これからも土石流に注が必要である。

(5) 火山災害危険（資料編 3-(5)「鳥海山火山防災マップ」参照）

本町での火山災害の危険要因は、噴石、火山灰、火砕流、溶岩流、火山泥流及び降灰後の降雨による土石流などである。集落は鳥海山からある程度離れているため、噴

石の影響は受けにくい。火山灰は風向によって危険区域は異なる。ただし、上空の卓越風向は西風であるため、火山灰は東側の酒田市八幡地区や由利本荘市の方向へ多く流れやすい。夏には本町へ多く降灰する可能性がある。火砕流は鳥海山北側の馬蹄型カルデラの方向へ流下する危険性が高く、規模の大きな火砕流の場合には、本町の方向へ火砕流が流下する危険性がある。溶岩流も山頂の馬蹄型カルデラの方向へ流下する危険性が高いものの、噴火場所によっては本町方向へ流下してくる危険性もある。火山泥流は融雪や噴火後の豪雨によって発生する。南ノコマイ（月光川の支流）や日向川は泥流の危険性があり、積雪期の噴火や噴火後の豪雨の際には河川から離れる必要がある。

第4節 防災力等の概況

1 管内防災関係機関等と防災力

(1) 消防署隊及び消防団隊

遊佐町消防計画(資料編 1-1(8))及び消防対策要綱(資料編 1-1(9))並びに酒田地区広域行政組合消防計画(資料編 1-1(11))による。

(2) 自主防災組織

本町のすべての自治会が自主防災組織を結成している。

(3) 避難所

避難所数	25箇所
避難距離等	避難場所・一時避難場所も各地区に設置されているが、平野部では避難場所まで徒歩で30分の避難を強いられる集落もある。

(4) 雨量・河川水位等観測体制

種別	観測所名	流域	設置者	所在地等
雨量計	大平	滝沢川	山形県	鳥海山大平
雨量計	三ノ滝	月光川	山形県	三ノ滝
雨量計	月光川ダム	月光川	山形県	月光川ダム
雨量計	菅里	月光川	山形県	菅里
水位観測	尻引	月光川	山形県	七日町・尻引橋
水位観測	吹浦	月光川	山形県	石淵
水位観測	庄内高瀬川	高瀬川	山形県	宮ノ下・月見橋
水位観測	豊岡	日向川	山形県	石辻
水位観測	穂積	日向川	山形県	酒田市尻地・日向橋

2 応援協定締結状況（広域応援協定相手）

- ア 東京都 豊島区
- イ 宮城県 大崎市
- ウ 秋田県 にかほ市
- エ 山形県広域消防相互応援協定 県内全市町村

3 要配慮者の概況

本町では、以下の要配慮者数を把握するため、6月ごとに調査を行っている。

- ア 介護認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ウ 知的障がい者で、療育手帳の交付を受けている者
- エ 当年度中に母子手帳の交付を受けている者
- オ 乳幼児
- カ 高齢者のうち、75歳以上の者
- キ 日本語の理解が十分にできない外国人
- ク 自治会長等が、災害発生時に支援が必要だと認めた者

4 災害危険箇所等（資料編 3 災害危険箇所参照）

ア	土砂災害警戒区域	32 区域
イ	土石流危険溪流	11 地区
ウ	急傾斜地崩壊危険箇所	8 箇所
エ	山腹崩壊危険地区	3 地区
オ	崩壊土砂流出危険区域	6 区域
カ	雪崩危険箇所	13 箇所

第3章 遊佐町地域防災計画の基本的な考え方

1 大規模地震・津波対策の推進

町内には、庄内平野東縁断層帯が南北に走っている。長期評価においては、想定される地震のマグニチュードが7.5程度と阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震のマグニチュード7.3を上回る。また、今後30年以内に地震が発生する確率では、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、我が国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

平成23年には未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生するなど、マグニチュード7クラスの大規模地震が、いつ、どこで起きてもおかしくない状況にある。一方で日本海に面する当町では、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、町、県及び防災関係機関が住民と一体になって効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を推進していく必要がある。

2 地震・津波防災対策の基本方針

(1) 理念

地震や津波の発生を防ぐことはできないが、それらによる被害を軽減することは可能であり、「減災」の考え方を基本に「災害の少ない遊佐町」から「災害に強い遊佐町」を目指して、町、県及び防災機関と住民が一体となって地震・津波防災対策に取り組む。

(2) 目標

ア 災害に強いまちづくり

(ア) 地震・津波・災害対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入れによる受援体制の整備を図る。

住民・事業所員は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

(イ) 風水害対策の推進

台風・集中豪雨等による河川の氾濫、高潮等風水害の被害を軽減するため、今後も河川、海岸施設等の改修、治水施設の整備、水防体制及び避難体制の強化等を図る。

(ウ) 土砂災害対策の推進

本町の丘陵・山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等に指定されている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達、避難指示等の判断基準を明確にし、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

(エ) 火山災害対策の推進

「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」の 50 火山の一つとして選定されている鳥海山の噴火活動に対する防災対策を推進する。

(オ) その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、林野火災、風害、雪害、文化財災害、危険物災害、海難事故、航空機事故、鉄道事故、原子力事故等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備を推進する。

イ 災害に強い人づくり

(ア) 自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が地域の被害を小さくするが、人命救助等に行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、町民の災害時の役割は極めて重要である。

このため、町は、地域及び職場等を通じて町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向上を図る。

(イ) 共助能力の向上

近年、都市化の進展により、町民が相互に触れ合う機会が減少している。一方で町民の高齢化に伴い、要配慮者数は増加傾向にある。このため、自主防災組織が地域における防災活動の中心を担う必要がある。特に、災害発生直後では、公的機関による救助活動や支援活動等の開始には数日単位の時間を要するため、被災した地域の人たちが早期に組織的な防災活動を行うことが被害の軽減につながる。町は、町民の防災意識の向上を図るとともに、地域単位若しくは事業所単位での自主防災組織の育成と支援を行い共助能力の向上に努める。

(ウ) 企業・団体等の力の取込み

企業や産業団体等との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

企業や産業団体については、業務継続計画の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化する。

ウ 災害に強いシステムづくり

(ア) 役割・機能分担の明確化

町、関係機関、住民・事業所等のそれぞれが、災害時に「いつ、どこで、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

(イ) 地域防災計画と応援体制の充実

町は、各種災害に対応するため、町地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

(ウ) 防災・救助体制の整備

- a 役場庁舎・消防施設等防災活動拠点施設、避難施設、医療施設等の耐久化・耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

令和3年度における役場庁舎の新築移転事業においては、庁舎の耐震化、浸水対策、自家用発電設備の能力向上及び災害応急対策スペースとして、緊急車両駐車場（12台）180㎡を設け、災害対策本部の機能強化を図った。

- b 防災行政無線をはじめとする通信機能の向上並びに情報収集や伝達体制の充実に努める。

- c 要配慮者に対応した防災・救助体制の整備を推進する。

エ 地域や住民の災害対応力を高める

大規模な地震が発生した場合等、同時多発する被害に対応するため、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。個々の住民が平常時から災害に対して備えを強化し、災害が発生した場合には自分で自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが重要であり、町はこれらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発、ボランティア活動の環境整備などを行っていくことが必要である。

このため、住民に対する正しい防災知識の普及と、自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の強化を図る。

第4章 被害想定

1 地震被害の想定

(1) 被害想定のお考え方

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、これまでの想定を超える大きな被害をもたらされ、このような災害が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画においては、阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や東日本大震災において発生した津波にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、このような大地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

県は、平成17年に地震調査研究推進本部地震調査委員会が「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」を公表したことに伴い、庄内地方においてマグニチュード7.5の地震発生の可能性があるため、断層帯の被害想定調査を実施した。

なお、平成21年には、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により評価（「庄内平野東縁断層帯の長期評価の一部改訂について」）が一部改定されている。

「震源域の設定」

内陸部を震源とする内陸型地震については、庄内平野東縁断層帯(図4-1)により、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とした。

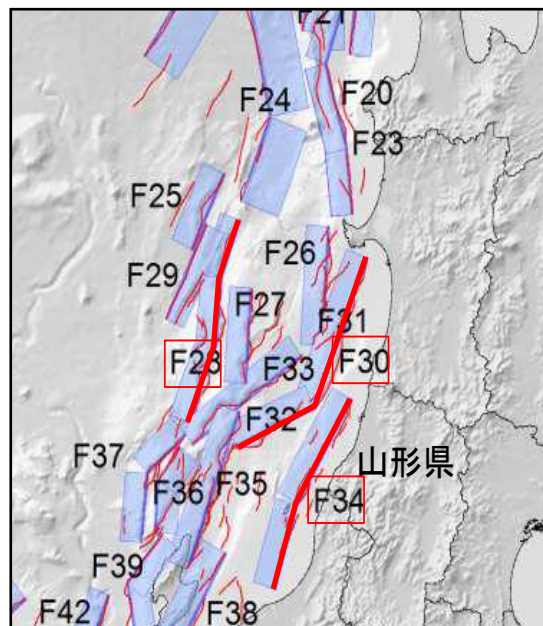
また、海域を震源とする海洋型地震については、山形県沿岸における震源域(図4-2)により、山形県津波浸水想定・被害想定調査(平成28年3月公表)で示されたF28断層、F30断層、F34断層を震源域に設定した。

図4-1；庄内平野東縁断層帯(位置図)



1：北境地点 2：土湫地点 3：朴ノ木沢地点 4：山崎地点
A、B：反射弾性波探査測線（A：文献11 B：文献12）
●：断層帯の北端と南端
断層の位置は文献1に基づき、
基図は国土地理院発行数値地図200000「酒田」「新庄」を使用。

図4-2；山形県沿岸部における震源域(位置図)



区 分	震源域・津波断層		地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ	30年以内発生確率
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	全 体	7.5	約 38 km	
		北 部	7.1	約 24 km	ほぼ 0%
		南 部	6.9	約 17 km	ほぼ 0% ～6%
海洋型地震	日本海東縁部(山形県沿岸)	F28 断層	7.7	126 km	ほぼ 0%
		F30 断層	7.8	153 km	
		F34 断層	7.7	124 km	

※ 発生確率の基準日は令和4年1月1日 現在 (令和4年2月9日 公表)

※ 山形県沿岸については、山形県津波浸水想定・被害想定調査(平成28年3月公表) 庄内平野東縁断層帯については、平成17年度実施の被害想定調査による。

「災害発生ケースの設定」

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくる事が考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース(夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方)を設定した。

(2) 想定被害の概要

ア 被害の規模

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合は、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

庄内平野東縁断層帯地震での県全域の想定被害 (冬期早朝;震度3～7)

建物全壊	建物半壊	建物焼失	死者	負傷者	避難生活者	上水道断水世帯	停電世帯	電話不通世帯
10,781棟	23,618棟	63棟	915人	9,694人	41,044人	169,434	20,816	13,156

イ 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
-------------	--------------------------------

ウ 本町において最大の被害が想定される庄内平野東縁断層帯地震の被害規模
(平均震度6強・最大震度7の場合)

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
人 的 被 害	死者(人)	30	63	24
	負傷者(人)	449	736	387
	避難者:昼間(人、%)	1,414 (9.7)		
	避難者:夜間(人、%)	1,947 (10.9)		
建 物 被 害	全壊計(棟、%)	1,281 (10.3)		1,225 (9.8)
	半壊計(棟、%)	2,317 (18.6)		2,216 (17.8)
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	上水道の断水世帯:地震直後 (世帯、%)	4,642 (99.2)		
	上水道の断水世帯:一日後 (世帯、%)	4,319 (92.3)		
	LPガス全半壊率:冬期(%)	30.3		
	LPガス要点検供給世帯(世帯)	809		
	下水道被害率(%)	5.20		
	下水道排水困難人口(人)	448		
	停電世帯(世帯、%)	819(16.2)		
電話不通世帯(世帯、%)	512(10.2)			

2 津波による被害想定

県では、政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成 26 年 8 月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深））をいう。以下同じ。）を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、平成 28 年 3 月に公表した。

(1) 津波浸水想定の設定

県内の沿岸を地域海岸に区分し、各地域海岸で津波水位が最大となるケースを抽出するなど、山形県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして、政府が平成 26 年 8 月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定したものである。

また、津波断層モデル 3 断層のうち、被害が大きいとされる F 30 断層、F 34 断層を選定し、被害を想定したものである。

なお、断層の規模が最大クラスの場合本町における津波高(最大)は、居住者の多い吹浦地区で 12.5 メートル、全海岸線上で 14.9 メートルとされ、第 1 波で海面の高さが 20 センチメートルの津波到達時間は、9 分と示された。

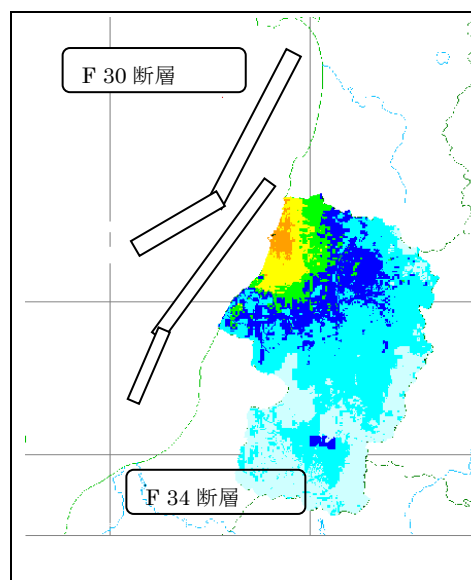


図 4 - 5 津波断層モデルの位置

(2) 被害想定の手法及び発生ケースの設定

被害想定は、内閣府の被害想定手法を基に、冬季の暴風雪など庄内地域の特性を踏まえ、冬深夜、夏 12 時及び冬 18 時の 3 ケースと、平均風速時及び強風時を計算条件として設定した。

なお、F30 断層の場合は、昼間人口が多くなる夏の 12 時に津波による死者が多くなると想定される。F34 断層の場合は、人的被害の多くが津波によるものである。冬深夜の場合、多くの人々が就寝中のため避難開始が遅れ、さらに積雪により避難にも時間を要すると考えられるため、最も人的被害が多くなると想定される。

津波断層モデル	マグニチュード (Mw)	断層長さ (km)
F 30	7.8	153
F 34	7.7	124

断層パラメーター

(3) 津波浸水想定図

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成 28 年 3 月に国土交通大臣に報告するなどし公表した資料を本町地域防災計画の資料編に添付する。

(資料編 3-(4)津波浸水想定図参照)

【強風時における想定被害の状況】

種別	被害項目	被害単位 (建物の単位； 棟・人の単位； 人)	F30 断層			F34 断層		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	計	全壊数	327	289	327	153	136	153
		半壊数	1,480	1,390	1,480	1,064	983	1,064
	揺れ	全壊数	306	267	306	142	125	142
		半壊数	1,094	990	1,094	770	680	770
	液状化	全壊数	11	11	11	9	9	9
		半壊数	305	316	305	277	285	277
	急傾斜地 崩壊	全壊数	1	1	1	1	1	1
		半壊数	3	3	3	2	2	2
	津波	全壊数	9	10	9	1	1	1
		半壊数	78	81	78	15	16	15
	火災 (強風時)	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	人的被害	計	死者	94	72	75	13	8
負傷者			274	178	193	163	98	110
うち重傷者			42	29	30	16	10	12
揺れによる 建物倒壊		死者	20	10	13	9	5	6
		負傷者	240	146	163	157	94	106
		うち重傷者	30	18	20	14	9	10
津波(早期避 難率が低い 場合)		死者	74	62	62	4	3	3
		負傷者	34	32	30	6	4	4
		うち重傷者	12	11	10	2	1	2
避難者等	避難者	避難者(1日 後)うち避難	1,523	1,388	1,523	938	863	938
		生活者	926	845	926	575	530	575
		避難者(1か月 後)うち避難	1,372	1,235	1,372	769	693	769
		生活者	411	370	411	231	208	231
	帰宅困難者	帰宅困難者 (平日)	従来法 711					
	災害廃棄物	発生量(トン)	126,983	120,372	126,983	59,650	55,702	59,650
	経済被害	直接経済被害額(億円)	10,270	9,700	11,310	8,480	8,000	8,750

ライフライン等	上水道	断水人口 (1日後)	9,827(断水率68%)			7,921(断水率55%)		
	下水道	機能支障人口 (1日後)	718(支障率6%)			524(支障率5%)		
	電力	停電件数 (1日後)	731	640	731	352	311	352
	固定電話	不通回線数 (1日後)	345	302	345	166	146	166
	道路	道路被害率 (国道)	15~20%			10~20%		
	鉄道	被害箇所	津波浸水域 3箇所			津波浸水域 2箇所		
	港湾	係留施設 被害箇所	10箇所			3箇所		
防波堤被災 距離(Km)		2.1			1.9			

3 風水害の想定

(1) 切迫度・頻度

人命損失や生活障害の程度は小さい(ただし、土砂災害については要注意)が、最も頻度の高い災害である。

(2) 想定される被害程度

過去最大規模の豪雨(1983年程度)があった場合、概ね資料編2遊佐町周辺の災害一覧表のような被害程度が考えられる。

過去最大規模の豪雨等があった場合の想定される被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
水害	小	小~中	中	近年の河川改修工事の進捗により水害危険は減少、一方、涵養機能の低下で内水氾濫の危険が増加している。
高潮	小	小	小	吹浦で港湾施設が高潮の影響を受ける可能性がある。
土砂災害	小 (~中) (備考参照)	小	小	土砂災害警戒区域が少ないことや警戒区域付近に人家が少ないこと。また、急傾斜地の多くは比較的崩れにくい固結した溶岩流の先端部になっていることなどによる。ただし、危険箇所付近への居住が進めば事情は異なってくる。

(注)近年の気象条件や管内事情を反映していると考えられる過去50年程度の災害履歴も参考にした。

4 火山災害の想定

(1) 切迫性・頻度

鳥海山は過去に何度も噴火しており、今後も噴火する可能性は高い。しかし、現時点では、特に、異常は現れていない。

(2) 想定される被害程度

地形的条件や集落の位置から、人命損失は小さいと考えられるが、山形県が実施している火山災害調査によると降雪期での火山噴火があった場合の泥流災害の範囲が広範囲に及ぶことに留意する必要がある。

なお、生活障害や経済損失については、最大規模の噴火、火砕流、溶岩流などを想定すれば被害の程度は大きくなるが、現時点では、最大規模の噴火になる確率は小さいと推定されている。

鳥海山噴火時に想定される被害程度

	予想される被害程度			備 考
	人命損失	生活障害	経済損失	
鳥海山噴火	小	小～大	小～大	人命損失を小としたのは、集落が鳥海山から離れていることや火砕流や溶岩流は馬蹄形カルデラの北方に流下する可能性が大きいことなどの条件を考慮した。 なお、生活障害、経済損失は噴火の規模により、幅がある。

第5章 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 消防機関

酒田地区広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）、消防署及び遊佐分署は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の行う防災活動を援助、協力する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理が必要なとき、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、韓国、指導及び助言等の措置をとる。

(5) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。

ただし、災害に際し、特に、緊急を要して、県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるように協力する。

(7) 公共的団体及び防災上、重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上、重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 住民の役割

自分のことは自分で守る（自助）、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）ことが防

災の基本であり、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

特に、大規模な災害が発生したときには、防災関係機関の初期活動が制限されると予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組むことが求められる。

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
遊佐町	1 遊佐町防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の改善に関する事 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関する事 6 防災に係る教育及び訓練に関する事 7 通信施設及び組織の整備に関する事 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 9 治山治水その他町の地域の保全に關す	1 遊佐町災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 指定行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請並びに他市町村長に対する応援の要求に関する事 3 県知事の委任を受けて行う災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助に関する事 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 5 災害情報の収集に関する事 6 災害広報に関する事 7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難指示等及び警戒区域設定に関する事 8 被災者の救助に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 緊急輸送の確保に関する事 11 ライフラインの確保に関する事 12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置	1 被災者のための相談に関する事 2 見舞金等の支給等に関する事 3 雇用の安定に関する事 4 住宅対策に関する事 5 租税の特例措置に関する事 6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 7 公共施設等の災害復旧に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	ること。 10 建物の不燃堅ろう化その他町の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。	に関すること。 14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。 15 災害時の清掃、防疫その他の保健衛生の応急措置に関すること。 16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 17 要配慮者に対する相談及び援護に関すること。	
遊佐町消防団	1 防災に係る教育及び訓練に関すること。 2 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。	1 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 2 水防、消防、救助その他の応急措置に関すること。 3 災害情報の収集、その他り災者に対する救護活動に関すること。	

(2) 消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田地区広域行政組合消防本部、消防署及び遊佐分署	1 防災に係る教育及び訓練に関すること。 2 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。	1 災害の予報及び警報に関すること。 2 水防、消防、救助、救急搬送その他の応急措置に関すること。 3 災害の情報収集及び伝達並びに広報宣伝に関すること。 4 その他災害時における所定業務及び活動	

(3) 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1 山形県防災会議に関すること。 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。	1 山形県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3 市町村の実施する救助の応援及び調整に関すること。 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	1 被災者のための相談に関すること。 2 見舞金等の支給等に関すること。 3 雇用の安定に関すること。 4 生活関連物資の

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>ること。</p> <p>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</p> <p>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>7 通信施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資並びに資機材の備蓄に関すること。</p> <p>9 治山治水その他国土の保全に関すること。</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定並びに対策に関すること。</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>12 在宅の要配慮者対策に関すること。</p>	<p>5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</p> <p>6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</p> <p>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品の貸付けに関すること。</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達及び災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>12 災害広報に関すること。</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>14 ライフラインの確保に関すること。</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設等及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>20 要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p>	<p>需給・価格状況の調査等に関すること。</p> <p>5 住宅対策に関すること。</p> <p>6 租税の特例措置に関すること。</p> <p>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に関すること。</p>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	
山形県警察本部（酒田警察署）	<p>1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。</p> <p>2 災害警備の教養訓練に関すること。</p> <p>3 防災広報に関すること。</p>	<p>1 被災情報の収集伝達</p> <p>2 被災者の救出及び救護</p> <p>3 被災者等の避難誘導</p> <p>4 行方不明者の捜索及び死者の検視</p> <p>5 災害危険箇所の警戒</p> <p>6 被災地域及び避難場所における犯罪の予防及び取締り</p> <p>7 被災地域における交通規制及び緊急交通路の確保</p> <p>8 被災地域における広報活動</p> <p>9 警察通信の確保と応急対策</p> <p>10 防災関係機関との相互協力</p>	

(4) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第6師団	<p>防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練及び防災関係資器材等の整備点検に関すること。</p>	<p>1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等及び災害関係予報並びに警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。</p> <p>2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。</p> <p>3 診察、防疫感染症対策、病虫害防除等の支援に関すること。</p> <p>4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること</p> <p>5 危険物の保安及び除去、</p>	<p>自衛隊法第100条に基づく土木工事の受託に関すること。</p>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する事。	

(5) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区 警察局		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3 関係職員の派遣に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 	
東北財務局（山形財務事務所）			<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関の業務運営の確保に関する事。 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事。 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事。 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付に関する事。
東北厚生局		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の情報収集、通報に関する事。 2 関係職員の派遣に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 	
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事。 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に 	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	関すること。 2 災害時における応急食料の供給に関すること。	と。
東北森林管理局(庄内森林管理署)	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。	災害情報の収集、災害復旧における復旧資材の供給に関すること。	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
東北経済産業局		1 災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2 工業用水の復旧対策に関すること。	1 生活必需品、復旧資材等の円滑な供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関すること。 2 被害中小企業への融資及びその他振興に関すること。
東北運輸局(山形運輸支局)	運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること。	1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること。	復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること。
第二管区海上保安本部(酒田海上保安部)	1 海上における災害の発生に備えた、体制の確立並びに設備及び資機材等の整備に関すること。 2 海上防災講習会等の開催による防災思想の普及・高揚並びに防災訓練の実施に関すること。 3 防災業務を総合的かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集、整理及び対応策の研究に関すること。	1 津波、航路障害物、航路標識の異状その他海上交通等に影響する情報の船舶等への伝達に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 遭難者及び遭難船舶等の救助等に関すること。 4 被災者、救援活動関係者及び救援物資等の緊急輸送に関すること。 5 海上災害救援用物品の無償貸与又は譲与に関すること。 6 関係機関が行う災害応急対策への支援に関すること。 7 排出油等の防除に関する	1 海洋環境の汚染の防止に関すること。 2 海上交通の安全の確保に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		<p>こと。</p> <p>8 海上交通の安全の確保に関すること。</p> <p>9 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>10 海上における治安の維持に関すること。</p> <p>11 危険物の保安措置に関すること。</p>	
<p>仙台管区 気象台 (山形地方 気象台)</p>	<p>1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p>	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p>	<p>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p>
<p>東北総合 通信局</p>	<p>1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること。</p> <p>2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。</p>	<p>1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講じること。</p> <p>2 非常通信に関すること。</p>	<p>有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること。</p>
<p>山形労働 局（庄内労働 基準監督 署）</p>	<p>1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。</p> <p>2 企業における防災の促進に関すること。</p>	<p>1 二次災害発生の防止に関すること。</p> <p>2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</p>	<p>1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</p> <p>3 雇用安定等の支援に関すること。</p>
<p>東北地方 整備局（酒 田河川国 道事務所）</p>	<p>1 防災上、必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚及び防災知識の普及に関するこ</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。</p> <p>2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導に関する</p>	<p>二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>と。</p> <p>2 通信施設、観測施設、防災用機械及び資機材の整備に関すること。</p> <p>3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防及び道路施設等の防災事業推進に関すること。</p> <p>4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。</p>	<p>こと。</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。</p> <p>4 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）、リエゾンの派遣などによる災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>	
東北地方測量部		1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	1 復旧測量等の実施に関すること。
東北地方環境事務所		<p>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。</p> <p>2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。</p> <p>3 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく検査・指示に関すること。</p> <p>4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。</p> <p>5 愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護</p>	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		支援の実施に関する事。	
関東東北 産業保安 監督部東 北支部	1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガスの保安に関する事。	1 災害時における危険物等保安確保に関する事。 2 電気、ガスの復旧対策に関する事。	1 電気の災害復旧に関する事。

(6) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客 鉄道株式会 社（秋田支 社、新潟支 社） 日本貨物鉄 道株式会 社 JR貨物新 潟支社東北 支店秋田営 業所	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関する事。 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関する事。	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関する事。 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関する事。 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関する事。 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関する事。	線路等鉄道施設の災害復旧に関する事。
東日本電信 電話株式会 社（山形支 店）	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	1 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達に関する事。 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関する事。	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関する事。 2 電気通信施設の災害復旧に関する事。
株式会社エ ヌ・ティ・ ティ・ドコ モ（山形支 店） KDDI株 式会社 ソフトバン ク株式会 社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	災害時における移動通信の確保に関する事。	移動通信設備の災害復旧に関する事。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本赤十字社（山形県支部）		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における傷病者の医療救護に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配分に関すること。 3 心のケアに関すること。 4 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。 5 義援金の募集受付に関すること。 	
日本放送協会（山形放送局）	災害予防の放送に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。 	放送施設の災害復旧に関すること。
公益社団法人山形県トラック協会		<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。 	
東北電力株式会社（山形支店） 東北電力ネットワーク（山形支社）	発電、変電、送電及び配電施設及び設備の新設、改良及び維持に関すること。	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 2 電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社（遊佐郵便	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
局)			保に関する事 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 株式会社郵貯銀行の非常取扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関する事。

(7) 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社エフエム山形 株式会社さくらんぼテレビジョン	災害予防の放送に関する事。	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関する事。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事。	
庄内交通株式会社		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事。	
月光川土地改良区 日向川土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関する事。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関する事。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。
酒田地区医師会十全堂		災害時における医療救護に関する事。	

(8) 公共的団体及び防災上、重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
遊佐町社会福祉協議会	ボランティア受入れ体制の整備に関する事 と。	災害ボランティアセンターの運営に関する事 と。	
遊佐町商工会		1 災害時における物価安定 についての協力及び徹底に 関すること。 2 救助用物資の確保につい ての協力に関する事 と。	復旧資材の確保に ついでの協力、及び あっせんに関する事 と。
庄内みどり農業協同組合 北庄内森林組合遊佐支所		共同利用施設の応急対策に 関すること。	1 共同利用施設の 復旧に関する事 と。 2 被災組合員に対 する融資及びあっ せんに関する事 と。
一般診療所・病院		1 災害時における収容患者 に対する医療の確保に関する 事 と。 2 災害時における負傷者等 の医療救護に関する事 と。	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の 確保に関する事 と。	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保 安措置に関する事 と。	
一般建設業者		1 防災対策資機材、人員の確 保に関する事 と。 2 障害物の除去等の応急復 旧対策に関する事 と。	

第 2 編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に関する調査研究計画

1 計画の概要

震災対策を効果的に推進するため、町が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

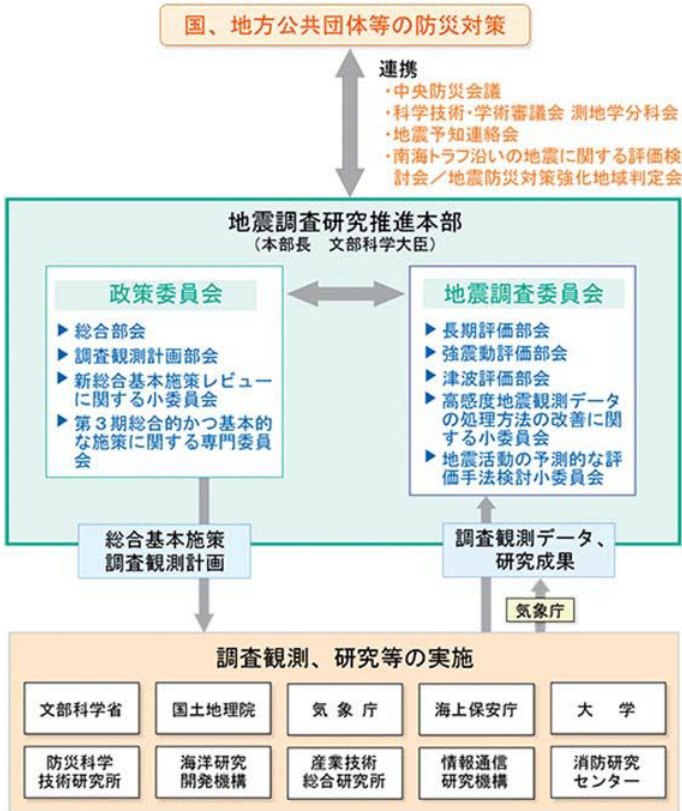
2 計画の体系

項 目	概 要
1 国の推進体制	① 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制 ② 地震調査研究推進本部の役割 ③ 地震調査委員会による活断層の長期評価
2 県における調査研究	① 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施） ② 山形県活断層調査（平成9～13年度実施） ③ 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施） ④ 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）
3 町の推進体制	① 防災関係機関との情報交換等の実施 ② 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開 ③ 町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

3 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

(1) 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制



資料：地震調査研究推進本部

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ア 総合的かつ基本的な施策の立案
- イ 関係行政機関の予算等の事務の調整
- ウ 総合的な調査観測計画の策定
- エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による海溝型地震及び主要活断層帯の長期評価

地震調査委員会は、活断層で起きる地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。山形県の主要活断層帯は下記の通りである。

名称		最大想定 マグニチュード	位置	長さ	30年以内 発生確率
山形盆地 断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
	北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8% S※ランク
	南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1% Aランク
新庄盆地 断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下 S※ランク
	西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6% Aランク
長井盆地 西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下 Zランク
庄内平野 東縁断層 帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
	北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0% Zランク
	南部	M6.9程度	酒田市～鶴岡市	約17km	ほぼ0～6% S※ランク
日本海東縁部 (山形県沖)		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0% Iランク
日本海東縁 (佐渡島北方沖)		M7.8程度	佐渡島北方沖	おおむね南北 方向に長さ140 km程度、幅34km 程度の矩形	3～6% IIランク
日本海東縁部 (秋田県沖)		M7.5程度	秋田県沖	おおむね南北 方向に長さ90 km程度、幅24km 程度の矩形	3%程度以下 IIランク
日本海東縁部 (新潟県北部沖)		M7.5程度	新潟県北部沖	80km程度	ほぼ0% Iランク

※発生確率の基準日は令和4年1月1日現在（令和4年2月9日公表）

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「A

ランク」、0.1%未満を「Z ランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「X ランク」と表記している。

※地震後経過率（注）が0.7 以上である活断層は、ランクに*を付記している。

注：地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で除した値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0 となる。

4 県における調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や震災に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を震災対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型4ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型1ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(2) 山形県活断層調査事業(平成9～13年度実施)

庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯を対象に、科学技術庁（現：文部科学省）の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の分布・位置や活動状況等について調査研究を実施した。

(3) 山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度実施)

平成14年に国の地震調査委員会より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

(4) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

平成17年に国の地震調査委員会より「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード7.7、庄内地方においてマグニチュード7.5の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、両断層帯の被害想定調査を実施した。

5 町の推進体制

(1) 防災関係機関との情報交換等の実施

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

(3) 町の地域特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

第2節 地震・津波観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震・津波観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県内における関係機関の地震・津波観測体制	① 気象庁 ② 文部科学省 ③ 国土交通省東北地方整備局 ④ 国土交通省国土地理院 ⑤ 山形県

3 県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港巨大津波観測計を設置している。

さらに、気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関等の協力によりテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設し、国立研究開発法人防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が求めている内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、山形県においては15箇所の整備がなされた。

(3) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは国立研究開発法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、酒田港に検潮所、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(4) 国土交通省国土地理院

国土交通省国土地理院は、酒田市飛島及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し潮位等の

海面変動を観測している。

(5) 山形県

山形県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（40箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3節 防災知識の普及計画

1 目的

町及び県等の防災関係機関が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るため、防災知識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

町職員に対しては、防災の要として必要とされる知識・技術に関する防災教育を行う。

また、住民（町職員を含む。）が遭遇する可能性のある危険がどのようなものであり、その危険にどのように対処するべきであるかを基本に据え防災知識の普及を図る。

項 目	概 要
1 町職員に対する防災教育	① 県及び町における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
2 一般住民に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
3 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
4 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
5 防災上、特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 職員に対する防災教育

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。本町職員をはじめ災害対策関係機関の職員には、地震時における適切な判断力を養成し、自発的に責任をもって行動できるよう、以下の防災教育を行う。また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して地震教育の徹底を図るよう努める。

(1) 新任研修

町は、新たに職員として採用した者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。また、実施の内容はおおむね次の通りとする。

- ア 遊佐町の災害特性、災害別・地域別危険度
- イ 遊佐町の防災ビジョン
- ウ 災害予防事務及び応急対策事務の概要
- エ 町職員としての心構え
- オ 初動時の活動要領
- カ 防災行政無線の取扱方法

(2) 職場研修

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、町地域防災計画及び災害

時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に関係職員を参加させるとともに、研修会の開催等に努める。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して住民に対する防災知識の普及を図る。また、自主防災組織、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト Paper等 の備蓄（ローリングストック法の活用）
※ローリングストック法: 普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動をとるべきタイミングを逸することがない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 津波発生時の行動
- (オ) 自動車運転時の行動
- (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル旅館等の避難場所、避難経路
- (ク) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ク) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (セ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

町は、県と協力し、パンフレット、リーフレット等の配布及び防災ビデオ、防災学習館等の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

さらに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町及び防災関係機関は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙等（ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな給油
- (オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (カ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築
- (ク) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の避難経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動をとるべきタイミングを逸することのない適切な行動

- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
 - (エ) 津波発生時の行動
 - (オ) 自動車運転時の行動
 - (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - (ク) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ケ) 応急救護の方法
 - (コ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (カ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (2) 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

さらに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

6 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じて、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、地域の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が地震の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上、特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上、特に注意を要する危険物等の施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等の必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に、災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等、十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速に避難できるよう避難経路等の表示を行う。

第4節 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	①育成の主体 ②育成の方針 ③自主防災組織の規模 ④育成強化対策 ⑤自主防災組織の活動内容 ⑥関係団体との連携
2 企業（事業所）等における防災の推進	①企業等における自衛消防組織の育成 ②企業等における事業継続計画の策定推進 ③企業等における帰宅困難者対策の推進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力を努める。

(2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治会、町内会等の組織を自主防災組織として育成する。その際には、特に危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している地域
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険個所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情の観点から、消防活動の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けて地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意し育成を図る。

ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等(当町においては「まちづくりの会」の区域)等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意点

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者(消防団OB等)の活用

(イ) 規約の作成

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にする。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関する事。 (役割の明確化)
- b 防災知識の普及に関する事。 (普及事項、方法等)
- c 防災訓練に関する事。 (訓練の種別、実施計画等)
- d 情報の収集伝達に関する事。 (収集伝達方法等)
- e 出火防止及び初期消火に関する事。 (消火方法、体制等)
- f 救出及び救護に関する事。 (活動内容、消防機関等への連絡)
- g 避難誘導及び避難生活に関する事。 (避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット動向避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)
- h 給食及び給水に関する事。 (食料・飲料水の確保、炊き出し等)
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。 (調達計画、保管場所、管理方法等)

イ 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

(ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

(イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織

の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しえる者）も同時に育成すること。

(ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

町は、県が実施する「自主防災組織整備事業」、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点（防災センター等）、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難地等）等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 地区自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次の通りである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検
- (エ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- (ク) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達
 - (カ) 避難誘導活動の実施
 - (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (カ) 他地域への応援等
- (6) 関係団体との連携
- 自主防災組織は、次により、女性防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。
- ア 女性防火クラブとの一体的な活動体制づくり
 - イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
 - ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- (7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- ア 自発的な防災活動の推進
- 自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として遊佐町防災会議に提案するなど、町と連携して当該地区の防災活動を行う。
- イ 地区防災計画の設定
- 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (8) 防災指導員の養成
- 町の担当者だけでは、人材育成の取組には限界があるため、その活動をサポートし、防災の核となるひとづくりを手伝うスタッフ＝防災指導員（ボランティア）を養成する。
- 具体的には、消防本部及び遊佐分署と連携し、自主防災組織、消防団員、女性防火クラブ員を中心として防災研修会を開催すると共に、修了者が地域住民を指導する体制づくりに努める。

4 企業（事業所）等における防災の促進

町は、県と協力し、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入りし、又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく指導

消防本部は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防火管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

消防本部は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が促進されるよう、関係者の理解の確保に努める。また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 災要員の配備
- b 消防用設備等の維持管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国、県及び町が実施する企業との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 町における事業継続力強化支援計画の策定促進

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定に努める。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第5節 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 対策

項 目	概 要
1 一般ボランティア	①意義 ②活動分野 ③受け入れ体制の整備
2 専門ボランティア	①意義 ②活動分野 ③受け入れ体制の整備
3 活動環境の整備	

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次の通りである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 町災害ボランティア支援本部（被災地ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検整備
- イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 町災害ボランティアセンターの運営者等の養成及び登録
- エ 町災害ボランティアセンターの設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な区分等は次の通りである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

町において担当窓口が定められている活動項目は、所管課が受付け、担当窓口が定められていない活動項目は、健康福祉課が担当する。

また、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

- ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

(4) 専門ボランティア（特殊技能者）の登録

防災活動上有用な、特殊の技能を有した者（例：建物応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、システムエンジニア等）で、災害時の協力を得られる者については、専門ボランティアとして登録しておく。

また、災害応急対策計画に示す各種関係団体等と関係課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備する。

5 活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、町・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体制

項 目	概 要
1 町の防災訓練	①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③町災害対策本部設置訓練 ④町災害対策本部運営訓練 ⑤広域応援訓練 ⑥非常通信訓練
2 地域の防災訓練	
3 防災関係機関の防災訓練	
4 学校の防災訓練	
5 防災対策上、特に注意を要する施設における防災訓練	
6 防災訓練の評価	

3 町の防災訓練

(1) 総合防災訓練

町は、住民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、防災関係機関との共催により地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等との連携に努める。
- ・ 地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- ・ 災害時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に対する十分な配慮に努める。
- ・ ペット同行避難者の受け入れ態勢が整備されるよう努める。
- ・ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携し実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、現場の対応力の向上を図るため、実施方法や内容等について、適宜、見直しを行う。

ア 実施時期

原則として、3年に1回、防災の日（9月1日）を中心とした防災期間中、又は10月の第一日曜日に実施する。

イ 実施場所

原則として、遊佐、蕨岡、高瀬、吹浦、稲川、西遊佐ブロックを持ち回りで実施

する。

ウ 訓練参加機関

町、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、自衛隊等

エ 主な訓練項目

情報収集伝達訓練 災害対処訓練

オ 訓練の方法

実動訓練とする。

(2) 緊急登庁訓練

町は、勤務時間外の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動体制を確立するため、防災関係職員が緊急登庁する訓練を実施する。

(3) 町災害対策本部設置訓練

町は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動体制を確立するため、町災害対策本部を設置する訓練を実施する。

(4) 町災害対策本部運営訓練

町は、初動体制の検証・評価、職員の災害対応能力の向上及び防災意識の向上を図るため、町災害対策本部運営訓練を状況付与型図上訓練により実施する。

(5) 広域応援訓練

町は、他の自治体との応援協定に基づく広域応援を円滑に実施するため、広域合同訓練の実施を推進する。

(6) 非常通信訓練

町は、災害時に防災関係機関相互の無線等による通信連絡を迅速かつ確実に行うため、定められた通信ルートにより原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

4 地域の防災訓練

(1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。

(2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。

(3) 町災害対策本部との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

(4) 無線通信訓練には、町の参加を求めること。

(5) 総合的な防災訓練を年1回以上開催するように努めること。

(6) 図上訓練等を実施するように努めること。

(7) 被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練の実施に努めること。

(8) ペット同行避難者の受け入れを想定した訓練の実施に努めること。

(9) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を合わせて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。

(10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

(11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。

(12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

(13) 訓練項目

- ・ 防災気象情報伝達訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 通信手段確保訓練
- ・ 緊急道路確保訓練
- ・ 災害対策本部設置訓練
- ・ 災害ボランティア受け入れ訓練
- ・ 自主防災組織による初期対応訓練
- ・ 災害情報収集訓練
- ・ 救急救護訓練
- ・ 災害対処訓練
- ・ 災害対策本部運営訓練
- ・ 救援物資輸送訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 救出訓練
- ・ 非常通信訓練
- ・ 給食給水訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 水防訓練

5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町及び県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に、防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等、学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 特に、海岸線付近の学校にあっては津波を考慮した避難訓練を実施すること。
- (4) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災対策上、特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上、特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防本部等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

8 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにし、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

第7節 避難体制整備計画

1 目的

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	① 指定避難所等の定義 ② 指定避難所等の指定 ③ 避難路の設定及び安全確保 ④ 指定避難所等及び避難方法の事前周知 ⑤ 高用地の活用
2 避難指示等発令体制の整備	
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 避難行動要支援者の避難支援計画	
5 避難誘導體制の整備	
6 防災上、特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
7 福祉避難所の指定	
8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定	

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所(公園、緑地、グラウンド)及び避難所(体育館、まちづくりセンター及び学校等の公共施設等)を対象に、その管理者(設置者)の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所(以下、この章において「指定避難所等」という。)をあらかじめ指定し、地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで、又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校等のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した場所をいう。また、指

定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、まちづくりセンター及び学校等の公共施設に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

町は、指定避難所を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 津波浸水域等の危険区域以外において地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず津波浸水域等の危険区域内となる場合は、浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

また、一旦避難した指定避難所等に、更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時には迅速に避難所を開設できること。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。

エ 被災が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。

また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
 - ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
 - コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、あらかじめ教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
 - サ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。
 - シ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
 - ス 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。
- (3) 避難路の設定及び安全確保
- 町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。
- ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
 - イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。
 - ウ 避難経路の設定にあたっては、住民の意見を反映すること。
- (4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知
- 町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。
- ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努める。
 - イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
 - ウ ホームページへの掲載
 - エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。
 - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
 - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
 - ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等の普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、町の防災担当部局との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等の発令ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難指示等及び土砂災害については、それらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次の通り施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や回線が混み合った時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の

生活必需品や段ボールベッド、パーティション等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備

- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (8) 避難所における良好な生活環境の確保
新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (9) 電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等）の整備に努める。

6 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

7 避難誘導體制の整備

町は、避難指示等を発令した場合に、住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

8 防災上、特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定する。

ア 地域の実情に応じた避難所等(町指定の避難所等)、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び求職の実施方法

エ 災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止対策を講じるなどを考慮し、避難計画を策定する。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定する。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

(1) 相談等にあたる介護員等の配置(概ね10人の対象者に1人)

(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者をあらかじめ調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるように努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するように努める。

10 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 受入れに係る協議

町が被災したときは、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町内で可能な応急対策を講じてもなお、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

- ア 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。

(2) 広域避難者への配慮

- ア 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- イ 町及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

(3) 広域避難に係る事前の備え

- ア 町は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定める。
- イ 県は、防災関係機関と連携しながら、町が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

第8節 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

地震により大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 町及び消防機関の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救助・救急支援体制の整備 ③ 消防本部の救助・救急体制の整備 ④ 連携体制の構築 ⑤ 救助・救急活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応急受け入れ態勢の確立
3 山形県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ ヘリコプターの運用方法の確立
4 山形県警察本部の対策	① 被災者情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は消防本部、酒田警察署若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時において、消火活動や損壊した建物による生き埋め者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要なとなるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立する。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

【災害応援協定締結済みの町内土木建設業者一覧】

番号	業者名	住所	電話
1	(有) 石川工業	宮田字久保ノ前 28	電話 76-2641 FAX 76-2849
2	(有) 石山工業	江地字南田 3	電話 76-2847 FAX 76-2847
3	伊藤建設 (株)	杉沢字奥屋 118	電話 72-3402 FAX 72-4923
4	協栄建設 (株)	北目字下麻掛 1-1	電話 72-2570 FAX 72-3478
5	(株) 斎藤工業	遊佐字鶴田 54-3	電話 72-2703 FAX 72-2713
6	庄司建設工業 (株)	菅里字十里塚 193-499	電話 77-2079 FAX 77-3257
7	(有) 菅原建設	吹浦字横町 42-1	電話 77-2137 FAX 77-2177
8	(株) 高橋工業所	当山字宝了 20	電話 72-2641 FAX 72-2693
9	土門建設 (株)	遊佐字丸ノ内 29-5	電話 72-2626 FAX 72-2628
10	ヤマ五建設 (株)	当山字福ノ中 96	電話 72-2214 FAX 72-5250
11	赤塚建設工業 (株)	吹浦字苗代 42-1	電話 77-2133 FAX 77-2134
12	金子建業 (株)	吹浦字物見峠 62-2	電話 77-3092 FAX 77-3066
13	(有) 一道建設	岩川字千本柳 42	電話 72-2873 FAX 72-2874

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

ア 消防本部・消防署

消防本部・消防署は、救急隊員、救助隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図る。また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーン

ソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、酒田警察署、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換ができる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認する。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、コミュニティFM等のメディアの活用を検討するとともに、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、タクシー会社や運送配達会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備する。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆け付け、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により交通障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定める。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、救急患者受け入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定める。

(7) 応援受け入れ態勢の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみでは対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認する。

また、これらの応援に駆け付ける関係機関の受け入れ体制のうち、特に、被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立する。

5 山形県の対策

(1) 救助・救急隊員の養成

県消防学校における救助・救急隊員の教育訓練の高度化及び酒田地区広域行政組合消防本部の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 救急連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムの活用等、行政・消防・医療機関等における情報通信体制の充実に努める。

(3) ヘリコプターの運用方法の確立

医療スタッフの現場投入、救出された重傷者等の医療機関への搬送及び海上等における捜索・救助活動に係る消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等の運用方法を、関係機関と協議し確立する。

6 県警察本部の対策

(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立

被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビ中継システムの整備充実に努める。

(2) 救助用装備資器材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ、及びスコップ等の救助資器材を整備する。

7 酒田海上保安部の対策

(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備する。

(2) 海上における捜索救助体制の確立

海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立する。

(3) 海上における救急搬送の支援

県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立する。

第9節 火災予防計画

1 計画の概要

地震発生時に火災の発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合は、消防機関と消防団の力だけでは対応できないと予想されるので、そのような事態での初期消火活動に対処するうえで、自主防災組織、住民等の協力による延焼拡大を防止するための体制・手段を整備する。また、地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、町や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導 ④ 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 町による整備 ② 防火管理者による整備 ③ 自主防災組織による整備

3 出火防止

(1) 一般対策

ア 町、消防本部、消防署、遊佐分署及び消防団は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。

イ 消防本部及び遊佐分署は、火災の発生を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材量等の不燃・難燃化を指導する。

ウ 消防本部及び遊佐分署は、飲食店、百貨店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

消防本部、遊佐分署及び消防団は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

(ア) 地震発生時の対策

a 揺れが収まった後に、使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

b ガスにあっては、元栓を閉める。

- c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等の消火用器材等の設置
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- c 危険物及び指定可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

消防本部及び遊佐分署は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

- (4) 消防本部及び遊佐分署は、特定防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの又は小規模雑居ビル等の内避難が困難なものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

- (1) 消防本部及び遊佐分署は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防用設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

- (2) 消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

5 初期消火対策の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、消火栓、防火貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得する。

(2) 消火訓練の実施

消防本部及び遊佐分署は、防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じて、初期消火体制の確立を指導する。消防本部、遊佐分署及び消防団は、それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

6 消防施設等の整備

(1) 町による整備

町は、遊佐町消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つよう努めなければならない。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐水性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

町は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第 10 節 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町、県及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神病院 ⑥ DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院 ⑦ DPAT（災害派遣精神医療チーム）指定病院
2 医療関係施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療関係施設の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ IT を活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備 ⑤ 食料等の備蓄
3 医療救護活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護班及び DMAT 並びに DPAT 派遣体制の整備 ② DMAT 及び DPAT 並びに DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成 ③ 災害医療コーディネーターの設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備
4 医療資器材供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備

3 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班及びDMATを派遣するとともに、災害拠点精神病院にDPATを派遣する。
① 町が設置する医療救護所 ② 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む） ③ 災害拠点病院等 ④ DMAT指定病院 ⑤ DPAT指定病院 ⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMAT指定病院 ② DPAT指定病院 ③ 災害拠点病院等 ④ 災害拠点精神病院 ⑤ 救急告示病院

(1) 医療救護所

町は消防本部、酒田地区医師会十全堂（以下「酒田地区医師会」という。）の協力を得て医療救護所を設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(6) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) DPAT指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたDPATは、県の要請等により県内外から派遣されたDPATとともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

4 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

町、県及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

県は、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及びDMAT指定病院、DPAT指定病院の整備を重点的に推進するとともに、あらかじめ、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）としての機能を山形空港及び庄内空港に整備する。

(2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、町地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物であること。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 広域災害救急医療情報システム

県及び災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害救急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

イ 災害精神保健医療情報支援システム

県及び災害拠点精神科病院は、災害時に医療施設の診療状況及び精神科医療の支援ニーズ等を迅速に把握するため、「災害精神保健医療情報支援システム」を活用し、適切な災害時精神科医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

ウ 山形県医療機関情報ネットワーク

町、県及び医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

エ 非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

(5) 長時間停電対策

災害拠点病院等は、発災後、72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(6) 食料等の備蓄

災害拠点病院等は、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄の充実に努める。

5 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班及びDMAT派遣体制の整備

県は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く。）、山形大学医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県支部等（以下「派遣元」という。）の協力を得て、市町村からの要請により、医療救護所において医療救護に従事する医療救護班を派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。また、DMAT指定病院の協力を得て、被災地内外での現場活動、地域医療搬送、病院支援及び広域医療搬送を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDMATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

医療救護班及びDMATの人員構成は、1班につき概ね医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名、計4～5名程度とし、その装備・服装・携帯品等は、自己完結型の医療活動に適したものを旨とする。細部はそれぞれの派遣元の決定するところによる。さらに、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。

(2) DPAT派遣体制の整備

県は、DPAT指定病院の協力を得て、被災地内での情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDPATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

DPATの人員構成は、1班につき4名程度とする。メンバーは、精神科医師、看護師、業務調整員で組織され、県内又は県外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(3) DMATの養成

災害発生時にDMATとして活動するためには、国の実施する「災害派遣医療チーム研修」の受講が必須であるため、当研修の受講を推進し、DMAT体制の拡充を図る。

(4) DPATの養成

災害発生時にDPATとして活動する隊員は、県が実施する「災害派遣精神医療チーム研修」など、専門的な研修を受講した者とし、県は、隊員の資質の向上等を図るための研修や訓練の場の設定に努める。

(5) DHEATの養成

県は、DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するよう努める。

(6) 災害医療コーディネーター等の設置

県は、被災地内外での医療救護班及びDMATの現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送、並びにDPATによる精神科病院の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を円滑かつ迅速に実施するための調整役となる災害医療コーディネーター等を設置する。

(7) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じて、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(8) 災害時医療救護マニュアルの整備

県（本庁及び保健所）、町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(9) ドクターヘリの災害時運用要領等の整備

県は、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(10) 災害時医療救護訓練の実施

県は、災害時における医療救護について、効率的かつ安全な医療救護活動体制を整備するため、医療機関と連携した訓練を実施する。

6 医療資器材供給体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、自主防災組織、住民等は近隣の救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があること、医療機関の利用は重傷（重症）者を優先し軽傷（軽症）者の利用は可能な限り控えること、家庭での医療品の備蓄に努めることなどを広報、研修などにより住民等に周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

7 広域応援医療体制の整備

町内の医療機関で対応困難な重傷者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことになる。

そのため、救急告示病院、災害拠点病院、DMAT 指定病院などを含む後方医療施設について、所在、搬送経路、診療科目などについて把握しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討する。

町は、医療救護活動の実施が困難な場合、他市町村又は県等に対し、応援を要請することになるが、そのための体制を整備する。

第 11 節 地震防災施設等整備計画

1 計画の概要

町が、地震防災上、特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 整備対象施設等	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備 ③ 防災活動拠点の整備
2 地震防災緊急五箇年計画の推進	① 計画期間 ② 対象事業 ③ 計画事業費等

3 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町及び県等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 町及び県における防災資機材の整備

町及び県は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) 県が整備する資機材

- a 防災拠点へ配置する防災資機材
- b 消防防災ヘリコプター用資機材
- c 水防用資機材

(イ) 町が整備する資機材

- a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- b 消防本部等が使用する救助用資機材
- c 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備にあ

たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。国及び山形県は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町及び山形県は、地震防災上、緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成28年度～平成32年度

(2) 対象事業

山形県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。（市町村事業を含む。）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）

カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上、改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上、改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上、改築又は補強を要するもの

コ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上、改築又は補強を要するもの

サ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上、改築又は補強を要するもの

シ キ～サまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上、補強を要するもの

ス 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

セ 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上、必要なもの

ソ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

タ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の

伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

チ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備

ツ 地震災害発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

テ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材

ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ナ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

(3) 計画事業費等

事業項目		事業量		事業費 (百万円)
1号	避難地	ha		
2号	避難路	km		
3号	消防用道路	11箇所		
4号	消防活動用道路	km		
5号	緊急輸送道路等			
	5-1号 緊急輸送道路	km		
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	箇所		
	5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
	5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所		
	5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所		
6号	共同溝等	km		
7号	医療機関	施設		
8号	社会福祉施設	施設		
8の2号	公立幼稚園	棟		
9号	公立小中学校			
	9-1号 校舎	棟		
	9-2号 屋内運動場	棟		
	9-3号 寄宿舍	棟		
10号	公立特別支援学校			
	10-1 校舎	棟		
	10-2 屋内運動場	棟		
	10-3 寄宿舍	棟		
11号	公的建造物	施設		
12号	12-1号 海岸保全施設	箇所		
	12-2号 河川管理施設	箇所		
13号	13-1号 砂防設備	箇所		
	13-2号 保安施設	箇所		
	13-3号 地すべり防止施設	箇所		
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	箇所		
	13-5号 ため池	箇所		
14号	地域防災拠点施設	施設		
15号	防災行政無線	箇所		
16号	水・自家発電設備等	箇所		
17号	備蓄倉庫	箇所		
18号	応急救護設備等	基		
19号	老朽住宅密集対策	ha	箇所	
総事業費				

※ 堤防・護岸距離

第12節 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信設備の整備状況	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 市町村防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	① 停電対策 ② 耐震・障害対策 ③ 運用対策
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話

3 防災用通信施設の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

山形県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに市町村では市町村防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関82機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

(3) 遊佐町防災行政無線

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備である。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、役場庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

4 通信施設の災害予防措置

(1) 町及び県は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 町、国及び県等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い、耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における通信量の急激な増加（以下「輻輳」という。）に伴う障害の回避に留意しつつ町、県及び国等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町、国及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町及び防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町、国及び県は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第13節 地盤災害予防計画

1 計画の概要

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、町及び県が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	① 基礎調査の実施 ② 土砂災害警戒区域等の指定・周知
2 山地災害危険区域の調査・周知	① 調査の実施 ② 山地災害危険地区の周知
3 地盤災害予防対策の推進	① 危険箇所の法指定 ② 地盤沈下の防止 ③ 災害防止対策工事の推進 ④ 警戒体制の確立 ⑤ 緊急連絡体制の確立 ⑥ 緊急用資機材の確保
4 軟弱地盤等液状化対策等の推進	① 地盤液状化現象等の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及
5 災害防止に配慮した土地利用の誘導	① 危険住宅等の移転推進 ② 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等
6 被災宅地危険度判定の確立	
7 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	

3 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を町に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、町とともに関係図書を一般の縦覧に供するほかホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

町は、これらの土砂災害警戒区域等を町地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

4 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を町に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、町は、これらの「山地災害危険地区」を町地域防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

5 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

町、国及び県は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

町は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町及び県は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立する。

(6) 緊急用資機材の確保

町及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

6 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び町は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

7 災害防止に配慮した土地利用の推進

(1) 危険住宅等の移転推進

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

8 被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

9 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、「風水害対策編第2編第2章大規模土砂災害対策計画」に定める地震に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確に行われるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。

第 14 節 孤立集落対策計画

1 計画の概要

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	① 通信手段の確保 ② 食料等の備蓄 ③ 避難所の確保 ④ 防災資機材の整備 ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	① 自主防災組織の育成等 ② 防災体制の整備

3 孤立が予想される集落の把握

町は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落や、地震又は津波により船舶の停泊施設が使用不可能となり海上交通が途絶するおそれのある集落（以下「孤立可能性のある集落」という。）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

孤立が予想される集落と現況

集落名	戸数	人数	孤立する要因	通信機器の配備	ヘリ離着陸場	避難所
女 鹿	66	179	土石流による 道路寸断	防災行政無線 (陸上移動局)	女鹿農村公園	集落自治会館
滝ノ浦	27	72	〃	〃	女鹿農村公園	〃
鳥 崎	16	58	〃	滝ノ浦集落設備 を活用	国道 345 号線 沿空地	〃
湯ノ田	13	24	〃	防災行政無線 (陸上移動局)	漁村センター 広場	漁村センター
三ノ俣	4	8	地震による道 路崩壊	〃	農業漁業実習 館さんゆう駐 車場	農業漁業実習 館さんゆう

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市町村、消防機関

及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりえる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

県及び町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

5 孤立予防対策の推進

町、国及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋りょう等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 15 節 都市防災計画

1 計画の概要

都市地域を火災や震災等による被害から守るために、町が実施する都市計画事業等の推進について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり	① 防火地域・準防火地域の指定 ② 用途地域の指定 ③ 地区計画の決定
2 土地区画整理事業等の推進による防火性の強化	① 災害危険市街地の解消 ② 災害に強い新市街地の整備 ③ 市街地不燃化の促進
3 防災空間の整備による安全性の確保	① 公園・緑地整備事業の推進 ② 街路整備事業の推進 ③ 都市防災推進事業の推進

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

町は、既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

町は、工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

町は、地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

4 防災空間の整備による安全性の確保

町は県と連携し、都市における地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震化・不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上の重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに緊急輸送及び避難路としての機能を併せて確保する。

(3) 都市防災推進事業の推進

町は、国、県等の関係機関と連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる防災街区等の整備を促進する。

第 16 節 建築物災害予防計画

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、役場庁舎、学校等の防災上の重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、町、県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 建築物の耐震性の確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保 ② 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ③ 防災設備等の整備、維持管理
2 公共建築物の耐震化の推進	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進 ② 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進 ③ その他の公共建築物の耐震化の推進
3 一般建築物等の耐震化の推進	① 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の推進 ② 住宅・建築物の耐震化 ③ ブロック塀、石塀等の倒壊防止 ④ 窓ガラス等二次部材の落下防止 ⑤ 家具、電気製品等の転倒・落下防止
4 耐震診断等推進体制の整備	① 耐震診断技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
5 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火基準適合表示制度による指導
6 地震保険の普及・啓発	

3 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築又は建替え時には、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア 災害対策本部が設置される施設（役場庁舎等）

イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）

ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先庁舎等）

エ 避難施設（学校、体育館、文化施設、福祉避難所等）

オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「遊佐町建築物耐震改修促進計画」（平成21年1月策定。以下「町促進計画」という。）に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業」等の活用を図り耐震化を推進する。また、町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

4 公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月策定）」及び「県促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ））を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・支部を設置する施設、避難所となる施設、小中学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進する。なお、役場庁舎と遊佐分署は、新築により耐震化が図られた。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進する。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進する。

5 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に

示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業ビル・地下街における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(2) 住宅・一般建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア) 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

(エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町は県と連携し、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

(イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応じるため、相談窓口の拡充に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(4) 窓ガラス等二次部材の落下防止

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

6 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

町は、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、町及び県は、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 応急危険度判定士の確保

イ 判定コーディネーターの養成・登録

ウ 判定資機材等の整備

エ 関係機関における協力体制の確立

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

7 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防本部が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

8 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火、又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町及び県は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

9 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第17節 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町及び県が実施する輸送体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検	
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化
3 物資拠点の環境整備等	
4 臨時ヘリポート候補地の選定	
5 緊急輸送車両等の確保・整備	
6 緊急輸送車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両等の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

4 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社は協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定し、町は、当該ネットワークとの整合を図りながら、町域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、町及び県は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、町、警察署及び消防署等の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、道の駅、主要な工業団地等）、救助物資等の備蓄拠点又は物資拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び市町村道
- イ 隣接県との接続道路

- ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
- エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関は、資源エネルギー庁等の関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

5 物資拠点の環境整備等

- (1) 町及び県は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

ア 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

- (2) 町及び県は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

- (3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握するなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

6 臨時ヘリポート候補地の選定

町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路沿いにある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

7 緊急輸送用車両等の確保・整備

町及び県は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、町及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

8 緊急通行車両等確保のための事前対策

- (1) 緊急通行車両等の事前届出

山形県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、事前届出の普及に努め、次により事前届出を受け、確認に係る事務の迅速

化を図る。

ア 緊急通行車両

(ア) 事前届出対象車両

- a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。
 - (a) 警報の発表・伝達、避難の勧告又は指示に関するもの。
 - (b) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの。
 - (c) 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの。
 - (d) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの。
 - (e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの。
 - (f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
 - (g) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
 - (h) 緊急輸送の確保に関するもの。
 - (i) 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの。
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両

(イ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、山形県公安委員会に提出する。

(ウ) 事前届出済証等の交付

山形県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

イ 規制除外車両

(ア) 事前届出対象車両

- a 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。
 - (a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
 - (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
 - (c) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- b 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び規制除外車両事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、山形県公安委員会に提出する。

c 事前届出済証等の交付

山形県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、規制除外車両事前届出済

証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

町、県、道路管理者及び県警察は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 18 節 各種施設災害予防対策関係

第 1 款 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による道路、公共ヘリポート、漁港及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 耐震性の強化 ④ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 市町村道の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路トンネル事故の予防対策 ⑧ 道路付帯施設の災害予防
3 漁港施設の災害予防対策	
4 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物

及び防災関係施設等)の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結する等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

4 道路の災害予防対策

(1) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、ITV)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、あらかじめ人員の配置体制を整えるとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、あらかじめ関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

カ 防災拠点となる道の駅の整備

町と連携し、道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点等の防災拠点となる道の駅の整備を推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。

- ・休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実施可能な施設
- ・災害時の活動に必要なスペースが確保されている。
- ・道の駅の業務継続計画が策定されている。

(3) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報

を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防本部、県警察・酒田警察署等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(6) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び消防本部は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(7) 道路トンネル事故の予防対策

地震によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。

ア 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

イ 県警察・酒田警察署は大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送確保の指導及び取り締まりの強化に努める。

ウ 道路管理者、県警察・酒田警察署は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 道路管理者、県警察・酒田警察署及び消防本部等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

(8) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

県警察・酒田警察署は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

5 漁港の災害予防対策

漁港管理者は、産業基盤施設として、あるいは漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期点検、臨時点検を実施し、耐震性の確保に必要な改修、補修等の災害予防対策に努める。

また、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討し、それに基づき、その所管する発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

さらに、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、海域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。合わせて、避難路、緊急輸送道路など、防災上の重要な経路を構成する臨港道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて区域を指定して臨港道路の占用の禁止又は制限を行う。

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

1 計画の概要

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、施設管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の確保 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知
2 治山施設等の災害予防対策	① 保安林の指定及び整備 ② 治山施設の整備 ③ 林道施設の整備 ④ 山地防災ヘルパーの資質の向上
3 砂防設備等の災害予防対策	① 砂防関係法指定地等の管理強化 ② 砂防設備の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発

生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

4 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し、必要に応じ修繕等により強度を維持する。

ウ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や、間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査並びに災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質の向上に努める。

5 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、砂防関係法指定地区域内における制限行為の周知徹底を

図る。

(2) 砂防設備の整備

ア 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため、対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ 昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

ウ 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に行い、必要に応じ修繕等を行う。

イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため、対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア協会との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、山形県砂防ボランティア協会との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3款 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等の施設管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の確保 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
3 ダム施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保 ② ダム管理体制の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 災害危険箇所の調査、整備 ③ 防災体制等の整備

3 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努める。

(4) 耐震性の確保

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるように、あらかじめ協定を締結する等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

4 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、国が示す河川津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げ等の整備を推進する。

さらに、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導するとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定める。

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項を町地域防災計画に定めるほか、洪水・津波ハザードマップの作成・周知に努める。

5 ダム施設の災害予防対策

ダム施設の管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の確保

国土交通省及び県が所管するダムは、「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準」等により、十分な耐震構造で設計・施工されているが、これらのダム及び関連施設等については、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第9条及び第29条に基づき、定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じ、耐震性を維持する。

(2) ダム管理体制の整備

県は地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置するとともに、ダム管理情報の整備に努める。

また、災害時に一貫した管理がとれるよう、ダム操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

6 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な改修を行い、耐震性確保に努める。

また、国が示す津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げや避難路等の整備を推進する。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

- ア 災害危険箇所の計画的な整備に努める。
- イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上に努める。

第4款 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、町及び施設管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 耐震性の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 用排水施設の災害予防対策	
4 ため池施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

4 農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、町は、土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

5 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

6 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第5款 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 防災教育 ② 防災訓練 ③ 防災業務施設等の整備
2 防災機関との連携	① 山形県防災会議等との協調 ② 他電力会社等との協調
3 広報体制の確立	
4 電力設備の災害予防対策	① 電力設備の災害予防対策 ② 重要施設への供給体制の強化 ③ 電気工作物の巡視点検
5 災害対策用資機材等の整備	① 災害対策用資機材等の確保及び整備 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の広域運営 ④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

3 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じて気象観測や、災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

4 防災関係機関との連携

(1) 山形県防災会議等との協調

山形県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、

電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

5 広報体制の確立

地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

6 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に、医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりえる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握するとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立するとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体

制を整える。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第6款 上水道施設災害予防計画

1 目的

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、町及び水道事業者（専用水道事業者を含む。以下「水道事業者」という。）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 自治会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の被害想定	① 構造物・設備の耐震性診断 ② 上水道施設の被害想定 ③ 耐震整備の目標設定
4 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進 ② 代替性の確保 ③ バックアップシステムの構築等 ④ 機械設備や薬品管理における予防対策 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
6 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

町は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立

案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

町及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどにより、これらの確保に努める。

4 防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自治会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会等への防災活動の研修

自治会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等、被災時でも断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽で必要な水量を確保する)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

5 上水道施設の被害想定

町は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧

の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項の、地震による被害想定を、地域別を実施する。

- ア 管路の被害想定
- イ 構造物及び設備の被害想定
- ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- ア 上水道施設ごとの応急復旧期間
- イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ウ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

6 上水道施設の災害予防措置

町は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

- ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- ウ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- エ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- カ 老朽管路の計画的な更新及び基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすため、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、配水系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
- ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- エ 制水弁の間隔、又は設置の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

- オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (4) 機械設備や薬品管理における予防対策
 - ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- (5) 二次災害の防止
 - 各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

- (1) 応急給水用資機材の整備
 - 町は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の整備
 - 町は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。
 - ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
 - イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
 - ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
 - オ 作業員の安全装備等の常備

8 生活用水水源の把握

- 町は、区域内の井戸並びに湧水を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。
 - また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法をあらかじめ検討する。

第7款 下水道施設・農村集落排水施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による下水道施設・農村集落排水施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関等との連携 ⑥ 民間事業者等との連携 ⑦ 災害時維持修繕協定の締結 ⑧ 事業継続計画(BCP)の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 耐震性の確保 ② 安全性の確保 ③ 長時間停電対策
4 災害復旧用資材の確保	

3 防災体制の整備

町は、下水道施設・農村集落排水施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいため、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設・農村集落排水施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上、必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備す

る。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設・農村集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結するなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画(BCP)の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画(業務継続計画)を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

4 広報活動

町は、下水道施設・農村集落排水施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

5 下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設・農村集落排水施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や伸縮継手等を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従って、このような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講じる。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等、何らかの変状が発生している箇所を把握する。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれ大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用発電機（可搬式）の確保

マンホールポンプ場の停電対応として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における非常用発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

6 災害復旧用資器材等の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資器材を確保する。

また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

第8款 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 法令上の基準等の遵守 ② 耐震対策の強化 ③ 保安教育の実施 ④ 防災訓練の実施 ⑤ 自主防災活動組織の整備 ⑥ 連絡、応援体制の確立
4 毒劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有毒物質取り扱い施設等の安全対策	① 耐震対策の強化 ② 非常時の対応マニュアルの整備
6 放射線使用施設の安全対策	① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

4 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による

技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 消防本部及び遊佐分署は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し、耐震性を確保すること、また、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防本部は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防本部、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

5 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じて施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 火薬類関係事業者は、必要に応じて施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

ウ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じて非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防機関、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

6 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

- (7) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。
- (イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。
- イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等
 - (7) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。
 - (イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。
- (2) 耐震対策の強化
 - ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等
 - (7) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じて補強等を行う。
 - (イ) 県は、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。
 - イ 液化石油ガス販売事業者
 - 液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。
- (3) 保安教育の実施
 - ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。
 - イ 県は、一般社団法人山形県LPガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。
 - ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県LPガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。
- (4) 防災訓練の実施
 - 県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めた、より実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は市町村が実施する防災訓練に参加するよう指導する。
- (5) 自主防災活動組織の整備
 - 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。
- (6) 連絡、応援体制の確立
 - ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガ

ス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立する。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

7 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

(1) 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

県は、これらの事業者に対して監視指導を行う際、毒物劇物の貯蔵状況、毒物劇物危害防止規程等を調査し、必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

(2) 大量取扱者の指導

県は、毒物劇物を大量に取扱う者の実態把握に努め、事故発生時の危害防止の対応について必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

8 有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、これらの法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止対策、その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

また、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対しては、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 耐震対策の強化

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府/通商産業省令第2号）に定める構造基準に基づき、施設及び設備を適正に維持管理し、点検を定期的に行う。

(2) 非常時の対応マニュアルの整備

有害物質の受入れ、飛散流出防止方法及び事故時の措置を明確に定めた管理要領を整備する。

9 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について耐震性の確保を図るとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備える。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備する。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

放射線施設従事者等に対し、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的に行う。

第 19 節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、県及び町が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品 ④ 燃料

3 基本的な考え方

(1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

県は、町への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。

(2) 町、県及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じて災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。

(3) 町は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。

(4) 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

(5) 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、市町村における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。

(6) 町及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(7) 消防庁は、必要に応じて又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図る。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

- (ア) 町は、3の(3)及び(4)により食料の供給体制を整備する。
- (イ) 県は、町の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。

a 米穀

- ・「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省からの供給体制
- ・供給協定締結先からの供給体制
- ・大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制

b 乾燥米穀

- ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
- ・分散備蓄による供給体制

c 副食、乳児用粉ミルク・液体ミルク

- ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制

d 米穀以外の応急用食料

- ・「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省から出荷要請された関係業者又はその団体等からの供給体制

(2) 飲料水

ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は3の(3)及び(4)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

ウ 県は、町の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。

エ 水道用水供給事業者は、町、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

(ア) 町は、3の(3)及び(4)により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

(イ) 県は、町の要請に対応できるよう、備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

(ア) 県は、石油協同組合等と連携して、災害時にも対応可能な中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、中核給油所等の情報を町と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

(イ) 町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第 20 節 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、遊佐町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 ⑦ 施設の耐震性の強化
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	① 防災計画の策定等 ② 自衛防災組織の編成 ③ 避難体制の確立 ④ 防災設備等の整備

3 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

公立学校長は、山形県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。また、県は、私立学校に対し、学校安全計画の策定について指導・助言する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

- a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- b 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - (a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - (b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項
 - (c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - (d) 課外における指導事項

- (e) 個別指導に関する事項
- c その他必要な事項
- (4) 安全管理に関する事項
 - a 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項
 - b 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項
 - (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む。）
- (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成
校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。
- (3) 学校安全委員会の設置
校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通の理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。
- (4) 学校防災組織の編成等
校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。
 - ア 学校防災組織の編成
地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定める。
 - イ 教職員の緊急出勤体制
夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、あらかじめ出勤体制を決め、教職員に周知する。
 - ウ 家庭との連絡
家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底する。
 - エ 施設、設備等の点検・整備
 - (ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講じる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行う。
 - (イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにする。
 - オ 防災用具等の整備
 - (ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知する。
 - (イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにする。
- (5) 防災教育
 - ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進することにより、体系的に学習できる体制を整備する。
また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。（学校教育における具体的

な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。）

イ 町及び県は、学校と連携し、防災教育の推進を支援する。

(6) 防災訓練

校長は、児童、生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。（学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。）

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所・避難所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。（具体的な施設の耐震性の強化対策は、本編第16章「建築物災害予防計画」による。）

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知する。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定める。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講じる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立する。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定める。

第 21 節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町、防災関係機関、社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の要配慮者対策	①避難行動要支援者支援体制の確立 ②情報伝達、避難誘導體制の整備 ③要配慮者に適した避難所等の確保 ④防災教育、防災訓練等の実施 ⑤公共施設等の安全強化 ⑥防災資機材等の整備 ⑦町の体制整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	〈社会福祉施設管理者〉 ①防災体制の整備 ②社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ③防災教育、防災訓練の実施・支援 ④施設、設備等の安全性強化 ⑤食料等の備蓄
3 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制準備	県が行う。
4 外国人の安全確保対策	①防災教育、防災訓練の実施 ②案内表示板等の整備 ③災害ボランティアの養成

3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、町は、地域の自治会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び NPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(ア) 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と十分連絡を取るとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

- (イ) 町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (ウ) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によっては異なるのが実情である。町では次の関係機関等を想定している。

- (ア) 消防本部
- (イ) 県警察（酒田警察署）
- (ウ) 消防団
- (エ) 民生児童委員
- (オ) 遊佐町社会福祉協議会
- (カ) 遊佐町地域包括センター
- (キ) 自主防災組織

エ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する在宅の者とする。

- (ア) 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (イ) 要介護3～5の認定を受けている者
- (ウ) 重度の身体障がい者（児）及び重度の知的障害者（児）
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 自主防災会又は自治会が必要と認めた者
- (カ) その他町長が必要と認めた者

オ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする理由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
カ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 役場内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、総務課、健康福祉課及び町民課の関係各係で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

(イ) 県からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事に対し、書面をもって情報提供を求める。

キ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しえることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、6月ごとに名簿情報を更新する。

ク 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

町は、遊佐町災害対策基本条例（平成28年条例第2号）第15条に定めるところより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

なお、名簿情報の提供に際しては、避難支援者等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供する。

(イ) 避難支援等関係者に対して法第49条の13に基づく守秘義務を周知徹底を図る。

(ウ) 受け取った名簿の保管方法（施錠保管等）、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等を指導する。

(エ) 名簿の提供先が団体である場合には、名簿の管理者と取扱者を限定する。

(オ) 名簿の取扱状況についての定期報告を実施する。

(カ) 名簿の管理者及び取扱者に、町が実施する個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

(2) 個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、個別避難計画を作成する。ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意を得られない場合は、この限りでない。

ア 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や都市計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

イ 個別避難計画の記載事項

(ア) 避難行動要支援者本人に関すること。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由

(イ) 避難支援実施者に関すること。

- ・氏名又は名称
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先

(ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(エ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
 ウ 個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

エ 地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(4) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

町は、自主防災組織、消防団、民生児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、町は、避難行動要支援者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の避難行動要支援者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

町は、避難支援者、自主防災組織、民生児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(5) 避難行動要支援者に適した指定避難所等の確保

町は、指定避難所を指定する際には、避難行動要支援者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、避難行動要支援者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、避難行動要支援者の

特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(6) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練を組み入れた防災訓練の実施

(7) 公共施設等の安全性強化

国、県及び町は、災害発生時における避難行動要支援者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化に努める。

(8) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、避難行動要支援者の家庭、自治組織及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を取める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(9) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

(10) 個別避難計画が未作成の避難行動要支援者対策

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者のもとに、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。

また、夜間における災害の発生等も考慮し、入(通)所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整

備に努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確保に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入(通)所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまることができない等のため、入(通)所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じてあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決める。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 災害時における避難行動要支援者の受け入れ体制の整備

災害時に避難行動要支援者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 避難行動要支援者の受け入れ体制の整備

社会福祉施設等が避難行動要支援者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援する。

浸水想定区域内の要配慮者施設は次の表の通りであり、ほか民間介護施設等も含め高齢者等避難の段階から個別に連絡する。

No	施設名称	所在地	電話番号
1	認定子ども園杉の子幼稚園	遊佐字高砂83	72-2345
2	小規模保育事業所はぐの家	遊佐字丸ノ内134	31-8484
3	遊佐町総合福祉センター	遊佐字田子1	72-4715
4	遊佐町立遊佐小学校	吉出字和田13	72-2029
5	遊佐町立遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表6-8	72-5858
7	順仁堂遊佐病院	遊佐字石田7	72-2522

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣要請

町は、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止のため、県に対してDWATの派遣を要請する。

6 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語及びやさしい日本語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

(3) 案内表示板等の整備

町は、避難場所や避難経路の表示等、災害に関する案内板等について、多様な言語での併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

町及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第 22 節 積雪期の災害予防計画

1 計画の概要

他の季節に比べてより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 克雪対策	① 道路の雪対策 ② 除排雪施設等の整備 ③ 雪崩防止対策の推進 ④ 住宅除雪体制の整備 ⑤ 消防水利の確保
2 緊急活動対策	① 緊急輸送道路の確保 ② 通信手段の確保 ③ 避難所の整備 ④ 積雪期用資機材の整備
3 総合的雪対策	

3 克雪対策

(1) 道路の雪対策

町は、国及び県と連携し、除排雪を強力に推進するとともに、冬期交通確保のため、地吹雪防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、町道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 町、国及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 町、国及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

(イ) 町、国及び県は、吹雪等による交通遮断を防止するため、防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 雪崩防止対策の推進

町、国及び県は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

町は県と連携し、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪

住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

町は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の確保

積雪期は他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、町及び消防機関は、積雪の多い区域において消防水利の確保に努める。

4 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

町、国及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、集落センター等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営にあたっては、特に、被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(4) 積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

5 総合雪対策

町は、県が「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき実施する雪対策と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第 2 章 災害応急計画

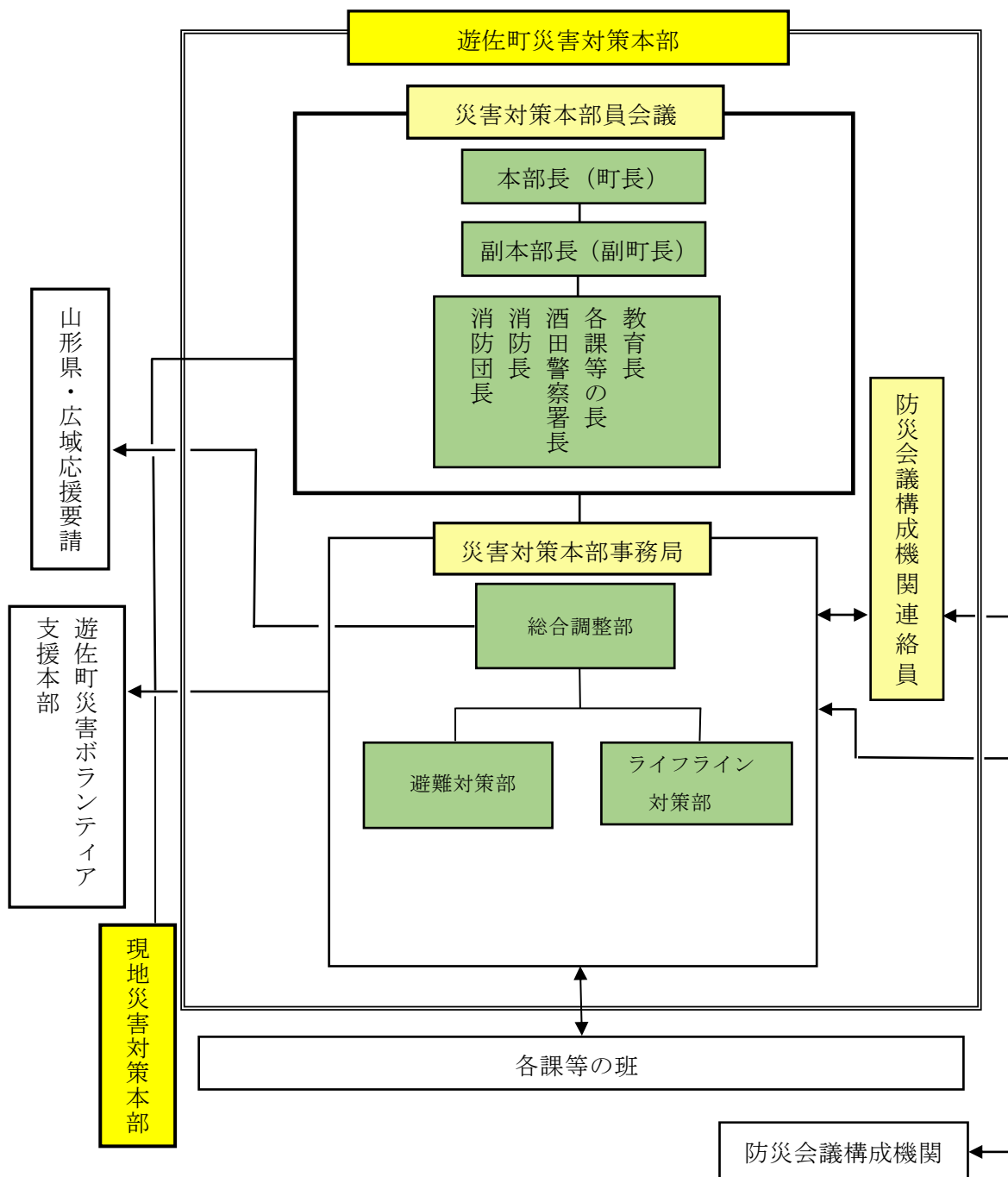
第1節 活動体制関係

第1款 災害対策本部

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される遊佐町災害対策本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

2 町災害対策本部組織図



3 遊佐町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 町長は、次の基準により町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 町長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき。 2 その他、必要が無くなったと認められるとき。

イ 町長に事故があるときは、副町長が、町長、副町長ともに事故があるときは、町長の職務を行う者の順位に関する規則に基づき本部を設置する。

(2) 設置場所

本部は、遊佐町役場庁舎第4会議室に設置する。なお、同庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア 第1順位 遊佐町防災センター

イ 第2順位 遊佐町生涯学習センター

(3) 本部設置の庁内周知方法

本部を設置しようとするとき、又は本部を設置した場合は、次により課等へ周知する。

ア 役場庁舎、又は遊佐町防災センターに設置する場合は、庁内放送で周知する。

イ 遊佐町防災センター以外に設置する場合は、緊急連絡網による連絡及び役場庁舎並びに遊佐町防災センター前へ掲示する。

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

本部を設置しようとするとき、又は本部を設置した場合は、次により課等へ周知する。

ア 総務課長は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ア) 庁内課等

(イ) 防災会議構成団体

(ウ) 山形県庄内総合支庁

(エ) 隣接市

イ 企画課長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

(5) 防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、遊佐町防災会議構成機関等は、連絡調整等のため必要に応じて本部に職員を派遣し、本部と緊密な連携のもとに、応急対策を実施する。

4 遊佐町災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局、防災会議構成機関連絡員及び課等で構成する。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長 町長

(イ) 副本部長 副町長

(ウ) 本部員 教育長、総務課長、企画課長、産業課長、地域生活課長、健康福祉課

長、町民課長、議会事務局長、教育課長、会計管理者、酒田警察署長、消防長及び遊佐町消防団長

イ 召集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じて本部員会議を招集する。災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため関係機関等の出席を求めることができる。

ウ 所掌事務

- (ア) 災害情報の総括に関すること。
- (イ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。
- (ウ) 町の課等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県並びに公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。
- (オ) その他、災害対策上、重要な事項に関すること。

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じて本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

オ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じて防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 本部事務局

ア 事務局長 総務課長

イ 事務局次長 企画課長

ウ 事務局員

災害対策本部の事務局機能を強化するため、応急対策組織として総合調整部、避難対策部及びライフライン対策部を設ける。

- (ア) 各部の部長及び副部長は課長級職員とし、各部には班を設ける。班長は主務課等の長又は課長補佐級職員とする。
- (イ) それぞれの班には、あらかじめ指定した関係課等の職員を班員として配置する。また、班員に指名された職員は、連絡員を兼ねる。
- (ウ) 閉庁時に発災した災害等において、応急対策に支障をきたす場合には、事務局長が、その都度、登庁している課長職の中から部長及び副部長を指名し、指名された部長は、その都度、登庁している職員の中から班長を指名する。
- (エ) 基本となる本部事務局の体制は、「災害時職員初動マニュアル」により毎年度初めに指名する。

なお、3つの部は、基本体系として設けるものであり、災害の状況及び必要に応じて増減する。

- (オ) 各部に所属する職員は、本部長の命令により応急対策に従事する事務局スタッフであり、平時において所属する組織の支援を受けながら、本部長の命令による応急対策活動に従事する。

エ 班員予定者の指定等

各班の担当課等の長は、年度当初に課長補佐級又は係長級職員の内から班員予定者を指定し、その職氏名を総務課長に報告する。

オ 部の区分及び分掌事務

応急対策部	担 当 課 等
1 総合調整部	総務課、企画課、出納室、議会事務局
2 避難対策部	健康福祉課、町民課、教育課、地域生活課
3 ライフライン対策部	地域生活課、産業課、農業委員会

各班の共通事項

次に示す対策事項は、初動期から本格稼働期に行う応急対策活動を、緊急性の高いものから順に示したものであり、災害の状況により緊急性が高くなる事項又は、不足する事項がある場合は、適宜その対策を速やかに実施する。また、人員配置等の部外調整が必要な場合は、事務局長と協議のうえ行い、部内調整については、部長が随時関係班長と調整のうえ実施する。

班名・担当課	対 策 事 項
各部・各班の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ①各班の動員配備 ②災害対策本部、各班及び各課等が所管する関係機関・団体等との連絡調整 ③所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめ ④指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力 ⑤被災情報の一元とりまとめへの協力 ⑥被害認定調査、り災証明・被災証明の発行、被災者台帳作成への協力 ⑦物資集積配分施設の管理及び救援物資の管理・配布への協力 ⑧災害救助法適用後の救助実施への協力 ⑨本部長の指示による事務及び他班の応援

班名・班長名	担当課	対 策 事 項
<p>【危機管理班】 総務課長</p>	<p>総務課</p>	<p>①対策本部会議の設置と運営 ②地震情報・気象情報の収集、外部機関からの情報収集 ③避難指示等の避難情報の発令 ④防災無線の運用 ⑤県災害対策本部との連絡 ⑥県への被害報告 ⑦関係行政機関及び公共機関との連絡調整 ⑧協力機関との連絡調整及び相互協力 ⑨防災関係機関への派遣要請手続き ⑩広域応援要請 ⑪自衛隊の派遣要請依頼及び他自治体への応援要請 ⑫災害救助法の適用要請手続き ⑬他班に属さない事項</p>
<p>【総務班】 総務課長</p>	<p>総務課</p>	<p>①庁舎機能の確保 ②物資の調達 ③応急対策用公用車の確保 ④緊急通行車両の確認証明の発行 ⑤緊急輸送の確保 ⑥災害対策費の予算措置 ⑦職員の登庁人数の確認及び職員の被災状況の確認 ⑧各班等の人員調整 ⑨現場に派遣された職員の全体把握 ⑩職員の健康管理「食料・飲料水・休憩室・毛布等必要物資」の確保 ⑪り災職員の公務災害補償及び福利厚生 ⑫応急対策全般の総合調整 ⑬停電対策、通信の確保 ⑭東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株）、NTT 東日本山形支店との連絡調整 ⑮電力・電話の応急普及に係る優先順位の提示、要請 ⑯受援体制の確保</p>
<p>【情報管理班】 企画課長</p>	<p>企画課</p>	<p>①情報収集・伝達 ②広報・報道対応 ③各班から報告された被災状況の集約 ④災害記録及び災害広報 ⑤住民の被災状況調査 ⑥災害写真・動画の収集 ⑦通信の確保 ⑧ホームページによる被災状況の開示</p>

班名・班長名	担当課	対 策 事 項
【議会班】 議会事務局長	議会事務局	①議会の対応
【出納班】 会計管理者	出納室	①義援金受付窓口の設定、運営

避難対策部 部長：健康福祉課長 副部長：地域生活課長

班名・班長名	担当課	対 策 事 項
【衛生班】 地域生活課長	地域生活課 健康福祉課	①仮設トイレの確保 ②遺体安置所の確保 ③医療救護所の設置協力 ④衛生施設の被害調査及び災害対策 ⑤災害廃棄物の収集及び処理 ⑥し尿処理 ⑦へい獣の処理 ⑧ごみ処理 ⑨災害時の愛玩動物（ペット）対策。
【避難対策班】 (一般住民担当) 町民課長	町民課	①安全な場所への避難誘導 ②自然発生した避難所の把握 ③住民安否情報の整理、身元確認 ④り災者・被災者の被害状況調査 ⑤り災者名簿・被災者台帳の作成 ⑥り災証明・被災証明の発行 ⑦災害に伴う諸税の減免及び納期延長 ⑧応急仮設住宅の入居者選考
【避難対策班】 (園児、児童生徒担当) 教育課長	教育課 健康福祉課	①在園、在校時の避難対策 ・安全な場所への避難誘導、安否確認 ・負傷者、行方不明者の確認 ・緊急連絡網（引き渡しカード）による保護者への引き渡し ②在園、在校時以外の避難対策 ・教職員による緊急連絡網での安否確認 ・負傷者、行方不明者等の把握 ③り災児童生徒等の応急教育 ④教職員の動員及び確保 ⑤災害時における学校教育
【避難対策班】 (避難施設担当) 教育課長	教育課 健康福祉課	①指定避難所・指定緊急避難場所の開設 ②指定避難所・指定緊急避難場所の運営 ③指定避難所・指定緊急避難場所の被害確認 ④避難施設の選定 ⑤指定された避難施設への職員の派遣 (避難者数の把握・避難者ニーズの把握) ⑥指定された避難施設の運営

班名・班長名	担当課	対 策 事 項
【避難対策班】 (避難施設担当) 教育課長	教育課 健康福祉課	⑦文化財の災害対策 ⑧社会教育団体の応援
【要配慮者支援班】 健康福祉課長	健康福祉課	①名簿に基づき、民生委員・児童委員・避難支援者への協力要請 ②福祉施設の被害状況調査 ③福祉避難所の開設・運営 ④要配慮者支援 ⑤要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援
【救護班】 健康福祉課長	健康福祉課	①災害拠点病院、救急指定病院等の受け入れ確認 ②医療救護所の設置 ③医療救護班、DMAT の派遣要請 ④医療救護活動 ⑤感染症の予防 ⑥り災者の保健指導 ⑦日赤県支部との連絡調整 ⑧他の医療機関との調整
【ボランティア支援班】 健康福祉課長	健康福祉課	①ボランティアとの連携 ②ボランティアの受入及び登録 ③災害ボランティアの活動支援

ライフライン対策部 部長：地域生活課長 副部長：産業課長

班名・班長名	担当課	対 策 事 項
【物資対策班】 産業課長	産業課	①食品・生活必需品等の供給 ②備蓄食料の放出、生活物資の供給要請 ③炊き出し ④救援物資受入窓口開設 ⑤物資集積配分施設の管理及び救援物資の管理配布 ⑥生活物資の配分計画
【農林商工対策班】 産業課長	産業課 農業委員会 企画課	①り災農家の被害調査及び災害資金融資 ②飼料、種苗、肥料の調達支援 ③病虫害の発生、予防、防除 ④農用地・農業施設の被害調査及び災害対策 ⑤農業団体等に関する災害対策指導 ⑥山林及び林道の災害対策 ⑦被害林業者・団体等に対する災害対策 ⑧商工観光に係る被害調査及び災害対策
【土木対策班】 地域生活課長	地域生活課	①道路被害応急対応 ②土木施設の被害の状況把握及び応急措置

班名・班長名	担当課	対 策 事 項
【土木対策班】 地域生活課長	地域生活課	③緊急輸送道路の確保 ④町道の応急普及、国・県道の応急復旧の要請、迂回路の選定。 ⑤交通規制の要請 ⑥降雨量、河川の水量、水位等の情報収集 ⑦河川堤防、土砂災害危険区域等の災害対策
【建築物対策班】 地域生活課長	地域生活課 町民課	①公共施設の被害の状況把握及び応急復旧 ②都市下水路の内水状況把握 ③指定避難所の応急危険度判定の実施 ④応急危険度判定 ⑤一般住宅の危険個所の選定、立入制限 ⑥応急仮設住宅の用地確保及び建設
【下水道対策班】 地域生活課長	地域生活課	①下水道施設の緊急点検、パトロールの実施 ②液状化の発生による道路交通被害の確認 ③復旧方針の策定、住民に対する広報・巡回 ④し尿処理
【上水道対策班】 地域生活課長	地域生活課	①遊佐町水道危機管理マニュアルによる対応 ②給水

キ 応援職員の確保

各班長は、必要に応じて総務班長と調整のうえ、担当課等以外の各課等から職員の応援を求めることができる。

ク 活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

(4) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部に職員を派遣する。

(5) 各課等

各課等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(6) 大規模災害時における業務の継続

大規模災害発生時に限られた資源を有効に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民・事業者の生命・生活・財産を守り、町の機能を維持・普及することを目標として、別途「業務継続計画」を定める。

5 現地災害対策本部

本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は必要に応じて、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの期間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの期間とする。

(2) 設置場所

災害現場又は被災地のまちづくりセンターに設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。

ウ 現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員から本部長が指名する。

6 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

7 複合災害への対応

(1) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を考慮して、災害対策本部を運営する。

(2) 町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討する。

(3) 町、県及び防災関係機関は、複合災害を想定した図上訓練等を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震直後の津波等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

8 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本部運営

災害対策本部の運営に際しては、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場所）を避けることを一層推進する。

（工夫の例）

- ① 災害対策本部設置場所の工夫
- ② 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ③ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ④ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ⑤ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ⑥ 電話やTV会議システム等の活用

○災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集するこ

とが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行うこと。

- 大規模な災害の発生時においては、被災現地に対し、内閣府調査チームなど国等からの職員の派遣や地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースの確保について、関係者で確認すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応化における災害対策本部のレイアウトは、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」に示すレイアウトを参考とする。

第2款 職員の動員配備体制

1 計画の概要

町が、地震による災害発生時に、応急対策を迅速に推進するために、職員の動員体制について定める。

2 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

3 災害発生時における配備体制

町内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、又は津波警報等若しくは気象等に関する注意報・警報等が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒体制に基づき宿日直職員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき課等の長は、別表第1「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する。（別表第2 職員の配備計画表参照）

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

4 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、勤務時間外に地震の発生を覚知したときは、テレビ、ラジオ等から町内の震度情報等の災害に関する情報を確認し、配備基準等に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

5 地震発生時における職員の動員配備体制

(別表1) 災害時等における職員の動員配備体制

配備	災害対策組織設置基準		職員配備基準	体制
警戒配備	災害対策警戒班	町内で震度4の地震が観測されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職 ・総務課：危機管理係 ・産業課：水産林業係 ・地域生活課：土木係、管理係、 上水道係、下水道係 	総務課に、災害対策警戒班を設置して、被害情報の収集、分析及び関係機関との連絡調整にあたる。
特別警戒配備	災害警戒調整会議	町内で震度5弱の地震が観測されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課：全職員 ・企画課：全職員 ・産業課：全職員 ・農業委員会：全職員 ・地域生活課：全職員 ・健康福祉課：全職員 ・町民課：全職員 ・教育課：全職員 ・出納室：全職員 ・議会事務局：全職員 ・所管施設の管理担当職員 	第4会議室に、関係課長で構成する災害警戒調整会議を設置して、避難指示等の発令、避難所の開設等を速やかに決定する。 被害状況の変化により、非常配備体制へ切り替える。
非常配備	災害対策本部	1 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき 2 複合災害により町内に大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき※1 3 町長が特に必要と認められたとき	1～3：災害対策本部を自動設置 (全職員が登庁)	【災害対策本部】 本部長：町長 副本部長：副町長 本部長：教育長 総務課長 企画課長 産業課長 地域生活課長 健康福祉課長 町民課長 議会事務局長 教育課長 会計管理者 酒田警察署長 消防長 消防団長

※1：特別警報の発表時は、これに該当する。

(別表第2) 職員の配備計画表

組織			配備計画			参集場所
課 等	係	人員	警戒配備 (震度4)	特別警戒配備 (震度5弱)	非常配備 (震度5強以上)	
総務課	総務係	5		○	○	庁舎
	財政係	3		○	○	庁舎
	ICT推進室	3		○	○	庁舎
	危機管理係	3	○	○	○	庁舎
企画課	企画係	4		○	○	庁舎
	PAT整備推進室	2		○	○	庁舎
	定住促進係	2		○	○	庁舎
	観光物産係	4	○	○	○	庁舎
産業課	産業創造係	4		○	○	庁舎
	農業振興係	4		○	○	庁舎
	水産林業係	3	○	○	○	庁舎
農業委員会	農地管理係	2		○	○	庁舎
地域生活課	土木係	4	○	○	○	庁舎
	管理係	3	○	○	○	庁舎
	環境係	3		○	○	庁舎
	上水道係	3	○	○	○	庁舎
	下水道係	3	○	○	○	庁舎
健康福祉課	福祉係	3		○	○	庁舎
	介護保険係	3		○	○	庁舎
	子育て支援係	4		○	○	庁舎
	国民健康保険係	3		○	○	庁舎
	健康支援係	11		○	○	庁舎
	遊佐保育園	7		D	○	勤務施設
	藤崎保育園	7		D	○	勤務施設
	吹浦保育園	5		D	○	勤務施設
子どもセンター	3		D	○	勤務施設	
町民課	課税係	7		○	○	庁舎
	納税係	3		○	○	庁舎
	町民係	4		○	○	庁舎
教育課	総務学事係	4		○	○	庁舎
	学校指導係	1		○	○	庁舎
	社会教育係	4		○	○	勤務施設
	文化係	3		○	○	庁舎
	蕨岡小学校	2		D	○	勤務施設
	遊佐小学校	2		D	○	勤務施設
	藤崎小学校	2		D	○	勤務施設
	高瀬小学校	2		D	○	勤務施設
	吹浦小学校	2		D	○	勤務施設
	遊佐中学校	1		D	○	勤務施設
出納室	出納係	1		○	○	庁舎
議会事務局	議事係	1		○	○	庁舎

※1 ○印全員配備 D印2分の1配備(2分の1待機)

※2 待機とは平常勤務中又は帰宅後、所在を明確にして待つことをいう。

※3 動員計画にない職員にあっては本部長の命に従うものとする。

※4 庁舎勤務職員は、役場に登庁するものとし、外部施設勤務者はその施設に参集する。

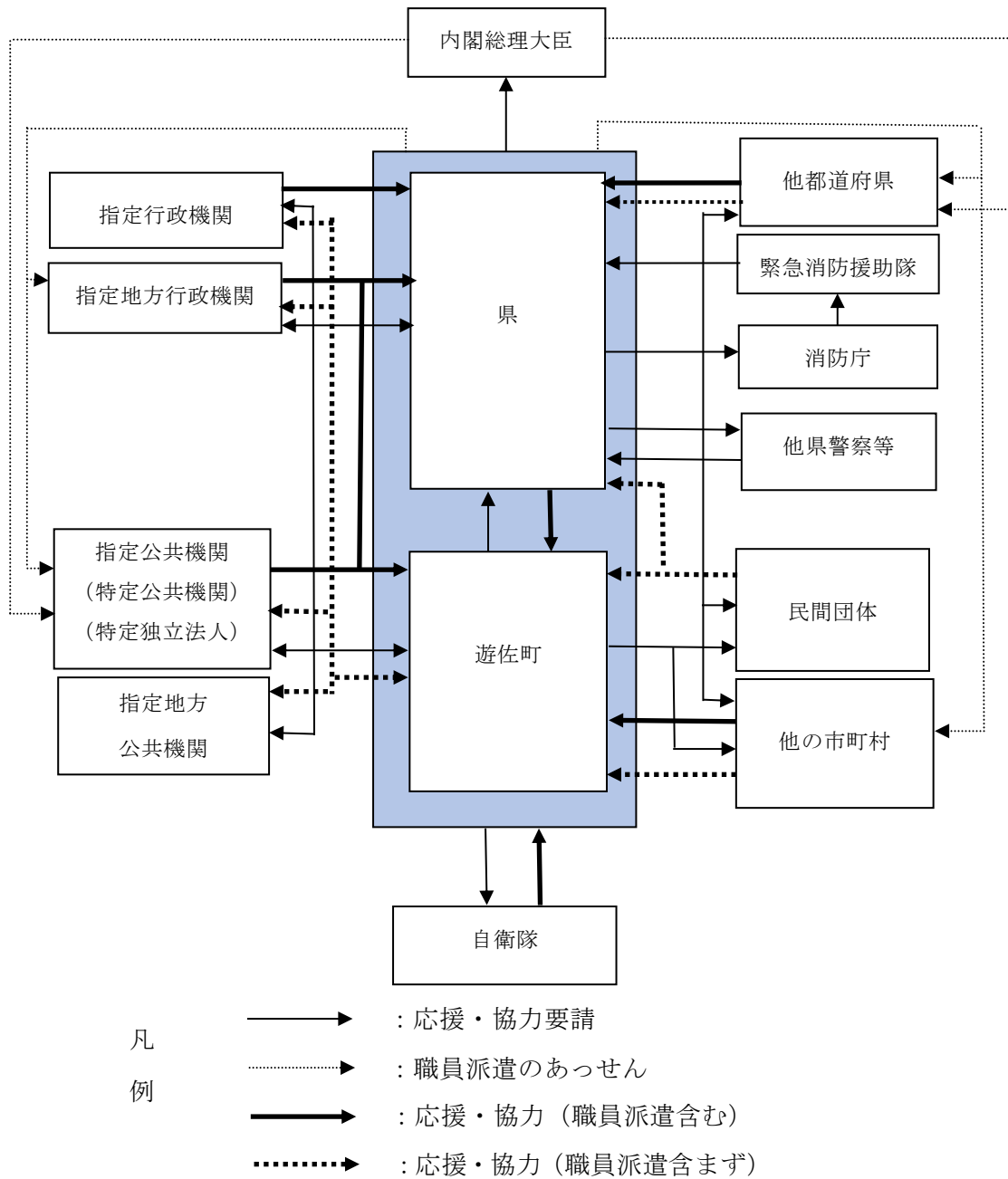
なお、道路等が寸断され指定された場所に参集することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集等にあたる。

第3款 広域応援計画

1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、町及び防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 町の応援要請

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援要請を行うとともに、受援体制を整える。

(1) 他の市町村に対する要請

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

イ アの応援を求められた市町村長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村長の指揮の下に行動する。なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じてあらかじめ協定を結ぶなど、その体制を整える。

(2) 県への要請

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町村長が応援要請をすることができないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

(ア) 連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

a 応援要請事項

- (a) 応援を必要とする理由
- (b) 応援を必要とする場所
- (c) 応援を必要とする期間
- (d) その他応援に関し必要な事項

b 応急措置要請事項

- (a) 応急措置の内容
- (b) 応急措置の実施場所
- (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(イ) 知事は、被災市町村長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

イ 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあつせんを要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

ア 協力要請事項

- (ア) 応援を必要とする作業内容
- (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 応援協力を要請する主な民間団体等

- (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
- (イ) 医師会、歯科医師会及び建築士会等の職業別団体
- (ウ) その他、町に対し奉仕活動を申し入れた団体

(4) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

ア 町長は、災害の発生に際し町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接、自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(5) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

ア 町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

4 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請・指示等

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、町長、知事又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。

(2) 町長、知事及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事又は町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

(2) 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事及び町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

6 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

酒田地区広域行政組合の長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村長に応援を要請する。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 酒田地区広域行政組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 知事は酒田地区広域行政組合の長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 酒田地区広域行政組合の長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

7 広域応援受援体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めるなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

8 応急対策職員派遣制度の活用による対口（たいこう）支援の受援

災害応急対策の実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応にあたることができない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの支援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の応急災害対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

9 ISUT（アイサット：災害時情報集約支援チーム）の受け入れ態勢の準備

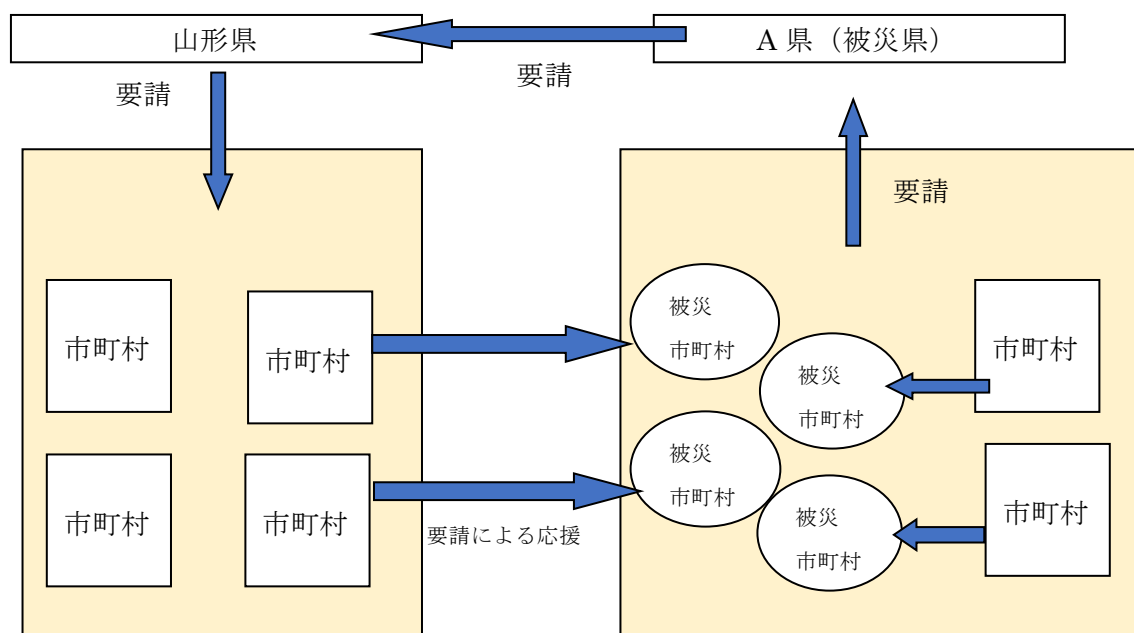
災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、町等の防災対応を支援する役割を持つ。町は、必要に応じて派遣されたISUTと連携し対応する。

第3款の2 被災県等への広域応援計画

1 計画の概要

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

2 被災県等への広域応援計画フロー



3 広域応援体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

4 被災した他県等への広域応援活動

町及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町、県及び防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動する。

(1) 県の対応

ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行

う。

イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。

ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 町の対応

町は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、県及び市町村と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

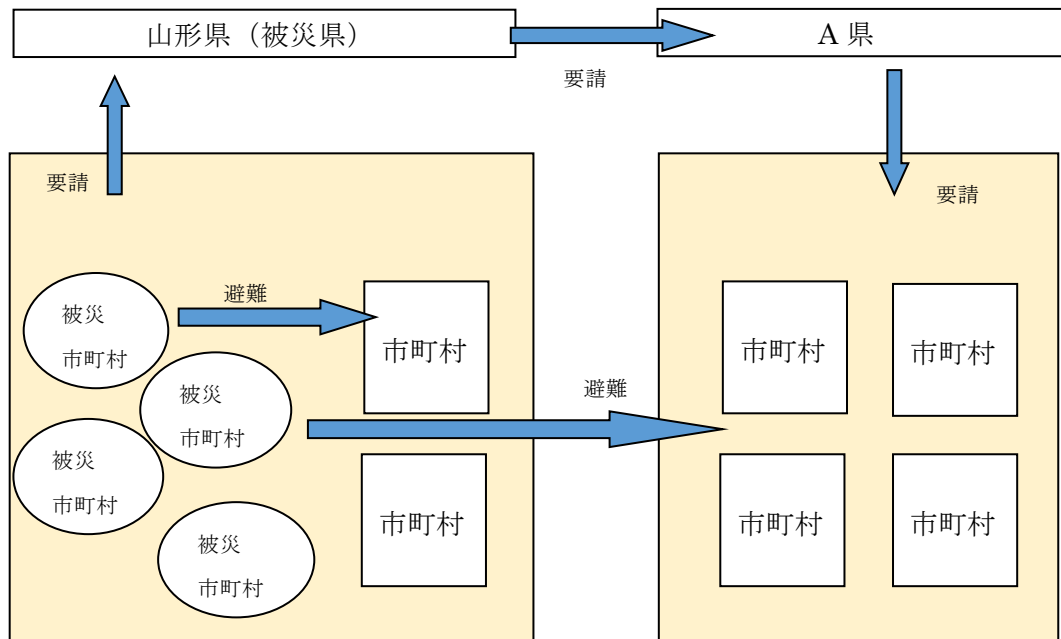
第3款の3 広域避難計画

1 計画の概要

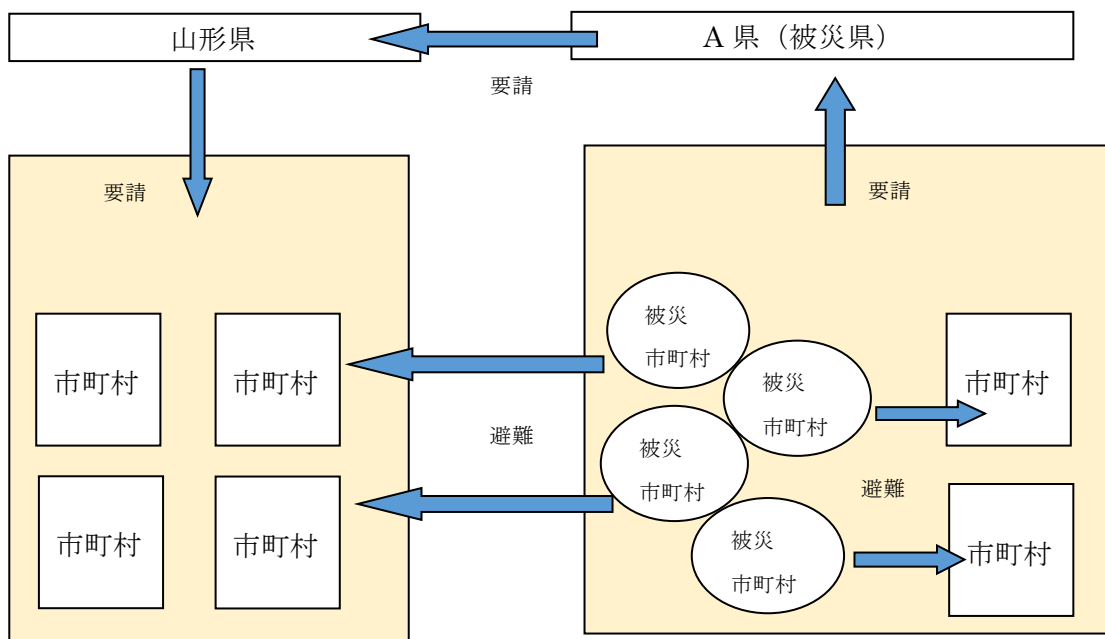
地震による大規模な災害発生時に、町の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

2 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、他県等の市町村に協議することができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

ウ 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 内閣府及び消防庁（政府本部が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難（広域一時滞在）について助言を行う。

(2) 広域一時滞在

ア 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、当該被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 町は、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について県に助言を求める。

(3) 広域避難者への配慮

ア 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 町、県及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

- (ウ) 安否情報
 - (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
 - (オ) 医療機関等の生活関連情報
 - (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
 - (キ) 交通規制に関する情報
 - (ク) 被災者生活支援に関する情報
- (4) 広域避難に係る事前の備え
- ア 町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定める。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。
- イ 町は、広域避難の事前の対策について、必要に応じて県及び防災関係機関に助言を求める。

4 他県等からの避難受け入れ要請への対応

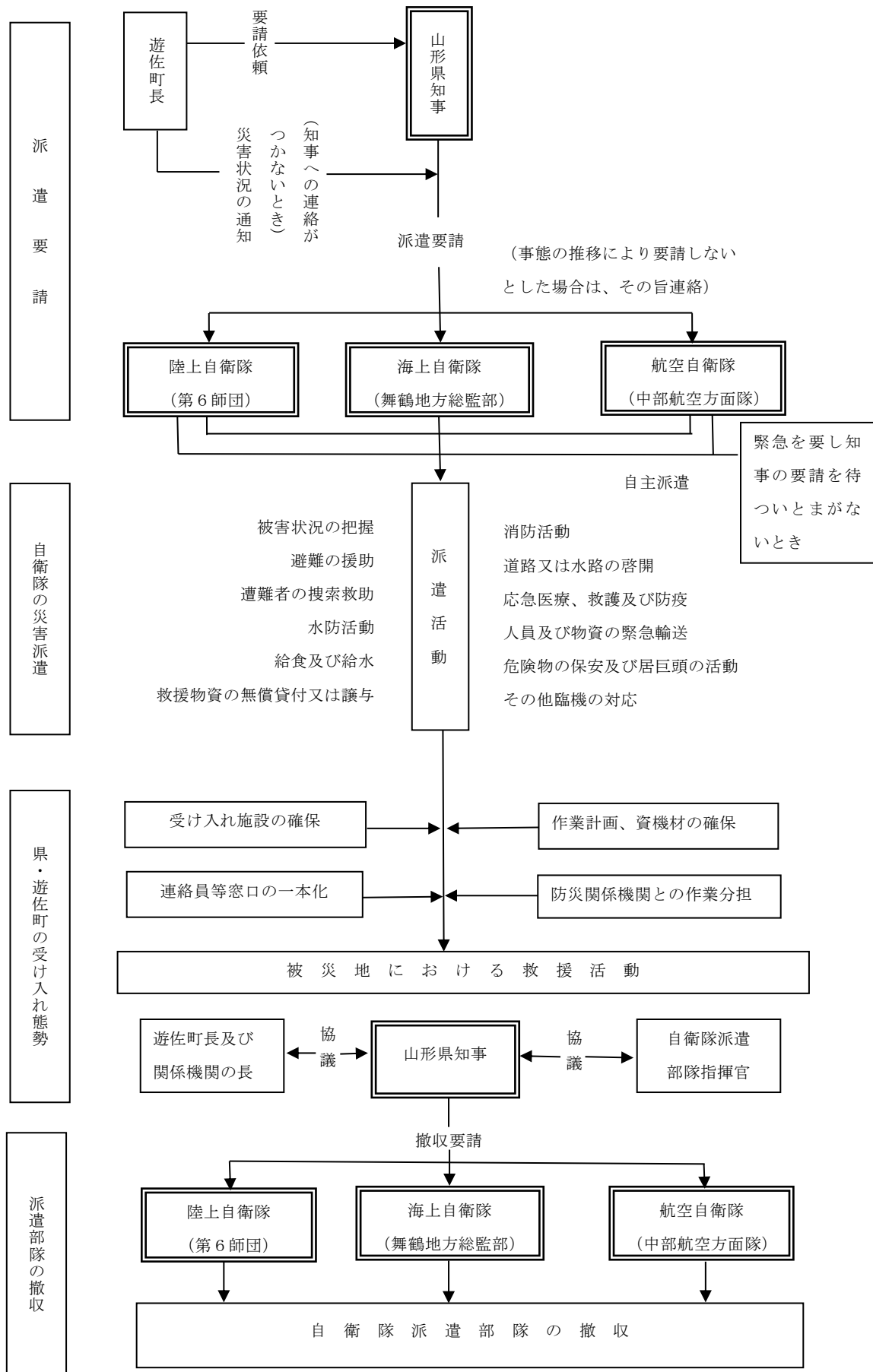
- (1) 受け入れ要請に係る協議
- 町は、被災した他県等から受け入れ要請があった場合には、町内における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、県と協議する。なお、町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努める。
- (2) 避難者への情報提供
- 町、県及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- ア 被害の情報
 - イ 二次災害の危険性に関する情報
 - ウ 安否情報
 - エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
 - オ 医療機関等の生活関連情報
 - カ 各機関が講じている施策に関する情報
 - キ 交通規制に関する情報
 - ク 被災者生活支援に関する情報

第4款 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上、対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊災害派遣要請手続き

(1) 町長の知事に対する派遣要請依頼

ア 町長は、知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行う。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整

理する。

- (3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

7 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

- (1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。
 - ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
 - イ 指揮官の官職及び氏名
 - ウ 部隊の受入れに必要な体制
 - エ その他必要な事項
- (2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の市町村にその内容を連絡する。

8 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画及び資機材の準備

町長及び知事は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講じる。

 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面の確保
 - エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
 - オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定
- (3) 受入れ施設等の確保

町長及び知事は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

 - ア 事務室
 - イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）
 - ・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地
 - ・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地
 - ・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地
 - ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

幕営地又は宿泊施設の候補地については、指定管理者とあらかじめ協議する。

9 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容はおおむね次の通りとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

10 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊 第6師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線5075 (夜間・休日 当直 内線5207・5019) ファクシミリ 0237-48-1151 内線 5754
海上自衛隊 舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電話 0773-62-2250 内線2224 電話 0772-62-2255 (直通) ファクシミリ 0773-64-3609 (直通)
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電話 04-2953-6131 内線2233 (夜間・休日当直 内線2204) ファクシミリ 04-2953-6131 内線 2269

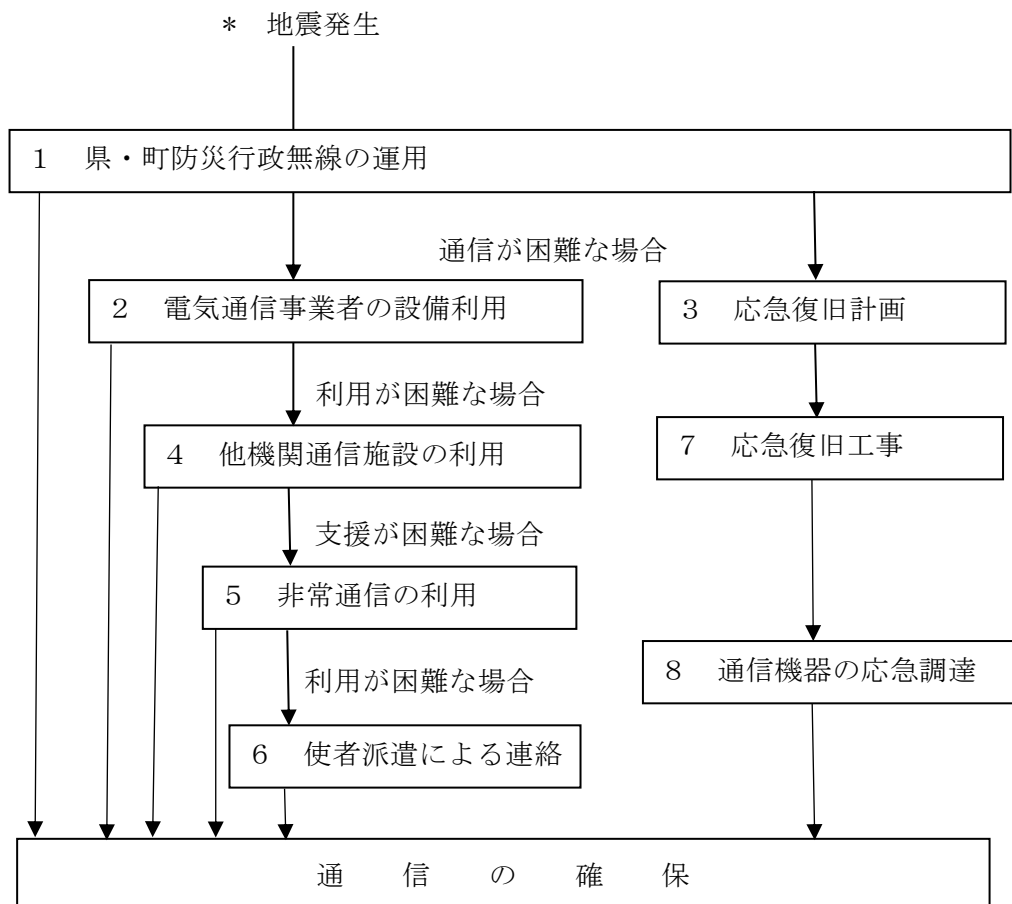
第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

1 計画の概要

地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

- ア 県防災行政無線 県関係機関、市町村・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等との連絡
- イ 消防防災無線 消防庁及び都道府県防災担当課との連絡
- ウ 国土交通省多重無線回線 国土交通省関係機関、県土整備部及び総合支庁建設部等との連絡
- エ 中央防災無線 内閣府等中央省庁間の連絡（緊急連絡用回線）

オ 電気通信事業者設備 NTT 東日本加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

ア 災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

イ 県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

ウ 県防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は(一社)アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

4 災害発生時の通信連絡

町、県及び防災関係機関の情報連絡は、県防災行政無線を中心に利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

県（防災危機管理課）は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「山形県防災行政無線運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2) 電気通信事業者の設備利用

ア 災害時優先電話の使用

災害発生時には、輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請し、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

イ 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、県（防災危機管理課）及び各総合支庁等に設置した衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 町、県、消防機関、水防機関、山形地方気象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条、災害対策基本法第 57 条、消防組織法第 41 条、水防法（昭和 23 年法律第 193 号）第 27 条又は災害救助法第 11 条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 町は、自衛隊に対する害派遣要請の一環として通信支援の要請を知事に依頼できる。

ウ 町、県及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県

内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 町、県及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

5 通信施設の被害対応

町、県及び防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じて東北総合通信局に貸与を要請する。

第2款 津波警報・地震情報等伝達計画

1 計画の概要

地震・津波による被害を最小限にとどめるため、町、国、県及び放送機関等の防災関係機関が、津波警報等、地震・津波情報及び津波予報に関する情報を、迅速かつ正確に住民に伝達するための方法について定める。

2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報に関する情報

(1) 津波警報等の発表

町に関わる津波警報等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を經由して、山形県、関係機関、町及び住民へと伝達されるが、その流れは次の通りである。（別図 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れを参照のこと。）

ア 下記(3)に挙げる津波警報等が発表された場合、下記(4)に挙げる津波情報で津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが適宜発表される。

なお、津波警報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

イ 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、(5)に挙げる内容が津波予報で発表される。

ウ 「地震情報」は、震度3以上を観測した場合、(6)に挙げる情報のうち震度速報が1分半後に発表され、その後震源に関する情報等が順次発表される。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）經由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では、強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報 で用いる区域 の名称	郡市区町村名
山形県	山形県庄内	鶴岡市、酒田市、東田川郡【三川町、庄内町】、飽海郡【遊佐町】
	山形県最上	新庄市、最上郡【金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村】
	山形県村山	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、 東村山郡【山辺町、中山町】、西村山郡【河北町、西川町、朝日町、 大江町】、北村山郡【大石田町】
	山形県置賜	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡【高島町、川西町】、西置賜郡 【小国町、白鷹町、飯豊町】

(3) 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報に位置付けられている)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波警報等を利用するにあたっての留意事項

ア 津波警報等は地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分以内)を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。(※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。)

イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新される場合がある。

ウ 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類と発表内容及び留意事項

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」に記載）	津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ※	津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※ 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(5) 津波予報の内容

	発 表 基 準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(6) 地震情報の種類と内容

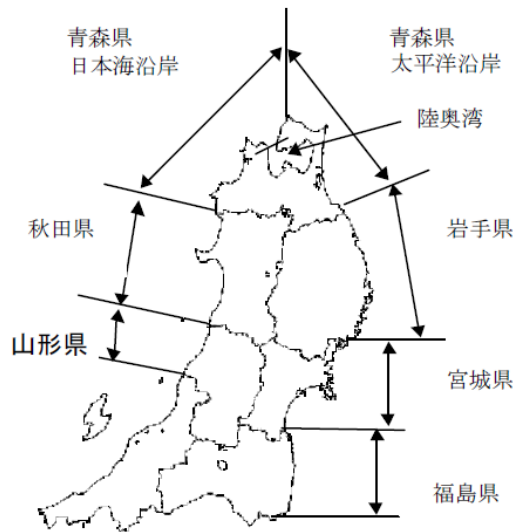
種 類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震のみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
----------------	--------	---

(7) 山形県の津波予報区及び地震情報に用いる地域名称

ア 津波予報区図

東北地方における津波予報区は次の図の通りとなっており、山形県が属する津波予報区の名称は「山形県」である。



イ 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図の通りである。



3 津波警報等の伝達

山形地方気象台、県、県警察本部、町及び防災関係機関は、津波警報等、地震・津波情報及び津波予報については別図津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達経路図により伝達する。

(1) 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した「津波警報等」を防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関、酒田海上保安部及びその他の防災関係機関へ伝達する。

(2) 県

県は伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、県防災行政無線等により速やかに沿岸市町、沿岸消防本部及び庄内総合支庁に伝達する。

特に、特別警報に位置付けられる大津波警報について通報を受けた時は、県防災行政無線等により直ちに、沿岸市町に通知する。

また、これらの機関に加え、関係する市町村、消防本部及び総合支庁へも伝達する。

(3) 県警察本部

県警察本部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、警察用通信回線等により速やかに沿岸の警察署、交番・駐在所及び沿岸市町へ伝達する。

また、これらの機関に加え、関係警察署、関係交番・駐在所及び関係市町村へも伝達する。

(4) 町及び消防本部

町及び消防本部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

なお、地方公共団体は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、避難指示等を解除する際は、町は、十分に安全性の確認に努める。

(5) 放送機関

放送機関は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(6) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、必要に応じて速やかに関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者にFネット（NTT東日本公衆回線）で伝達するほか、巡視船艇により周知する。また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。

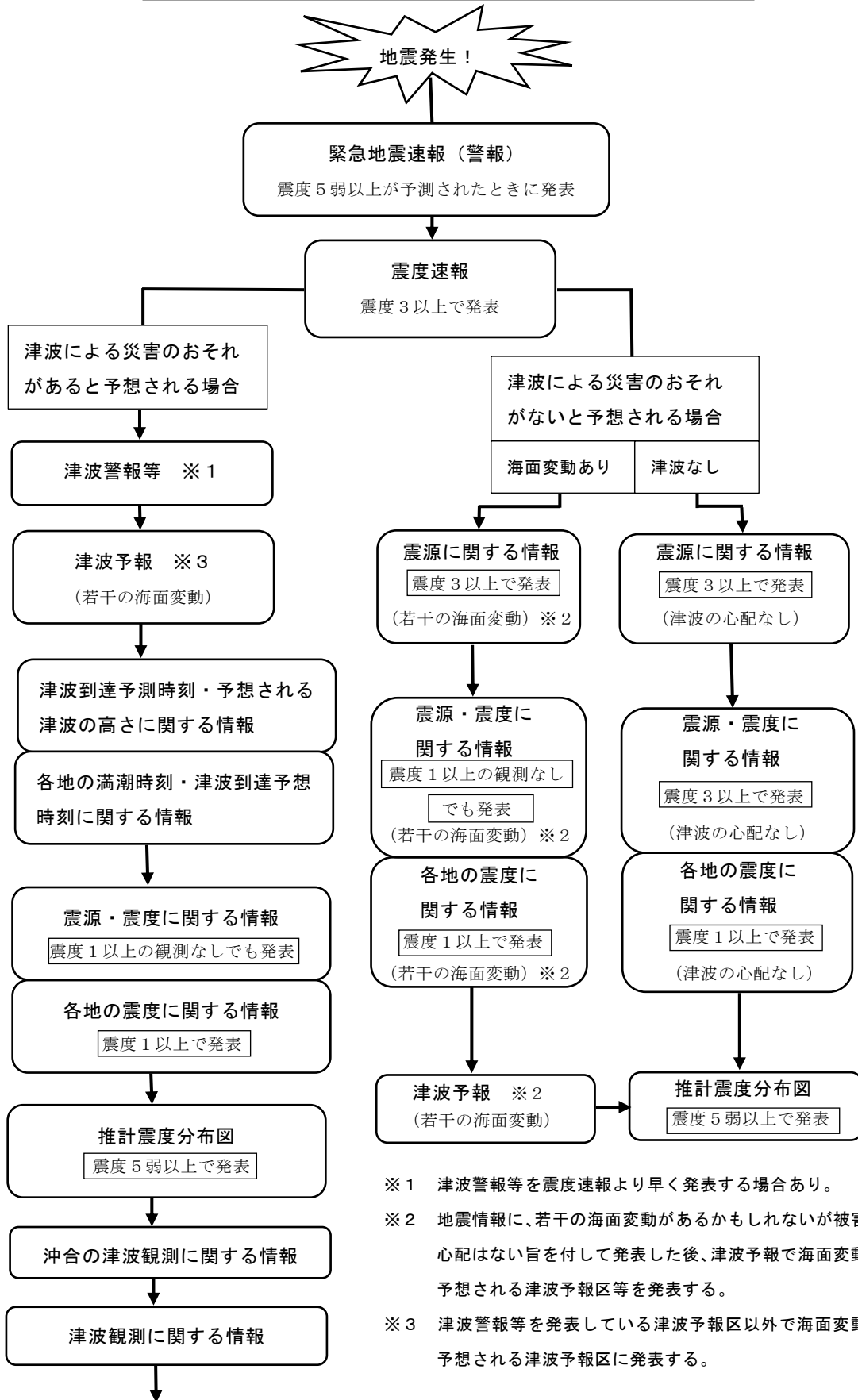
(7) 県庄内総合支庁水産振興課

県庄内総合支庁水産振興課は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、速やかに航海中・入港中の漁船等に周知する。

(8) その他の防災機関

その他の防災機関は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、速やかに関係所属機関へ伝達する。

津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に、若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

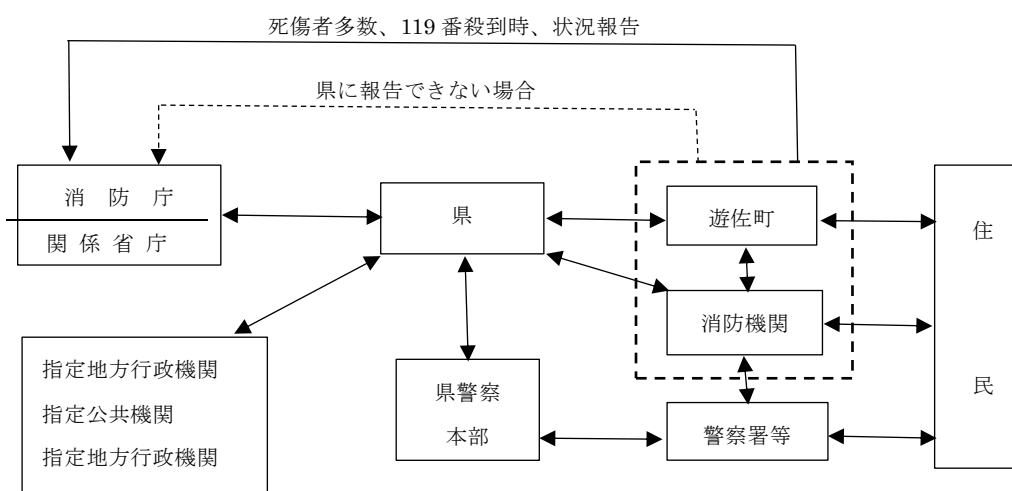
※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

第3款 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

地震による災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

防災関係機関は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

なお、ヘリコプターによる情報収集は、県、県警本部、自衛隊及び第二管区海上保安本部が状況に応じて連携して実施する。

(1) 町

ア 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたる。

イ 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

(2) 県

ア 被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。情報の収集にあたっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が不可能と判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

イ 国及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合には、県職員が情報収集にあ

たる。なお、あらかじめ、どのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を作成するよう努める。

エ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

(3) 県警察本部

警察署、交番・駐在所、パトロールカー、警察ヘリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 酒田海上保安部

必要に応じ、巡視船艇、航空機及び無人航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたりるとともに、関係機関等から情報の収集に努める。

(5) 自衛隊

ア 震度5強以上の大規模な地震が発生した場合は、自衛隊は情報収集活動を行う。

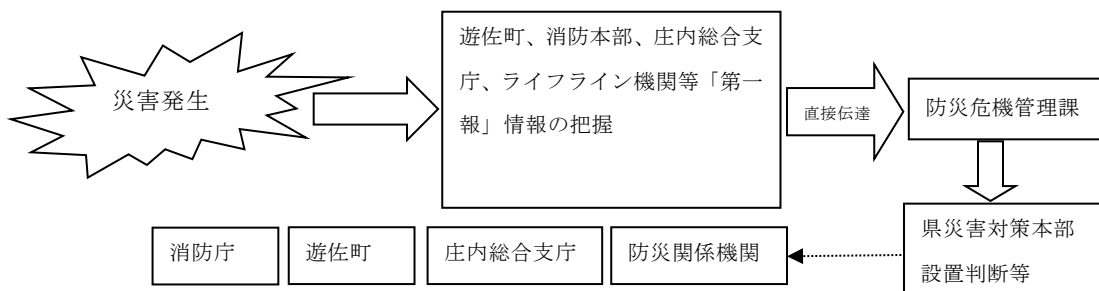
イ 震度5弱以下の地震が発生した場合は、状況による。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

町は、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供する。（大きな状況変化時も同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観するうえで重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 町

(ア) 町は、当該地域において震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、津波及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、庄内総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具

体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡が不可能な場合は、直接消防庁に報告する。

- (イ) 町は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防本部への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

イ 県

- (ア) 県支部（総合支庁）及び関係出先機関は、町及び防災関係機関と緊密に連携して災害情報の収集に努め、その情報をとりまとめて県に報告する。
- (イ) 県は、これらの情報及び直接受信した情報を総合的に整理・分析し、その被害状況をとりとめるとともに、必要に応じて調査班を派遣し現地調査を行う。
- (ウ) 県は、必要に応じて第2編第2章第1節第4款「自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し航空機等による被害状況の把握を要請する。
- (エ) 県本部（防災危機管理課）は、とりまとめた被害状況を消防庁に報告するとともに、関係機関に報告又は通報する。

なお、発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

また、各部局は、必要に応じて所管事項に関する災害情報等を関係省庁へ報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合は、把握した被害情報を、関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、救急搬送する可能性のある消防本部に迅速に連絡する。

また、日本赤十字社山形県支部は、医療救護班及び心のケアチームの活動について、県（医療政策課、障がい福祉課）と連絡調整を行う。

(4) 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、県、国及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び孤立集落が属する町に連絡する。

また、県及び孤立集落が属する町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

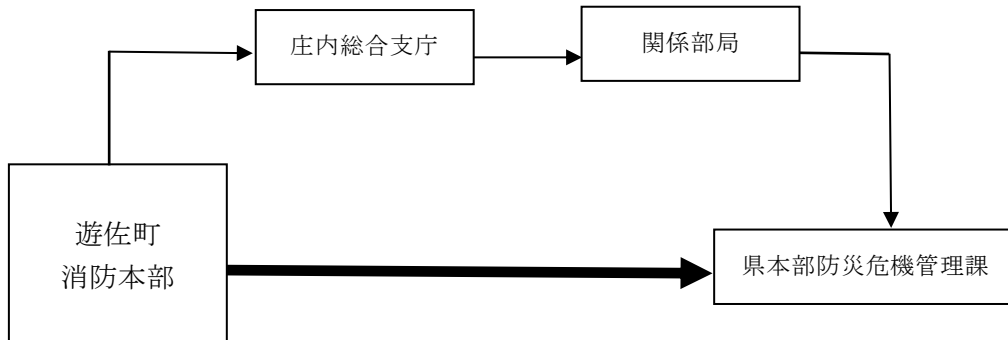
(1) 県本部（防災危機管理課）への直接の情報伝達等

県本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定するため、災害対策本部活動期間を通して、次の通り情報提供（防災情報システム及び電話又はFAXによる）を行う。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

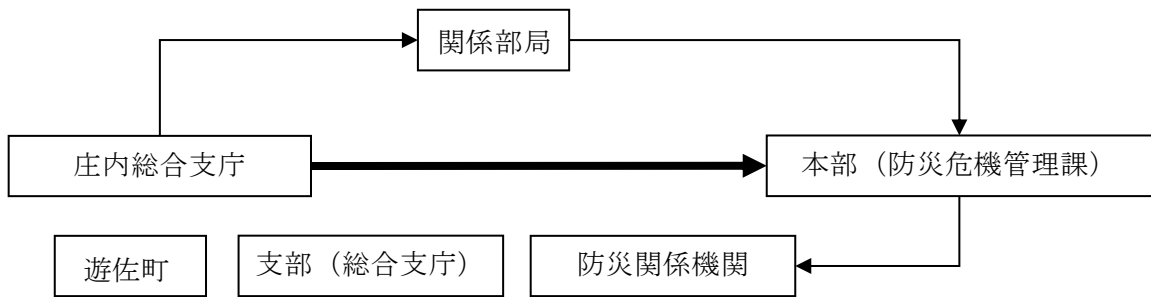
ア 町・消防本部が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、町管理の庁舎、公の施設、町立福祉施設・保育所、町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る

被害。

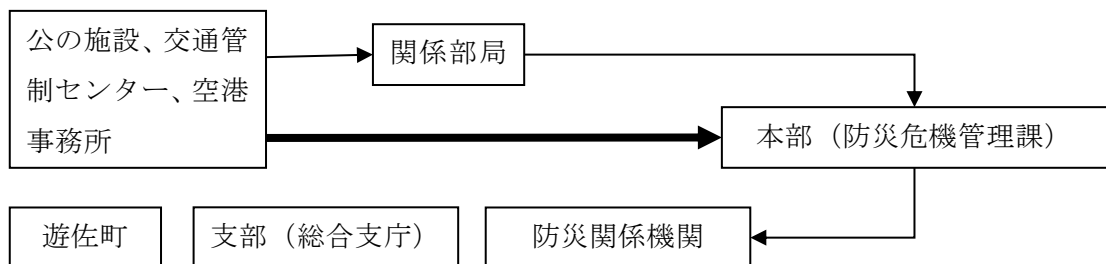


イ 庄内総合支庁が次の情報を把握した場合



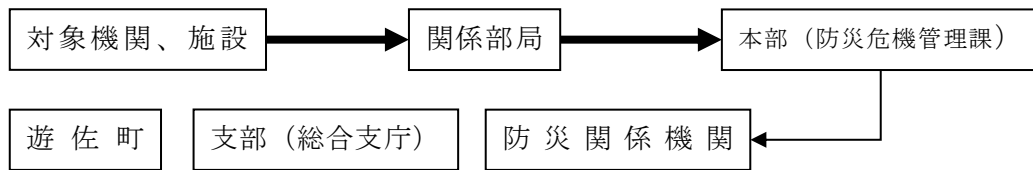
ウ 県の機関（公の施設、交通管制センター等）が次の情報を把握した場合

公の施設（県総合文化芸術館、県郷土館、遊学館等）に係る被害、交通規制（道路、空港）状況



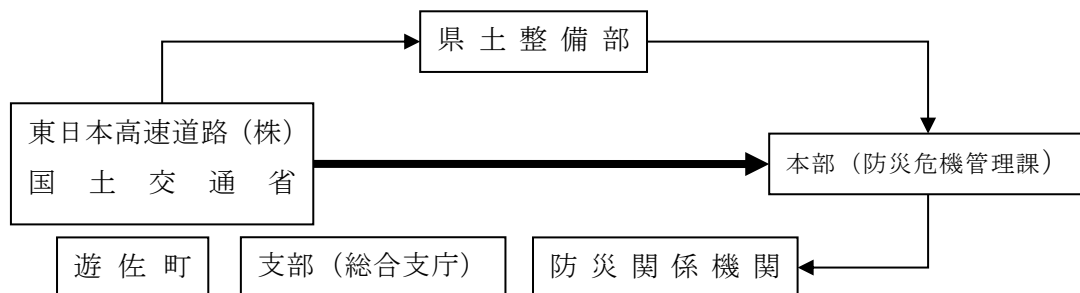
エ 県の関係部局が次の情報を把握した場合

公立・私立教育機関全般、県立病院、県立福祉施設、県企業局が把握した所管施設、商工関係機関・施設、その他県の出先機関に係る被害等



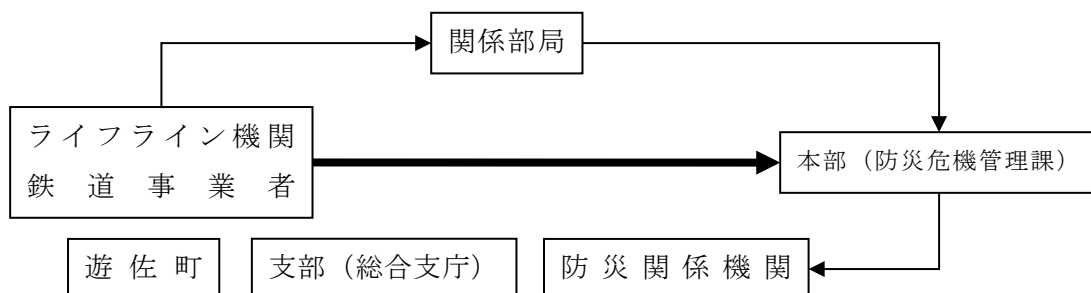
オ 国の機関が所管に係る次の情報を把握した場合

高速道路、国道、国直轄管理土木施設に係る被害



カ ライフライン機関、鉄道事業者が次の情報を把握した場合

電話、電力、ガス、鉄道に係る被害



(2) 各機関における活動

ア 町

- (ア) 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- (イ) 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部（総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。
- (ウ) 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

イ 県

- (ア) 被災地の県出先機関は、町と協力して、所管事項に関する被害状況や応急対策の実施状況を各部局所管課へ報告する。
- (イ) 各部局主幹課は、所管事項に関する被災状況及び応急対策実施状況を取りまとめ、県本部（防災危機管理課）へ報告する。

(ウ) 県支部（総合支庁）は、町から報告された災害情報を、県本部（防災危機管理課）へ報告する。

(エ) 中央省庁への報告

- a 県本部（防災危機管理課）は、とりまとめた被害状況を消防庁に報告する。
- b 県本部（防災危機管理課）及び各部局は、県が実施する応急対策活動の実施状況等を被災した町に連絡する。
- c 各部局は、必要に応じて所管事項に関する詳細な被害情報及び応急対策活動の実施状況等を関係省庁へ報告する。
- d 国が政府本部を設置した場合は、各部局は関係省庁を通じて政府本部へ応急対策の実施状況等を随時報告する。

ウ 県警察本部

- (ア) 警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び県警ヘリコプターからの報告に基づき被害状況を把握する。
- (イ) 把握した被害情報や警備、救助に関する活動状況等を県本部（防災危機管理課）及び関係機関に連絡する。
- (ウ) 交通規制を実施した場合は町、県及び関係機関へ連絡するとともに、ラジオ、テレビ及び交通情報板等を通じて周知徹底を図る。

エ 酒田海上保安部

海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、必要に応じて県本部（防災危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町にその旨を通知するとともに、船舶等に対し無線電話等及び巡視船艇等により周知する。

オ 医療機関

被災状況及び急患受入れ可否等の情報を、保健所を経由して県（健康福祉企画課）に報告する。

6 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

7 被害関連情報の発信

県は、収集された災害関連情報等を集約し、必要に応じて町、自衛隊、ライフライン・公共交通機関、国（政府本部を含む）及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する。

国及び県は、必要に応じて収集した被災現場の画像情報を、国を含む防災関係機関と共有を図る。

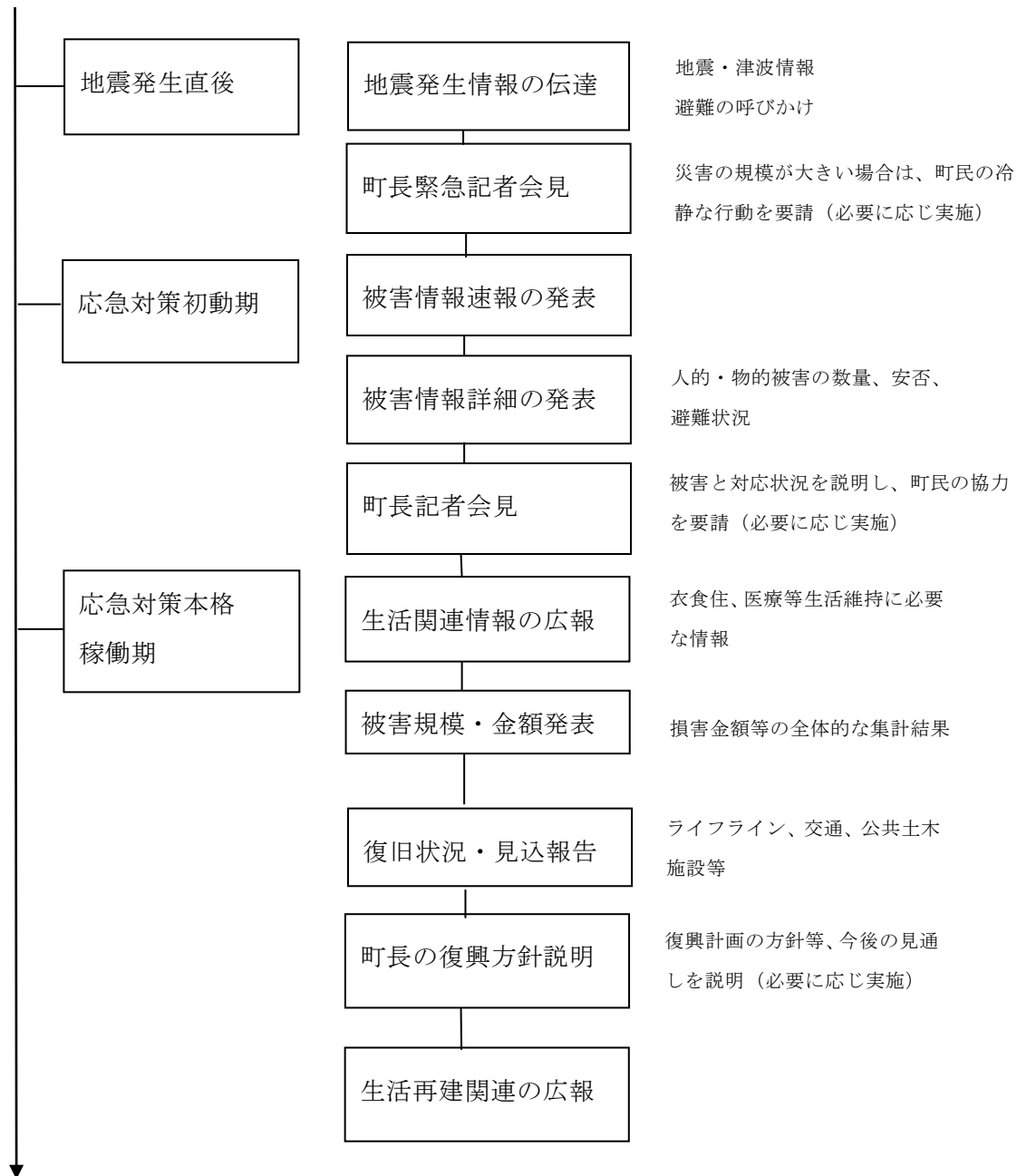
第4款 広報計画

1 計画の概要

地震による災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー

地震発生



3 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を支援するとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

4 広報活動における各機関の役割分担

防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動にあたって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得る。

(1) 町

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 自治会、町内会等を通じた情報伝達
- (ウ) 住民相談所の開設
- (エ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- (オ) 地域防災行政無線、緊急速報メール等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 安否情報
- (イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- (オ) 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- (カ) その他、被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 手段

- (ア) 報道機関への報道依頼

a 記者会見

県は、甚大な被害が発生した場合は、速やかに知事等の緊急記者会見を行い、

被害状況、県の対応状況について県民に情報提供し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

b 情報提供及び取材対応

(a) 県は、記者会見場を設ける。場合によって、報道機関への情報提供の場及び取材等対応の場となるプレスセンターを設ける。

(b) 県は、収集した被害状況の集約結果を定期的に報道機関に発表するが、状況に応じてその都度提供する。

(イ) 法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報道機関への報道要請

(ウ) 総合的相談窓口の開設

(エ) 緊急速報メール及びインターネットの活用（県ホームページ、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)等）

(オ) 県政広報番組等の活用

ウ 項目

(ア) 地震・津波情報

(イ) 安否情報

(ウ) 町、県の出先機関及びその他防災関係機関から報告された被害状況

(エ) 町、県、国及び町等公的機関の災害対応に関する情報

(オ) その他広域的な把握を必要とする情報

(3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示

(イ) 利用者相談窓口の開設

(ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

(エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ア) 被災区域及び被害状況

(イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意

(ウ) 復旧の状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

(ア) 乗降場での印刷物の掲示

(イ) 場内及び車内等での放送

(ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

(エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 不通区間及び運行状況
- (イ) 復旧の状況及び見込み
- (5) 警察
 - ア 役割
 - 被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。
 - イ 手段
 - (ア) パトロールカーによる広報
 - (イ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
 - ウ 項目
 - (ア) 被災者に関する情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
- (6) その他の行政機関
 - 住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 町は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK 山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送 (YBC)	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ (YTS)	山形市城西町 5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821 (夜間電話)	
テレビユー山形 (TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン (SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

6 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供されるよう努める。

(2) 町民への的確な情報伝達

町は、町民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

7 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 山形地方気象台は、気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。

イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 町の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 住民に対する避難指示等

(ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

(エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況

(ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況

(エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報

(オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報

(カ) 各種相談窓口に関する情報

ウ 県警察の広報事項

(ア) 住民に対する避難指示等

(イ) 安否情報

(ウ) 被災者に関する情報

(エ) 交通規制に関する情報

エ ライフライン関係機関

(ア) 被災による使用不能状況

(イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

オ 公共交通機関

(ア) 不通区間及び運休状況

- (イ) 臨時ダイヤの運行状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）
 - ア 町の広報事項
 - (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 被害認定・罹災証明書¹の発行
 - (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - (ア) 概算被害額
 - (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
 - (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
 - (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報
 - ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
 - (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ア 町の広報事項
 - (ア) 罹災証明²の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸し付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - 広域的な復興計画

8 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

- (1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。
- (2) 町は、県と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。
- (3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け、電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

9 広報活動上の留意点

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講じる。
- (2) 町及び県は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 町及び県は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

10 広聴活動

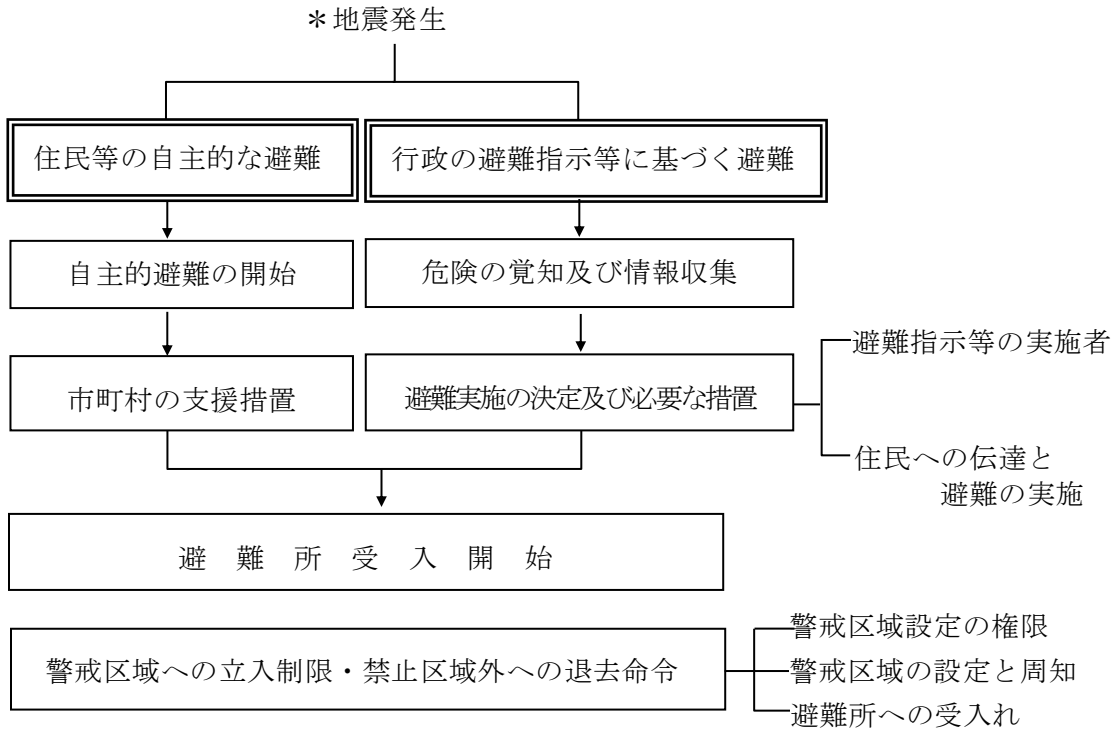
- (1) 町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。
- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、町の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を住民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3節 避難計画

1 計画の概要

地震後に、さらに続いて起こる余震、地震に伴う二次被害や津波から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 町、県及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパ

トロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

町は、国及び県に、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

イ 町は県と協力し、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。また、県は、建築技術者等の派遣により、積極的に町の活動を支援する。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

エ 町及び消防本部は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合等において、必要があると認める場合は、速やかに避難指示を発令し、県警察と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行う。

オ 県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

避難指示等の発令は、町長その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表の通り。

	警戒 レベル	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき (避難情報に関するガイドライン)
避難指示	4	町長	<ul style="list-style-type: none"> 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 (法第60条)
		知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退き及び立退き先の指示 	(報告) 町長→知事 <ul style="list-style-type: none"> 市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示→市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。(法第60条)
緊急安全確保	5	町長	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき
				※町が災害の発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 (報告) 町長→知事

避難の指示等		警察官	・立退き及び立退き先の指示	・市町村長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は市町村長から要 求があった場合（法第61条） (通知) (報告) 警察官 → 町長 → 知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警 告を発し、特に急を要する場合におい ては、危害を受けるおそれがある者 に対し、必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法(昭和23年法律第136 号)第4条) (報告) 警察官→公安委員会
		海上保安官	・立退き及び立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は町長から要 求があった場合（法第61条） (通知) (報告) 海上保安官 → 町長 → 知事
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職 務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条)
				(報告) 自衛官 → 防衛大臣の指定する者(第6師 団長等)

イ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難及び避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(イ) 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること
- e 避難時の注意事項等

(ウ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。
- b 町は、避難行動要支援者への指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 町は、津波警報等が発表されたときや、強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は、弱くても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときなど、必要と認める場合は、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。
- d 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(エ) 避難誘導

町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防本部、消防団及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防団の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- b 消防本部は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

- c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

- d 町は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行う。

海岸付近の住民等は、津波警報等が発表されたときや、強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は、弱くても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行う。

(オ) 避難路の安全確保

町は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理

者、港湾管理者、漁港管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じて県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次の通りである。

ただし、知事は、市町村長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき（法第 63 条）
	警察官 海上保安官	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（法第 63 条）
	災害は派遣を命じられた部隊等の自衛官	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいない場合に限る。（法第 63 条）
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定（消防法第 23 条の 2）
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定（消防法第 28 条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。（消防法第 28 条）
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上、緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定（水防法第 21 条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（水防法第 21 条）

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じ

て避難所を開設し、これらの者を受入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

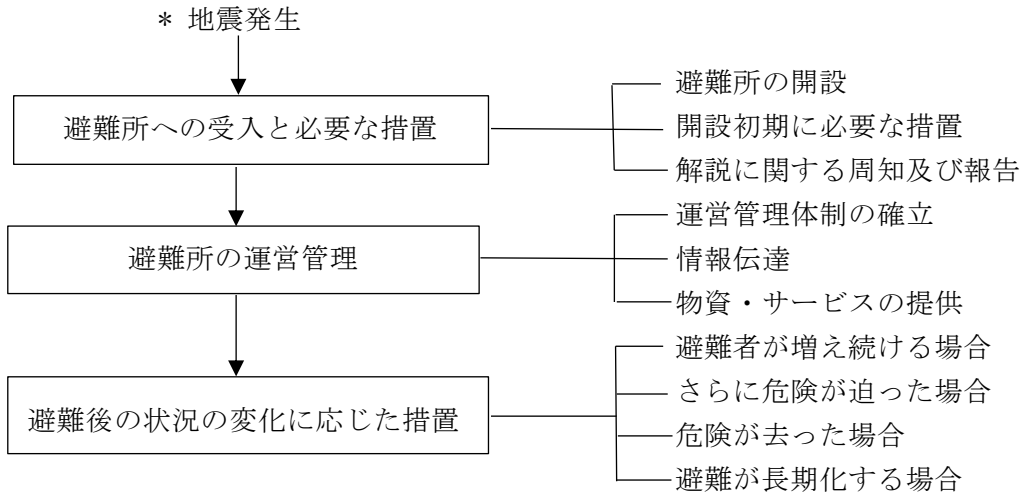
町、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

第4節 避難所運営計画

1 計画の概要

地震による災害発生時に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設にあたっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）と共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、

ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所ごと又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し、必要最低限の物資を備蓄するよう努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落では、重点的に備蓄するよう努める。

(ア) 食料(パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの)

(イ) 毛布

(ウ) 日用品(マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸)

(エ) 医薬品(常備薬、救急箱等)

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ(冬期の場合)

(キ) 簡易トイレ(トイレットペーパー)

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなど、やむを得ず避難所に滞在できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

4 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関

と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。

また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次、町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じてホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 町のとるべき措置

ア 必要に応じて指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努める。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局と、避難所の運営に必要な情報を共有する。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、町を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

b 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

- c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
 - d トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- (ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- (エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備
- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
 - b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
 - c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
 - d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
- (オ) 避難所運営への女性の参画促進
町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
- (カ) 男女のニーズの違い等に配慮
町は、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。
特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載する、など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (キ) 各機関等への協力要請
町は、避難所運営に際し、必要に応じて県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及び NPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (ク) 自治的な運営組織の立上げ支援
避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 住民の心得
避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他、避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

【資料 1-1】 一時避難場所（グラウンド・公園等）

No.	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	主な避難対象地区
1	蕨岡小学校グラウンド	豊岡字花塚 29-1	72-2241	8,425	蕨岡
2	遊佐小学校グラウンド	吉出字和田 13	72-2029	9,483	遊佐
3	藤崎小学校グラウンド	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	12,330	稲川、西遊佐
4	旧西遊佐小学校グラウンド	藤崎字千代ノ藤 2-2	76-2033	6,930	西遊佐
5	高瀬小学校グラウンド	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	8,202	高瀬
6	吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 9-6	77-2504	13,727	吹浦
7	遊佐中学校グラウンド	小原田字上川原 18-1	72-2820	32,315	蕨岡、遊佐
8	県立遊佐高等学校グラウンド	遊佐字堅田 21-1	72-3422	16,615	遊佐
9	町民スポーツ広場（西側）	比子字下モ山 68-1	72-3311	11,278	西遊佐
10	町民スポーツ広場（東側）	藤崎字簀垣下 114-1	72-3311	15,410	西遊佐
11	サンスポーツランド遊佐	小原田字北川原 18-1	72-3080	39,178	蕨岡、遊佐
12	菅里広場	菅里字菅野 7-1	72-3311	11,900	高瀬
13	蕨岡児童遊園地	豊岡字乳母懐 39	72-2231	1,612	蕨岡
14	遊佐児童遊園地	遊佐字田子 1	72-3311	2,672	遊佐
15	野沢農村公園	野沢字上ク子添 105-1	72-3311	2,700	遊佐
16	旧吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 23-6	72-3311	5,387	吹浦
17	遊佐町総合運動公園	増穂字大坪 21-2	72-3311	17,965	稲川

【資料1-2】 指定避難所開設場所（建物）

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区	収容人員	給水・炊飯 施設の 有無	
						給水	炊飯
1	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	72-2241	蕨岡	290	○	○
2	遊佐小学校	吉出字和田 13	72-2029	遊佐	370	○	○
3	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	稲川、西遊佐	310	○	○
4	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	高瀬	330	○	○
5	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	吹浦	300	○	○
6	遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820	蕨岡、遊佐	770	○	○
7	県立遊佐高等学校	遊佐字堅田 21-1	72-3422	遊佐	370	○	
8	遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2	72-2236	遊佐	200	○	○
9	蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3	72-2231	蕨岡	100	○	○
10	稲川まちづくりセンター	増穂字大坪 25-2	76-2110	稲川	120	○	○
11	西遊佐まちづくりセンター	藤崎字千代ノ藤 2-2	75-3822	西遊佐	210	○	○
12	高瀬まちづくりセンター	当山字上山崎 17-4	72-2937	高瀬	110	○	○
13	吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1	77-2503	吹浦	140	○	○
14	杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1	72-2233	蕨岡	200	○	○
15	しらい自然館	白井新田字見晴野 21	72-2069	遊佐	310	○	○
16	町民体育館	遊佐字鶴田 29-2	72-5454	遊佐	600	○	
17	遊佐保育園	遊佐字五所ノ馬場 4-1	72-2248	遊佐	50	○	○
18	藤崎保育園	増穂字西田 96	76-2008	稲川、西遊佐	50	○	○
19	遊佐町防災センター	遊佐字南田筋 3-1	72-3311	遊佐	50	○	○
計	19 施設				4,880 人		

※ 風水害により、遊佐小学校及び遊佐中学校が浸水を受けるおそれがある場合は、指定避難所を開設しない。

【資料1-3】 福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	特別養護老人ホーム 松濤荘	菅里字菅野南山 7-1	76-2103	
2	山形県立吹浦荘	菅里字菅野南山 21-14	76-2516	
3	障がい者支援施設 月光園	当山字上戸 8-1	72-5611	
4	特別養護老人ホーム ゆうすい	遊佐字木ノ下 2	71-2133	
5	地域密着型 特別養護老人ホーム にしだて	吹浦字西楯 23-9	71-6061	
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表 6-8	72-5858	

※風水害により、遊佐町こどもセンターが浸水を受けるおそれがある場合は、指定福祉避難所を開設しない。

第5節 災害警備計画

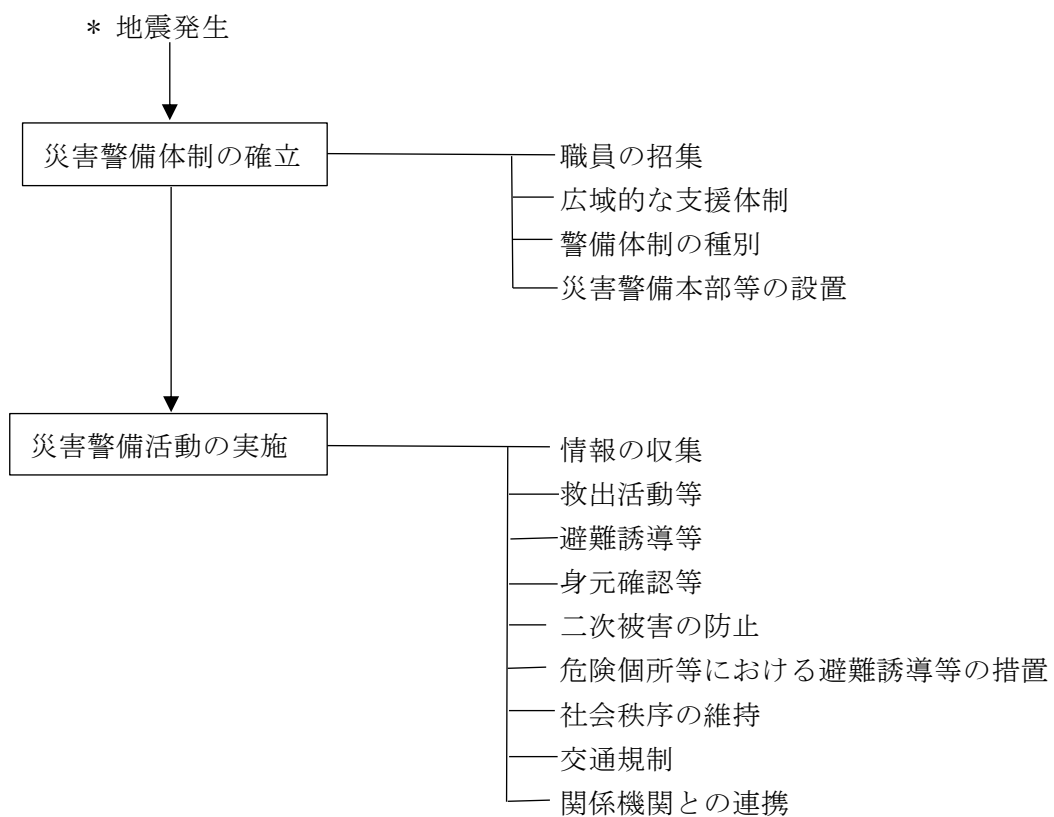
1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察及び酒田警察署が行う災害警備活動について定める。

なお、本計画に定めないものについては、「山形県警察災害警備実施計画」の定めるところによる。

また、大災害による警察施設の被災による代替施設については、町と協議のうえ確保する。

2 災害警備計画フロー



3 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

県警察は、大規模な地震が発生した場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 広域的な支援体制

県警察を管理する公安員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊の派遣を求める。

(3) 警備体制の種別

県警察の災害に対処する警備体制は、次の通りとする。

ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生まで相当の時間的余裕があると考えられる場合

イ 警戒体制

気象警報等が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が予想される場合

ウ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生しようとする場合

(4) 災害警備本部等の設置

県警察は、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備対策本部（警察本部に限る。）、災害警備準備本部（警察本部に限る。）、災害警備連絡室を設置する。

4 災害警備活動の実施

(1) 情報の収集

県警察は、警察通信の機能を確保し、多様な手段により災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握する。

また、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集にあたる。

(2) 救出救助活動等

ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、被災地を管轄する警察署等に警備部隊を迅速に派遣する。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、装備資機材等を重点的に配分する。

イ 被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、応援派遣職員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助活動部隊の担当区域を決定する。

また、消防機関、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と、随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(3) 避難誘導等

県警察は、次の事項に留意して地域住民等の円滑かつ安全な避難誘導等にあたる。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえで、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ウ 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、町の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

エ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(4) 身元確認等

県警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、死体見分の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

(5) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、町災害対策本部に通報して避難指示等の発令を促すとともに、被害発生 of 危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(6) 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置をとる。

(7) 社会秩序の維持

県警察の社会秩序維持活動は、次の通りとする。

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

ウ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

エ 地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、地域安全情報の提供や相談所の開設等を行い住民等の不安の軽減に努める。

(8) 交通規制

本編第11節第2款「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(9) 関係機関等との連携

ア 県・町（災害対策本部）

県警察は、県及び町災害対策本部に職員を連絡員として派遣し、被災情報、警備状況等に関する情報の共有を行う。

イ 消防機関

県警察は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定を援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な搜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 酒田海上保安部

県警察は、日本海沿岸における被災者の捜索、救助活動について相互に協力する。

オ 関係団体

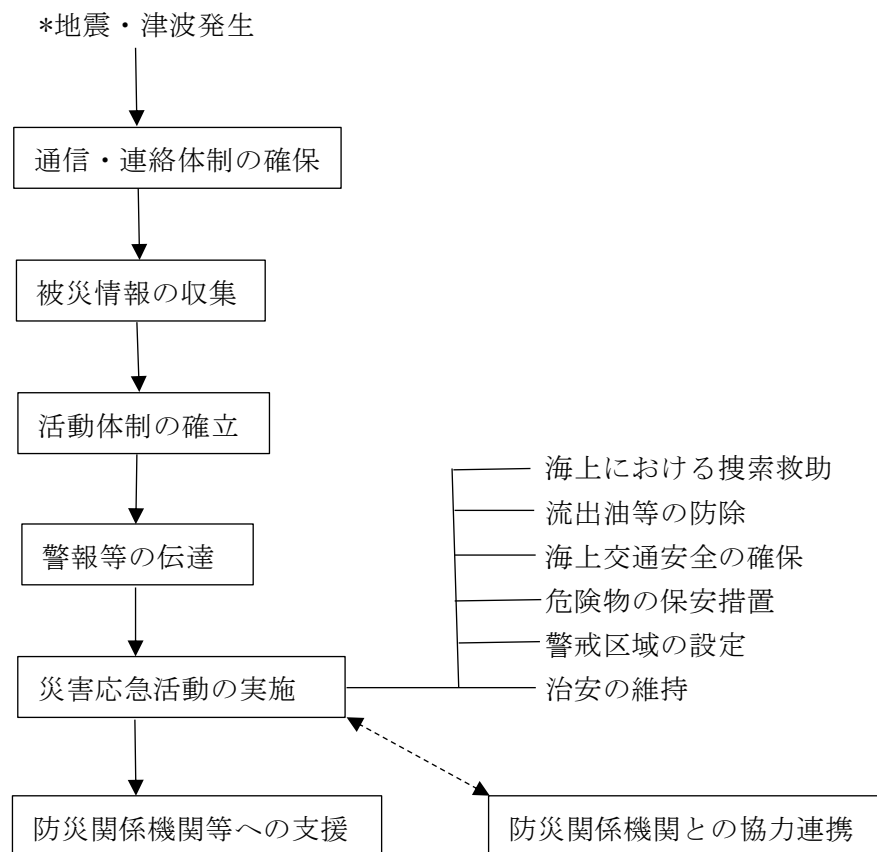
県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

第6節 海上災害応急計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、酒田海上保安部が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。

2 海上災害応急計画フロー



3 通信・連絡体制の確保

酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、町、県、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。

4 被災情報の収集

酒田海上保安部は、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、津波警報等が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用し、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、本部（本部が未設置のときは防災危機管理課）及び関係機関へ通報する。

(1) 海上及び沿岸部における被災状況

ア 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況

- イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況
 - ウ 流出油等の状況
 - エ 水路及び航路標識の異状の有無
 - オ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被災状況（海上及び沿岸部における情報収集や災害応急対策に支障をきたさない範囲で情報収集活動を行う。）
- (3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況

5 活動体制の確立

酒田海上保安部は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。

また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。

被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。

6 警報等の伝達

酒田海上保安部は、必要に応じて次により警報等の伝達を行う。

- (1) 津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。
- (3) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。

7 災害応急活動の実施

酒田海上保安部は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。

- (1) 海上における捜索救助
- ア 船舶の海難や人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。
 - イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
 - ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。
 - エ 救助・捜索活動にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- (2) 流出油等の防除等
- ア 大量の油等が流出（沿岸に漂着した油等を含む。）したときは、防除措置を講じるべき者が行う作業を効果的にするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の

実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講じるべきことを命じる。

ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講じる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次の通りである。

(ア) 防除対策推進のための組織体制整備

(イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達

(ウ) 防除作業の実施、援助及び協力

(3) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように配慮する。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他、船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、町長にその旨通知を行う。

(6) 治安の維持

ア 情報収集に努めるとともに、必要に応じて巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

8 防災関係機関等への支援

(1) 防災関係機関への支援

酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めるときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。

また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。

(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

ア 無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具

イ 譲与物品

食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

9 防災関係機関との協力・連携

酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。

(1) 県・町

ア 被災状況、避難の必要性及び避難者の動向等について、情報交換を密接に行う。

イ 港湾及び漁港の管理者は、酒田海上保安部等関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに酒田海上保安部に要請する。

エ 港湾管理者は、水路の水深に異状が生じたとき認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

港湾管理者は、航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(2) 県警察

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示の伝達及び避難誘導にあたる。

(3) 消防機関

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し、「海上保安庁の機関

と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づいて担当区域を調整し、迅速な活動を行う。

ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。

エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒、拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

ア 第二管区海上保安本部長又は知事からの要請に基づき、又は必要に応じて救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 東北地方整備局酒田港湾事務所

関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

(6) 日本赤十字社山形県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

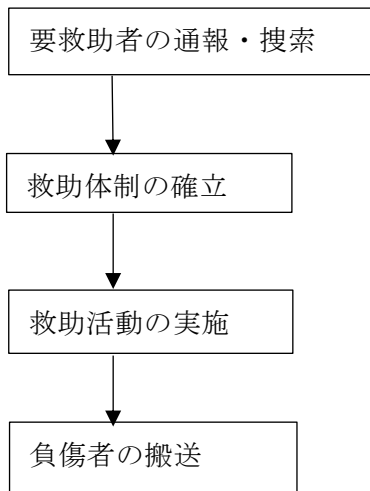
第7節 救助・救急計画

1 計画の概要

大規模な地震による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察、酒田海上保安部及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救助・救急計画フロー



3 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者、並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部、県警察又は酒田海上保安部等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に、生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

消防本部、県警察等は、必要に応じて自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を捜索する。

酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部(本部が未設置のときは県防災危機管理課)と調整する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防本部は、酒田地区広域行政組合消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住

民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼する。

(2) 医療機関の状況の確認

県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況を確認し、消防本部に連絡する。また、消防本部は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

ア 消防機関への要請

消防本部の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

イ 警察への要請

山形県公安委員会は、必要な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に応援派遣を要請する。

ウ 酒田海上保安部への要請

町長は、海上で救助・救急活動等の必要があるときは、酒田海上保安部に対して、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び緊急に必要とする物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の支援を要請する。

エ 自衛隊への要請

町長は、大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断する場合は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

オ 他県への要請

知事は、県内防災関係機関のみでは十分に救急・救助活動を実施できず、被災市町村に対する応援が必要と認める場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

カ 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救助・救急活動の実施体制を確立する。

(5) 合同調整所の設置

警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(6) 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 県は、町又は消防本部等からの要請を受け、若しくは自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。

イ 酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

ウ 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また、消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

エ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

オ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階は、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時にお

けるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

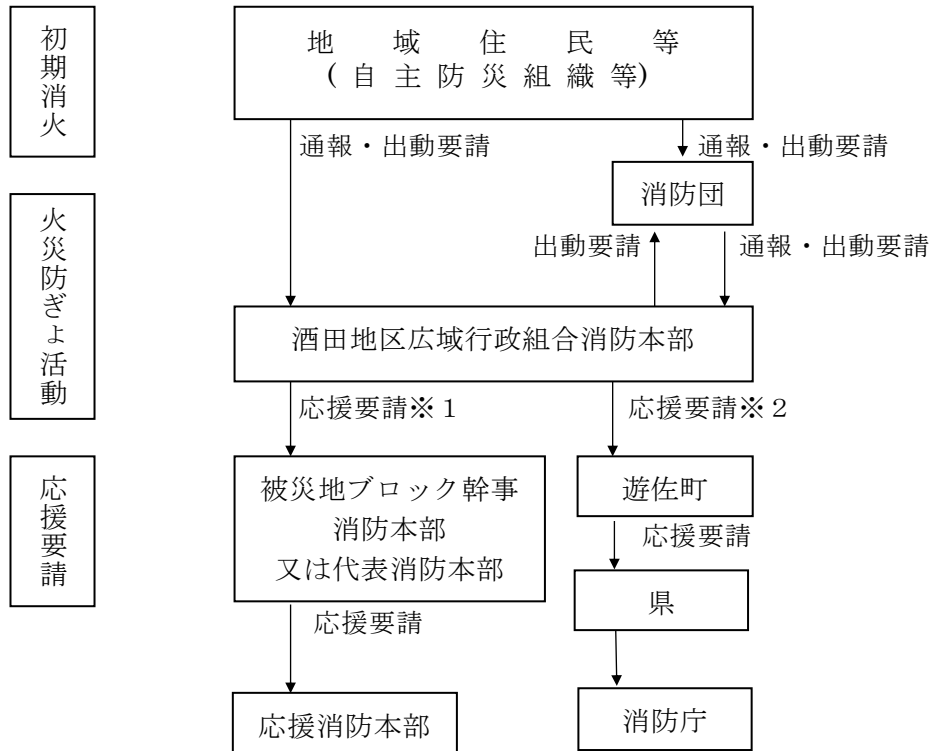
また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。

第8節 消火活動計画

1 計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

2 消火活動計画フロー



※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請

※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火にあたる。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防ぎょ活動

(1) 消防本部による活動

ア 消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定等に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア) 高所カメラ等からの監視

(イ) 119 番通報及び駆け付け通報

(ウ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(エ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生じると認められる場合は、法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対する措置命令又は措置を行う。

エ 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

ア 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場(車庫)等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄のもとに行動する。

5 海上における火災対策

領海内における船舶又は流出油等の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づき、酒田海上保安部と沿岸を所轄する消防機関が次により協力して活動する。

(1) 火災の相互通報

酒田海上保安部又は消防本部は、船舶等の火災を知った場合は、直ちにその旨を相

互に通報する。

(2) 消火活動の分担

埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川における船舶等の火災に係る消火活動は、主として消防本部が担任し、酒田海上保安部はこれに協力する。これ以外の船舶等の火災については酒田海上保安部が担任し、消防本部がこれに協力する。

6 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

酒田地区広域行政組合の長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、酒田地区広域行政組合の長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

酒田地区広域行政組合の長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

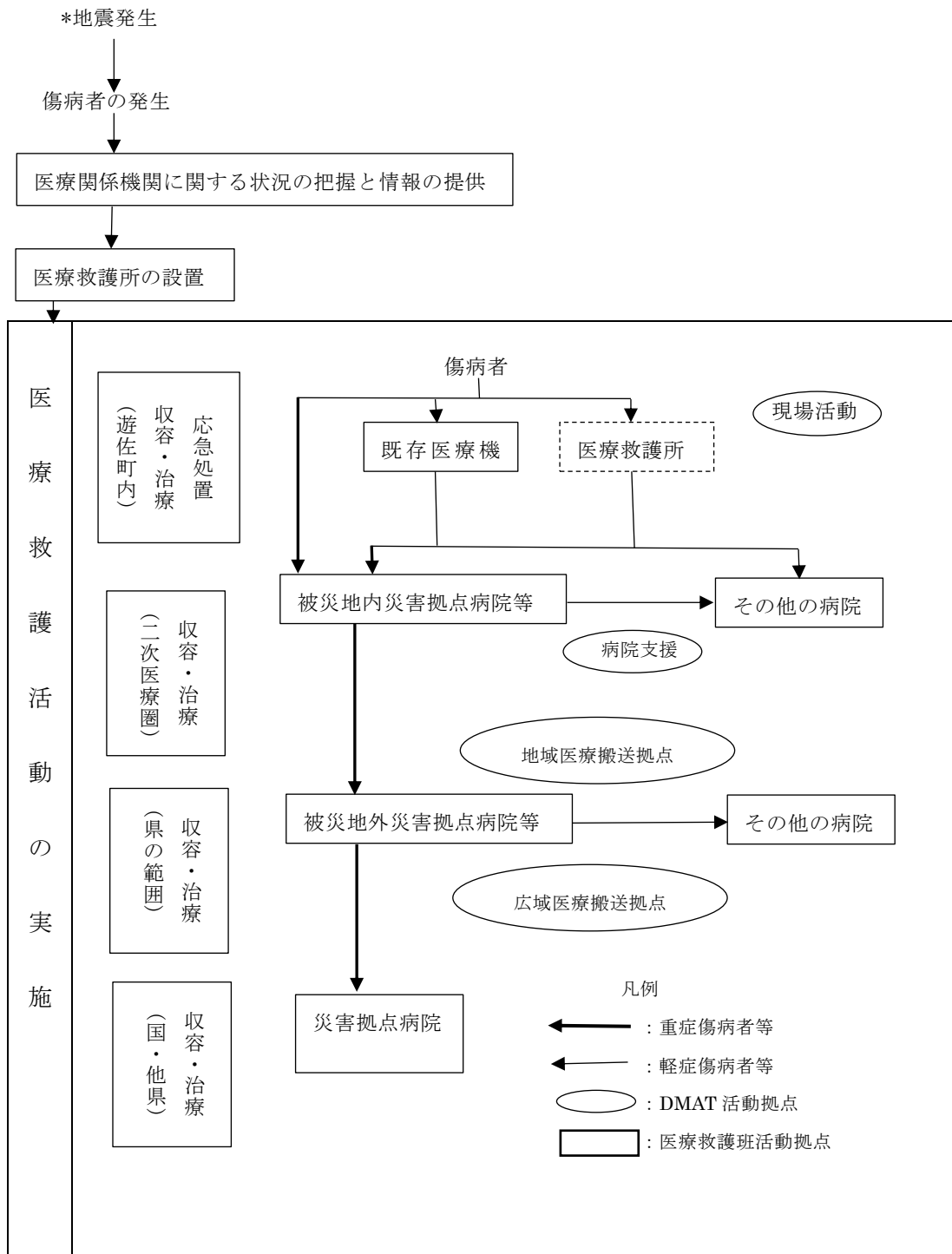
第9節 医療救護計画

1 計画の概要

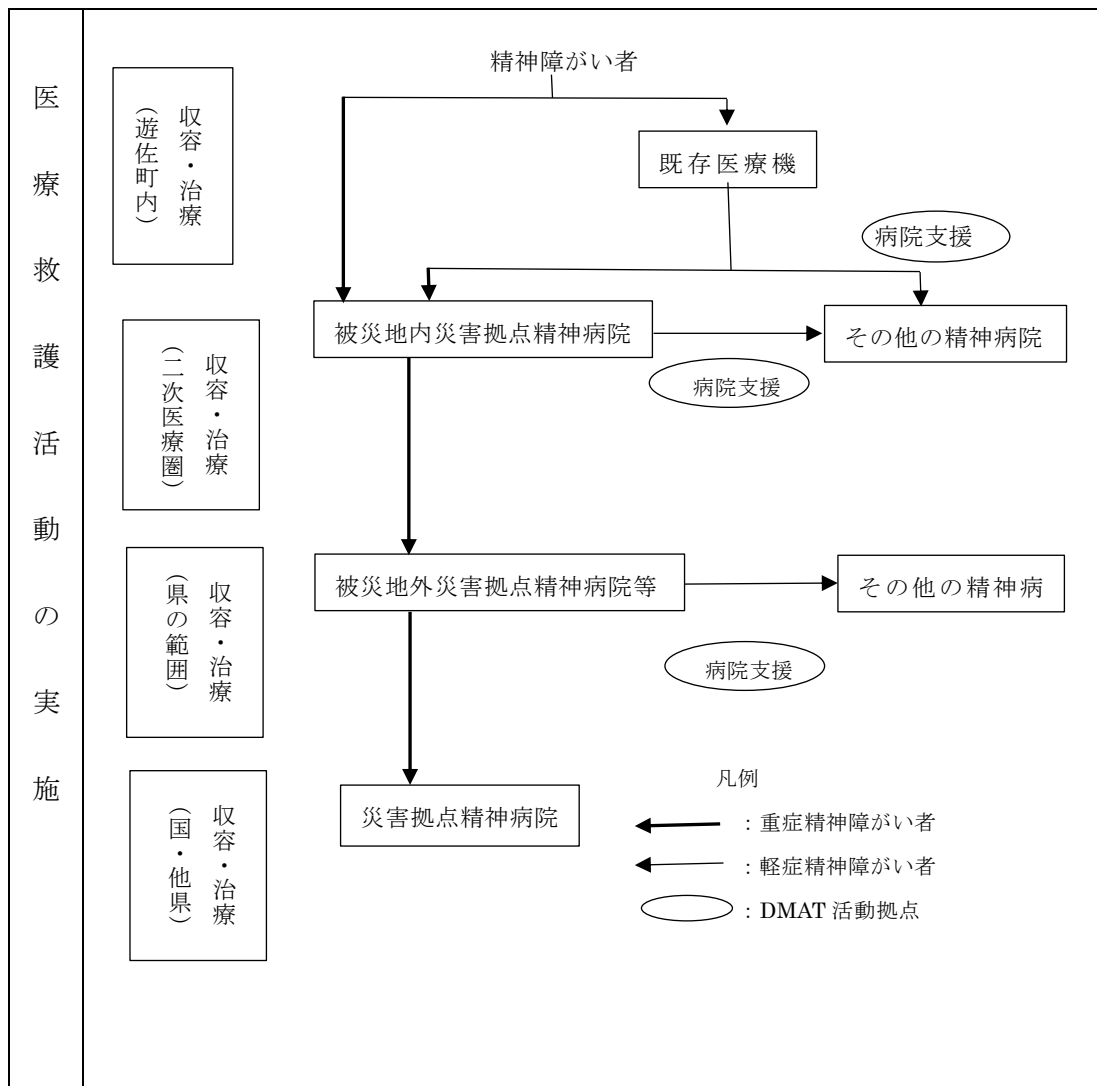
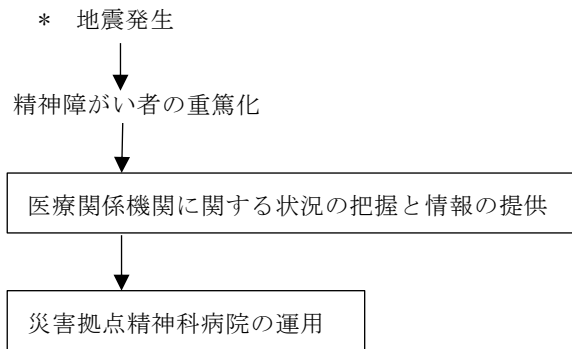
大規模な災害が発生し、困難な条件のもとで、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等に、その時々状況下における最大限の医療を提供するために、町、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護計画フロー

(1) 傷病者への対応



(2) 精神障がい者への対応



3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

(1) 町は、県に次の事項について速やかに情報を収集するよう要請する。

- ア 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- イ 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況
- ウ 医療救護所の設置状況

- (2) 県は、収集した情報を適宜住民、県内の医療機関・医療救護所・搬送機関、他の都道府県とその災害拠点病院等に対し提供する。

4 医療救護所の設置

町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、町の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じて県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行う。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、市町村、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は県全体を俯瞰し、市町村、医療機関並びにDMAT、DPAT及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたりとともに、市町村の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。

県は、その区域内又は近隣都道府県からのDMAT等やドクターヘリの派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応じる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、市町村は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

(イ) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(ロ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ハ) 精神科診療所及び精神科病院の自らの施設が被災し、診療不能等となった場合は、被災地内の災害拠点精神科病院への搬送を実施する。また、被災地内で機能が維持している精神科診療所及び精神科病院に精神障がい者が集中し、診療体制の確保に支障が生じる場合は、DPATの派遣を県に要請する。

(ニ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失

について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

- (ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること。
- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること。
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること。
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと。
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること。

エ 被災地内の災害拠点精神科病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における精神科医療の中核を担う病院として、次により精神障がい者に対する精神科医療を提供する。

- (ア) 24時間応急対応し、重篤又は発病した精神障がい者に精神科医療を提供すること。
- (イ) 急性期の精神障がい者の優先受入れ及び診療を実施すること。
- (ウ) 精神障がい者の広域搬送の調整を図ること。
- (エ) DPAT活動を指揮・総括する活動拠点本部を設置すること。
- (オ) 他関係機関との調整を図ること。

オ 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと。
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと。
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること。

カ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入れ拠点として、24時間応急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

キ DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

ク DPAT（災害派遣精神医療チーム）指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたDPATは、県の要請等により県外から派遣されるDPATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

ケ 被災地外の一般医療機関

- (ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。
- (イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。
- (2) 要配慮者への対応の調整
- 県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。
- (3) 医薬品・医療資器材等の確保
- ア 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。
- イ 県は、町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。
- また、供給にあたっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。
- ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。
- ウ 県は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。
- (4) 傷病者等の受入れ及び搬送の調整
- ア 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に搬送先を調整したうえで、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。
- ただし、搬送する傷病者が精神障がい者の場合は、県が手配したバスやジャンボタクシーなどの搬送手段により、精神科医療従事者の同乗を条件に搬送を行う。
- イ 町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。
- ウ 県は、医療救護班及びDMAT、DPATの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。
- また、重症傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT、DPAT並びに医療資器材の搬送等を行うため、ヘリコプターを利用する必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。
- エ 県は傷病者等の医療搬送を行うため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備する。
- (5) 医療救護班の派遣
- ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災した町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に行う。
- 県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師、管理栄養士及び精神科医の派遣を要請する。
- なお、医療救護班は、原則として町が設置する医療救護所で活動する。
- イ 医師会等関係団体及び関係機関は、協定等又は県の要請に基づき、若しくは自らの判断により医療救護活動等を実施する。
- ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、の活動終了以降、日本医師会災害医療

チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

なお、その際、県の災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

(6) DMAT 及び DPAT の出動要請

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、DMAT 指定病院に対して、DMAT の出動を要請するとともに、DPAT 指定病院に DPAT の出動を要請する。

なお、DMAT 及び DPAT は、原則として被災地内において、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの調整のもと活動を行うこととし、DMAT は、現場活動、病院支援、地域医療搬送を行うとともに、必要に応じて重症傷病者の広域医療搬送を実施し、また、DPAT は、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を実施する。

(7) 医療ボランティア等の受入れ調整

県は、医療ボランティア等の受入れ窓口を設置するとともに、必要とする町又は医療機関等と調整を行い、当該ボランティアに対して活動を要請する。

6 国等への支援要請

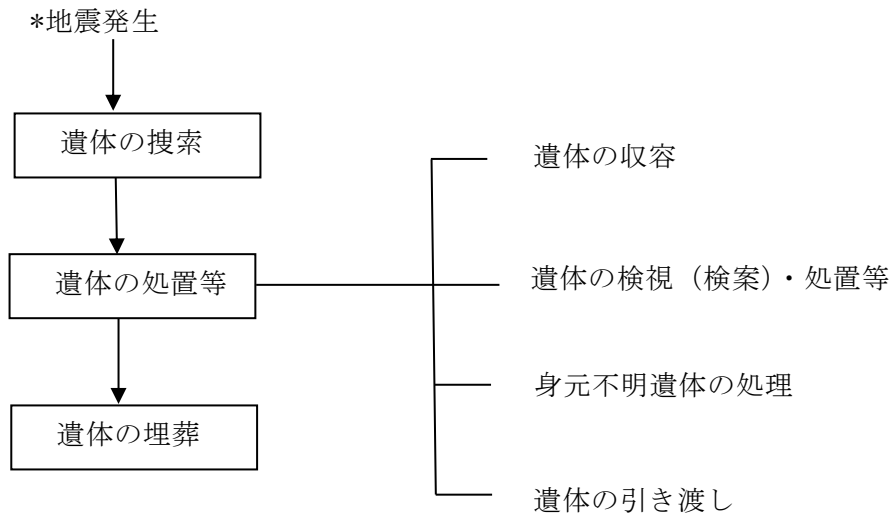
県は、傷病者の医療搬送や被災地における医療スタッフ及び医療資器材等を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。

第10節 遺体対策計画

1 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により発生する多数の遺体について、主として町が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体対策計画フロー



3 遺体等の搜索

- (1) 町は、県警察、酒田海上保安部及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4 遺体の処理等

- (1) 遺体の安置
 - ア 町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行う体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。
 - イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。
 - (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所
 - (イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

- (エ) 遺体安置所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
- ウ 町は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。
- (2) 遺体の検視（検案）・処置等
- ア 警察官又は海上保安官は、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。
- イ 町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
- ウ 県は、町から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会、山形県歯科医師会等に遺体の検案及び処置を要請する。
- エ 県警察は、山形県医師会及び山形県歯科医師会の協力を得て遺体の検視及び身元確認等を行う。
- (3) 身元不明遺体の処理
- ア 町は、県警察その他関係機関に連絡してその取扱いについて協議する。
- イ 県警察又は酒田海上保安部は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。
- ウ 町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 遺体の引渡し
- ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA 鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。
- イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡しを行う。

5 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 県は、犠牲者の多い被災市町村及びその近隣の市町村における火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じて対応する。
- (3) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行う。
- (4) 町は、死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続の簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

- (1) 町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要

請する。

- (2) 県は、町から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。
- (3) 県警察は、必要に応じて警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊刑事部隊及び身元確認支援部隊）の応援派遣要請を行う。

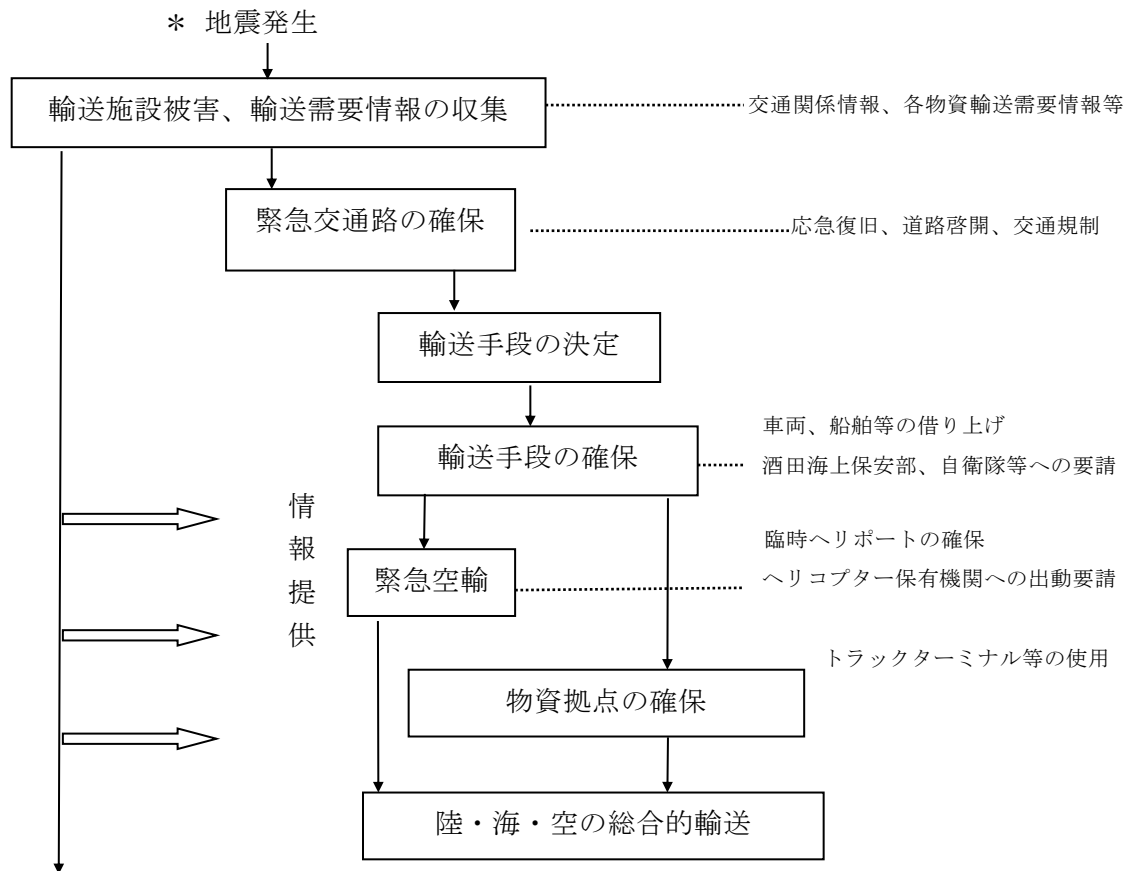
第11節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

1 計画の概要

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、町及び県等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次の通りとする。

(1) 応急対策活動期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料及び水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- カ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに

関連物資

キ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

ア 上記(1)の続行

イ 災害復旧に必要な人員・物資

ウ 生活用品

エ 郵便物

オ 廃棄物の搬出

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

町は、被災地等の輸送施設の被害情報を収集し、県にその情報を提供する。

- (1) 利用可能な緊急輸送施設（道路、空港、港湾及び鉄道路）の情報
- (2) 町の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報
（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- (3) 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- (4) 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

5 輸送手段及び緊急交通路の決定

被災地の輸送施設被害情報等に基づき、県は緊急輸送手段を、県公安委員会は緊急交通路を決定し、必要に応じて当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察による緊急交通路の交通規制等を行い、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

町、県及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、船舶又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

(1) 県

ア 陸路による緊急輸送が不能の場合などヘリコプターによる空輸を行う必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づいて設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

イ 知事は、輸送車両等が不足し災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、山形運輸支局及び東北運輸局に協力を求め、法第71条又は災害救助法第24条の規定に基づく従事命令を発して緊急輸送に必要な車両等を確保する。

ウ 町から輸送手段の確保について要請があった場合又は知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(2) 町

町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

(1) 県の役割

- ア 町からの要請又は地震発生後に収集した情報に基づく判断により、ヘリコプターを運用し、緊急輸送等を行う。
- イ 知事は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。
- ウ ヘリコプターを保有する都道府県に対し、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援協定」等に基づき、ヘリコプターの出動を要請する。
- エ 県は応援ヘリコプターを受け入れるため、早期に体制を整える。
 - (ア) 基地となるヘリポートの確保
 - (イ) 燃料の確保
 - (ウ) 搭乗員の宿舎等の確保
 - (エ) 応援ヘリコプターの活動体制の調整

(2) 町の役割

県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

8 物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、町及び県は物資拠点を確保する。

拠点の選定にあたっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

町は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図る。

(1) 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

(3) 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議のうえ、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する必要があることに留意する。

(4) 協定に基づく応援要請

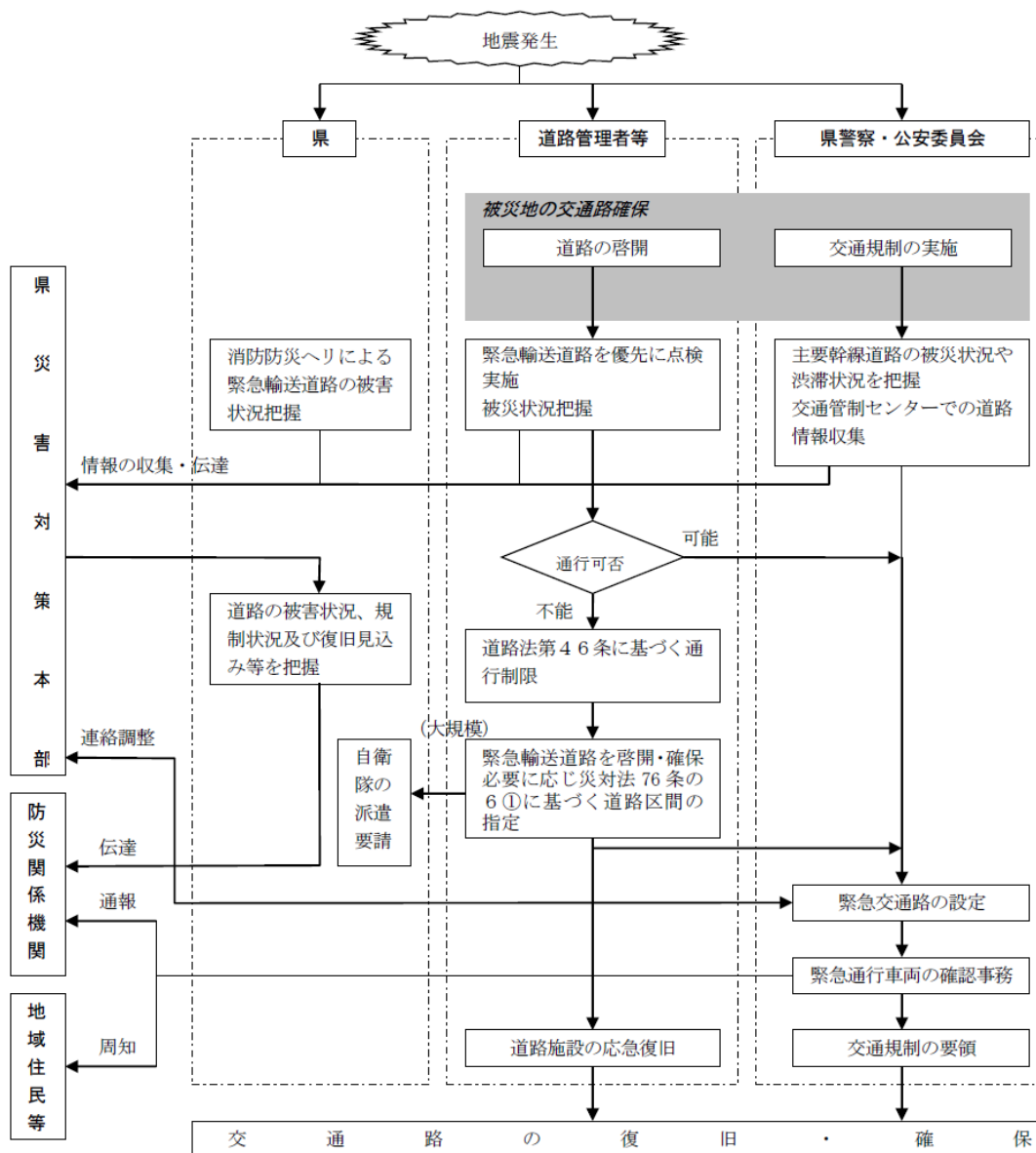
町及び県は、あらかじめ締結した協定に基づき、物資拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

第2款 道路交通計画

1 計画の概要

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下、本節において「道路管理者等」という。）及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー



3 災害の未然防止

道路管理者等は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法（昭和22年法律第180号）第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

町は、県警察、消防本部及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

5 情報の収集・伝達

町は、管理する道路の情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

(1) 町は、防災関係機関が応急対策を円滑に実施できるよう、道路の被害状況、規制状況及び復旧見込み等を関係する防災関係機関（救助・救急活動及び消火活動・緊急応急対策活動等を行う機関）に伝達する。

このため、必要に応じて消防防災ヘリコプターにより緊急輸送道路の被害状況を把握する。

(2) 町は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。

この際、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

(3) 県警察は、在署勤務員や交番・駐在署員による管内の巡回、交通監視カメラや車両感知器の活用等により道路情報を収集する。

6 道路法に基づく緊急措置

町は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

8 緊急輸送道路等の啓開

(1) 町は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、酒田警察署及び消防本部の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

(2) 町は、高速道路、国道、及び県道の各道路管理者と、あらかじめ定めた「災害発生

時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

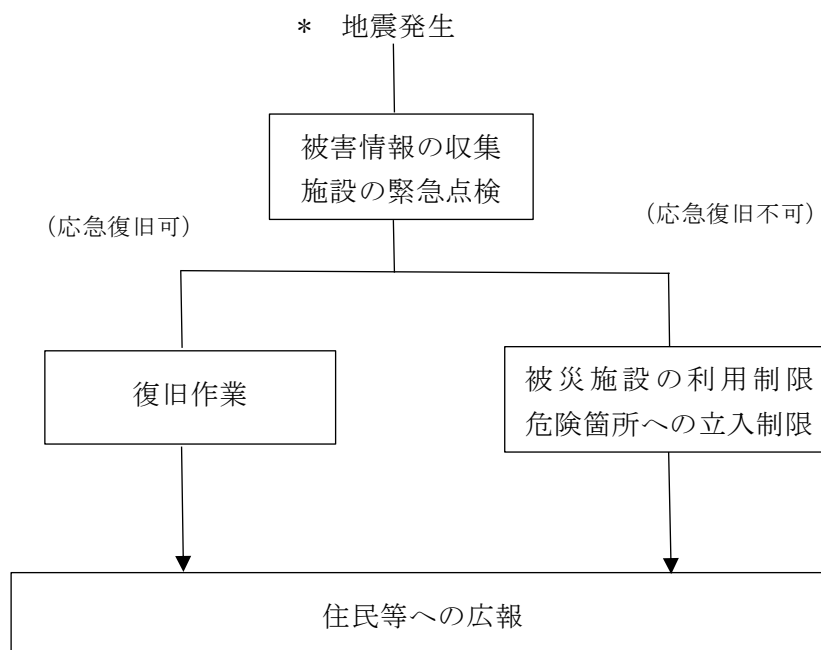
- (3) 国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、指定区間外の国道、県道又は町道において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。

第3款 漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により災害が発生した場合に、応急物資の輸送を確保するために、港湾及び漁港施設の管理者並びに県警察が実施する災害応急対策について定める。

2 漁港施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

町及び県（庄内総合支庁産業経済部水産振興課）は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する。

4 復旧作業の実施

各施設の設置者及び管理者は、被害を受けた施設がある場合、緊急物資等の輸送機能の維持及び確保を図るため、迅速に応急復旧措置を行う。

緊急に応急工事を行う必要が認められた場合には、応急工事を担当業者に指示し行う。

なお、施設の被害の程度により応急復旧が不可能又は困難な場合には、施設の利用制限、危険箇所への立入り制限を行う。

5 住民等への広報

町及び県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被害状況や復旧状況等に関し報道機関の協力を得て、適切な広報活動を行う。

6 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 国は、漁港管理者である県及び町に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

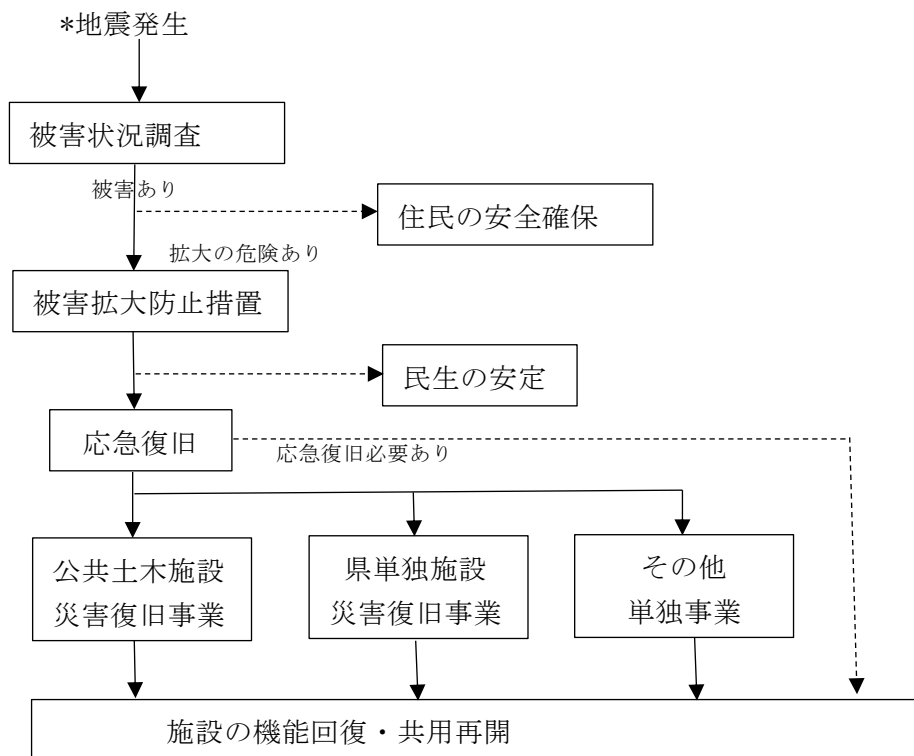
第12節 各種施設災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、県が実施する災害応急対策について次に定める。

2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



3 被害状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民の自主的な避難を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

5 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じて警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は、町と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第、速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止の

ため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないように、バリケード等で規制誘導を行う。

6 応急復旧

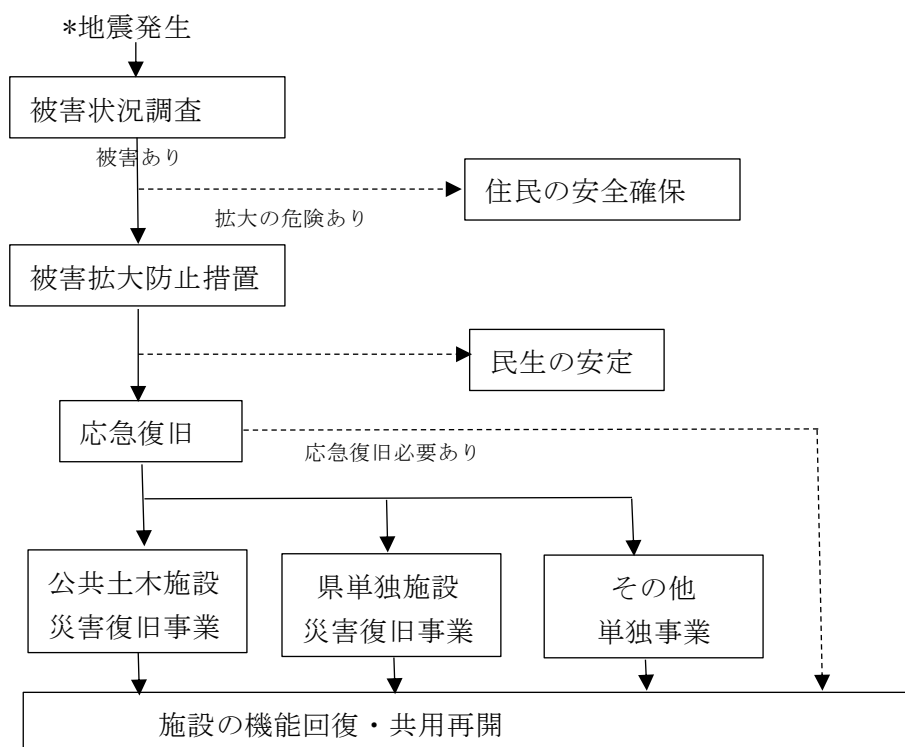
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第2款 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、民間協定業者と連携して直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上、重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、町、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民の自主的な避難を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡及び通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

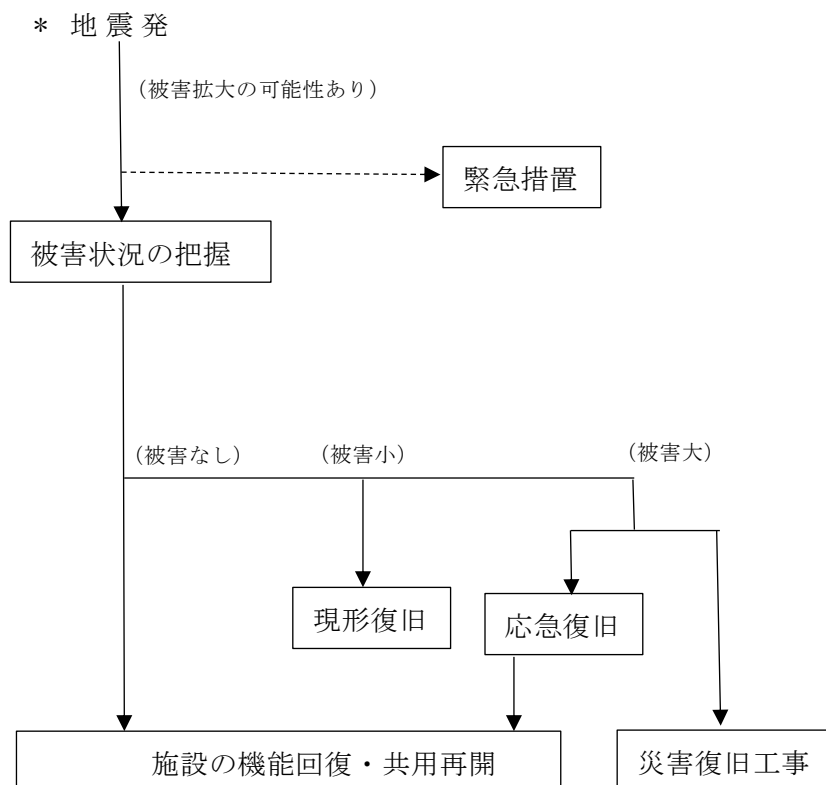
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、酒田警察署及び消防本部等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

町は、月光川土地改良並びに日向川土地改良区と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

(1) 町及び県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。

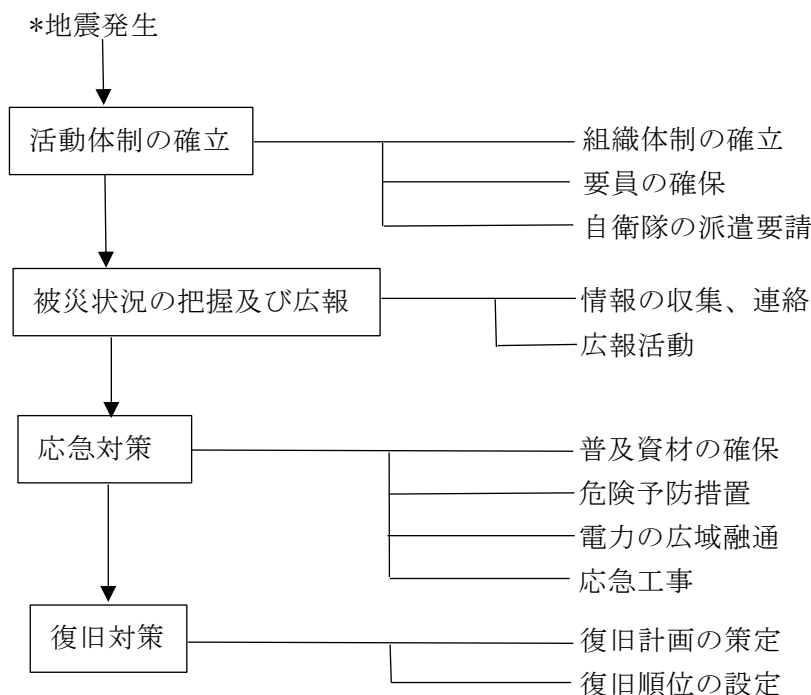
- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
- ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町、県及び酒田警察署等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。
- イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
- ウ 施設管理者は、必要に応じて地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。
- エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。
- オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4款 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 電力供給施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ること発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて県又は町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

5 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は市町村の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、町、県、県警察・酒田警察署及び消防本部から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

なお、県は、大規模停電発生後直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命にかかわる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。この候補案をもとに、国、県、東北電力株式会社等が調整を行い、配備先を決定する。

6 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

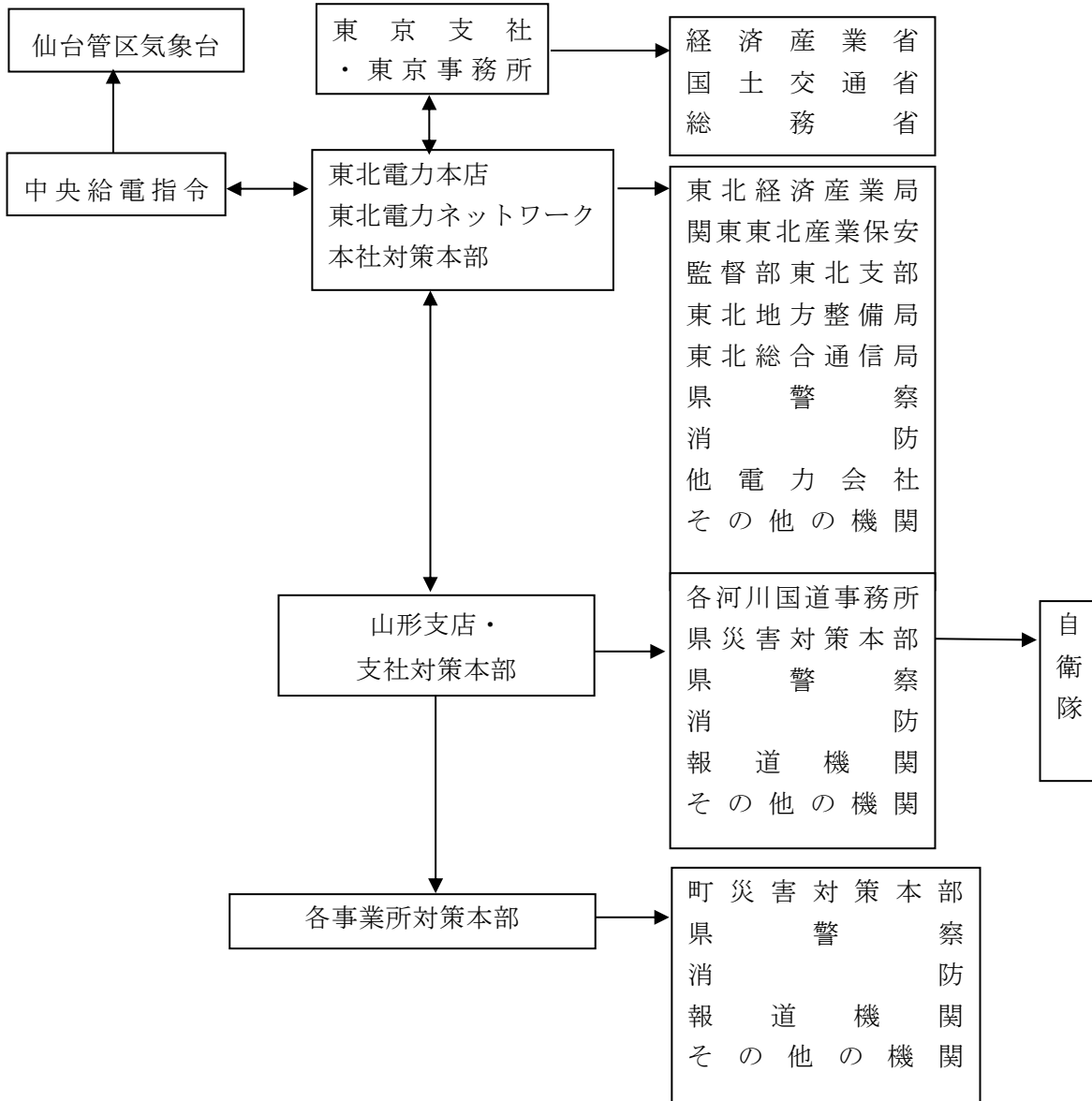
各々の電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項に沿った復旧計画を立てる。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食料等の手配
- キ その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧する。

<東北電力株式会社及び東北ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡経路>

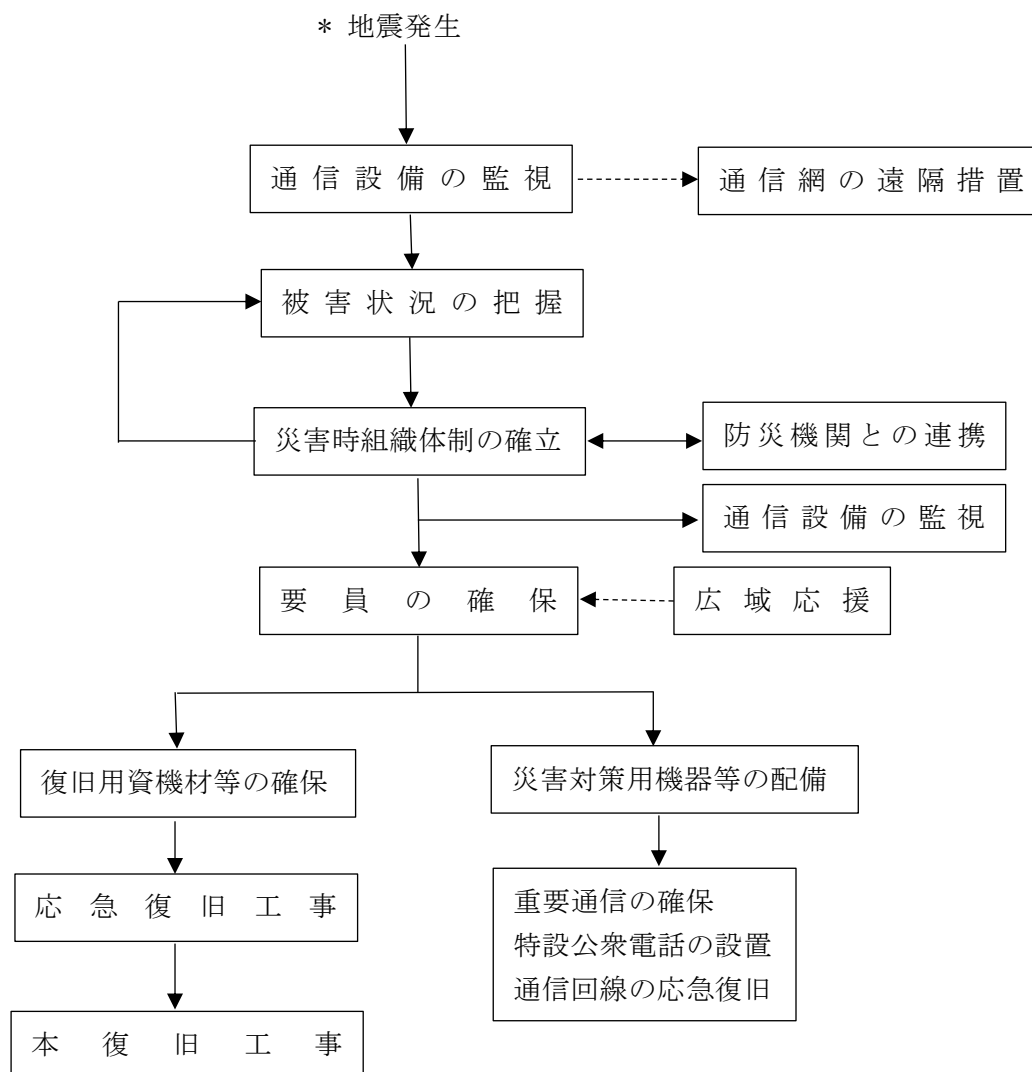


第5款 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 電気通信施設災害応急計画フロー



3 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- イ 関連会社等による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線通信装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

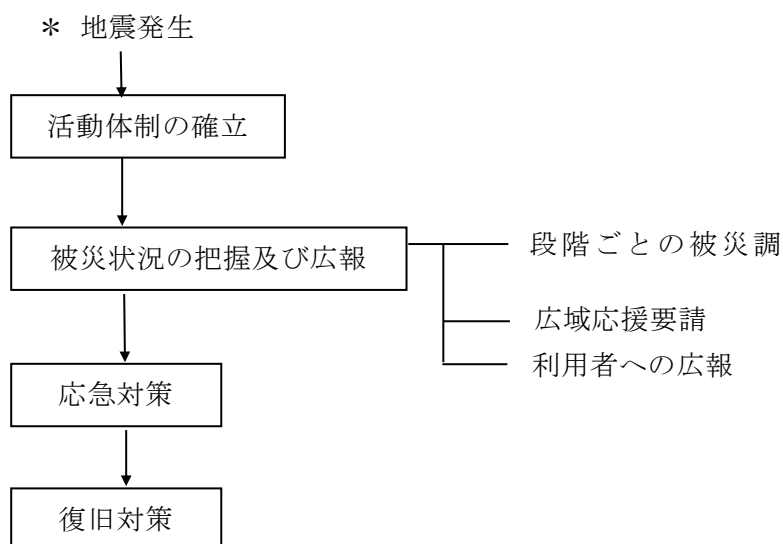
災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第6款 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

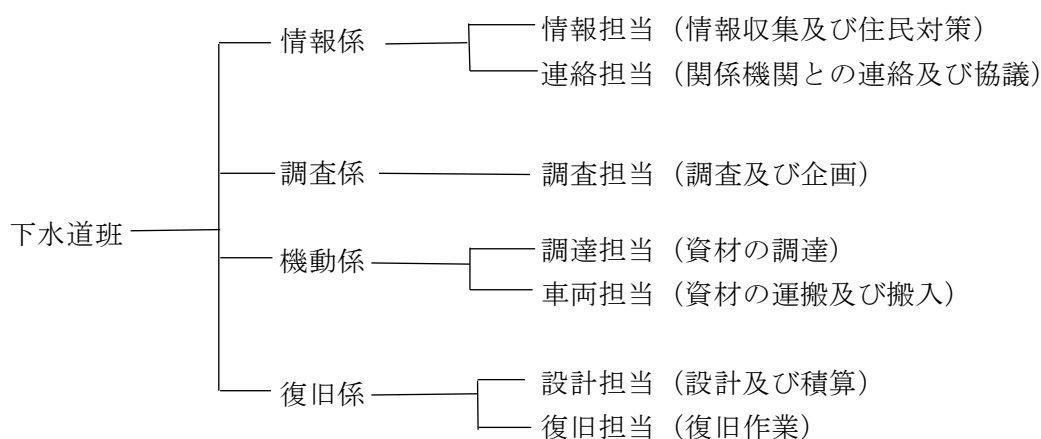
地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 下水道施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

町は、災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



4 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じて、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場は被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につな

る二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールは、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場は、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠は、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠は、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 広域応援要請

町は、地震による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

(3) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は下水道関係機関へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

5 応急対策

上記4(1)の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間、一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行う。

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

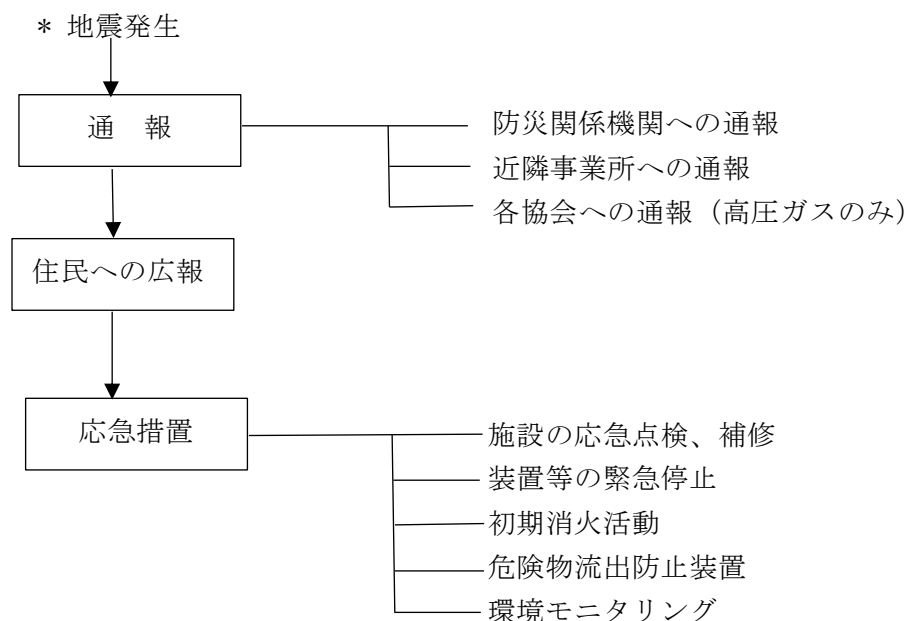
復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ実施する。

第7款 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次の通りである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防本部、県警察、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

消防本部及び県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省
- イ 放射線使用施設 文部科学省、原子力規制庁等
- ウ 毒劇物施設 厚生労働省

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じて町、県及び報道機関の協力を得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

- ア 施設所有者等

- (ア) 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 消防本部

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、火災警戒区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。
- (イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次の通りである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等、安全な措置を講じるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの

性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防本部に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防本部、県警察、町及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川、海域、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防本部、県警察・酒田

警察署、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等、関係機関に通報又は連絡する。

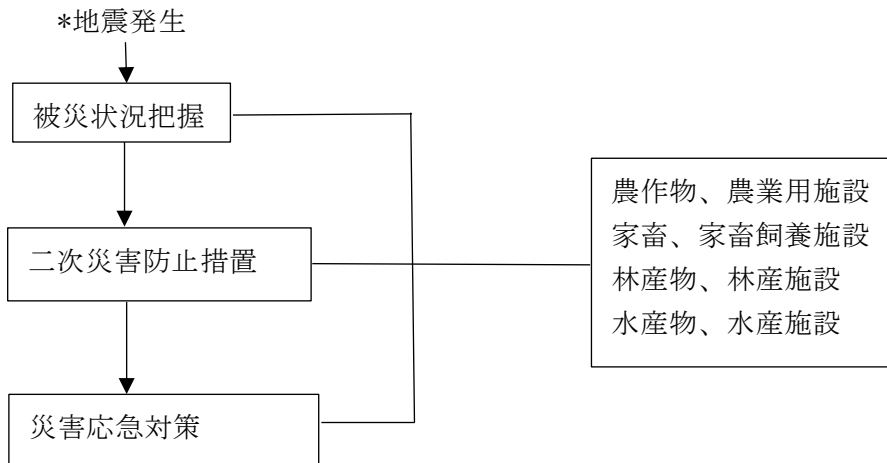
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。また、町及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難指示等の措置を講じる。
- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- (5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第13節 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、町、県及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー



3 被害状況の把握

町及び県は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講じるよう指導又は指示を行う。

(4) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、酒田海上保安部、県警察及び消防本部と連携し、必要な措置を講じる。

- ア 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請
- イ 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請

- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置
- エ 津波による漂流物等の早期回収措置

5 災害応急対策

町及び県は、農林水産業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

町及び県は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

また、県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町及び県は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

町、県及び森林管理署は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- (ア) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- (イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- イ 県は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

ア 町及び県は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

(ア) 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕

(イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供

(ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送

(エ) 応急対策用資機材の円滑な供給

(オ) 養殖水産物の移送

(カ) 水産物の廃棄処分

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、町又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

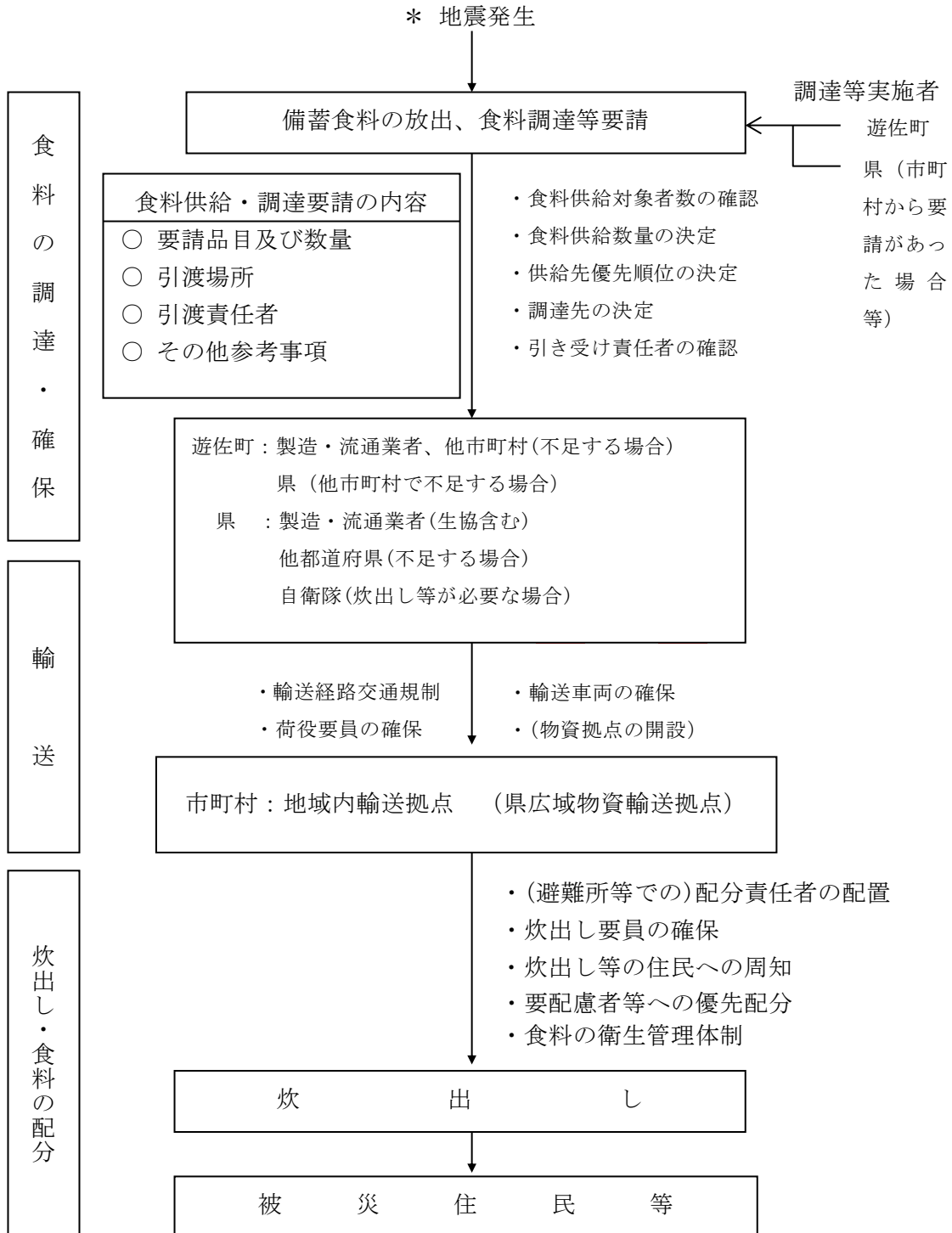
第14節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

1 計画の概要

災害により食料を確保することが困難となった場合における、町が実施する災害急対策について定める。

2 食糧計画フロー



3 町が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

町は、町地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じて可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(4) 炊出し

町は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊き出しが必要となり、炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じて知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(5) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

4 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節第4款「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

5 国によるプッシュ型支援

国は、町及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

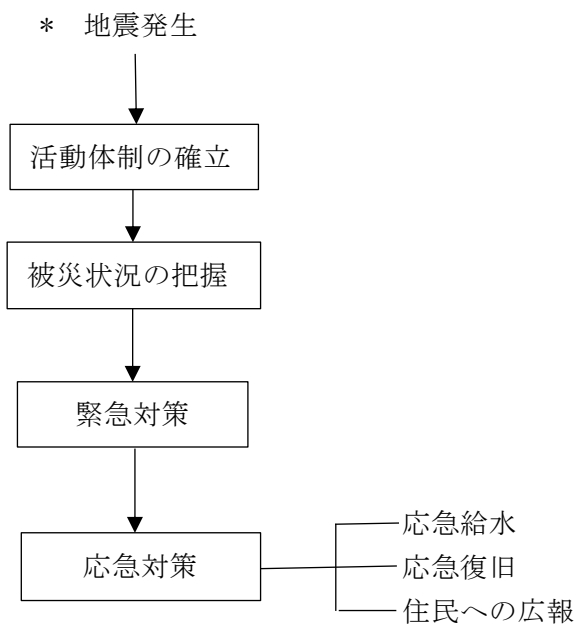
県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー



3 活動体制の確立

町は、相互に関係機関と連絡調整を図りながら、必要に応じて応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道事業者

町は、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 用水供給

町は、県及び受水者団体と連絡調整を図って応急体制を組織し、復旧活動にあたるが、必要に応じて県に、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援を要請する。

4 被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

町は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

(1) 二次災害の防止対策

- ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

町は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

町は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じて、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。

また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(エ) 備蓄飲料水の供与

町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

町が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

町は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

山間地へは、必要により、飲料水の空輸又は海輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水は、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水は、住民相互の協力をえるなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

町は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を徹底する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

(3) 住民への広報

町は住民に対して、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

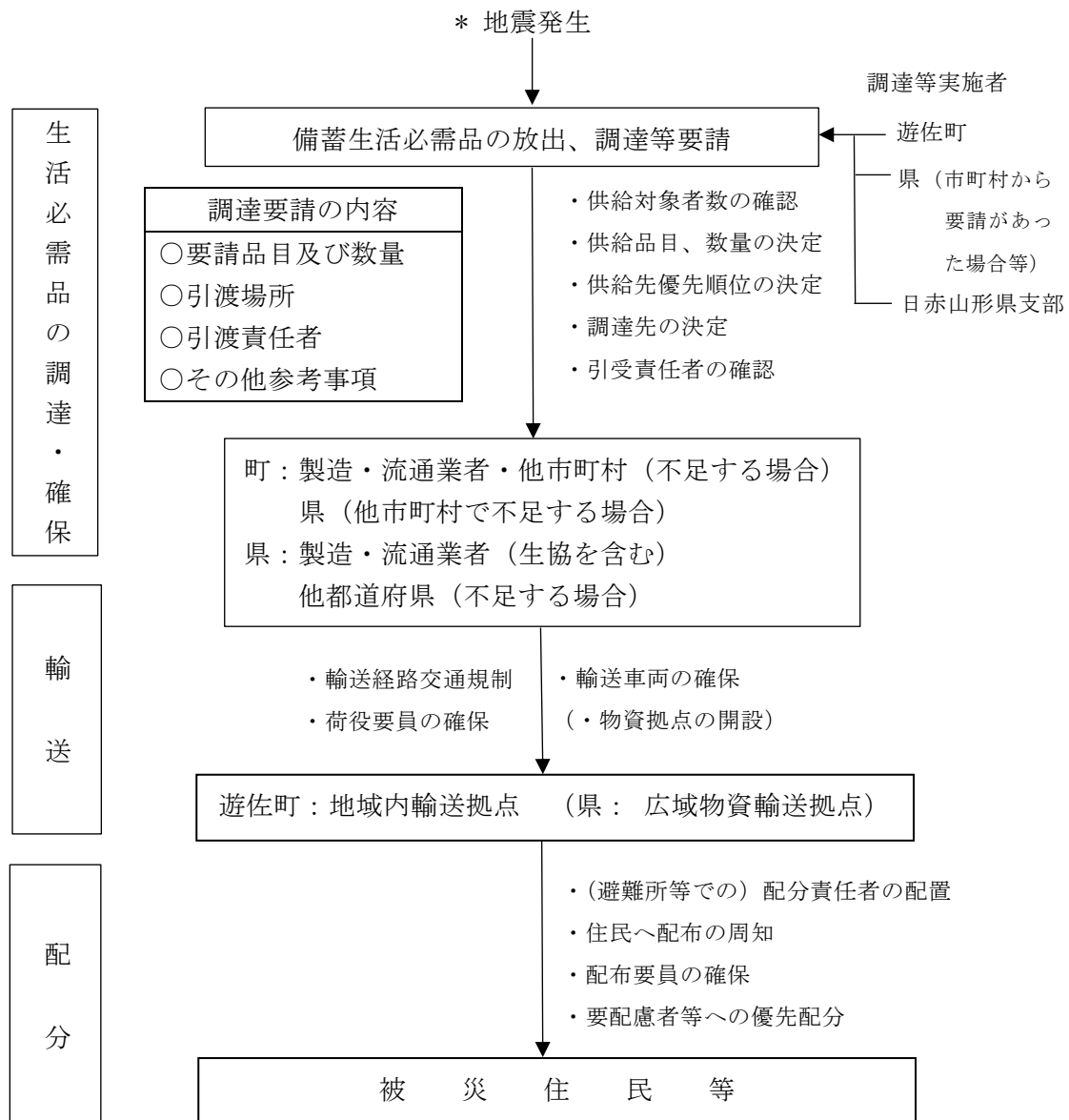
町は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、関係機関相互の連絡体制を確立する。

第3款 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生じるおそれがある場合において、町が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 町が行う調達及び配分

(1) 調達

町は、地域防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

被災市町村のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

(4) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等を受け取りに来ている被災者等への配分

4 日本赤十字社山形県支部への要請

日本赤十字社山形県支部遊佐分区長である町長は、実施する必要量調査の結果に基づき日本赤十字社山形県支部に、毛布及び緊急セット等の救援物資の交付を要請する。

5 国によるプッシュ型支援

国は、町及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合にお

いては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

町及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

6 燃料の供給

町は、災害応急対策や県民生活の維持に必要な燃料を供給するため、県及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、次により燃料の確保、供給を図る。

(1) 重要施設に対する燃料供給

ア 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、避難所等の重要施設から燃料供給の要請があった場合、県石油協同組合と締結している「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、燃料供給を要請する。

イ 県内での調達が困難な場合は、国の政府本部に燃料供給を要請する。

(2) 緊急車両等に対する燃料供給

ア 県石油協同組合と締結している優先給油の対象となる「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、緊急車両等へ優先的に給油するよう要請する。

イ 災害時でも給油が可能な中核給油所の営業状況について、緊急車両等を有する関係機関に情報提供し、積極的な活用に配慮する。

※ 緊急車両等：道路交通法に基づく緊急自動車、自衛隊車両、緊急通行車両標章又は規制除外車両確認証明書を掲示した車両、緊急通行車両標章の事前届出済証又は規制除外車両確認標章の事前届出済証を提示した車両をいう。

(3) 町民に対する広報

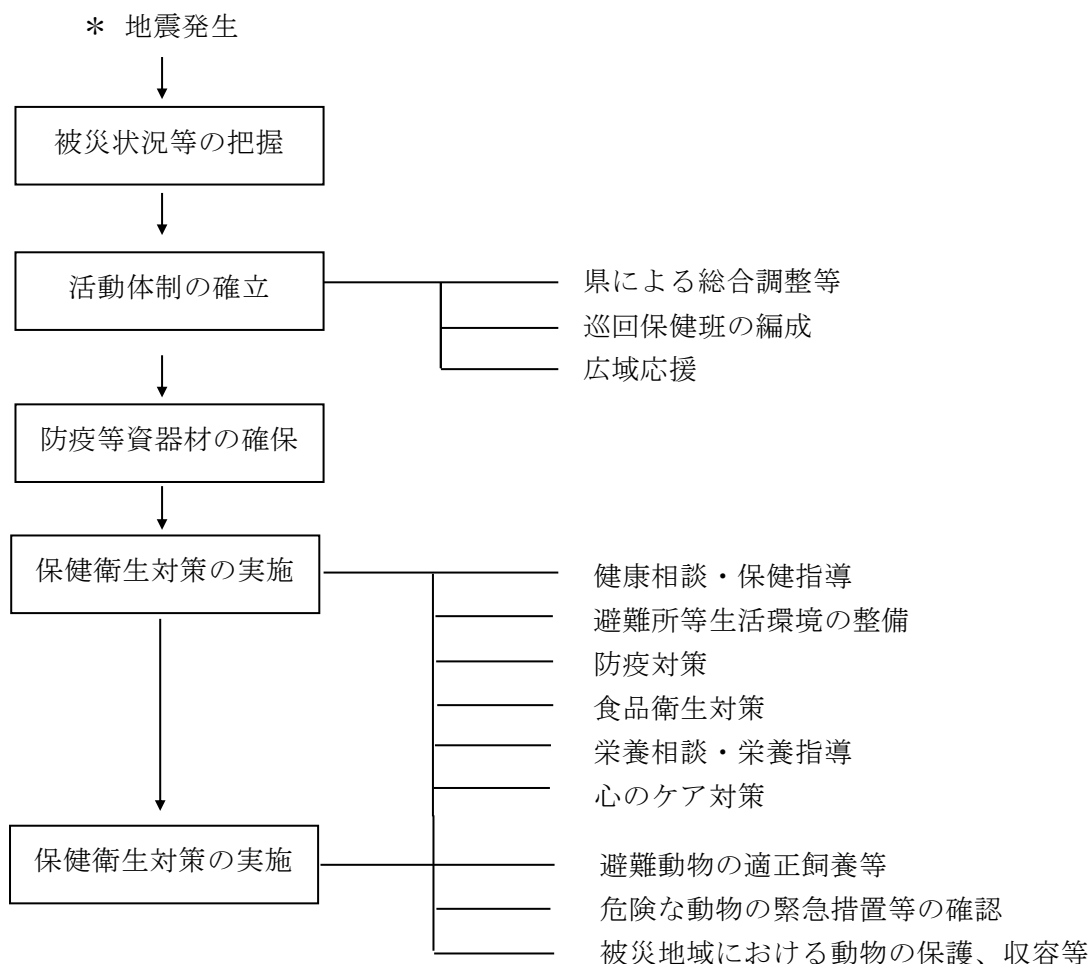
町は、町内及び周辺市における給油所の営業状況や燃料供給の見通しについて町民に周知し、適切な消費行動をとるよう呼びかける。

第4款 保健衛生計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、県と連携しながら町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町及び県は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受け入れ状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

町は保健所と連携して、保健師を中心とし、必要に応じて医師、管理栄養士、精神保

健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

5 防疫等資器材の確保

町は、防疫及び保健衛生資器材が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

6 保健衛生対策の実施

町は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じて医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア 食生活の状況（食中毒の予防）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔

キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いや

うがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。
(イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ア) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(イ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ウ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

町は、県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ 結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上、必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

町は保健所と連携し、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被

災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

町は保健所と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じて栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上、必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施

ウ 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施

エ 特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

(6) 心のケア対策

町は、保健所と連携し、被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

ア 被災者を対象とした相談

(ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。

(イ) 避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

イ 被災地への心のケアチームの派遣

(ア) 県は、町の要請に基づき、県内外のDPAT及び心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。

(イ) 日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県（障がい福祉課）と連絡調整を行う。

ウ 被災者への普及啓発

(ア) 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシなどで伝達する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

(ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

エ 援助者への教育研修

(ア) 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

7 被災動物対策

町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講じるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

町は、保健所と連携し、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

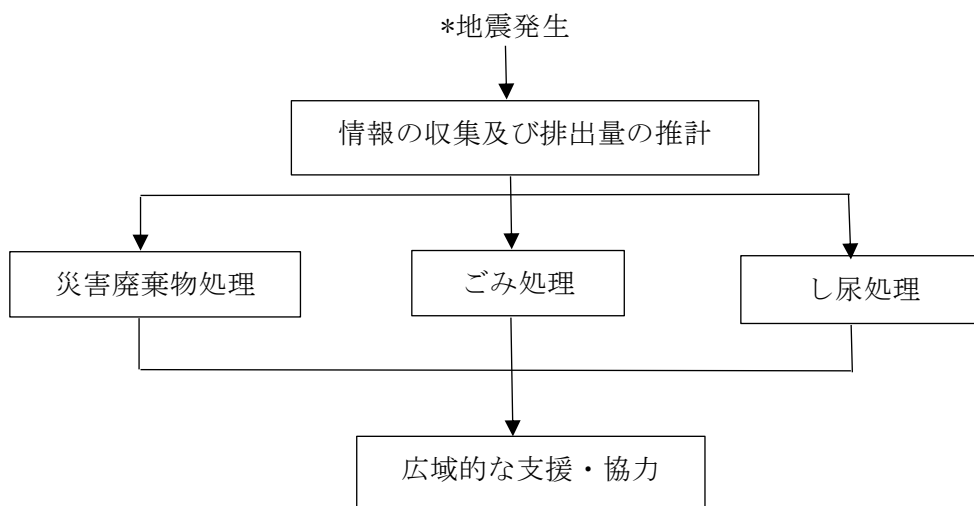
町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5款 廃棄物処理計画

1 計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画



3 災害廃棄処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図る。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

イ 町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(3) 町の措置

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、あらかじめ策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物

等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上、支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定する。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行う。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

ク 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

ケ 災害廃棄物処理にあたっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

4 ごみ処理

町は、次によりごみ処理を実施する。

- (1) 情報の収集及び排出量の集計

避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

(2) 棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

(3) 大量発生した生活ごみや粗大ごみの処理

避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(4) 一時的な保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

(5) 県、近隣市町村等への応援要請

生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

5 し尿処理

町は、次によりし尿処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の集計

避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

(2) し尿処理施設の応急復旧

し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

(3) 避難所等への仮設トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上の十分な配慮を行う。

(4) し尿の汲み取りや清掃等

くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

(5) 県、近隣市町村への応援要請

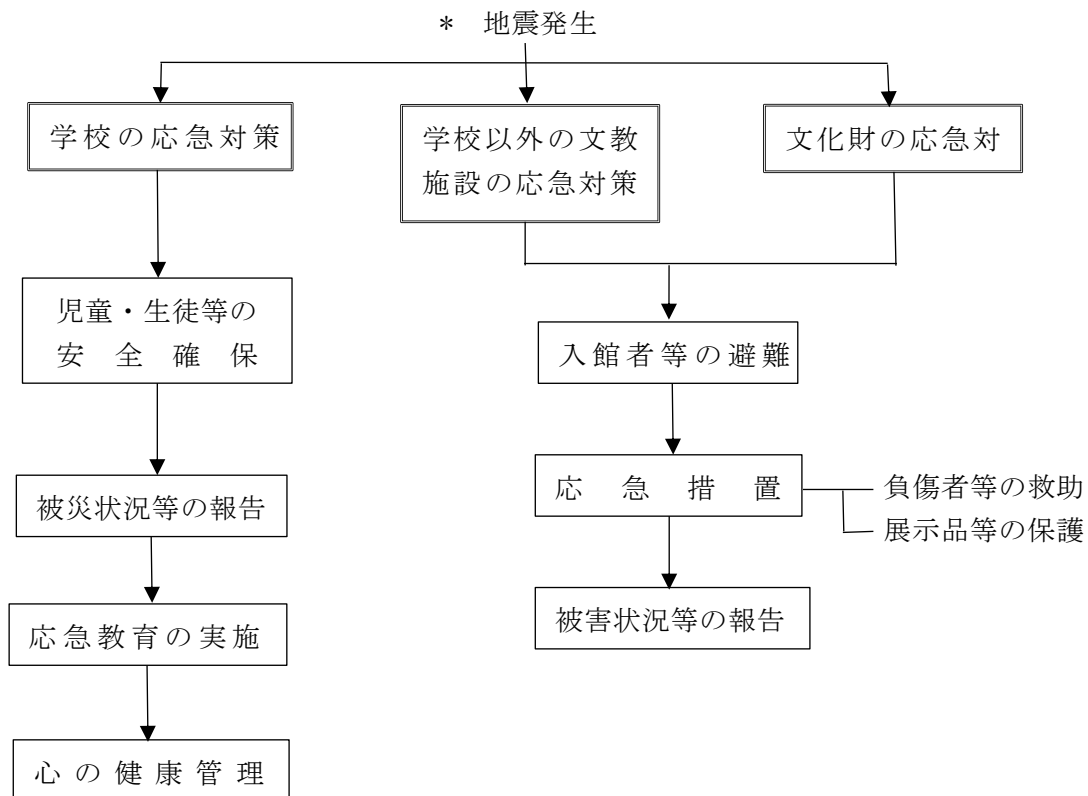
し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第 15 節 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復、並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部及び県警察に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部及び県警察に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

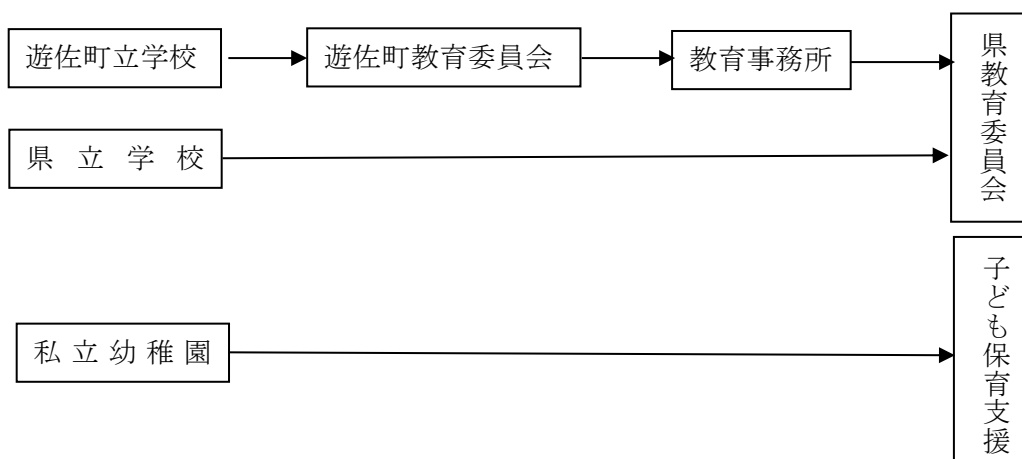
児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

学校連絡経路



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講じる。

(ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等

(イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用

(ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 昼夜二部授業の実施

c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請

d 非常勤講師又は臨時講師の発令

e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上の支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む。）

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む。）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。

(エ) 学用品給与の方法

町教育委員会は、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷、又はその他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒及びその他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じて、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び県警察・酒田警察署に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 町、国、及び県指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

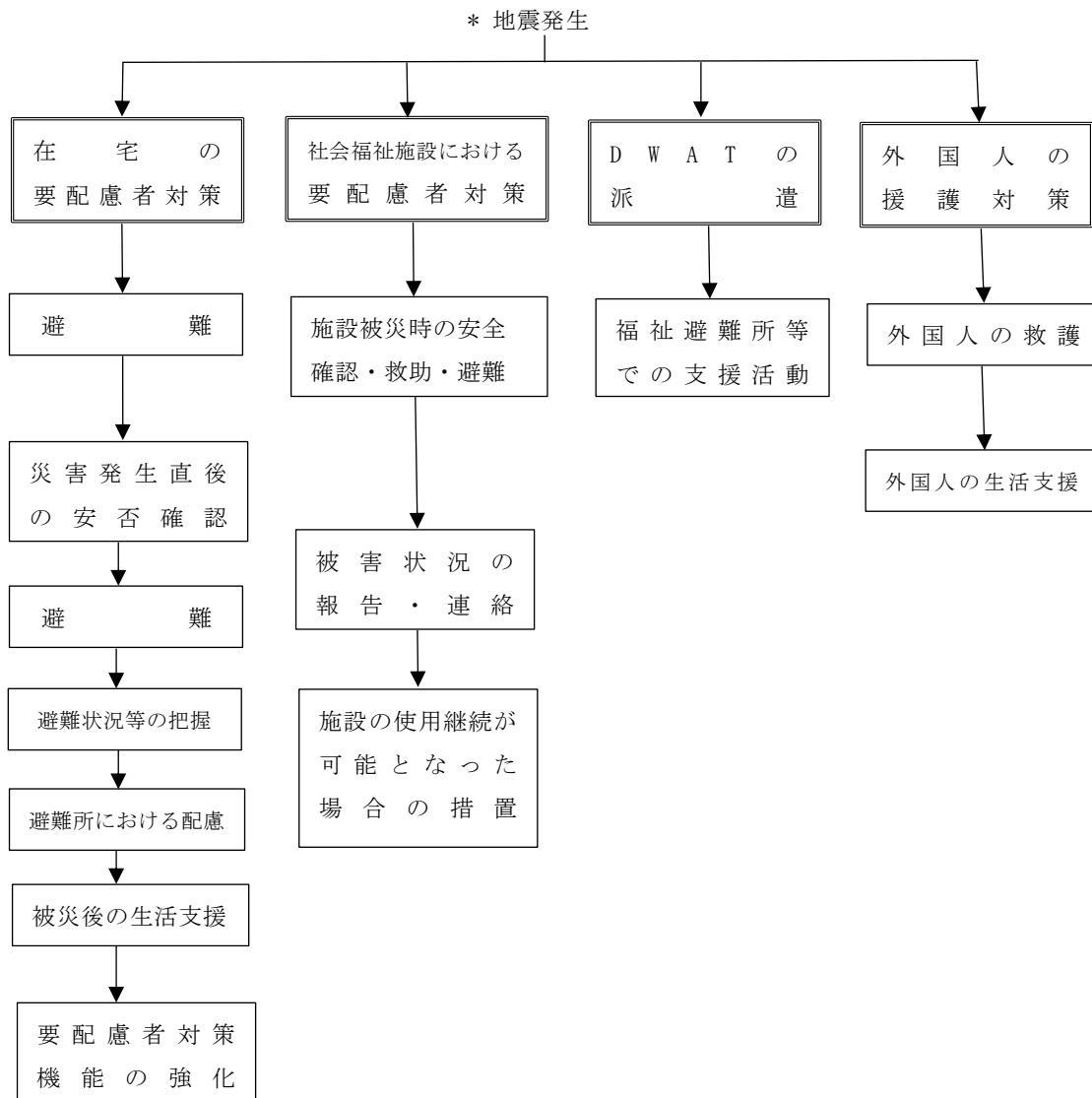
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第 16 節 要配慮者の応急対策計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、町は県に、近隣県の社会福祉施設等への緊急入所について要請する。

イ 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入(通)所者の安全

及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、DWAT（災害派遣福祉チーム）を避難所に派遣する。

派遣されたチームは、避難所において、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

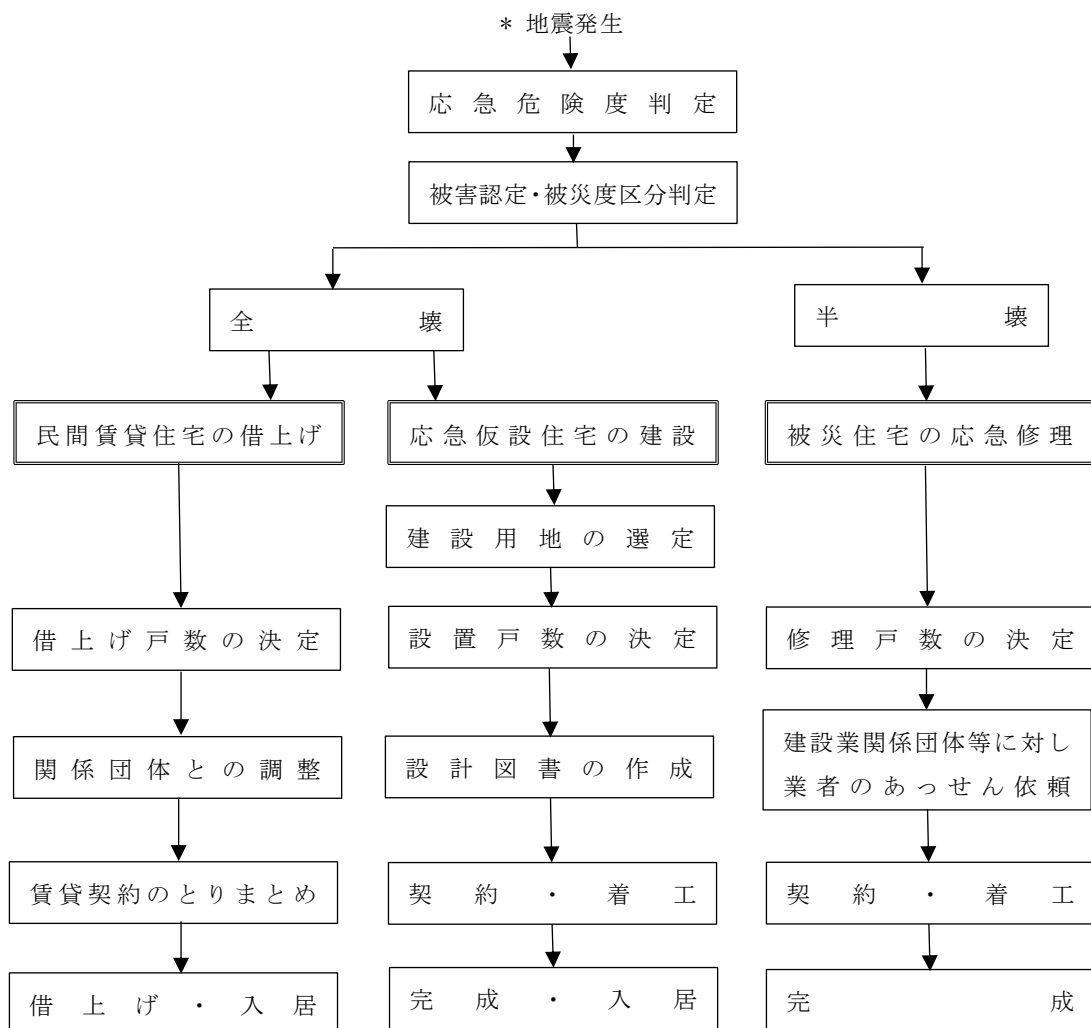
町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第17節 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、町及び県等が実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

町は、県の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに被災建築物応急危険度判定の実施に関して必要な調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 町の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次に被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 町の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積りを行う。

(3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住宅が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

4 応急仮設住宅の提供

町は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、県が実施する次の応急的な仮設住宅の建設に協力する。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記による。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用

する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給する。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行う。

イ 借上げ住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 前各号に準じる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

町は、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性や生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

(ア) 町は、県が実施する応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に協力するため、建設用地を選定し報告する。

(イ) 建設用地の選定は、次の事項に十分留意する。

- a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

- b 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。
 - c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。
 - d 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- イ 規模及び費用
- (ア) 応急仮設住宅一戸あたりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。
 - (イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
 - (ウ) また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。
- ウ 建設の時期
- (ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
 - (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。
- エ 応急仮設住宅の建設方法
- (ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じて県内建設業者による建設を要請する。
 - (イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。
- オ 応急仮設住宅の入居者選定
- (ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

 - a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
 - b 居住する住家がない者であること。
 - c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 前各号に準じる者
 - (イ) 入居者の選定
 - a 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。
また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。
 - b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者

に十分配慮するとともに、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にする。

- c 県は、町から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

- (ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

- カ 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性や生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

- (2) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

町、県及び関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

5 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。また、必要に応じて住宅事業者の団体と連携を図る。

- (1) 修理の方針

- ア 範囲及び費用

- (イ) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

- (イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

- イ 修理の期間

- (イ) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として3か月以内に完了する。

- (イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

- (2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である町長が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

- (3) 修理の対象者

- ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- (イ) 災害によって住家が半壊又は半焼に準じる程度の損傷を受け、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準じる者

イ 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

6 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である町長が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準じる者

イ 対象者の選定

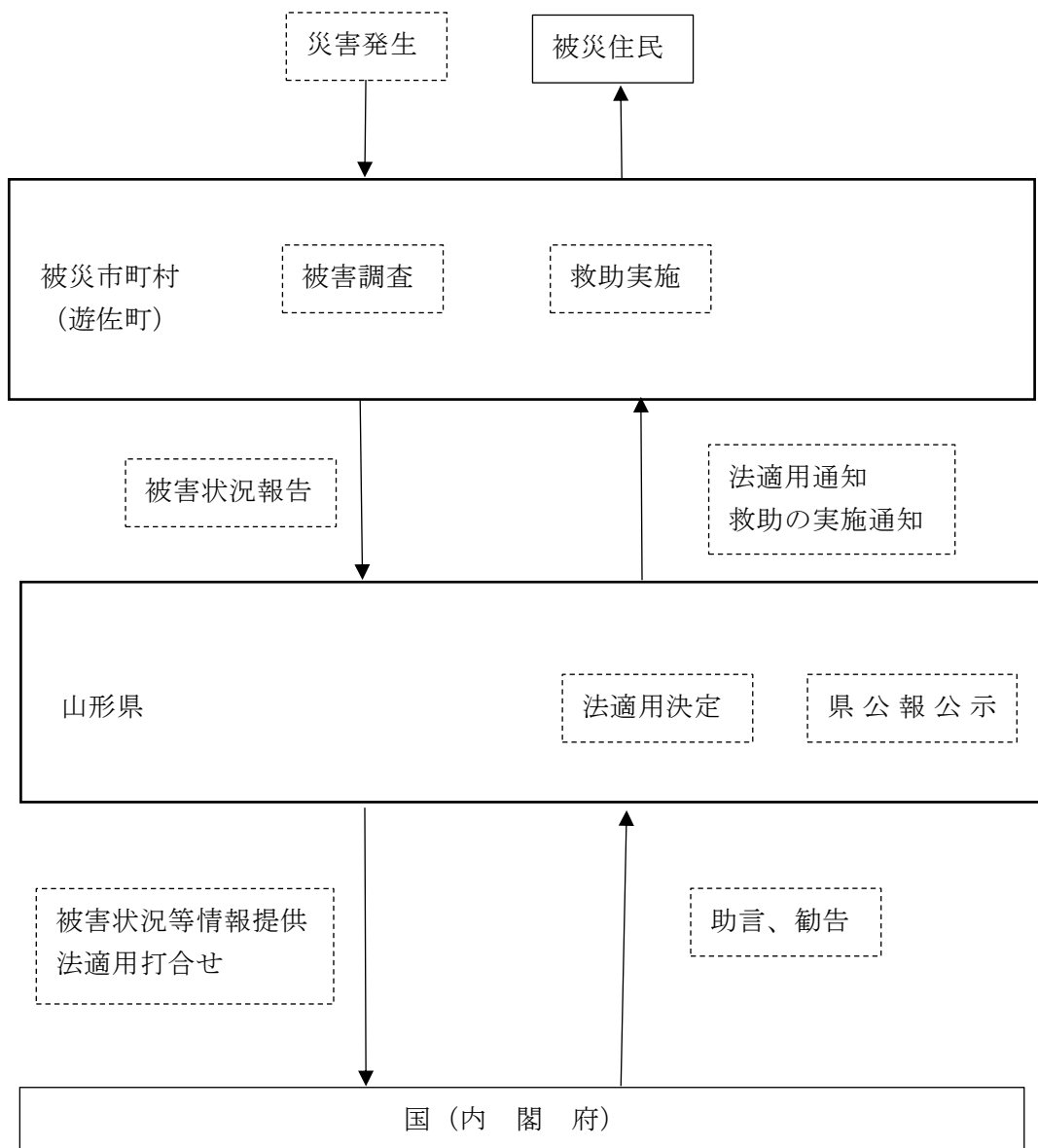
町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第 18 節 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法の運用について定める。

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

災害救助法による救助は、町の区域に、原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる。(災害救助法第2条)

ア 適用単位は、町の区域単位とする。

- イ 同一の原因による災害によることを原則とする。
ただし、この例外として、
 - (ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
 - (イ) 時間的に接近して、町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
- ウ 町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次の通りである。

- ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じて、別表の1号適用基準以上であるとき。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）であるとき。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって内閣府令に定める基準に該当するとき。（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

4 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上、換算して取り扱う。（法施行令第1条第2項）

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

(2) 住家滅失の認定

- ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの
 - (ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
 - (イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

- イ 住家が半壊又は半焼したもの
損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。
 - (ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。
 - (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。
 - (ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
 - (イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位とし、次の点に留意する。

- (ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
- (イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。
- (ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものとし、次の点に留意する。

- (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条第1項)

(2) 町の役割

町長は、上記(1)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。(災害救助法第13条第2項)

(3) 国との連携等

災害救助法の適用にあたっては、必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、内閣総理大臣に情報提供する。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次の通りである。(災害救助法第4条第1項及び同法施行令第2条)なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は、市町村長が行うこととしている。(災害救助法第13条第1項)

ア 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められている通りであり、その基準については内閣府令において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

遊佐町の災害救助法適用基準被災世帯数

市町村名	人口	適用基準	
		1号	2号
遊佐町	14,207人	40世帯	20世帯

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。

滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+ (半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3

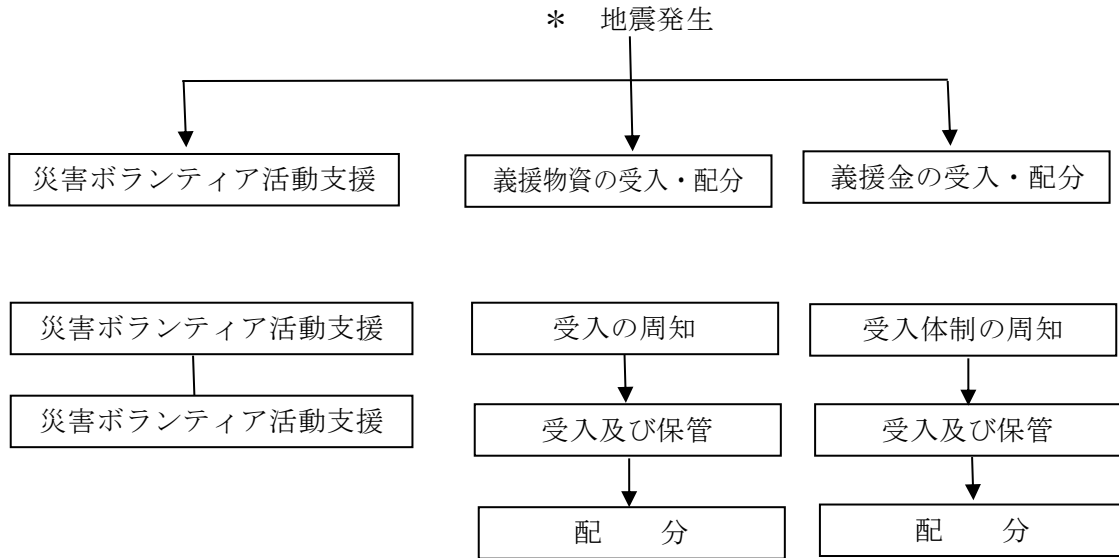
注2：人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第 19 節 自発的支援の受入計画

1 計画の概要

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、町及び関係機関が実施する対策について定める。

2 自発的支援の受け入れ計画フロー

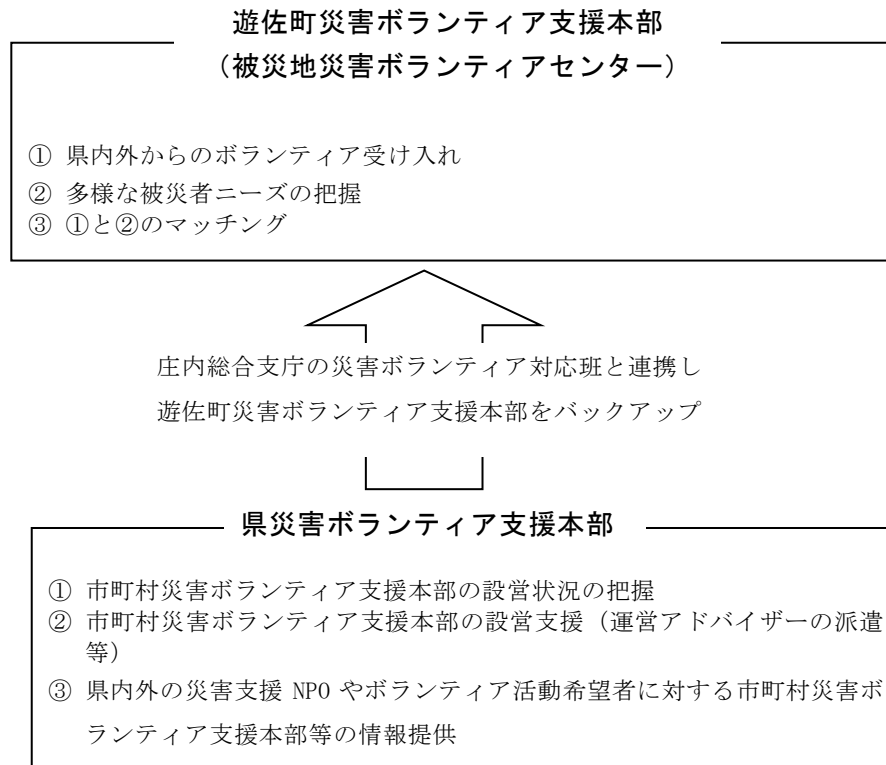


3 災害ボランティア活動支援

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町及び県等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 災害ボランティア活動支援体系図



(2) 県災害ボランティア支援本部

ア 設置

- (ア) 県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害ボランティア支援本部を設置する。
- (イ) また、各総合支庁に設置される本部の支部内に、それぞれの管轄区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。

イ 運営

- 県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。
- (ア) 町に設置される町災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な場合には、運営アドバイザーやボランティアの派遣等の支援策を講じる。
 - (イ) 県内外の災害支援 NPO やボランティア活動希望者に対して、町災害ボランティア支援本部等の情報を提供する。
 - (ウ) 町災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。
 - (エ) 県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(3) 町災害ボランティア支援本部

ア 設置

町は、大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

イ 運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

(ア) ボランティアの受入れ

(イ) 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

(ウ) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

a 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

b 必要に応じて県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

(エ) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

4 義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、町が実施する対策について定める。

(1) 基本方針

町は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするように配慮する。

(2) 受入れの周知

町は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するように努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しない。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 受入れ及び保管

町は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、(一時的に)保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

(4) 配分

町は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。

なお、必要に応じて義援物資の配送、管理にあたっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布にあたってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

5 義援金の受入・配分

(1) 受入体制の周知

町は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座(銀行名等、口座番号、口座名等)を公表する。

(2) 受入

町は、次により義援金を受け入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配分

ア 県は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会(以下この節において「県委員会」という。)を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに被災市町村又は被災市町村が組織する義援金配分委員会に配分し、各市町村から被災者に配分する。

イ 町に寄託された義援金は、速やかに県委員会に送金する。

また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

ウ 町は、副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、健康福祉課長及び遊佐町社会福祉協議会で構成する遊佐町義援金配分委員会を組織し、配分率及び配分方法等を定め、被災者に配分する。

なお、ア及びイの取扱いは県内に大規模災害が発生し、複数の市町村が被災した場合の措置であり、小規模災害又は局地的災害の際には、義援金の取扱いについて県と調整する必要がある。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談所の開設、運営 ② 相談事項 ③ 罹災証明書の発行 ④ 被害者台帳の整備 ⑤ 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 被災者生活再建支援金の支給 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金 の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
3 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 臨時総合相談窓口の開設 ② 離職者の早期再就職の促進 ③ 雇用保険の失業等給付に関する特例措置 ④ 未払賃金立替払事業に関する措置 ⑤ 労災保険給付等に関する措置 ⑥ 労働保険料の納付に関する特例措置
4 応急金融対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 通貨供給の確保 ② 非常金融措置
5 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査・監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 県の特例措置 ② 国及び町の特例措置
8 公共料金等の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 郵便事業 ② 貯金事業 ③ 電気通信事業 ④ 電気事業 ⑤ 都市ガス及び簡易ガス事業

9 被災住民への各種措置 の周知	
---------------------	--

3 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、運営

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア 県が設置する相談所：県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁

イ 町が設置する相談所：役場庁舎、防災センター、まちづくりセンター及び避難所等

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 被災証明書の発行

町は、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、被災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり被災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は町の活動の支援に努める。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 町(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	<p>死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)</p>
支給限度額	<p>死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 〔支給の制限〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等、町長が不相当と認めた場合
窓口	町

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> 1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	<p>障害者1人につき</p> <p>主たる生計維持者の場合250万円</p> <p>それ以外の場合125万円</p> <p>[支給の制限]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不相当と認めた場合
窓口	町

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村 																								
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2 																								
支給対象世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																								
支給限度額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 基礎支援金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2 加算支援金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被害程度</td> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">再建方法</td> <td style="text-align: center;">支給額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。</p>	1 基礎支援金		2 加算支援金		被害程度	支給額	再建方法	支給額	全壊	100万円	建設・購入	200万円	解体	100万円	補修	100万円	長期避難	100万円	賃借（公営住宅以外）	50万円	大規模半壊	50万円		
1 基礎支援金		2 加算支援金																							
被害程度	支給額	再建方法	支給額																						
全壊	100万円	建設・購入	200万円																						
解体	100万円	補修	100万円																						
長期避難	100万円	賃借（公営住宅以外）	50万円																						
大規模半壊	50万円																								
窓口	町																								

(4) 災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	<p>山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円</p>
根拠法令等	<p>1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村（条例） 3 経費負担 国2/3 県1/3</p>
貸付金額	<p>〔貸付区分及び貸付限度額〕</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>
貸付条件	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%</p>
窓口	町

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下）
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とはい別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 町長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条及び第37条
特例措置の内容	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。また、住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6ヶ月</p> <p>30,000円以上 1年</p> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6ヶ月</p> <p>30,000円以上45,000円未満 1年</p> <p>45,000円以上 1年6ヶ月</p>
備考	災害救助法の適用は要しない。

5 雇用の確保等

町及び県は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講じる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じて次の措置を講じる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用さる被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、後日、証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講じる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

ア 通貨の供給の確保

(ア) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(イ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(ウ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

イ 非常金融措置

(ア) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

- a 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じて必要な措置をとること。

(イ) 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかに周知徹底を図る。

(2) 東北財務局山形財務事務所は、必要と認められる範囲内で、以下の金融上の措置を適切に講じるよう各金融機関等に要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した場合でも、被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(イ) 定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等適宜の措置を講じること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等や現金自動支払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 金融機関は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を行う。

ア 預貯金通帳を滅失した預貯金者に対して、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預貯金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 郵便局株式会社は、被災者に係る簡易保険業務について、非常取扱いを行うこと。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じて勧告及び公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

融資対象	<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、中古住宅購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 <p>2 建設 床面積に関する制限なし</p> <p>3 新築住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅</p> <p>4 中古住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅</p> <p>5 補修 床面積・築年数に関する制限なし</p>
融資限度額	<p>1 建設資金</p> <p>(1) 土地を取得する場合 3,700万円</p> <p>(2) 土地を取得しない場合 2,700万円</p> <p>2 新築・中古住宅購入資金 3,700万円</p> <p>3 補修資金 1,200万円</p>
貸付条件	<p>1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入</p> <p>(1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</p> <p>(2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長）</p> <p>2 補修</p> <p>(1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</p> <p>(2) 据置期間 1年間</p>

※金額は、令和3年4月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象世帯 <ol style="list-style-type: none"> (1) 低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下） (2) 高齢者世帯（日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） (3) 障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり））
根拠法令	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓 口 遊佐町社会福祉協議会(民生委員・児童委員)
貸付金額	貸付限度 250万円
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金
根拠法令	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知
貸付金額	貸付限度 200万円
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

(2) 災害公営住宅の建設

町及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法(昭和26年法律第193号)に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努め、なおも木材が不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(4) 町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、可能な限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

9 租税の特例措置

(1) 町税等の減免措置等

町は、被災した納税者から申請があったときは、地方税法（昭和25年法律第226号）及び災害被災者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日自治税企第12号都道府県知事あて自治事務次官通知）並びに遊佐町税条例（昭和50年遊佐町条例第27号）の規定に基づき申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

(2) 県の特例措置

県は、被災した納税者及び特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の猶予及び減免等適切な措置を講じる。

10 公共料金等の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん)の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。）の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

ア 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする。）の減免

イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被

災者から申し出があった場合（罹災証明書の提出等）、経済産業大臣の認可を受けて次の措置が実施される。

なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。

- ア 電気料金の支払期日の延伸
 - イ 不使用月の電気料金の免除
 - ウ 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
 - エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
 - オ 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除
 - カ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除
- (5) 簡易ガス事業被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置を実施する。
- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

11 被災者への各種措置の周知

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2節 金融支援計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町及び県が実施する金融支援対策について定める。

2 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

3 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下、「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行

うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下、「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通する。また、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち据置期間	—	—

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定する。
- 2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。
- 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
	一般漁業者	200(2,000)	250(2,000)	
事業資金	被害組合		個別組合 2,500	個別組合 5,000
			連合会 5,000	連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（要綱で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内（天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで）
償還期間のうち据置期間	—

（注）1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定する。

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

（貸付限度額）

区分	貸付対象者		貸付限度額（万円）
			個人、（）内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対して、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16～0.30%	25年以内	10年以内	
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16～0.30%	15年以内	3年以内	
		(2) 災害を受けた果樹の改植又は補植		25年以内	10年以内		
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～0.45%	35年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.16～0.30%	15年以内	5年以内
	農林漁業施設資金	林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～0.45%	20年以内	3年以内
			[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20年以内	3年以内
			[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.30～0.45%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合、水産振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	

漁業関係資金	農林漁業 施設資金	〔主務大臣指定施設〕 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合	0.16～0.24%	15年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット 資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者であって農林漁業所得が総所得(法人にあつては農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占める者又は粗収益が200万円以上(法人1,000万円以上)である者 認定農業者、認定新規就農者、林業経営改善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者等	0.16%	10年以内	3年以内
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度) 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額</p> <p>農業セーフティネット資金：600万円</p> <p>農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額</p> <p>農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（特例600万円、漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額</p> <p>※金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。</p>						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対して、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

町及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

4 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じて、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融資条件等	申込窓口	
山形県 (中小企業振興課)	山形県商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金使途	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準じる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの。 ※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じて、必要があると認められた時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。	取扱金融機関 ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
		2 貸付対象		
		3 貸付限度		
		4 貸付利率		
		5 貸付期間		
		6 取扱期間		

山形県 商工業振興資金 (経営安定資金第4号)	1 資金使途	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	
	2 貸付対象	県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの。	
	3 貸付限度	8,000万円以内	
	4 貸付利率	年1.6%	
	5 貸付期間	10年以内(うち据置期間2年以内)	
	6 取扱期間	県がその都度指定	

日本政策金融公庫 (国民生活事業)	災害貸付	1 資金使途	害復旧のための設備資金及び運転資金	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
		2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	それぞれの融資制度の融資限度額に、1災害につき3,000万円を加えた額	
		4 貸付利率	一般貸付：設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 特別貸付：それぞれの融資制度の貸付期間	
		5 貸付期間	それぞれの融資制度の貸付期間	
		6 担保	必要により徴する。	
		7 保証人	必要により徴する。	

日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
		2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3 貸付限度	直接貸付:別枠1億5,000万円 (組合4億5,000万円) 代理貸付:上記限度の範囲内で 別枠7,500万円(組合2億2,500万円)	
		4 貸付利率	基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。	
		5 貸付期間	設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内)	
		6 担保	必要により徴する。	
		7 保証人	必要により徴する。	
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫各支店及び代理店
		2 貸付対象	災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	なし	
		4 貸付利率	所定の利率	
		5 貸付期間	設備資金 20年以内(据置3年以内) 運転資金 10年以内(据置3年以内)	
		6 担保	必要により徴する。	
		7 保証人	必要により徴する。	

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金(山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金)について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講じるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3節 公共施設等災害復旧計画

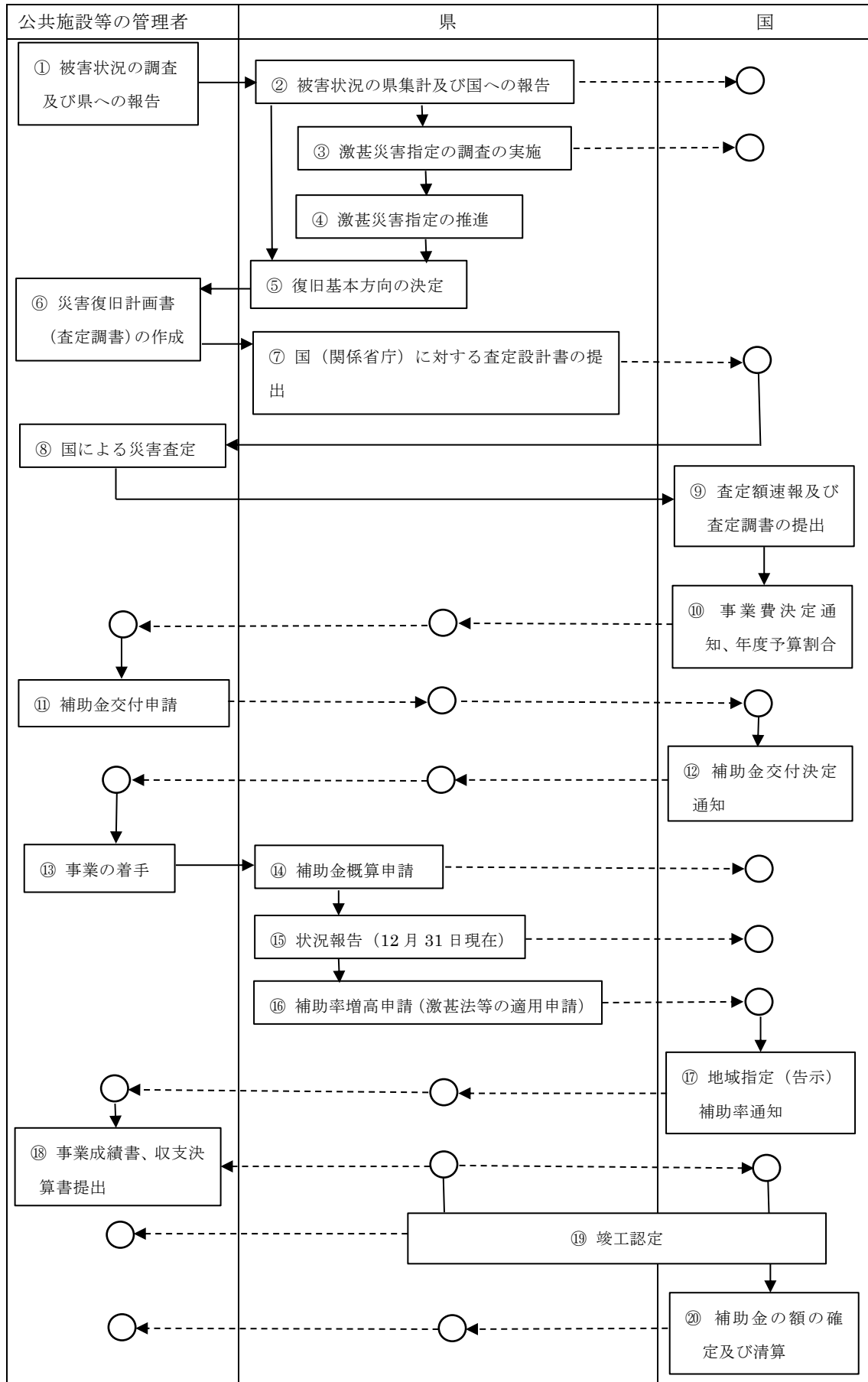
1 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の調査及び県への報告	① 公共施設等の管理者による被害状況の調査 ② 県の所管課に対する被害状況の報告
2 被害状況の県集計と国への報告	① 県の所管課による県全体の被害状況の集計 ② 国（関係省庁）に対する集計結果の報告
3 激甚災害指定の調査と推進	① 激甚災害指定の調査の実施 ② 激甚災害指定の推進 ③ 局地激甚災害指定の推進
4 復旧の基本方向の決定等	① 復旧の基本方向の決定 ② 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成
5 災害査定促進	① 国（関係省庁）に対する査定設計書の提出 ② 査定計画（日程）の作成と国（関係省庁）との協議等
6 災害復旧関係技術職員等の確保	① 県営災害復旧事業における応援派遣の協議等 ② 市町村営災害復旧事業における応援派遣の協力要請等
7 資金計画	① 県の資金計画 ② 町の資金計画 ③ 東北財務局山形財務事務所の措置 ④ 山形中央郵便局の措置

〔災害復旧事業執行手続きの流れ〕



3 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

〔災害復旧事業一覧〕

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課
	海岸	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課
	港湾		県土整備部空港港湾課
	漁港		農林水産部水産振興課
	下水道		県土整備部下水道課
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	公園		県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部都市計画課
	農地・農業用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課
	林業用施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産振興課
	共同利用施設	農林水産省	農林水産部畜産振興課

<p>(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)</p>	<p>公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財</p>	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省</p>	<p>教育庁教育政策課 教育庁生涯教育・学習振興課 総務部学事文書課 しあわせ子育て支援子ども保育支援課 観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課</p>
<p>(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (循環型社会形成推進交付金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)</p>	<p>社会福祉施設等 廃棄物処理施設浄化槽(市町村整備推進事業) 浄化槽(公共浄化槽等整備推進事業) 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機 精神障害者社会復帰施設等</p>	<p>厚生労働省 環境省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>	<p>しあわせ子育て支援子ども保育支援課 しあわせ子育て支援子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課 環境エネルギー部循環型社会推進課 環境エネルギー部水大気環境課 環境エネルギー部水大気環境課 健康福祉部医療政策課 防災くらし安心部食品安全衛生課 健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課 健康福祉部障がい福祉課</p>
<p>(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)</p>	<p>都市排水施設等 街路施設</p>	<p>国土交通省 国土交通省</p>	<p>県土整備部都市計画課 県土整備部都市計画課</p>
<p>(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)</p>	<p>災害公営住宅の建設 既設公営住宅</p>	<p>国土交通省 国土交通省</p>	<p>県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課</p>

(7) その他災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道 （予算措置） ③ 中小企業 （激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業 用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課
(8) 災害復旧に係る財政 支援措置 ① 特別交付税に係る業 務 ② 普通交付税に係る業 務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課

4 被害情報の県集計と国への報告

県の所管課は、施設の管理者若しくは町又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国（前項の災害復旧事業一覧に掲げる関係省庁）に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）するとともに、防災危機管理課にその内容を報告する。

5 激甚災害指定の調査と推進

(1) 激甚災害指定の調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいて町の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

ア 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、防災危機管理課に対しその旨を報告する。

イ 防災危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

〔激甚災害の指定基準〕

(昭和 37 年 12 月 7 日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第 2 章 (3 条～ 4 条) (公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.5%</p> <p>B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上</p> <p>(1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25%</p> <p>(2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%</p>
<p>激甚法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に 関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上</p> <p>(1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得 推定額 × 4%</p> <p>(2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円</p>
<p>激甚法策 6 条 (農林水産業共同利用施設災 害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。但し、当該災害における被 害見込額 5,000 万円以下のものは除く。</p> <p>(1) 激甚法第 5 条の措置が適用される場合</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される場合</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施 設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業 被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に 適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条が 適用される場合</p>
<p>激甚法策 8 条 (天災による被害農林漁業者 等に対する資金の融通に関 する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因に よる激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい 場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上</p> <p>1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の 農業者 × 3%</p>

<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60%</p> <p>(2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06%かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額>1,400億円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)</p> <p>激甚法第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合</p> <p>但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000 戸</p> <p>B 基準 次の1又は2のいずれかに該当する災害</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200 戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400 戸</p> <p>(2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%</p>

激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。

〔局地激甚災害の指定基準〕 —市町村災害が対象— (昭和43年11月22日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第2章 (3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1,000万円未満のものを除く) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が2億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入－50億円) ×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置) 激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (但し、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外) 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額×150% (但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の私有林面積 (人工林に係るもの) のおおむね25%を超える場合
激甚法第12条	中小企業関係被害額

<p>(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 激甚法第13条</p> <p>(小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条</p> <p>(中小企業者に対する資金の融通に関する特例) 激甚法第24条</p>	<p>> 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% (但し、被害額が1,000万円未満は除外)に該当する市町村が1つ以上</p> <p>但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね5,000万円未満である場合を除く。</p>
<p>(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合</p>

6 復旧の基本方針の決定等

(1) 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び町の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

(2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(3) 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国は、県又は町から要請があり、かつ県又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

県は、自らが管理する道路と交通上、密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等

に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に代わって維持を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

7 災害査定 の 促進

(1) 災害査定申請

県の所管課は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。

(2) 査定計画の作成と協議

県の所管課は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講じる。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 町営災害復旧事業

ア 町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

イ 災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、町から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 県営災害復旧事業

ア 庄内総合支庁において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課（この項において、以下「本庁主管課」という。）に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、被災地以外を管轄する県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、当該出先機関及び関係課並びに人事課と調整を行うなど、必要な措置を

講じる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国にあつせんを要請するなど、必要な措置を講じる。

9 資金計画

(1) 町の資金計画

町は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講じるとともに、必要に応じて短期資金の確保を行う。

(2) 県の資金計画

ア 資金需要の把握

県は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

イ 資金計画の策定

県は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

ウ 各種災害復旧事業制度の活用

県の災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講じる。

エ 地方財政措置制度の活用

県は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上げ交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講じる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

【地方財政措置制度の概要】

1 地方交付税の種類

(1) 普通交付税

財源不足団体に対し交付

(2) 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

(1) 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること。

(2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること。

(3) 災害のための特別の財政需要があること。

等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

(1) 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付される。

(2) 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

オ 短期資金の確保

県は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

(3) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、県及び市町村と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び町の地方債について必要な措置を講じる。

イ また、県及び町の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、県及び町の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講じる。

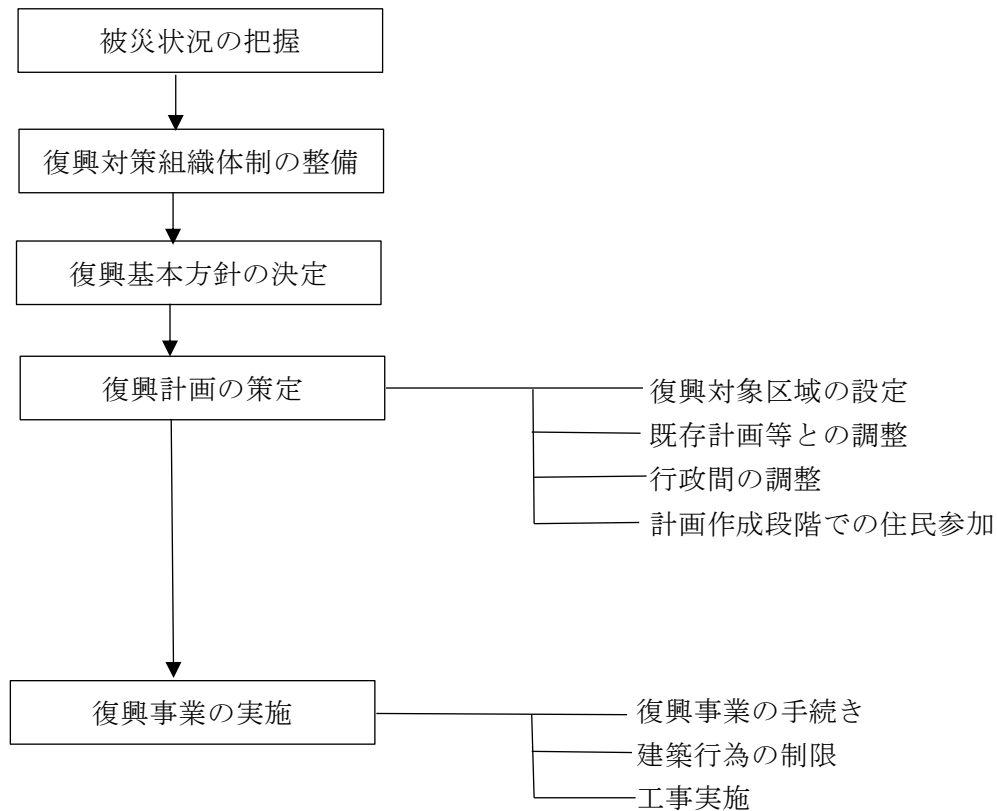
ウ 県又は町において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は町の要請に応じて、適切な貸付けの措置を講じる。

第4節 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても配慮する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

県は、必要に応じて国の復興基本方針に即して県復興方針を定める。

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

町は、必要に応じて関係行政機関又は関係地方行政機関に対して、職員の派遣を要請する。

国及び都道府県は、必要に応じて職員の派遣に係るあつせんに努める。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じて次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進する。

第3編 津波災害対策編

第 1 章 災害予防計画

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ア 総合的かつ基本的な施策の立案
- イ 関係行政機関の予算等の事務の調整
- ウ 総合的な調査観測計画の策定
- エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価

地震調査委員会は、海溝型地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県に影響する海溝型地震は次の通りである。

名称	最大想定 マグニチュード	位置	長さ	30年以内 発生確率
日本海東縁部 (山形県沖)	M7.7 前後	山形県沖	北側 50 km 南側 70 km	ほぼ 0% I ランク
日本海東縁部 (佐渡島北方沖)	M7.8 程度	佐渡島北方沖	概ね南北方向に長さ 140km 程度、幅 34km 程度の矩形	3～6% II ランク
日本海東縁部 (秋田県沖)	M7.5 程度	秋田県沖	概ね南北方向に長さ 90km 程度、幅 24km 程度の矩形	3%程度以下 II ランク
日本海東縁部 (新潟県北部沖)	M7.5 前後	新潟県北部沖	80km 程度	ほぼ 0% I ランク

※発生確率の基準日は令和4年1月1日現在（令和4年2月9日公表）

(4) 日本海における大規模地震に関する調査検討会

日本海側の津波対策を講じるうえで、統一的・整合的な津波断層モデルを設定するため、政府は、平成25年1月に日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定等を目的とした日本海における大規模地震に関する調査検討会を設定した。平成26年8月には、日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書により、日本海における最大クラスの津波断層モデルが示された。

4 県における津波関係調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や津波に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を地震・津波対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施)

庄内沖(山形県西方沖)の地震空白域において地震が発生した場合に想定される津波について、津波数値シミュレーション計算により、予測される津波高及び浸水域を明らかにし、沿岸の津波危険性を把握するとともに、防災関係機関が今後検討すべき課題や津波対策に反映させることを目的として実施した。

(2) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型4ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型1ケース(本県西方沖)

を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(3) 津波浸水想定・被害想定調査(平成26～27年度実施)

政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成26年8月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、今後の防災対策推進の基礎資料として活用することを目的に実施した。

本調査にあたり、県では、平成26年12月に学識経験者等からなる「山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」を設置し、ご意見をいたただきながら検討を進め、津波浸水想定を設定し、被害想定を取りまとめた。

5 町の推進体制町

- (1) 防災関係機関との情報交換等の実施
- (2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開
- (3) 町の地域特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

第2節 地震・津波観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震・津波に関する研究の推進と地震・津波発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震・津波観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県内における関係機関の地震・津波観測体制	① 気象庁 ② 文部科学省 ③ 国土交通省東北地方整備局 ④ 国土交通省国土地理院 ⑤ 県

3 県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。

さらに、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関等の協力により、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、国立研究開発法人防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が求めている内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、山形県においては15箇所が整備された。

(3) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは国立研究開発法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、酒田港に験潮場、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(4) 国土交通省国土地理院

国土交通省国土地理院は、酒田市飛島及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し潮位等の

海面変動を観測している。

(5) 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（40箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼動、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3節 防災知識の普及計画

1 計画の概要

町、県及び防災関係機関等が、地震・津波による大規模災害時に応急対策の主体となる職員を行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災思想の普及、徹底	
2 津波ハザードマップの整備	
3 防災関係機関職員に対する防災教育	① 県及び沿岸市町における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
4 一般住民に対する防災知識の普及	① 分かりやすい防災情報等の発信 ② 啓発内容 ③ 啓発方法 ④ 日常生活の中の啓発 ⑤ 災害教訓の伝承
5 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
6 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
7 防災対策上、特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町、県及び防災関係機関等は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

4 津波ハザードマップの整備

町は、県が設定する津波浸水想定等に基づき、津波によって浸水が予想される地域をあらかじめ把握のうえ、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避

難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対しその内容をしっかりと伝える制度・仕組みの構築を図る。

5 防災関係機関職員に対する防災教育

町及び県は、防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町及び県における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる町及び県職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

ア 町における防災教育

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、沿岸市町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 県における防災教育

県及び県警察本部は、毎年度当初所属ごとに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。また、国等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、町及び県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

6 一般住民に対する防災知識の普及

(1) 分かりやすい防災情報等の発信

津波による人的被害を軽減する方策は、一般住民の避難行動が基本となることを踏まえ、町は、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、津波防災知識の普及・啓発活動を一般住民に対して行う。また、一般住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 啓発内容

町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高い資料等の活用を図る。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度）を感じた時又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

- (イ) 津波警報等を見聞きしたら、直ちに高台等安全な場所に避難すること。
- (ウ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (エ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから短時間で津波が襲来する可能性があること。
- (イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (ウ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予想の不確実性

- (ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (ウ) 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること。

エ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
 - ※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに購入し、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 災害時の家族内の連絡体制の確保方法
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (コ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

オ 地震・津波発生後の行動等

- (ア) 津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 津波発生時の行動
- (エ) 自動車運転時の行動

- (o) 地震・津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (k) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 避難所等での行動
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (カ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ス) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）
- (セ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(3) 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い防災ビデオの貸し出し、防災学習館、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて、防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所（津波避難ビル等）の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

(4) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

(5) 日常生活の中の啓発

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを、町の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みに努める。

なお、浸水高等の「高さ」を町の中に示す場合には、過去の津波災害の実績を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(6) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

7 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震・津波が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じて一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図る。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ(震度4程度)を感じた時、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とするが、時と場合によっては、自動車の利用もあり得る。
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから短時間で津波が襲来する可能性があること。
- (イ) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (ウ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること。
- (ウ) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- (エ) 避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ること。

エ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄(ローリングストック法の活用)
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定した躰の実施
- (ク) 災害時の家庭内の連絡体制の確保方法
- (ケ) 保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え

- (ロ) 本県の災害史や災害教訓、伝承及び地域の危険情報の把握
- オ 地震・津波発生後の行動等
 - (ア) 津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
 - (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - (ウ) 津波発生時の行動
 - (エ) 自動車運転時の行動
 - (オ) 地震・津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ク) 避難所等での行動
 - (ケ) 応急救護の方法
 - (コ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、防災学習館、ホームページなどの活用を促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

8 学校教育における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全町的に行う必要がある。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じて、地震・津波発生時に起こる危険や災害時の対応、県内の災害史等災害教訓・伝承について理解させるとともに、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用して指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

9 防災対策上、特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上、特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対して、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生が予想される時及び災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう、職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4節 地域防災力強化計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第4節「地域防災力強化計画」を準用する。

第5節 活動体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波により大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策を推進するために設置される災害対策本部等の活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制の整備	
2 防災関係機関相互の連携体制の整備	① 連携体制の強化 ② 応援体制の充実 ③ 県等と自衛隊との連携体制 ④ 広域的な津波防災対策の推進

3 活動体制の整備

- (1) 町は、災害発生時において設置する災害対策本部等の活動体制の整備を図る。
- (2) 町は、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、例えば、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (3) 町は、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- (4) 町は、実情を踏まえ、災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員及び他機関等との連携等について徹底を図る。
- (5) 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や民間の人材の確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4 防災関係機関相互の連携体制の整備

(1) 連携体制の強化

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めるとともに、連絡先の共有を徹底するなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

(2) 応援体制の充実

ア 町及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

イ 沿岸の市町は、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

ウ 沿岸の市町は、必要に応じてあらかじめ相互に協定を結び後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

(3) 県等と自衛隊との連携体制

ア 県等と自衛隊は、それぞれの計画の相互調整を図るとともに、災害発生時における協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化に努める。

その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

イ 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めるとともに、連絡先を徹底する等必要な準備を整える。

ウ 都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡する。

(4) 広域的な津波防災対策の推進

県、庄内総合支庁、沿岸市町及び酒田海上保安部等防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会（津波対策部会）等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。

第6節 災害ボランティア受入体制整備計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第5節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第7節 防災訓練計画

1 計画の概要

地震・津波による災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、県、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 総合的な津波防災訓練の実施	
2 防災訓練の実施及び指導	
3 地域住民による津波防災訓練	
4 防災関係機関の津波防災訓練	
5 学校の津波防災訓練	
6 船舶等の津波防災訓練	
7 海岸保全施設等の津波防災訓練	
8 防災対策上、特に注意を要する施設における防災訓練	
9 実践的な訓練の実施と事後評価	

3 総合的な津波防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう、相互に協力して津波警報等、避難指示（緊急）等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を以下の点に留意して、避難対象地域の関係機関、自主防災組織、地域住民等を含め、継続的かつ定期的に実施する。

特に、津波からの避難は個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組む。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置くとともに高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- (3) 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めること。

また、訓練においては津波の情報伝達、住民避難訓練等の訓練を実施するものとし、津波情報伝達訓練には県の参加を求めること。

- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等を実施する場合には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (7) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図

るよう努めること。

- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (10) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

4 防災訓練の実施及び指導

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

5 地域住民による津波防災訓練

町は、津波による被害のおそれのある地域の住民に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、想定される最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練となるよう工夫を行う。

また、地域住民による自主防災組織等の組織化を推進する。

6 防災関係機関の津波防災訓練

防災関係機関は、町や県が実施する津波防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に、防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

7 学校の津波防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

日常の教育の中で、地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の津波から学んだ教訓、津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう以下の点に留意して年1回以上定期的に津波防災訓練を行う。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 野外活動時の津波避難対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

8 船舶等の津波防災訓練

酒田海上保安部、県及び町等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実

施し、津波襲来時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

9 海岸保全施設等の津波防災訓練

県及び町等関係機関は、該当する海岸保全施設の操作を踏まえた避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、防災訓練の実施に併せて海岸保全施設等の避難訓練として「山形県飛島漁港海岸陸間操作規則」を考慮した津波防災訓練を実施し、津波襲来時における施設操作の作業及び避難方法等について周知啓発に努める。

10 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上、特に注意を要する施設の管理者等は、大地震・津波が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、防災関係機関を含めて防災体制を組織化し、定期的に情報伝達訓練を取り入れた津波防災訓練を実施する。

11 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関等は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者や、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じて訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第8節 避難所整備計画

1 計画の概要

地震・津波による災害が発生した場合に、町が開設する避難所等の指定について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定	① 指定避難所等の定義 ② 指定避難所等の指定 ③ 公共用地の活用
2 指定避難所等の事前周知	
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 福祉避難所の指定	
5 避難路の整備・安全確保	① 避難路の整備 ② 避難路の安全確保
6 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	
7 県による避難所の整備	

3 避難場所及び避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震・津波による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この節において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、沿岸市町地域防災計画に定めておくとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ沿岸市町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、まちづくりセンター及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ、沿岸市町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

町は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 県が平成28年3月に公表した津波浸水想定図等を基に、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図ること。

ウ 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

エ どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、想定される津波高、浸水深を適切に考慮し、地域の実情を踏まえつつ、高齢者、乳幼児及び障がい者等の要配慮者でも、できるだけ短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保すること。

オ 周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進めること。

カ 民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として指定する場合は、津波浸水想定に定める水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、さらに必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定する。

キ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保する。また、海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備する。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

ク 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保する。

ケ 都市公園等のオープンスペースを指定避難所等に指定する場合は、津波浸水深以

- 上の高さを有し、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保する。
- コ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮する。
 - サ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努める。
 - シ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備する。
 - ス 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、あらかじめ教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - セ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
 - ソ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間であらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
 - タ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努める。

(3) 公共用地の活用

町は、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難場所及び避難所の事前周知

- (1) 町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

また、あらかじめ指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (2) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供をするよう努める。

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次の通り施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 指定避難所及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (6) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で、避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備。
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (8) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- (9) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備
- (10) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

6 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

- (1) 相談等にあたる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者をあらかじめ調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

7 避難路の整備・安全確保

(1) 避難路の整備

ア 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるように、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

イ 避難路の整備にあたっては、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等を設置するなど、日頃から住民等に対し周知を図るとともに、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(2) 避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めると共に、土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知する。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知する。

8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

第9節 避難誘導計画

1 計画の概要

地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるための避難誘導計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 津波監視体制の整備	
2 避難指示の発令・伝達	① 避難指示発令判断基準の明確化 ② 全庁をあげた体制の構築 ③ 津波警報等伝達の迅速化・確実化 ④ 住民への避難指示等の伝達
3 津波避難計画の策定	① 一般住民の避難誘導 ② 避難行動要支援者の避難誘導 ③ 要配慮者施設等における避難行動 ④ 観光客等の避難誘導 ⑤ 船舶等の避難対策
4 避難行動要支援者の避難支援計画	
5 防災上、特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
6 避難誘導者の安全対策	
7 帰宅困難者対策	

3 津波監視体制の整備

町は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関により発表される津波警報等入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに、海中、海岸、岸壁及び川岸等に居る者並びに沿岸の住民等に避難のための立ち退きを指示する。（避難指示を発令）

4 避難指示の発令・伝達

(1) 避難指示発令判断基準の明確化

町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示ができるよう、あらかじめ避難指示の具体的な発令基準の設定に努める。発令基準の策定・見直しにあたって、県及び気象台等は、町による発令基準の策定や見直しを支援する。

また、避難指示の発令判断、伝達を適切に実施するため、国及び県の協力を得つつ避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の

円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 津波警報等伝達の迅速化・確実化

情報の混乱や誤った情報の伝達は二次災害発生の原因となるため、防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、町への津波警報等伝達が正確、迅速、確実に実施できるよう情報伝達体制の確立を図る。

(4) 住民への避難指示の伝達

ア 町は、津波警報等、避難指示が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報等や避難指示の伝達方法、手段等について明示する。

その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

イ 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア、サイレン、半鐘、津波フラッグ及び広報車などを用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

ウ 伝達協力体制の整備

町は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

5 津波避難計画の策定

町は、避難指示が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準、津波警報等の種類に応じた発令対象区域、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

町、要配慮者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。

なお、町は、津波避難誘導體制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の把握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

(1) 一般住民の避難誘導

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援

者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討にあたっては、県警察・酒田警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

イ 町は、過去の津波記録、津波浸水想定等を勘案して集落単位で、できるだけ浸水リスクのない安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報等・避難指示の意味合い、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動をとることの重要性などについて住民に対し広く啓発する。

ウ 町は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、避難行動要支援者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

イ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より避難誘導體制の整備に努める。

(3) 要配慮者施設等における避難行動

要配慮者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。

また、避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

(4) 観光客等の避難誘導

町は、災害対応に不慣れな外国人や地理・地形に不案内な観光客などの人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

(5) 船舶等の避難対策

ア 酒田海上保安部は、海事関係者に対して、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波襲来時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する対策を講じる。

イ 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定める。

6 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

7 防災上、特に注意を要する施設の避難計画

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じて多数の避難者の

集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定する。

ア 地域の実情に応じた避難所等（沿岸市町指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定する。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る町との事前調整

8 避難誘導者の安全対策

町は、消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

また、町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、これらの者へ避難のための立ち退きを指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

9 帰宅困難者対策

大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予想されることから、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第10節 災害情報等の収集・伝達体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波発生時における町、県及び防災関係機関における災害情報の収集・伝達体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
災害情報の伝達体制の整備	
災害情報の収集体制の整備	
被災者等への的確な情報伝達	

3 災害情報の伝達体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、相互に迅速かつ確実に情報伝達が行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など情報伝達体制の確立に努める。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。
また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努める。

4 災害情報の収集体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を、あらかじめ指定しておくなど情報収集体制の整備を推進する。
- (3) 町及び県は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達

- (1) 町は、被災者等への情報伝達手段として、特に、沿岸市町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者及び帰宅困難者等の情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (3) 町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、役割・責任等の明確化に努める。
- (4) 町、県及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制及び施設、設備の整備を図る。

- (5) 町及び県は、居住地以外の沿岸市町に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (6) 町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画する。

第 11 節 救助・救急体制整備計画

第 2 編「震災対策編」第 1 章「災害予防計画」第 8 節「救助・救急体制整備計画」を準用する。

第 12 節 医療救護体制整備計画

第 2 編「震災対策編」第 1 章「災害予防計画」第 10 節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第13節 津波に強いまちづくり計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による被害を最小化するために、町及び県等が行うまちづくりの推進について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 津波浸水想定の設定	
2 津波に強いまちの形成	
3 軟弱地盤等液状化対策等の推進	① 地盤液状化現象等の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及

3 津波浸水想定の設定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。また、町及び県は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進に努める。

なお、町は国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県の設定した津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

4 津波に強いまちの形成

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

イ 国、県及び町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル及び避難路・避難階段等の整備など都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、並びに建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強い町の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 国、県及び町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上、重要な施設の津波災害対策につ

- いては、特に万全を期する。
- エ 町及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。
- オ 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- カ 町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合は、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警戒伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- キ 町の地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。
- ク 町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- ケ 町長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- コ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- サ 国、県及び町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- シ 国土交通省、県及び町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化に努める。
- ス 主要交通・通信機能の強化
- (ア) 国、公共機関、県及び町は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努める。
- (イ) 国土交通省、県及び町は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネ

ットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

セ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、沿岸市町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) ライフライン施設の機能の確保策を講じる時は、必要に応じて大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

ソ 危険物施設等の安全確保

県及び町は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

タ 避難関連施設の整備

(ア) 町及び県は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得ながら、避難路・避難階段の整備に努める。

(イ) 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう、耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

チ 建築物の安全化

(ア) 町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

(イ) 町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

(ウ) 町、県及び消防本部は、文化財保護のため消防対策に努める。

5 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び町は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図る。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう

努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図る。

第 14 節 津波防災施設等整備計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性・耐浪性の強化及び資機材の整備等を促進するために、町が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災中枢機能等の確保、充実	
2 防災拠点施設の安全性確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性・耐浪性の確保 ② 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理
3 消防施設等の整備	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備
4 防災上、特に注意を要する施設の安全性確保	
5 耐震診断等の推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

3 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図る。

(2) 町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造の防災センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設の防災拠点化も検討する。

国及び県は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

4 防災拠点施設の安全性確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性・耐浪性の確保

町及び県は、大規模災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性・耐浪性を強化した施設づくりに努める。特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- ア 災害対策本部が設置される施設(町庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、県・町等の出先庁舎等)
- エ 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
- オ 社会福祉施設等(養護老人ホーム、障がい者養護施設等)

(2) 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性・耐浪性の強化
- (イ) 代替エネルギーシステムの活用を含めた非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震・耐浪性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

5 消防施設等の整備

(1) 消防施設の整備

町は、災害発生時における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町及び防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 県及び町における防災資機材の整備

県及び町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

- (ア) 県が整備する資機材
 - a 防災拠点へ配置する防災資機材
 - b 消防防災ヘリコプター用資機材
- (イ) 町が整備する資機材
 - a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

b 消防団が使用する救助用資機材

6 防災上、特に注意を要する施設の安全性確保

- (1) 町、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び要配慮者関係施設等の応急対策上、重要な施設について、地震・津波による災害に対する安全性の確保に特に配慮する。なお、当町では次の施設が該当する。

名 称	所 在 地
遊佐町立吹浦保育園	遊佐町吹浦字苗代34

- (2) 町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保の促進に努める。
- (3) ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、町、県及び防災関係機関は、施設管理者に対して以下に示す防災対策等を指導する。
- ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
 - イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底
 - エ 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
 - カ 商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

7 耐震診断等の推進体制の整備

- (1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録
- 県及び町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造(木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造)別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を町及び県等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図る。
- (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
- 大規模な地震・津波により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、町及び県は、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。
- ア 応急危険度判定士の確保
- 県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する沿岸市町に配布する。
- イ 判定コーディネーターの養成・登録
- 県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で判定士の指導支援を行う判定コーディネーター養成し登録する。また、登録台帳を作成し沿岸市町に配布する。
- ウ 判定資機材等の整備

県は、町と協力して応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、町、建築関係団体等と協議を行う。また、町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

県及び町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第15節 防災用通信施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第12節「防災用通信施設災害予防計画」を準用する。

第16節 孤立集落対策計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第14節「孤立集落対策計画」を準用する。

第17節 輸送体制整備計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第17節「輸送体制整備計画」を準用する。

第18節 各種施設災害予防対策関係

第1款 交通関係施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第1款「交通関係施設災害予防計画」を準用する。

第2款 河川・海岸施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第3款「河川・海岸施設災害予防計画」を準用する。

第3款 農地・農業用施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第4款「農地・農業用施設災害予防計画」を準用する。

第4款 電力供給施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第5款「電力供給施設災害予防計画」を準用する。

第5款 上水道施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第6款「上水道施設災害予防計画」を準用する。

第6款 下水道施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第7款「下水道施設災害予防計画」を準用する。

第7款 危険物等施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防対策関係」第8款「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の確保計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第19節「食料、飲料水及び生活必需品の確保計画」を準用する。

第20節 文教施設における災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第20節「文教施設における災害予防計画」を準用する。

第21節 要配慮者の安全確保計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第21節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第2章 災害応急計画

第 1 節 活動体制関係

第 1 款 災害対策本部

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 1 節「活動体制関係」第 1 款「災害対策本部」を準用する。

第 2 款 職員の動員配備体制

「1 計画の概要」～「4 勤務時間外における職員の招集」は、第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 1 節「活動体制関係」第 2 款「職員の動員配備体制」を準用する。

5 津波発生時における職員の動員配備体制

(別表 1) 災害時等における職員の動員配備体制

配備	災害対策組織設置基準		職員配備基準	体制
警戒配備	災害対策警戒班	町の沿岸に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職 ・総務課：危機管理係 ・企画課：観光物産係 ・産業課：水産林業係 ・地域生活課：土木係、管理係、 上水道係、下水道係 	総務課に、災害対策警戒班を設置して、海中、海岸付近及び河川付近にいる者に対する避難指示の発令状況の確認、被害情報の収集及び関係機関との連絡調整にあたる。
特別警戒配備	災害警戒調整会議	町内で震度4の地震が観測され、町の沿岸に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職 ・総務課：危機管理係 ・企画課：観光物産係 ・産業課：水産林業係 ・地域生活課：土木係、管理係、 上水道係、下水道係 	必要に応じ関係課長で構成する災害警戒調整会議を設置して、避難指示の発令状況の確認、被害情報の収集及び避難所の開設等を速やかに決定する。
非常配備	災害対策本部	1 町の沿岸に大津波警報・津波警報が発表されたとき 2 複合災害により町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ^{※1} 3 町長が特に必要と認めたとき	1～3：災害対策本部を自動設置 (全職員が登庁)	【災害対策本部】 本部長：町長 副本部長：副町長 本部長：教育長 総務課長 企画課長 産業課長 地域生活課長 健康福祉課長 町民課長 議会議務局長 教育課長 会計管理者 酒田警察署長 消防長 消防団長

※1 特別警報の発表時は、これに該当する。

(別表第2) 職員の配備計画表

組織			配備計画			参集場所
課等	係	人員	警戒配備 (津波注意報)	特別警戒配備 (震度4+津波注意報)	非常配備 (津波警報)	
総務課	総務係	5			○	庁舎
	財政係	3			○	庁舎
	ICT推進室	3			○	庁舎
	危機管理係	3	○	○	○	庁舎
企画課	企画係	4			○	庁舎
	PAT整備推進室	2			○	庁舎
	定住促進係	2			○	庁舎
	観光物産係	4	○	○	○	庁舎
産業課	産業創造係	4			○	庁舎
	農業振興係	4			○	庁舎
	水産林業係	3	○	○	○	庁舎
農業委員会	農地管理係	2			○	庁舎
地域生活課	土木係	4	○	○	○	庁舎
	管理係	3	○	○	○	庁舎
	環境係	3			○	庁舎
	上水道係	3	○	○	○	庁舎
	下水道係	3	○	○	○	庁舎
健康福祉課	福祉係	3			○	庁舎
	介護保険係	3			○	庁舎
	子育て支援係	4			○	庁舎
	国民健康保険係	3			○	庁舎
	健康支援係	11			○	庁舎
	遊佐保育園	7			○	勤務施設
	藤崎保育園	7			○	勤務施設
	吹浦保育園	5			○	庁舎
子どもセンター	3			○	勤務施設	
町民課	課税係	7			○	庁舎
	納税係	3			○	庁舎
	町民係	4			○	庁舎
教育課	総務学事係	4			○	庁舎
	学校指導係	1			○	庁舎
	社会教育係	4			○	勤務施設
	文化係	3			○	庁舎
	蕨岡小学校	2			○	勤務施設
	遊佐小学校	2			○	勤務施設
	藤崎小学校	2			○	勤務施設
	高瀬小学校	2			○	勤務施設
	吹浦小学校	2			○	勤務施設
遊佐中学校	1			○	勤務施設	
出納室	出納係	1			○	庁舎
議会事務局	議事係	1			○	庁舎

※1 ○印全員配備

※2 待機とは平常勤務中又は帰宅後、所在を明確にして待つことをいう。

※3 動員計画にない職員にあっては本部長の命に従うものとする。

※4 庁舎勤務職員は、役場に登庁するものとし、外部施設勤務者はその施設に参集する。

なお、道路等が寸断され指定された場所に参集することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集等にあたる。

第3款 広域応援計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第3款「広域応援計画」を準用する。

第3款の2 被災県等への広域応援計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第3款の2「被災県等への広域応援計画」を準用する。

第3款の3 広域避難計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第3款の3「広域避難計画」を準用する。

第4款 自衛隊災害派遣計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第4款「自衛隊災害派遣計画」を準用する。

第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第1款「通信計画」を準用する。

第2款 津波警報・地震情報等伝達計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第2款「津波警報・地震情報等伝達計画」を準用する。

第3款 災害情報の収集・伝達計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第3款「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

第4款 広報計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第4款「広報計画」を準用する。

第3節 避難計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第3節「避難計画」を準用する。

【資料1】津波避難場所・津波避難ビル

No.	施設名	住所	主な対象集落・地区
1	女鹿農村公園	吹浦字女鹿 8-3	女鹿
2	龍泉寺	吹浦字滝ノ浦 2	滝ノ浦・鳥崎
3	十六羅漢駐車場	吹浦字西楯	横町・観光客
4	海禅寺	吹浦字横町 54	横町・宿町・布倉
5	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮本殿	吹浦字布倉 1	横町・宿町・布倉
6	物見峠	吹浦字物見峠 66 付近	宿町
7	国道7号線鳥海橋北側	吹浦字堂谷	宿町・石淵
8	鳥海温泉遊楽里	吹浦字西浜 2-76	海水浴場・キャンプ場
9	森の公園遊ぼっと	菅里字菅野地内	西浜
10	旧吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 23-6	横町・宿町・布倉
11	西山松林	菅里字菅野～ 藤崎字茂り松地内	西浜、十里塚、比子出清水、 服部興野、青塚、白木
12	吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 9-6	吹浦
13	菅里広場	菅里字菅野 7-1	高瀬

第4節 避難所運営計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第4節「避難所運営計画」を準用する。

第5節 災害警備計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第5節「災害警備計画」を準用する。

第6節 海上災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第6節「海上災害応急計画」を準用する。

第7節 救助・救急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第7節「救助・救急計画」を準用する。

第8節 医療救護計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第9節「医療救護計画」を準用する。

第9節 遺体対策計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第10節「遺体対策計画」を準用する。

第10節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第11節「交通輸送関係」第1款「輸送計画」を準用する。

第2款 道路交通計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第11節「交通輸送関係」第2款「道路交通計画」を準用する。

第3款 漁港施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第11節「交通輸送関係」第3款「漁港施設災害応急計画」を準用する。

第11節 各種施設災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設等災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」第1款「土砂災害防止施設等災害応急計画」を準用する。

第2款 河川・海岸施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」第2款「河川・海岸施設災害応急計画」を準用する。

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」第3款「農地・農業用施設災害応急計画」を準用する。

第4款 電力供給施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」第4款「電力供給施設災害応急計画」を準用する。

第5款 電気通信施設災害応急計画

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」

第5款「電気通信施設災害応急計画」を準用する。

第6款 下水道施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」第6款「下水道施設災害応急計画」を準用する。

第7款 危険物等施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種施設災害応急対策関係」第7款「危険物等施設災害応急計画」を準用する。

第12節 農林水産業災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第13節「農林水産業災害応急対策関係」を準用する。

第13節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第1款「食料供給計画」を準用する。

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第2款「給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。

第3款 生活必需品等物資供給計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第3款「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第4款 保健衛生計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第4款「保健衛生計画」を準用する。

第5款 廃棄物処理計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第5款「廃棄物処理計画」を準用する。

第 14 節 文教施設における災害応急計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 15 節「文教施設における災害応急計画」を準用する。

第 15 節 要配慮者の応急対策計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 16 節「要配慮者の応急対策計画」を準用する。

第 16 節 応急住宅対策計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 17 節「応急住宅対策計画」を準用する。

第 17 節 災害救助法の適用に関する計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 18 節「災害救助法の適用に関する計画」を準用する。

第 18 節 自発的支援の受入計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 19 節「自発的支援の受入計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第1節「民生安定化計画」を準用する。

第2節 金融支援計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第2節「金融支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第3節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第4節「災害復興計画」を準用する。

第 4 編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象観測体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 気象観測体制の現状	① 山形地方気象台の観測体制 ② その他関係機関の観測体制
2 観測体制の充実	

3 気象等観測体制の現状

(1) 山形地方気象台の観測体制

ア 気象官署 1地点（山形地方気象台）

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、天気、視程、大気現象を自動的に観測している。

イ 特別地域気象観測所 2地点（酒田・新庄）

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、視程、大気現象を自動的に観測している。

ウ 地域気象（雨量）観測所 23地点

降水量、風向・風速、気温、湿度、積雪深の観測を自動で行っている。

エ 航空気象観測所 2地点（山形空港 地点名「東根」・庄内空港 地点名「浜中」）

降水量、風向・風速、気温の観測を自動で行っている。

オ ウィンドプロファイラ

上空の風向風速の観測を行うウィンドプロファイラを酒田市に設置している。観測データは気象庁に集められ、きめ細かな天気予報の基となる数値予報などに利用している。

カ 潮位観測

国土交通省東北地方整備局が酒田港に、国土地理院が鼠ヶ関港及び飛島港に設置している検潮所のデータを利用し、高潮等の監視を行っている。

キ 波浪観測

国土交通省港湾局が酒田港に設置している波浪計や酒田沖に設置しているGPS波浪計のデータを利用し、波浪等の監視を行っている。

上記ア～カの観測データは、気象庁ホームページで公開している。

(2) その他関係機関の観測体制

ア 国土交通省

国土交通省は、国の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上、必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風

向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測している。データは、山形県を管轄する東北及び北陸の各地方整備局並びに山形、酒田の各河川国道事務所及び新庄河川事務所の監視画面に表示されるほか、集約した情報が「川の防災情報」により山形県県土整備部にも提供されている。

イ 県

(ア) 公共土木施設関係

県土整備部は、県の管理する道路、河川、ダム及び地すべり危険箇所等、施設管理及び防災上、必要な地点に観測装置を設置し、降雨量、積雪深及び水位等を観測している。観測データは、通信回線等を通じて当該地域を管轄する総合支庁等に送信され、水防・除雪等対策の実施に活用されている。

(イ) 農業土木施設関係

農林水産部は、所管する農業用ダム等の大規模な農業水利施設のうち、施設管理上、必要な地点に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測されたデータは、必要に応じて施設を管理する土地改良区等を通じて県に報告され、洪水調整等対策の実施に活用されている。

ウ 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、県内の駅等の観測地点で、次により、気象観測を行っている。

(ア) 職員による計測

各駅の職員は、天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を1日2回観測し、定時に管轄する支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害及び事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は管轄する支社等に設置された監視画面に表示され、運転規制等に使用する。

冬期間は県内数カ所の駅に設置された観測器で、降雪深及び積雪深を1時間ごとに記録する。

エ 東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社は、県内の高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを遠隔操作により取得しているほか、一般財団法人日本気象協会から気象データの提供を受け、道路標識板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用している。

4 観測体制の充実

山形地方気象台は予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、時期を失することなく防災気象情報（気象・地象・水象に関する予報・警報や情報。以下同じ）を発表できるように、自然現象の観測及び予報に必要な施設・設備の整備、特に観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理、情報処理・通信システムの整備・充実、防災気象情報の発表及び伝達体制の構築に努める。

各機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を

推進するよう努める。また、観測施設の信頼性の確保にあたり、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、その旨を気象庁長官に届け出る。なお、山形地方気象台は必要に応じて、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

第2節 防災知識の普及計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第3節「防災知識の普及計画」を準用する。

第3節 地域防災力強化計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第4節「地域防災力強化計画」を準用する。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第5節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第6節「防災訓練計画」を準用する。

第6節 避難体制整備計画

1 計画の概要

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

2 計画の体系

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第7節「避難体制整備計画、2 計画の体系」に同じ。

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を、あらかじめ回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下この節において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所の指定

町は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 指定緊急避難場所は、町は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

- ・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する。
- ・速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する。
- ・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する。
- ・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所
- ・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所へ避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保する。また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所3㎡/人程度が目安とされている。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のない場所で、建物は十分な耐震強度を確保すること。

カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、あらかじめ教育委員

会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

セ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の周知に努める。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図る。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

庄内保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等を発令できるよう、あらかじめ明確な基準を設定する。

また、避難指示等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

また、国及び県は、町に対して、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項目	洪水	土砂災害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難指示等の発令の判断基準等	(1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 (2) 避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用い

	策定	た発令基準の設定
④避難指示等の伝達方法	(1) 伝達文の内容の設定 (2) 伝達手段や伝達先の設定 (伝達手段の整備や自主防災の体制等)	(1) 伝達文の内容の設定 (2) 伝達手段や伝達先の設定 (伝達手段の整備や自主防災の体制等)
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫(水門操作のタイミングや水路の状況)など	(1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 (2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。

イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に限定し、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称。以下同じ。）を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の、全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国及び県は、町に対して、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲をあらかじめ確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

町は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難

することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動)や具体的かつ確実な伝達手段(地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保)に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行う。特に、土砂災害は危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

ウ 避難指示等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・町長が不在時の発令代行の順位
- ・発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次の通り施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設(既存施設のスペースも含む)の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具(食料及び燃料)、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (3) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (4) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (7) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

6 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

7 避難誘導體制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、消防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

なお、難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

8 防災上、特に注意を要する施設の避難計画

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第7節「8 防災上、特に注意を要する施設の避難計画」を準用する。

9 福祉避難所の指定

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第7節「9 福祉避難所の指定」を準用する。

10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第7節「10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定」を準用する。

【資料1-1】 一時避難場所（グラウンド・公園等）

No.	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	主な避難対象地区
1	蕨岡小学校グラウンド	豊岡字花塚 29-1	72-2241	8,425	蕨岡
2	藤崎小学校グラウンド	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	12,330	稲川、西遊佐
3	旧西遊佐小学校グラウンド	藤崎字千代ノ藤 2-2	76-2033	6,930	西遊佐
4	高瀬小学校グラウンド	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	8,202	高瀬
5	吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 9-6	77-2504	13,727	吹浦
6	県立遊佐高等学校グラウンド	遊佐字堅田 21-1	72-3422	16,615	遊佐
7	町民スポーツ広場（西側）	比子字下モ山 68-1	72-3311	11,278	西遊佐
8	町民スポーツ広場（東側）	藤崎字簀垣下 114-1	72-3311	15,410	西遊佐
9	サンスポーツランド遊佐	小原田字北川原 18-1	72-3080	39,178	蕨岡、遊佐
10	菅里広場	菅里字菅野 7-1	72-3311	11,900	高瀬
11	蕨岡児童遊園地	豊岡字乳母懐 39	72-2231	1,612	蕨岡
12	遊佐児童遊園地	遊佐字田子 1	72-3311	2,672	遊佐
13	野沢農村公園	野沢字上ク子添 105-1	72-3311	2,700	遊佐
14	旧吹浦小学校グラウンド	吹浦字西楯 23-6	72-3311	5,387	吹浦
15	遊佐町総合運動公園	増穂字大坪 21-2	72-3311	17,965	稲川

【資料1-2】 指定避難所開設場所（建物）

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区	収容人員	給水・炊飯施設の有無	
						給水	炊飯
1	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	72-2241	蕨岡	290	○	○
2	遊佐小学校	吉出字和田 13	72-2029	遊佐	370	○	○
3	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	稲川、西遊佐	310	○	○
4	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	高瀬	330	○	○
5	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	吹浦	300	○	○
6	遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820	蕨岡、遊佐	770	○	○
7	県立遊佐高等学校	遊佐字堅田 21-1	72-3422	遊佐	370	○	
8	遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2	72-2236	遊佐	200	○	○
9	蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3	72-2231	蕨岡	100	○	○
10	稲川まちづくりセンター	増穂字大坪 25-2	76-2110	稲川	120	○	○
11	西遊佐まちづくりセンター	藤崎字千代ノ藤 2-2	75-3822	西遊佐	210	○	○
12	高瀬まちづくりセンター	当山字上山崎 17-4	72-2937	高瀬	110	○	○
13	吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1	77-2503	吹浦	140	○	○
14	杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1	72-2233	蕨岡	200	○	○
15	しらい自然館	白井新田字見晴野 21	72-2069	遊佐	310	○	○
16	町民体育館	遊佐字鶴田 29-2	72-5454	遊佐	600	○	
17	遊佐保育園	遊佐字五所ノ馬場 4-1	72-2248	遊佐	50	○	○
18	藤崎保育園	増穂字西田 96	76-2008	稲川、西遊佐	50	○	○
19	遊佐町防災センター	遊佐字南田筋 3-1	72-3311	遊佐	50	○	○
計	19施設				4,880人		

※ 風水害により遊佐小学校が浸水のおそれがある場合は、指定避難所からは除く。

【資料 1-3】 指定福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	特別養護老人ホーム 松濤荘	菅里字菅野南山 7-1	76-2103	
2	山形県立吹浦荘	菅里字菅野南山 21-14	76-2516	
3	障がい者支援施設 月光園	当山字上戸 8-1	72-5611	
4	特別養護老人ホーム ゆうすい	遊佐字木ノ下 2	71-2133	
5	地域密着型 特別養護老人ホーム にしだて	吹浦字西楯 23-9	71-6061	
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表 6-8	72-5858	

第7節 救助・救急体制整備計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第8節「救助・救急体制整備計画」を準用する。

第8節 火災予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第9節「火災予防計画」を準用する。

第9節 医療救護体制整備計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第10節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第12節「防災用通信施設災害予防計画」を準用する。

第11節 地盤災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第13節「地盤災害予防計画」を準用する。

第12節 孤立集落対策計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第14節「孤立集落対策計画」を準用する。

第13節 都市防災計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第15節「都市防災計画」を準用する。

第14節 建築物災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第16節「建築物災害予防計画」を準用する。

第15節 輸送体制整備計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第17節「輸送体制整備計画」を準用する。

第16節 各種施設災害予防計画

第1款 交通関係施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第1款「交通関係施設災害予防計画」を準用する。

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第2款「土砂災害防止施設災害予防計画」を準用する。

第3款 河川・海岸施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第3款「河川・海岸施設災害予防計画」を準用する。

第4款 農地・農業用施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第4款「農地・農業用施設災害予防計画」を準用する。

第5款 電力供給施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第5款「電力供給施設災害予防計画」を準用する。

第6款 上水道施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第6款「上水道施設災害予防計画」を準用する。

第7款 下水道施設・農村集落排水施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第7款「下水道施設災害予防計画」を準用する。

第8款 危険物等施設災害予防計画

第2編「震災対策編」第1章「災害予防計画」第18節「各種施設災害予防計画」第8款「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

第 2 編「震災対策編」第 1 章「災害予防計画」第 19 節「食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画」を準用する。

第 18 節 文教施設における災害予防計画

第 2 編「震災対策編」第 1 章「災害予防計画」第 20 節「文教施設における災害予防計画」を準用する。

第 19 節 要配慮者の安全確保計画

第 2 編「震災対策編」第 1 章「災害予防計画」第 21 節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第2章 災害応急計画

第1節 活動体制関係

第1款 災害対策本部

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第1款「災害対策本部」を準用する。

第2款 職員の動員配備体制

「1計画の概要」～「4勤務時間外における職員の招集」は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第2款「職員の動員配備体制」を準用する。

5 風水害発生時における職員の動員配備体制

(別表1) 災害時等における職員の動員配備体制

配備	災害対策組織設置基準	職員配備基準	体制
警戒配備	災害対策警戒班 1 大雨注意報、又は洪水注意報が発表されたとき 2 台風接近時の大雨・洪水注意報発表時 3 竜巻注意情報が発表されたとき 4 以下に示す警報等が発表されたとき ・大雨警報 ・暴風雪警報 ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 ・大雪警報 ・高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報	① 通常 ・総務課：危機管理係 ・地域生活課：管理係及び土木係 ② 警戒レベル3で高齢者避難が発令される時 ・総務課：課長、総務係、危機管理係 ・企画課：課長、企画係、観光物産係 ・地域生活課：課長、管理係、土木係 ・産業課：課長、農業振興係、産業創造係、水産林業係、 ・健康福祉課：課長、福祉係、介護保険係、健康支援係 ・教育課：課長、総務学事係 ・勤務施設の管理担当職員	・通常時は自宅待機による情報収集 ・台風接近時又は特別な事情があるときは所属長の判断により配備する。 ・警戒レベル3（高齢者等避難）から警戒レベル4（避難指示）への体制移行に備えて、山形地方气象台との情報共有を図る。 ・警戒レベル3であっても、必要に応じ関係課長で構成する災害対策関係課長会議を設置し、高齢者等避難の発表、避難所の開設等を速やかに決定する。 ・高齢者等避難の発表で特別警戒配備に切り替える。

特別警戒配備	災害警戒調整会議	<p>1 台風接近時の大雨・洪水警報発令時</p> <p>2 以下に示す警報等が発表されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布が「危険」 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課：全職員 ・企画課：全職員 ・産業課：全職員 ・農業委員会：全職員 ・地域生活課：全職員 ・健康福祉課：全職員 ・教育課：全職員 ・町民課：全職員 ・出納室：全職員 ・議会事務局：全職員 ・勤務施設の管理担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル4で関係課長で構成する災害警戒調整会議を設置し、避難指示及び避難所の開設等を速やかに決定する。 ・避難指示等の発表で非常配備体制に切り替える。
非常配備	災害対策本部	<p>1 洪水等により町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき^{※1}</p> <p>2 町長が特に必要と認めるとき</p>	災害対策本部を自動設置（全職員が登庁）	<p>【災害対策本部】</p> <p>本部長：町長</p> <p>副本部長：副町長</p> <p>本部長員：教育長</p> <p>総務課長</p> <p>企画課長</p> <p>産業課長</p> <p>地域生活課長</p> <p>健康福祉課長</p> <p>町民課長</p> <p>議会事務局長</p> <p>教育課長</p> <p>会計管理者</p> <p>酒田警察署長</p> <p>消防長</p> <p>消防団長</p>

※1 特別警報の発表時は、これに該当する。

(別表第2) 職員の配備計画表

組織			配備計画			参集場所
課等	係	人員	警戒配備 (レベル3) (高齢者避難)	特別警戒配備 (レベル4)	非常配備 (特別警報)	
総務課	総務係	5	○	○	○	庁舎
	財政係	3		○	○	庁舎
	ICT推進室	3		○	○	庁舎
	危機管理係	3	○	○	○	庁舎
企画課	企画係	4	○	○	○	庁舎
	PAT整備推進室	2		○	○	庁舎
	定住促進係	2		○	○	庁舎
	観光物産係	4	○	○	○	庁舎
産業課	産業創造係	4		○	○	庁舎
	農業振興係	4		○	○	庁舎
	水産林業係	3	○	○	○	庁舎
農業委員会	農地管理係	2		○	○	庁舎
地域生活課	土木係	4	○	○	○	庁舎
	管理係	3	○	○	○	庁舎
	環境係	3		○	○	庁舎
	上水道係	3		○	○	庁舎
	下水道係	3		○	○	庁舎
健康福祉課	福祉係	3	○	○	○	庁舎
	介護保険係	3	○	○	○	庁舎
	子育て支援係	4		○	○	庁舎
	国民健康保険係	3		○	○	庁舎
	健康支援係	11	○	○	○	庁舎
	遊佐保育園	7		D	○	勤務施設
	藤崎保育園	7		D	○	勤務施設
	吹浦保育園	5		D	○	勤務施設
子どもセンター	3		D	○	勤務施設	
町民課	課税係	7		○	○	庁舎
	納税係	3		○	○	庁舎
	町民係	4		○	○	庁舎
教育課	総務学事係	4	○	○	○	庁舎
	学校指導係	1		○	○	庁舎
	社会教育係	4		○	○	勤務施設
	文化係	3		○	○	庁舎
	蕨岡小学校	2		D	○	勤務施設
	遊佐小学校	2		D	○	勤務施設
	藤崎小学校	2		D	○	勤務施設
	高瀬小学校	2		D	○	勤務施設
	吹浦小学校	2		D	○	勤務施設
遊佐中学校	1		D	○	勤務施設	
出納室	出納係	1		○	○	庁舎
議会事務局	議事係	1		○	○	庁舎

※1 ○印全員配備 D印2分の1配備(2分の1待機)

※2 待機とは平常勤務中又は帰宅後、所在を明確にして待つことをいう。

※3 動員計画にない職員にあっては本部長の命に従うものとする。

※4 庁舎勤務職員は、役場に登庁するものとし、外部施設勤務者はその施設に参集する。

なお、道路等が寸断され指定された場所に参集することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集等にあたる。

第3款 広域応援計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第3款「広域応援計画」を準用する。

第3の2款 被災県等への広域応援計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第3の2款「被災県等への広域応援計画」を準用する。

第3の3款 広域避難計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第3の3款「広域避難計画」を準用する。

第4款 自衛隊災害派遣計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第1節「活動体制関係」第4款「自衛隊災害派遣計画」を準用する。

第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第1款「通信計画」を準用する。

第2款 気象情報等伝達計画

1 計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、町、国、県及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：町が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

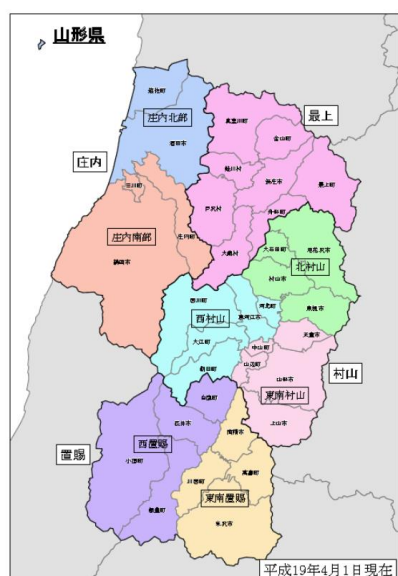
「居住者等がとるべき行動」、と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が発表する防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとる。

3 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



* 「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。
これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下の通りである。具体的な発表基準は「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要	
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された

		きに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険の場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪	り	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

※令和2年8月6日時点の一覧表

イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当

<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

ウ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名（鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でない

考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100 mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

キ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加してた情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ク 日向川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。日向川については、県と山形地方気象台が共同で、下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種類	表題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>

日向川洪水予報の基準水位（単位：m）

水位観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
穂積	3.10	4.30	4.90	5.60

ケ 県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

表 題	概 要
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
氾濫警戒情報	避難判断水位に達したときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

水位周知河川の基準水位(単位：m)

河川名	水位観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
月光川	尻引	2.20	2.90	3.10	3.40
	吹浦	1.90	2.80	3.00	3.10
庄内高瀬川	庄内高瀬川	1.80	2.40	3.10	3.50

コ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次の通りであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別 警報（大津波警報）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪用により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

サ 降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

<発表時刻及び内容>

6時00分 → 当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分 → 当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

遊佐町	府県予報区	山形県		
警報	一次細分区域	庄内		
	市町村等をまとめた地域	庄内北部		
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	124
	洪水		流域雨量指数基準	月光川流域=20.4
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	日向川 [穂積]
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	18m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う
			海上	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 45 cm
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	月光川流域=16.3	
		複合基準※1	月光川流域=(9、15.9)、日向川流域=(7、15.5)	
		指定河川洪水予報による基準	日向川 [穂積]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 30 cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃ 以上で肘折 (アメダス) の積雪 180 cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃ 以上で肘折 (アメダス) の積雪 300 cm 以上 ④12 月は日降水量 30 mm 以上で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm 以上			

	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の育成を考慮し実施する）
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm

※¹（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注1）警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

（注2）有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高をいう。これは、目視観測による波高に近いといわれている。

（注3）警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。

（注4）地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（注5）山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。

（2）特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、酒田海上保安部、NHK山形放送局、酒田河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県（防災危機管理課）は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ 町は、警報等について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

エ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、関係市町村に伝達する。

オ 酒田海上保安部は、港内在泊船舶等に伝達するとともに、避難指示等の措置を講じる。

カ 酒田河川国道事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

キ 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮のうえ、放送する。

ク その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

(3) 参考となる警戒レベルの提供

国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

4 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上、危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを市町村及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前 5 時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前 5 時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

(イ) 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

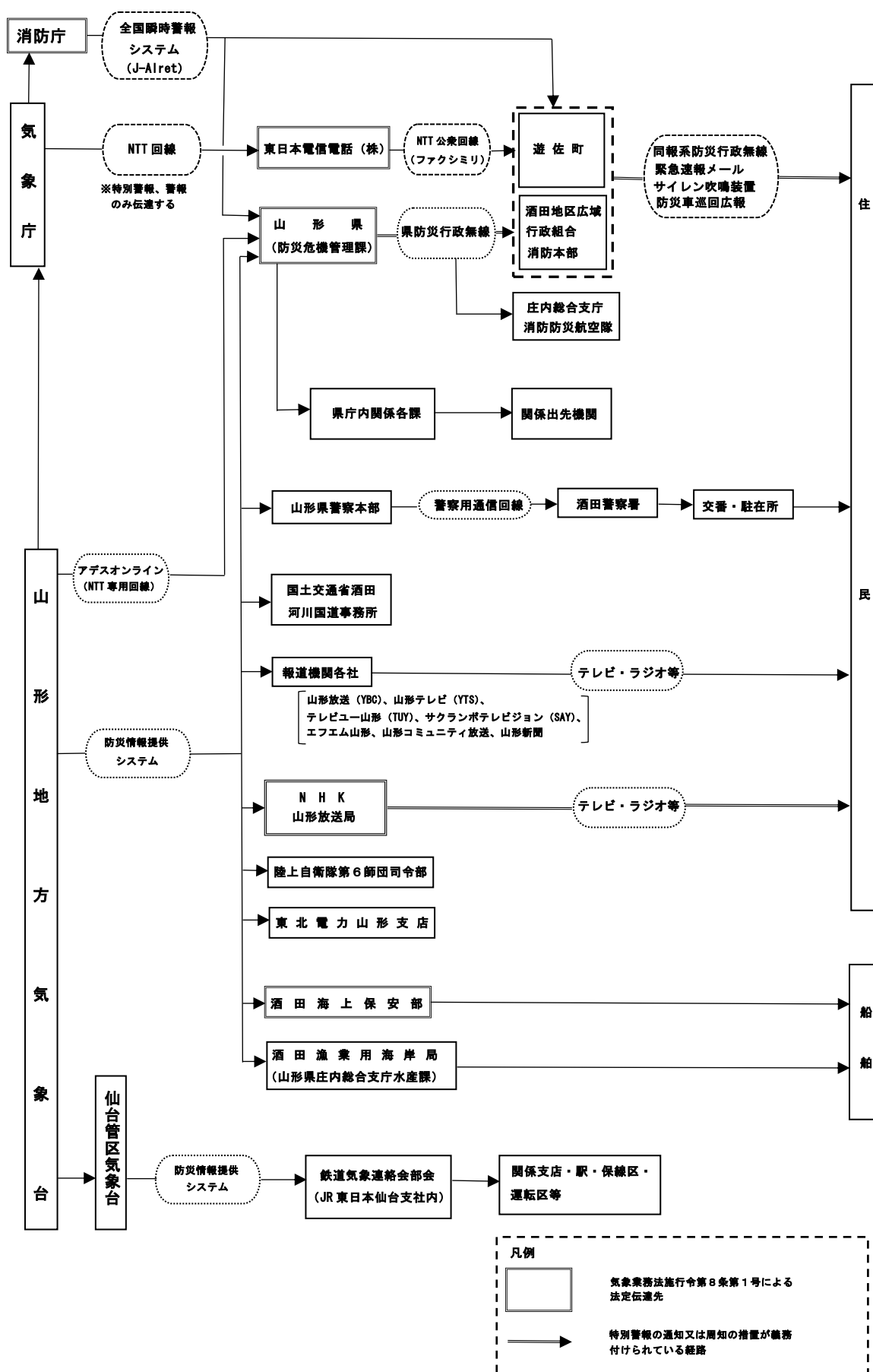
ア 火災警報の概要

酒田地区広域行政組合の長は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上、危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第 22 条第 3 項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

酒田地区広域行政組合の長は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

気象警報・注意報等伝達経路図



第3款 災害情報の収集・伝達計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第3款「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

第4款 広報計画

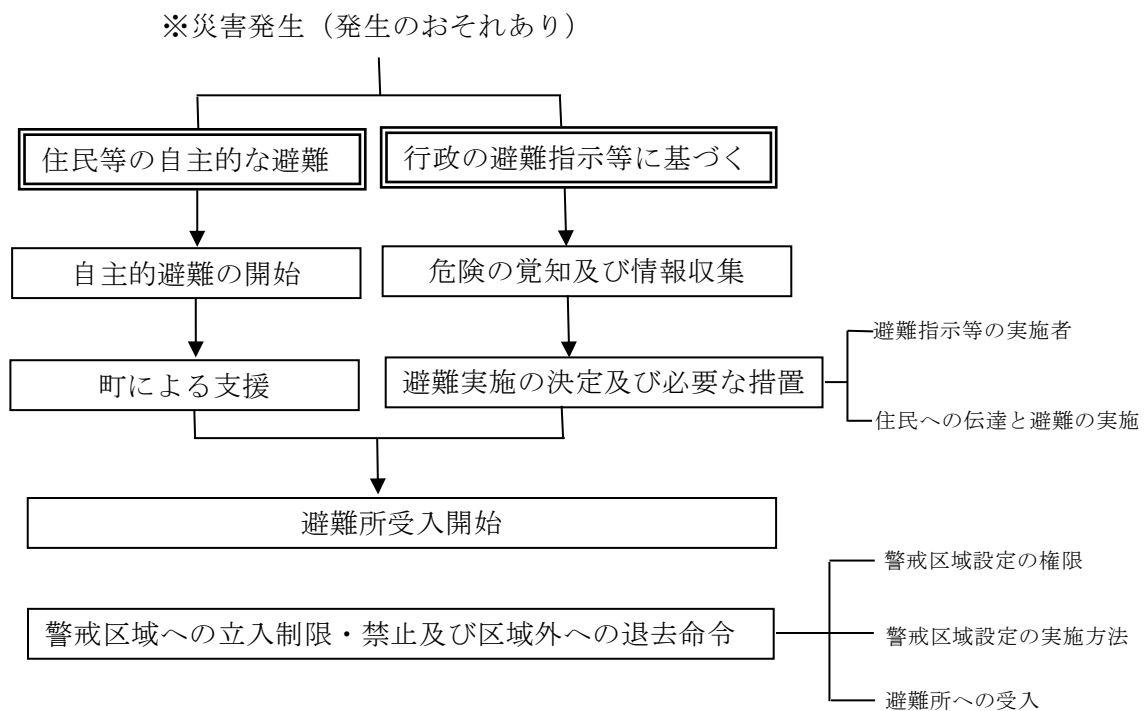
第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第2節「情報収集伝達関係」第4款「広報計画」を準用する。

第3節 避難計画

1 計画の概要

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、あらかじめ住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での高齢者等避難の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、住民の自主的な避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 住民の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行う。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行う。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。また、指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、住民の自主的な避難にも備える。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

町及び防災関係機関は、所管区域内の災害情報を収集し、パトロールの強化と危険箇所の把握に努めて、避難指示等の発令を適切なタイミングで行うよう留意する。特に、台風による大雨の発生など、あらかじめ予測が可能な場合には、大雨の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して、分かりやすく適切に状況を伝達する。

国及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の発令に係る対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努める。なお、町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう、特に、高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

町は、必要に応じて高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、法第 60 条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表の通り。

	警 戒 レベル	実施責任者	措 置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等
高齢者等 避難	3	町長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき 高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける。
避難指示	4	町長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 町長→（報告）→知事
		知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全 確保	5	町長	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発表されるものではないことに留意 町長→（報告）→知事

避難の指示等	知事、その名を受けた県職員又は水防管理者	・ 立退きの指示	・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第 29 条） 水防管理者→（通知）→警察署長
	知事又はその名を受けた県職員	・ 立退きの指示	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第 25 条） 知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長
	警察官	・ 立退き先の指示	・ 町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（法第 61 条） 警察官→（通知）→町長 →（報告）→知事
		・ 避難等の措置	・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を發し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第 4 条） 警察官→（報告）→公安委員会
	海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（法第 61 条） 海上保安官→（通知）→町長→（報告）→知事
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の指示	・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置（自衛隊法第 94 条） 自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者

なお、町長が避難指示等を発令した際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましい。しかし、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が発生することを住民にも周知する。また、町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等によって、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動

居住者等がとるべき行動	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 <p>〕</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、町長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(ウ) 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること。

(エ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

特に、人口や面積の規模が大きい町においては、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、町の実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮したうえで検討する。

- b 町は、避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 町は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- d 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(オ) 避難誘導

町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要そ

の他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

a 町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市町村及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

c 県警察は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(カ) 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じて県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第3節「5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第3節「6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ。

第4節 避難所運営計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第4節「避難所運営計画」を準用する。

第5節 災害警備計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第5節「災害警備計画」を準用する。

第6節 救助・救急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第7節「救助・救急計画」を準用する。

第7節 消火活動計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第8節「消火活動計画」を準用する。

第8節 医療救護計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第9節「医療救護計画」を準用する。
※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

第9節 遺体対策計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第10節「遺体対策計画」を準用する。

第10節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第11節「交通輸送関係」第1款「輸送計画」を準用する。

第2款 道路交通計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第11節「交通輸送関係」第2款「道路交通計画」を準用する。

第3款 漁港施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第11節「交通輸送関係」第3款「漁港施設災害応急計画」を準用する。

第11節 各種災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第1款「土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。

第2款 河川・海岸施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第2款「河川・海岸施設災害応急計画」を準用する。

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第3款「農地・農業用施設災害応急計画」を準用する。

第4款 電力供給施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第4款「電力供給施設災害応急計画」を準用する。

第5款 電気通信施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第5款「電気通信施設災害応急計画」を準用する。

第6款 下水道施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第6款「下水道施設災害応急計画」を準用する。

第7款 危険物等施設災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第12節「各種災害応急対策関係」第7款「危険物等施設災害応急計画」を準用する。

第12節 農林水産業災害応急計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第13節「農林水産業災害応急計画」を準用する。

第13節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第1款「食料供給計画」を準用する。

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第2款「給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。

第3款 生活必需品等物資供給計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第3款「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第4款 保健衛生計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第4款「保健衛生計画」を準用する。

第5款 廃棄物処理計画

第2編「震災対策編」第2章「災害応急計画」第14節「生活支援関係」第5款「廃棄物処理計画」を準用する。

第 14 節 文教施設における災害応急計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 15 節「文教施設における災害応急計画」を準用する。

第 15 節 要配慮者の応急対策計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 16 節「要配慮者の応急対策計画」を準用する。

第 16 節 応急住宅対策計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 17 節「応急住宅対策計画」を準用する。

第 17 節 災害救助法の適用に関する計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 18 節「災害救助法の適用に関する計画」を準用する。

第 18 節 自発的支援の受入計画

第 2 編「震災対策編」第 2 章「災害応急計画」第 19 節「自発的支援の受入計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第1節「民生安定化計画」を準用する。

第2節 金融支援計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第2節「金融支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第3節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

第2編「震災対策編」第3章「災害復旧・復興計画」第4節「災害復興計画」を準用する。

第5編 個別災害対策編

第 1 章 水害対策計画

第 1 節 水防管理団体整備計画

1 計画の概要

洪水、津波又は高潮による水害を防止するために、水防管理団体である町及び県が実施する水防活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 水防管理団体の義務	① 県及び水防管理団体の責務 ② 水防管理者の責務 ③ 指定水防管理団体 ④ 水防計画の策定・公表
2 水防体制の整備	① 水防活動体制の整備 ② 水防団等の育成強化 ③ 水防活動施設の整備

3 水防管理団体の義務

(1) 県及び水防管理団体の責務

ア 町（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体の長（以下「水防管理者」という。）は、平時から水防組織の整備を図る。

(3) 指定水防管理団体

知事は、水防上、公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定する。

(4) 水防計画の策定・公表

ア 水防管理団体の長は、毎年、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。水防計画を変更したときは、その要旨を町のホームページ等で公表する。

イ 水防計画の策定にあたっては、洪水・津波等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

ウ 河川に関する情報の提供等、水防と河川管理の連携を強化するため、水防計画に河川管理者の協力について定める場合は、河川管理者と協議し当該計画に定める。

4 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

ア 水防管理団体は、毎年、出水期前に 1 回以上の水防訓練を行う。

イ 水防管理団体は、河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討する。

ウ 河川、砂防及び海岸施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

エ 河川、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 消防団等の育成強化

ア 水防管理者は、平時から消防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、消防団組織等の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することにより水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備に努める。

(4) 水防協力団体の指定推進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、水防法の改正（平成 29 年改正）により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を推進する。

5 町内河川の概況

町内を貫流する河川は、月光川水系（11 河川、延長 49,700m）、日向川水系（2 河川、延長 12,500m）であり、山形県が管理する二級河川である。防災対策については、県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請する。

月光川水系			日向川水系		
河川名	延長		河川名	延長	
月光川	17,400m		日向川	6,000m	(総延長 32,500m)
洗沢川	4,600m		西通川	7,800m	
牛渡川	1,500m				
滝淵川	2,740m				
庄内高瀬川	6,600m				
野沢川	3,400m				
地抜川	1,350m				
山田川	2,500m				
庄内熊野川	5,100m				
大樽川	2,600m				
百々沢川	1,750m				
11 河川	49,700m				2 河川

6 重要水防箇所

(1) 河川関係

番号	河川名	重要水防箇所				想定水防 工法名	警戒 水位 (m)	重要となる理由
		地先名	種別	重要 度	延長 (m)			
1	月光川	吉出字 川原新田	堤防断面	A	2,500	積土俵	2.8	堤防未改修。天端付 近まで水位が上がる
2	牛渡川	直世字荒川	堤防高	A	2,800	積土俵	2.8	洪水時天端付近まで 水位が上がり危険
3	滝渕川	直世字 高ノ上	堤防高	A	1,320	積土俵	2.8	洪水時天端付近まで 水位が上がり危険
4	滝渕川	直世字箕輪	堤防高	A	2,400	積土俵	2.8	洪水時天端付近まで 水位が上がり危険

(2) 海岸関係

番号	地区海岸名	重要水防箇所		危険度		予想される 危険	対策水防工法
		現況	延長(m)	種別	A、Bの別		
1	比子海岸	護岸	1,350	洗堀	B	欠壊	捨ブロック
2	菅里海岸	護岸	550	洗堀	B	欠壊	捨ブロック
3	吹浦海岸	護岸	400	水衝箇所	B	越波	積土俵

7 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における取組

浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場棟の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、酒田国道河川事務所内の「災害情報普及支援室」は、要配慮者施設や大規模工場等の事業所等に対して、避難確保計画・浸水防止計画の作成、訓練実施等の技術的助言を行う。

本町の浸水区域内における要配慮者利用施設は以下の通りである。

No	施設名称	所在地	電話番号
1	認定子ども園杉の子幼稚園	遊佐字高砂83	72-2345
2	小規模保育事業所はぐの家	遊佐字丸ノ内134	31-8484
3	遊佐町総合福祉センター	遊佐字田子1	72-4715
4	遊佐町立遊佐小学校	吉出字和田13	72-2029
5	遊佐町立遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表6-8	72-5858
7	順仁堂遊佐病院	遊佐字石田7	72-2522

を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を公表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は町長が行い、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 水防警報の概要

ア 水防警報の発表

遊佐町においては、庄内総合支庁建設部長が、水防警報を発する。

イ 水防警報の内容

水防警報の内容は、各河川の水位の状況に応じて概ね次の通りである。

第1段階	待機	消防団員の足留を行う。
第2段階	準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備及び消防団幹部の出動等に対するもの
第3段階	出動	消防団員の出動を通知するもの
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの

(2) 水防警報の伝達

ア 国土交通省が発する場合

国土交通省酒田河川国道事務所長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、専用回線FAX及び電話等により県河川課、東北地方整備局及び関係する他の河川国道事務所等に連絡する。

警報を受けた県河川課は、関係総合支庁建設部、関係市町村、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県危機管理課に伝達する。

総合支庁建設部は、水門管理者等に伝達する。

県危機管理課は、必要に応じて自衛隊に伝達する。

イ 県が発する場合

庄内総合支庁建設部長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、専用通信施設及び電話等により関係する市町村、水門管理者及び県河川課に警報を伝達するとともに、FAX及び電話等により関係河川国道事務所等及び警察署に伝達する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県危機管理課に伝達する。

県危機管理課は、必要に応じて自衛隊に警報を伝達する。

なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

5 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知

国土交通大臣は、水防法第13条第1項の規定により、洪水により国民経済上、重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（市町村長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

県知事は、水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを直ちに一般に周知する。

また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

国土交通省及び県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(1) 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の発表

町においては、庄内総合支庁建設部長が、水防警報を発する。

(2) 水位到達情報の通知

庄内総合支庁建設部長は、氾濫警戒情報及び氾濫危険情報を発したときは、県水防計画に基づき、FAX や電話、メール等により、町、水門管理者、県河川課、関係河川国道事務所等及び警察署に通知する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

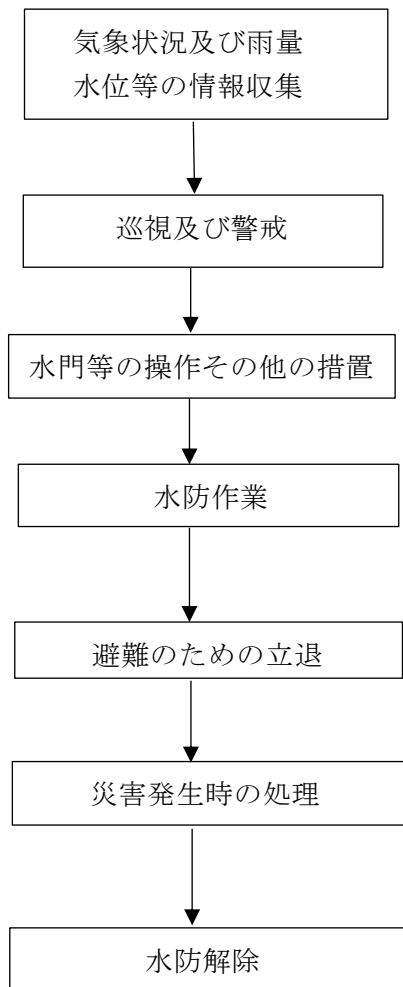
なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

第3節 水防活動計画

1 計画の概要

洪水又は高潮、波浪等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

2 水防活動計画フロー



3 町の水防活動の基準

町長は、次の段階に従って遊佐町消防団を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川又は海岸を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機を求めると共に一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位に達した時は、山形県水防信号規則第1信号により地域

住民に周知する。

- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況を的確に判断し、消防団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる。（水防法第17条）
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。（水防法第22条及び第23条）
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部（庄内総合支庁）を経由して県水防本部にその旨要請すること。
- (9) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立ち退きを指示しなければならない。（水防法第29条）
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。（水防法第25条及び第26条）
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部（庄内総合支庁）を経由して県水防本部に提出しなければならない。（水防法第47条第2項）

4 気象状況の通知

町が、県知事から気象状況の通知を受け、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

5 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者及び消防機関の長は、水防法第9条の規定により、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上、危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を講じるよう求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意して、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両軸又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

6 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として水防管理団体において整備し、県は側面的に援助する。（水防法第41条及び第44条）

水防支部（庄内総合支庁）は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備する。

7 退避のための立退

(1) 退去の呼びかけ

水防管理者は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川及びその周辺にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

(3) 避難及び立退

ア 知事は必要があると認めるときは、ラジオ、テレビ又は信号、その他により水防法第29条による立退き又はその準備を指示する。

イ 水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知する。

8 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また水防支部長は、その状況を水防本部、災害対策本部、その他必要な関係機関に急報すると共に応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

(2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

9 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したとき

- は、水防解除を命じる。
- (2) 水防解除を命じたときは、直ちに庄内総合支庁建設部に連絡するとともにこれを一般に周知する。

第4節 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためにやむを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。(水防法第24条)

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。(水防法第23条)

4 協定

水防管理団体は、水防法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるよう、あらかじめ協定を締結する。

5 指導

水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは、各々部下を派遣して消防団の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行う。

6 自衛隊の応援

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、知事に自衛隊の出動を要請する。

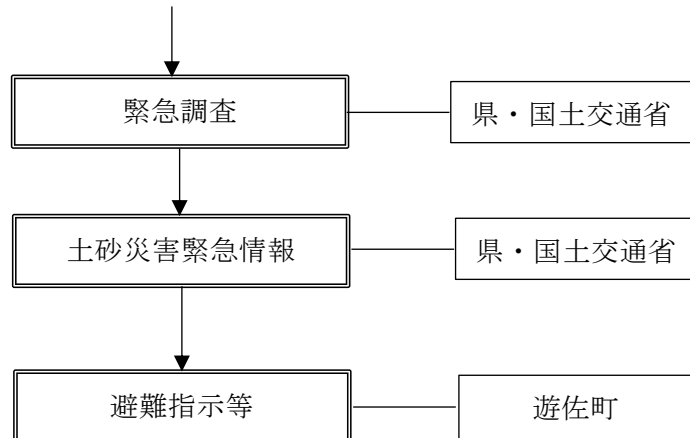
第2章 大規模土砂災害対策計画

1 計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町、県及び国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 大規模土砂災害対策フロー

*大規模土砂災害現象の発生



3 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、次表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び町に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

4 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項及び第6項の規定による避難指示等の発令の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

5 避難指示等

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項及び第6項の規定による避難指示等を適切に発令し、住民等が速やかに避難できるようにするため、あらかじめ住民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努める。

第3章 火山災害対策計画

1 計画の概要

噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、町、県及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 火山災害対策の基本的な考え方	① 基本的な考え方 ② 県内の活火山と予想される被害 ③ 火山災害警戒地域の指定
2 火山噴火に対応した土砂災害対策	① 砂防事業の推進 ② 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等 ③ 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等
3 観測体制の整備	① 観測の対象 ② 観測体制の整備状況 ③ 観測体制の充実・強化等
4 噴火警報等の発表及び伝達	① 噴火警報・噴火予報等の内容と発表 ② 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表 ③ 噴火速報の発表 ④ その他の情報等の内容と発表 ⑤ 噴火警報等の伝達 ⑥ 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達
5 火山防災協議会の設置等	① 本県の火山防災協議会の設置 ② 県の体制 ③ 隣接県との連携
6 警戒避難体制の整備	① 避難計画の策定等 ② 町地域防災計画への記載 ③ 避難体制の整備 ④ 関係施設の整備 ⑤ 火山防災マップの作成、配布
7 避難の実施及び解除	① 避難の実施 ② 警戒区域の設定 ③ 避難長期化への対応 ④ 避難の解除
8 広域的な避難対策	
9 救助・救急、医療活動	① 救助・救急活動 ② 救急医療
10 登山届等の提出の周知・啓発	
11 防災訓練等の実施	
12 避難確保計画の作成	

13 情報の共有等	
14 降灰対策の実施	
15 防災知識の普及	① 住民に対する防災知識の普及 ② 登山者に対する防災知識の普及

3 火山災害対策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

町、県、国及び防災関係機関は、火山災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえて、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、町は、生命に危険のある現象の発生前に住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、国、県、市町村、防災関係機関、火山専門家等が協力して警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

町、県及び国は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努める。

(2) 鳥海山の火山活動に伴い予想される現象及び被害

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。県内では鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折が活火山と定義されている。

鳥海山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次の通りである。

火山活動	概 要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約20cm～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。
火砕流 (火砕サージを含む)	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。(避難を検討するうえでは、火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。)
融雪型 火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
溶岩流	マグマが火口から噴出して、高温の液体のまま地表を流下するもの 通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、鳥海山の流下速度は比較的遅い。
火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。
降灰後の土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
小さな噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
<small>がんせつ</small> 岩屑流 (岩なだれ)	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。

火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。
------	---

(3) 火山災害警戒地域の指定

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。鳥海山の指定された警戒地域は次の通りである。

火山名	県名	市町名
鳥海山	山形県 秋田県	酒田市、遊佐町 由利本荘市、にかほ市

なお、警戒地域に指定された県及び市町は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、火山ごとに火山防災協議会を共同で設置している。

4 火山噴火に対応した土砂災害対策

(1) 砂防事業の推進

町及び県は、発生が予想される火山泥流及び降灰後の土石流による土砂災害に備え、砂防堰堤等の整備促進に努める。

(2) 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等

町、県及び国土交通省は、火山噴火時に発生が想定される火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めた火山噴火緊急減災対策砂防計画を関係機関等と連携のうえ策定し、この計画に基づく緊急対応の実施に努める。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等

国土交通省は、火山噴火に起因する土石流について、土砂災害防止法に基づく緊急調査並びに土砂災害緊急情報の通知及び周知が迅速かつ的確に実施されるよう、町、県及び関係機関等との連携を強化して実施体制の整備を図る。

(4) 二次災害の防災活動

町及び県は、火山噴火による泥流等の土砂災害をできる限り軽減するため、火山防災協議会と連携しながら、仮設堤防等の緊急工事や必要な資機材の調達等を行う。

5 観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の前兆となる現象を高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予測することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次の通りである。

ア 火山性地震（微動）の多発

イ 鳴動、音響

ウ 火山周辺の地殻変動

エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化

オ 火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

(2) 観測体制の整備状況

県内の活火山のうち、鳥海山は気象庁及び大学等により、常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

火山の常時観測体制

火山名	観測機関名	観測機器
鳥海山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ
	東北大学	地震計
	防災科学技術研究所	地震計
	国土地理院	GNSS

(3) 観測体制の充実・強化等

国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況、水蒸気噴火の兆候、火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発に努めるとともに、観測体制の充実を図る。また、大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発にも努める。

県は、気象庁等関係機関に対し、観測体制の強化等を働きかけるとともに、これらの機関及び市町等と連携し、噴火の前兆現象の把握に努める。

6 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じて噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象をいう。）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている鳥海山において、噴火警報又は噴火予報に付して発表する。

鳥海山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域)又は) 噴火警報	住居地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、又は切迫している。 【過去事例】 1800～1804年の噴火：新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。 【過去事例】 該当事例なし。
警報	噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備、特定地域の避難等が必要 住民は通常の生活	・噴火により大きな噴石が火口から概ね4 kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、又は予想される。 【過去事例】 1740～47年の噴火：噴煙多量、硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火：火砕物降下、泥流
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等、状況に応じて特定地域の避難準備等が必要 住民は通常の生活	・噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5 kmの範囲内に影響を及ぼす、又は予想される。 【過去事例】 該当事例なし。

予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意。)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	状況に応じて火口内への立入規制等	・火口内で噴気や火山ガス等が発生
----	------	------	------------------	---	------------------	------------------

- 注1 火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう。状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある。
- 注2 火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流下する現象をさす。
- 注3 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。
- 注4 特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をいう。
- 注5 各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある。

(2) 噴火速報の発表

仙台管区気象台は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するときは、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報の発表と内容

仙台管区気象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区气象台は、必要に応じて降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア 降灰予報

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

イ 火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(5) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

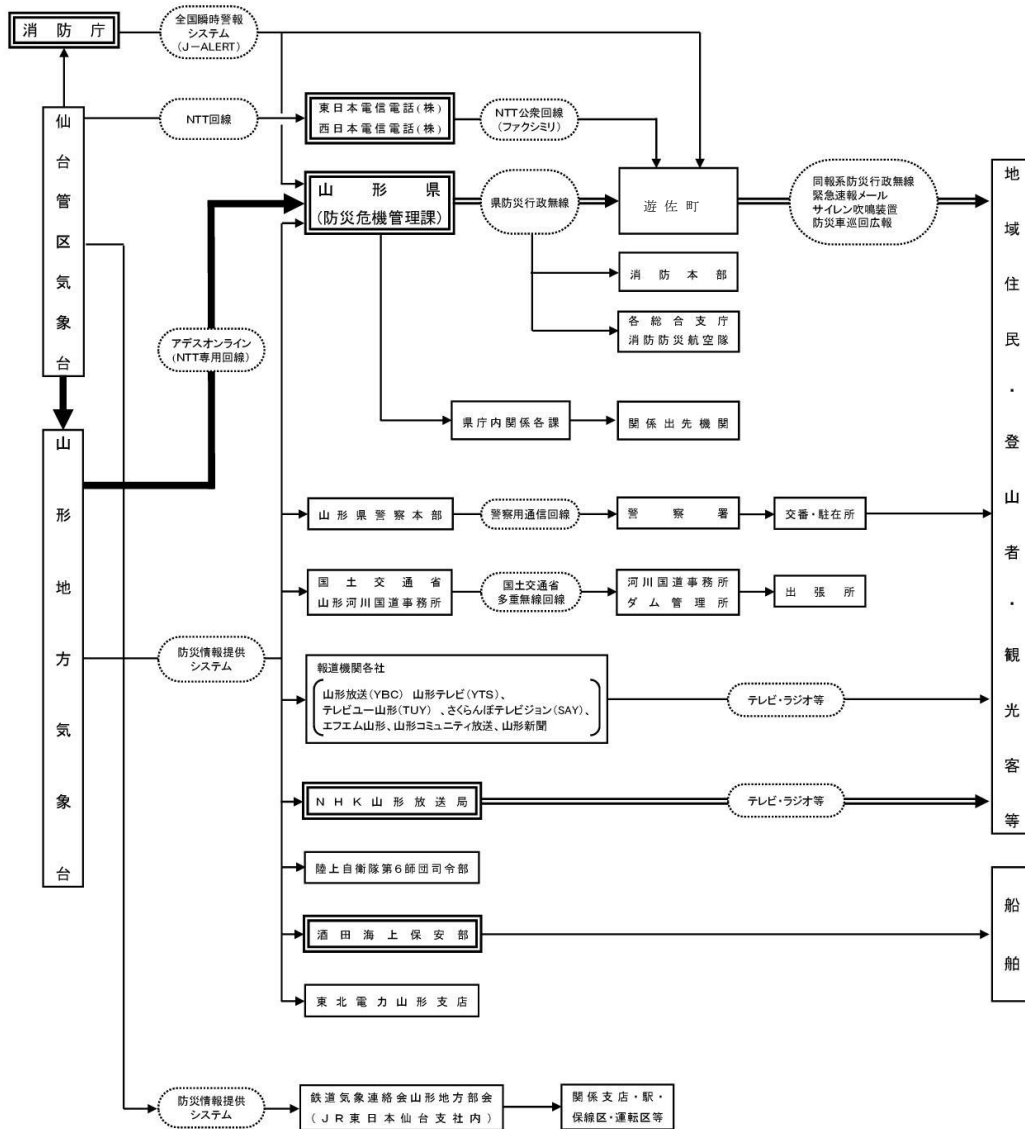
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(6) 噴火警報等の伝達

町、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を防災行政無線等により、住民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、町は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者及び観光客等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は次の系統による。

噴火警報・予報等伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の樹生興に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

(7) 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象を発見した者は、直ちに町及びその他関係機関へ通報する。また、町及びその他機関が異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じて自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

なお、通報を要する異常な火山現象とは、概ね次の内容のものをいう。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の多発
- エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

7 火山防災協議会の設置等

(1) 山形県の火山防災協議会の設置

山形県、秋田県、宮城県、福島県及び関係市町は、鳥海山、蔵王山及び吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、鳥海山火山防災協議会、蔵王山火山防災協議会及び吾妻山火山防災協議会を共同で設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体、海上保安部等検討に必要な者を加える。

協議会は主に次の事項について協議を行う。

- ア 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること。
- イ 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。
- ウ 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。
- エ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。
- オ 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること。
- カ 住民、登山者及び観光客等に対する情報提供に関すること。
- キ 県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- ク 町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項に

ついて定める際の意見聴取に関すること。

ケ 防災訓練に関すること。

コ 火山防災意識の啓発に関すること。

サ その他必要と認められること。

(2) 県の体制

ア 県内の活火山の異常を覚知したとき、又は県内の活火山に係る噴火警報（火口周辺）が発表されたときは、火山災害担当職員は登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。

イ 県内の活火山に係る噴火警報（火口周辺又は居住地域）が発表されたときは、火山災害担当部局課は速やかに応急対策を実施する。

(3) 隣接県との連携

県は、必要と認めるときは、県内の活火山の隣接県（秋田県、宮城県及び福島県）と火山防災協議会を開催するなど、火山災害対策の円滑な推進について連絡調整を図る。

8 警戒避難体制の整備

(1) 避難計画の策定等

町は、県と協力し、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努める。避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（登山者、観光客等）も含む。また、計画策定に際しては次の点に留意する。

ア 危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した避難場所の設定

イ 急峻な地形を考慮した迅速な避難行動

ウ 避難行動要支援者への対処

エ 被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

(2) 避難促進施設の指定

町は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき避難促進施設を次の通り指定する。

[避難促進施設の指定一覧]

No.	施設名	所有者・管理者等		利用者数 (人/日)	施設の位置		施設 区分
		常駐○	名称		該当区域	所在地	
1	御室小屋	夏季○	鳥海山大物忌神社	150	火口付近	吹浦字鳥海山 1	B
2	御浜小屋	夏季○	鳥海山大物忌神社	50	火口付近	吹浦字鳥海山 1	B
3	滝の小屋	夏季○	遊佐町企画課	40	噴石域内	吹浦字鳥海山 国有林 1 0 0 4 林班ロ小班	B
4	酒田市宮万助小屋	無人	酒田市教育委員会 スポーツ振興課	30	噴石域内	吉出字懐内国有 林酒田経営区 11 林班	B

5	大平山荘	4-10月 ○	遊佐町企画課	80	火口付近	吹浦字鳥海山 1	B
6	遊佐病院	○	医療法人社団順仁堂	180	融雪泥流	遊佐町字石田 7	E
7	町立高瀬小学校	○	遊佐町教育委員会	98	融雪泥流	当山字堰中瀬 21	F
8	町立遊佐小学校	○	遊佐町教育委員会	202	融雪泥流	吉出字和田 13	F
9	町立遊佐中学校	○	遊佐町教育委員会	299	融雪泥流	小原田字上川原 18-1	F
10	県立遊佐高等学校	○	山形県教育委員会	95	融雪泥流	遊佐字堅田 21-2	F
11	認定こども園 杉の子幼稚園	○	学校法人杉の子学園	135	融雪泥流	遊佐字高砂 83	F
12	老人福祉センター	○	遊佐町社会福祉協議 会	50	融雪泥流	遊佐字田子 1	F
13	グループホーム なごやか	○	有限会社 ほほえみの里	52	融雪泥流	江地字中屋敷田 3-7	F

(3) 避難体制の整備

ア 町は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。

イ 町は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定める。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなど、国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞中に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるように努める。

オ 町及び県は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案して、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討する。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

(4) 関係施設の整備

ア 情報伝達のための施設

町は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達をより確実に実施するため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

イ 避難者受入れのための施設

町は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

ウ 緊急退避のための施設

町及び県は、火山防災協議会の場を活用する等により退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進する。

(5) 火山防災マップの作成、配布

町は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路等を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者及び観光客等に周知する。

9 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

町長は、火山噴火等により住民、登山者及び観光客の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して避難指示等を発令し、避難計画に従って住民、登山者及び観光客等の事前避難を実施する。県は、町長から要請があった場合は、必要に応じて自衛隊又は近隣市町等の協力も得て、住民、登山者及び観光客等の避難に協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

町は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努める。

内閣府は、必要に応じて火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援する。

(2) 警戒区域等の設定

町長は、住民、登山者及び観光客等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じて当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置を講じる。

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。町は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

町長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）により危険が去ったと判断したときは、避難指示等又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除にあたっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

10 広域的な避難対策

避難に関し、県又は市町村の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、「第4編第2章第1節第3の3款広域避難計画」及び「第4編第2章第4節 避難所

運営計画」を準用する。

11 救助・救急、医療活動

(1) 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第4編第2章第1節第4款 自衛隊災害派遣計画」及び「第4編第2章第6節 救助・救急計画」を準用し、火山災害の現場において要救助者があるときは、町その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出にあたる。

また、火山災害の現場に居合わせ、要救助者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救出にあたるよう努める。

(2) 救急医療

傷病者に対する救急医療については、「第4編第2章第8節 医療救護計画」を準用する。

12 登山届等の提出の周知・啓発

町及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対して、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出や携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービス等について周知・啓発を図る。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。

13 防災訓練等の実施

町及び県は、防災関係機関、住民、登山者及び観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練（避難訓練）を実施する。

また、各火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について検討を行い、避難計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実に努める。

14 避難確保計画の作成

本章8(2)で地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、活火山法第8条の規定により火山現象に関する施設利用者への情報伝達に関する事項、従業員の方災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画及び同計画に基づき実施した避難訓練の結果について、町に報告する。

町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言や勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

15 情報の共有等

県は、火山防災協議会を構成する国、市町村、防災関係機関、火山専門家との連携を

確立するため、各火山毎の情報連絡網を作成するなど火山防災協議会の連絡体制を整備することにより、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進する。

16 降灰対策の実施

町及び県は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活火山法に基づく降灰除去事業や、各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

17 防災知識の普及

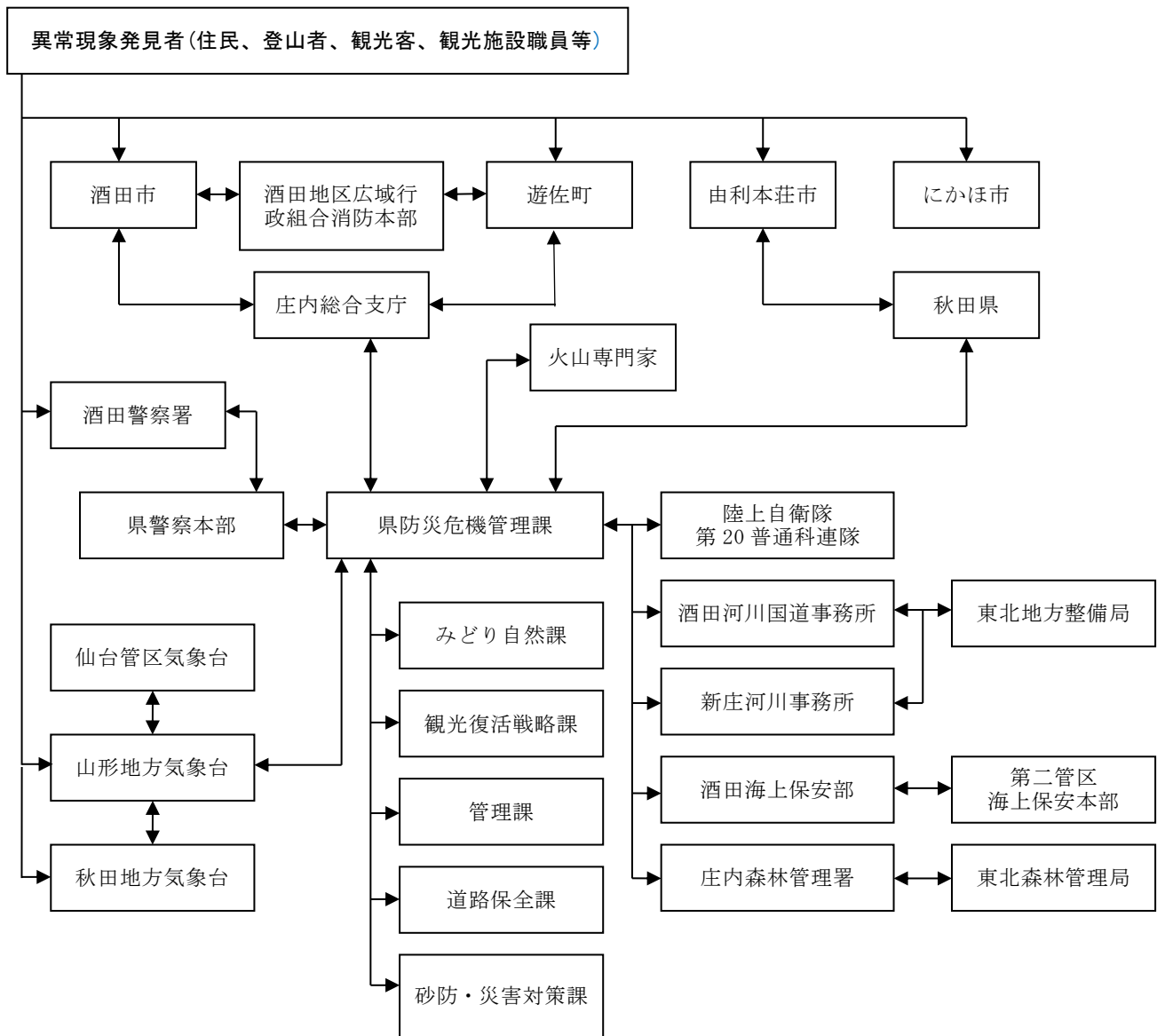
(1) 住民に対する防災知識の普及

町は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(2) 登山者等に対する防災知識の普及

町及び県は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及を図る。また、パンフレット、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

【鳥海山情報共有連絡系統図】



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行う。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供する。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

【資料1】火山災害の避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区	収容人員	給水・炊飯施設の有無	
						給水	炊飯
1	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	升川・中山	330	○	○
2	高瀬まちづくりセンター	当山字上山崎 17-4	72-2937	樽川	110	○	○
3	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	72-2241	石辻・三川	290	○	○
4	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	増穂・江地 楸島・西宮田	310	○	○
5	藤崎保育園	増穂字西田 96	76-2008	東宮田・北宮田	330	○	○
6	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	升川・中山 樽川	300	○	○
7	蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3	72-2231	下大内	100	○	○
8	吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1	77-2503	落伏・箕輪 小野曾 宿町五	140	○	○
9	しらい自然館	白井新田字見晴野 21	72-2069	三ノ俣・広野 蚕桑・袋地	310	○	○
10	杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1	72-2233	平津 平津新田	200	○	○

【資料2】融雪型火山泥流時避難集合場所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区
1	鳥海温泉「遊楽里」周辺	吹浦字西浜 2-69	77-3711	野沢上・野沢中 野沢下・下野沢 京田・京田新田 旭ヶ丘・上吉出 中吉出・下吉出 和田・境田
2	道の駅鳥海「ふらっと」	菅里字菅野 308-1	71-7222	漆曾根・尻引・岡田 七日町・六日町
3	森の公園「遊ぼっと」	菅里字菅野地内	72-3311	五日町
4	町民スポーツ広場（東）	藤崎字箕垣下 114-1	72-3311	駅前一区・駅前二区
5	旧西遊佐小学校グラウンド	藤崎字千代ノ藤 2-2	72-3311	十日町・八日町 大楯・上長橋
6	菅里広場	菅里字菅野 7-1	72-3311	富岡・北目・丸子 山崎

第4章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等確保計画

1 計画の概要

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、町、国、県及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 交通の確保	① 道路施設の交通確保 ② 鉄道施設の交通確保 ③ 住民への広報
2 電力の確保	① 復旧体制の整備 ② 施設の雪害予防措置
3 通信の確保	① 電気通信事業者の雪害予防措置 ② 孤立地区における通信の確保

3 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、県、市町村、高速道路事業者及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、県、市町村及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

町及び県は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

ア 高速道路

東日本高速道路株式会社は、「雪氷対策実施要領」に基づいて毎年除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

降積雪及び気象状況により、警戒・出動・非常の3体制をとる。

(イ) 除雪路線

東日本高速道路株式会社県内管理区間3路線（東北横断自動車道坂田線（山形自動車道）、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道（日本海東北自動車道））

(ウ) 除雪目標

完全除雪を目標に、新雪時の出動基準は概ね5cmを越えない降雪深を目標とするが、路面圧雪時並びに降雪量の多いことが予想される場合は随時出動する。

(エ) 交通規制

積雪、凍結があった場合には、警察機関と協議して速やかに速度規制、チェーン装着規制等の処置をとる。

イ 国管理道路

山形河川国道事務所及び酒田河川国道事務所は、「災害対策運営計画」に基づいて毎年道路除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降雪量などの気象状況等に応じて、平常、注意、警戒、緊急の4体制をとる。

(イ) 除雪路線

国直轄管理区間（一般国道（国管理）6路線（国道7号、13号、47号、48号、112号、113号）、高速道路等直轄管理区間（高速道路2路線（東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道（日本海東北自動車道））、地域高規格道路2路線（新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路）））

(ウ) 除雪目標

全路線の常時2車線以上の幅員を確保することを原則とし、緊急体制下の豪雪時においては、概ね5日以内に2車線以上の幅員確保を図る。

(エ) 除雪作業

- a 除雪作業が円滑に実施できるよう、現有機械の適切な運用を図る。また、集中降雪等の対応は、各工区間の相互応援を基本とし、民間機械の借り上げ体制も整える。
- b 降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な出動、かつ効率のよい除雪作業に努める。
- c 他管理者と調整が必要な区間は、あらかじめ調整して相互協力体制を整える。
- d 円滑な交通処理のため、交通管理者と情報連絡を密にする。

(オ) 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、あらかじめ所轄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

ウ 県管理道路

県は毎年「除雪事業計画」を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

- a 毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降積雪などの気象条件等に応じて、平常、注意、警戒、緊急の4体制をとる。
- b 豪雪時において、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡手続き等の所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

(イ) 注意、警戒、緊急体制への移行

異常降雪となった場合は、次の通り注意、警戒又は緊急体制に移行する。

a 注意体制

(a) 注意体制は指定観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深に達し、かつ降雪により警戒体制に入ることが予想される場合のほか、降雪等により道路交通に支障が生じるおそれがある場合等に移行を決定する。

b 警戒体制

(a) 県内指定雪量観測点の1/2以上が、概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して警戒体制への移行を決定する。

(b) 警戒体制においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報の収集及び連絡を強化し、除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制の強化に努める。

c 緊急体制

(a) 県内指定雪量観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。

(b) 緊急体制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機械、オペレーター及びその他必要機械の確保を図る。

(ウ) 除雪路線

a 除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭隘雪崩多発地帯等除雪不能区間を除く重要な路線及び指定外路線中、公共施設等に通じる重要な路線(一般国道(県管理)11路線、主要地方道61路線、一般県道187路線)とする。

b 冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

(エ) 除雪目標

a 平時における除雪目標

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量、道路の状況、その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の種別に区分し、除雪を実施する。

区分	日交通量のおおよその基準	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪時には一時交通不能になってもやむを得ない。

なお、上記基準で除雪の状況及び機械の配置状況並びに場所により1車線となる場合は、300m間隔に待避所（約30m）を設け、標識を設置する。

b 緊急時における除雪目標

異常降雪による平時確保路線が一度途絶した状態から、再度これを平時の状態に復するとともに、県内交通の大動脈を早急に活動させるため、緊急時において早急に交通を確保すべき路線を2車線路線、1車線路線に分け除雪を実施する。

(ウ) 除雪作業出動基準及び作業時間

a 出動基準

区 分	出 動 基 準
新雪除雪	<p>車道上の積雪深が、概ね10cmを超えた場合、又は超えると予想される場合に出動する。</p> <p>ただし、路線の除雪区分や地域性等により、概ね15cmを超えた場合とすることができる。</p> <p>路線によっては、地吹雪等により吹き溜まりが発生し通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合に出動する。</p>
運搬排雪	<p>家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害等の交通障害が発生した場合、又は発生すると予想される場合に出動する。</p>
路面整正	<p>路面に残雪及びわだちがあり、放置すると通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合に出動する。</p> <p>連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合に出動する。</p>
拡幅除雪	<p>連続した除雪作業等により、路肩の雪堤が大きくせり出し、通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合に出動する。</p>
凍結防止剤 散布	<p>路面凍結により通行に支障のある場合、又は支障になると予想される場合に出動する。</p>
歩道除雪	<p>歩道上の積雪深が、概ね20cmを超えた場合、又は超えると予想される場合に出動する。</p> <p>ただし、路線の除雪区分や地域性等により、概ね15cmを超えた場合とすることができる。</p> <p>また、残雪深は、5 cm以下とする。</p>

b 作業時間

(a) 24時間体制で実施する。

(b) 早期除雪としては、バス路線においては1番バス、もしくは午前7時まで除雪を完了する。

ただし、散布車については通勤時間帯までとする。

(c) 歩道除雪については、各区間の除雪ランクに応じ除雪を行う。(A：早期除雪、B：昼間除雪、C：連続降雪後除雪)

(カ) 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、あらかじめ所轄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

エ 町管理道路

町は毎年「道路除雪計画」を定め、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(イ) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(ウ) 除雪目標

交通確保の重要度に応じて、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

オ 消融雪施設等の整備

町、国、県及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次の通り消融雪施設等の整備を行う。

(ア) 消雪パイプの整備

a 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

b 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(イ) 流雪溝の整備

市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせ、流雪溝の面的整備の促進に努める。

カ 地吹雪対策の推進

町、国、県及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(ア) 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

(イ) 利用者への啓発

町、国、県、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

キ 災害未然防止活動

(ア) 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

(イ) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じ

て、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(2) 道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

ア 除雪体制

(ア) 線路除雪にあたっては、除雪機械を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪の体制を整える。

(イ) 線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械により難しい箇所は、人力による除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

イ 踏切り箇所の除雪

踏切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 雪設備等の強化

輸送の確保を図るため、熱風、蒸気、電気及び水等を利用した融雪設備の充実を図る。

エ 運転規制

降積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じた体制を区分し、基準に基づいた運転規制を実施するとともに、状況に即応した排雪列車の運転と構内除雪を実施する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される時は、列車の運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を毎年検討し、巡回警備を強化する。

カ 雪害時の対策

(ア) 雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

(イ) 雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

4 電力の確保

東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社は、積雪時における電力の供給を確保するため、次により送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえ

つつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

(1) 施設の雪害予防措置

ア 送電線路

- (ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。
- (イ) 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採などを行う。
- (ウ) 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険個所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がいの吊型変更及び相間スペーサーの取り付けを実施する。
- (エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

イ 配電線路

- (ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。
- (イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市町村との協力を努める。
- (ウ) 着雪による断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- (エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、電線の縦配列や、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落とし等を行う。

(2) 復旧体制の整備

ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支社に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。

イ 送電設備の巡視については、ヘリコプター・ドローンによる空中査察を行う。

5 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努める。

ア 設備の耐雪構造化

- (ア) 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用 PE パイプを取り付ける。
- (イ) 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

イ 通信網の整備

- (ア) 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくするため、主要伝送路のループ化構成、又は2ルート化構成を図る。
- (イ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

ウ 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

ア 地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備

イ 衛星携帯電話の整備

ウ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置

第2節 雪崩防止計画

1 計画の概要

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、町、県、警察、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 雪崩発生危険箇所の調査・周知	① 危険箇所の調査・点検 ② 危険箇所の周知
2 雪崩防止施設等の整備	① 雪崩予防施設の整備 ② 雪崩防護施設の整備 ③ 砂防・治山の施設設備 ④ 雪崩防止施設・設備の点検整備
3 危険箇所の警戒	① 鉄道・道路等の危険箇所の点検 ② 町等による監視 ③ 県及び県警察の協力体制 ④ 住民の心構え
4 事前回避措置の実施	① 住民への雪崩情報の周知 ② 鉄道・道路等施設の対策
5 雪崩発生時の応急措置	① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助 ② 鉄道・道路等施設の被災時の対策 ③ 孤立集落住民の救助 ④ 二次災害の防止

3 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

町、国、県及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

【町内雪崩危険箇所】（令和3年4月1日現在）

箇所名	所在地	傾斜度	高さ (m)	標高 (m)	長さ (m)	斜面の方位
滝ノ浦	吹浦字滝ノ浦	38	10	20	190	NW(北西)
小野曾	吹浦字小野曾	30	58	160	160	S(南)
鳥崎	吹浦字鳥崎	26	29	40	60	NW(北西)
潤ノ坂	吹浦字潤ノ坂	25	50	70	35	NW(北西)
湯ノ田	吹浦字湯ノ田	34	40	50	65	W(西)
吹浦	吹浦字布倉	23	25	80	270	NW(北西)
箕輪	直世字箕輪	23	30	35	480	SW(南西)
箕輪	直世字箕輪	30	20	30	35	NW(北西)
高ノ上	直世字高ノ上	22	30	50	270	SE(南東)
唐戸岩	上蕨岡字唐戸岩	19	35	150	240	N(北)
家ノ平	鹿野沢字家ノ平	23	30	70	70	SW(南西)
大蕨岡	大蕨岡字村前	34	20	40	290	SW(南西)
上蕨岡	上蕨岡字松ヶ岡	32	50	170	215	W(西)

(2) 雪崩危険個所の周知

町は、これらのこれらの危険個所を地域防災計画に掲載し、特に、学校、福祉施設等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

4 雪崩防止施設等の整備

町、県及び国は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

5 危険個所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 町等による監視

町は、消防本部及び遊佐分署と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたる。

(3) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

6 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

ア 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の

可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

7 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 町は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部、遊佐分署及び酒田警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業にあたる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 酒田警察署は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、飲料水、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の搬送、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3節 住民生活の安全確保計画

1 計画の概要

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び県等が実施する雪害予防計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般建築物の雪害予防	① 住宅・建築物の安全性に対する指導 ② 克雪住宅の普及推進 ③ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助 ④ 屋根雪等に係る事故防止の啓発
2 孤立集落対策	
3 消防水利の整備	
4 総合的雪対策	

3 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みに向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては除雪業者の斡旋を行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

町は、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常時における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

4 大雪注意報、警報、特別警報の伝達

大雪注意報、警報、特別警報の伝達は、第4編「風水害対策編」第2章第2節第2款「気象情報等伝達計画」を準用する。

5 町豪雪対策本部の設置

町は、降雪により積雪量が増加し、住民生活への影響が予想される事態となった時は、その影響を最小限にとどめるとともに、大雪による災害を未然に防止するため、遊佐町豪雪対策本部を設置する。

(1) 設置場所

遊佐町役場内

(2) 構成及び事務局

第2編「震災対策編」第2章第1節第1款「災害対策本部」を準用する。

(3) 豪雪対策本部設置の目安

豪雪対策本部設置の目安	① 酒田特別地域気象観測所の積雪深が 42 cmに達したとき。 ② 町に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表されたとき。 ③ 酒田特別地域気象観測所の積雪深が 42 cmに至るまでの場合は、県及び庄内管内市町の動向や、雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれが見込まれる等の事象により判断する。
-------------	---

※積雪深は、山形県豪雪災害時における災害救助法の適用に関する運用基準による。

6 孤立集落対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

7 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立ち上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

8 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

第5章 海上災害対策計画

第1節 海上事故等災害対策計画

第1款 海上事故等災害予防計画

1 計画の概要

船舶海難の発生に伴う多数の死傷者、行方不明者の発生又は船舶からの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった災害を防止するために防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 海上交通の安全確保	① 船舶の安全な運航の確保 ② 船舶の安全性の確保 ③ 海上交通環境の整備
2 連携体制等の強化	① 酒田海上保安部 ② 消防機関との相互連携 ③ 医療機関との相互連携 ④ 市町村との相互連携
3 資機材の整備等	① 酒田海上保安部 ② 県 ③ 沿岸消防本部 ④ 関係団体 ⑤ 県水難救済会
4 海上防災思想の普及等	① 防災訓練の実施 ② 海上防災思想の普及

3 海上交通の安全確保

(1) 船舶の安全運航の確保

ア 酒田港湾事務所、酒田海上保安部及び県は、管轄区域及び本県の港湾内において船舶の安全運航環境の整備、船舶交通の安全に必要な情報の提供体制の整備に努める。

イ 東北運輸局山形運輸支局は、海上運送業者の運航管理についての監督、指導及び県内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

ウ 酒田海上保安部は、港内、沿岸における船舶交通の安全に必要な情報の提供等を行うとともに、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

(2) 船舶の安全性の確保

ア 東北運輸局山形運輸支局は、船舶の安全性を確保するとともに海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

イ 海上運送事業者等は、海上運送法第10条の2の規定に基づき、運航管理者規程を作成し船舶の安全な管理に必要な事項を定める。

(3) 海上交通環境の整備

酒田港湾事務所、県港湾事務所、県水産振興課は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

4 連携体制の強化

酒田海上保安部は、大規模海難事故に備え、即応体制、災害情報の収集及び整理・分析体制の整備を図るとともに、次により防災関係機関との連携体制を強化する。

(1) 消防機関との連携

海上事故災害等における消火活動等を効果的に行うため、消防本部と次の事項について連絡調整を行う。

ア 資機材の保有状況、化学消火剤の備蓄状況、及び入港船舶の危険物積載の状況等に関する情報交換

イ 消火活動要領及び連絡周知系統の確認

(2) 沿岸市町等との相互連携

迅速かつ的確に救助活動を実施するため、沿岸市町（鶴岡市、酒田市、遊佐町）及び医療機関との連携体制の強化に努める。

5 資機材の整備等

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、海難救助を的確かつ効果的に実施するため、必要な資機材の整備に努るとともに、資機材が不足する場合における緊急時の調達方法を予め定める。

(2) 沿岸消防本部

消防本部及び鶴岡市消防本部は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出・救護活動を効率的に行うため、資機材の整備等に努める。

(3) 県水難救済会

県水難救済会は吹浦水難救護所、西遊佐水難救護所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

(4) 関係団体

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着材等の流出油防除用に必要な資機材並びに化学消火剤等消火機材の備蓄に努める。

6 海上防災思想の普及等

(1) 防災訓練の実施

ア 酒田海上保安部、県、沿岸消防本部、沿岸市町及び関係団体等は相互に連携した訓練の実施に努める。

イ 酒田海上保安部、沿岸消防本部は大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練の実施に努める。

(2) 海上防災思想の普及

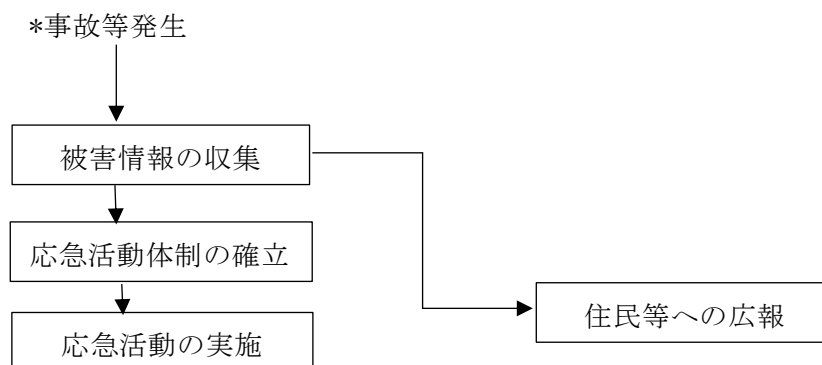
酒田海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、又は訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

第2款 海上事故等災害応急計画

1 計画の概要

海上事故等災害が発生した場合に、酒田海上保安部、消防機関、県その他防災関係機関が、被害の拡大及び二次災害を防止するために実施する消火・救助活動等について定める。

2 海上事故等災害応急計画フロー



3 被害情報の収集伝達

(1) 事故原因者

海上事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合、船長、船舶所有者、その他の関係者は、速やかに酒田海上保安部に連絡する。

(2) 酒田海上保安部

事故原因者等から酒田海上保安部に事故の通報があった場合には、巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を行うとともに、県及び県警察に情報を連絡する。

(3) 県

ア 県は酒田海上保安部から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

イ 消防防災ヘリコプター、県所有船舶により情報の収集に努める。

(4) 県警察

県警察は、酒田海上保安部と連携のうえ、船舶、ヘリコプターにより情報の収集を行う。

(5) 沿岸市町

ア 災害を覚知したときは、酒田海上保安部、県及び関係機関に連絡する。

イ 海岸パトロール及び住民からの通報等により人的被害の状況等に係る情報を収集し、県及び関係機関に連絡する。

4 広報

酒田海上保安部は、大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から県等関係機関と調整を行い、適時適切な広報を行う。

5 応急活動体制の確立

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、災害の発生が予測されるときは非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、災害対策本部等を設置する。

(2) 海上運送事業者等

海上運送事業者等は、発災後、速やかに運航管理規程、各航路事故処理基準により災害の拡大防止に必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集活動の実施及び非常災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

6 応急活動の実施

防災関係機関は、次の通り迅速かつ的確に応急活動を実施する。

(1) 酒田海上保安部

ア 救援活動

(ア) 負傷者等の救出

大規模海難等が発生した場合は、巡視船艇等により、負傷者等の救助、避難者の誘導、救出及び輸送にあたる。

(イ) 救助物資等の輸送

医師や救助物資等の輸送の要請があった場合は、状況に応じて船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(ウ) 捜索活動の実施

関係機関と有機的に連携を図り、効率的に捜索活動を行う。

(エ) 関係機関への応援要請

大規模海難等が発生し、事態が急迫している等の場合は、自衛隊に派遣を要請する等、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

イ 海上交通の安全確保

(ア) 船舶への災害情報の広報

安全通信又は航行警報等を行い、付近を航行する船舶に対して安全運航に必要な情報を提供する。

(イ) 船舶の通行禁止等の措置

海難の発生その他の事情により、船舶交通に支障又は危険が生じもしくは危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通の整理、指導、制限又は禁止の措置を行う。

(ウ) 海難船舶等の移動及び障害物の除去

海難船舶等その他の物件により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構じるべきことを命じ、又は勧告もしくは指導する。

ウ 船舶火災の消火活動

(ア) 巡視船艇による消火活動の実施

船舶火災又は海上火災の発生を知った場合は、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。

(イ) 消防機関との連携による消火活動の実施

酒田海上保安部及び消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互にその旨を

通報するとともに、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災以外の消火活動は、主として海上保安部が、沿岸消防本部と密接に連携し実施する。

エ 応急活動に関与する機関の相互の通信確保

酒田海上保安部は、関係機関と連携し防災相互通信用無線、漁業無線等のあらゆる通信手段を活用して、応急活動を実施する。

(2) 県

ア 応急対策上、必要な事項について、沿岸市町、関係機関等に要請する。

イ 沿岸市町等から要請があった場合は、消防防災ヘリコプターにより負傷者等の捜索、救助を行う。

ウ 沿岸市町から要請があり、必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(3) 県警察

県警察は、関係機関と連携のうえ、次の措置をとる。

ア 負傷者の救出及び救助

イ 行方不明者の捜索

ウ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民等の避難誘導、及び付近の警戒

(4) 沿岸市町

酒田海上保安部、沿岸消防機関及び県と連携のうえ、次の措置をとる。

ア 人命、船舶の救助

イ 地先水面の海岸のパトロール

ウ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する広報、避難指示

エ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警報

オ 火災及び危険物の漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視

カ 流出油等危険物に関する防除

(5) 沿岸消防機関

沿岸消防機関は、地域の実情に応じて、関係機関と連携して次の措置をとる。

ア 火災発生時における消火及び警戒等

イ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助

(6) 船舶所有者等

事故に係る船舶所有者等は海上災害防止センターに委託するなどして、次の応急対策を行う。

ア 酒田海上保安部の指示による防除措置

イ 消火及び延焼防止措置

ウ 現場付近の航行船舶に対する注意喚起

第2節 流出油災害対策計画

第1款 流出油災害予防計画

1 計画の概要

海上に大量の油が流出したときに、流出油による被害を防止し又は軽減するために、酒田海上保安部、町及び県並びに消防本部等の防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の強化	① 連絡窓口の明確化 ② 情報の共有化 ③ 人材の育成 ④ 合同防災訓練の実施 ⑤ 関係団体との連携
2 防除資機材の整備	① 酒田海上保安部 ② 県、沿岸市町 ③ その他関係機関等
3 沿岸海域情報図等の整備	

3 防災体制の強化

大規模な流出油災害において、円滑で効果的な防除対策等を実施するためには、防災関係機関は相互連携に留意し、次の通り防災体制の整備を図る。

(1) 連絡窓口の明確化

防災関係機関は、事故発生時における情報の伝達を迅速かつ確実に行うことのできるよう連絡窓口をあらかじめ定める。

(2) 情報の共有化

ア 防除資機材の情報管理

酒田海上保安部、町及び県は、関係機関が保有する防除資機材の把握に努める。

イ 事故災害記録の収集、整理

酒田海上保安部及び県は、過去の事故災害記録を収集、整理するとともに、防災関係機関においての共有化を図る。

(3) 人材の育成

流出油等の防除活動を的確に行うためには、流出油の性状並びに資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、防災関係機関は海上災害防止センターが実施する研修等を活用し、人材の育成に努める。

(4) 防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況、予想される流出油災害の規模、被害の程度等、様々な条件を想定し実践的な訓練の実施に努める。

訓練終了後には評価を行い、課題等を明かにし、必要に応じて防災体制等の改善を行う。

(5) 関係団体との連携

関係団体は、県沿岸の流出油災害に備えて防除、防災活動に連携して即応するため、山形県沿岸排出油等防除協議会（以下「油等防除協議会」という。）を設置し、災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ協議し調整する。

また、物資の調達、輸送など防除の後方支援活動についても、支援可能な活動と団体を把握し、協力を依頼するとともに、連携方法等についても定める。

4 防除資機材の整備

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、オイルフェンス等の防除資機材の整備を促進するとともに、船舶所有者等に対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、オイルフェンス、油処理剤、吸着マット、ゲル化剤、その他の必要な資機材を備えるよう指導する。

(2) 県、町

県、町及び港湾管理者は、オイルフェンス等の流出油防除のため必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続き等を定める。

(3) その他関係機関等

その他の関係機関、関係団体は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、事故発生時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続きを定める。

5 沿岸海域情報図等の整備

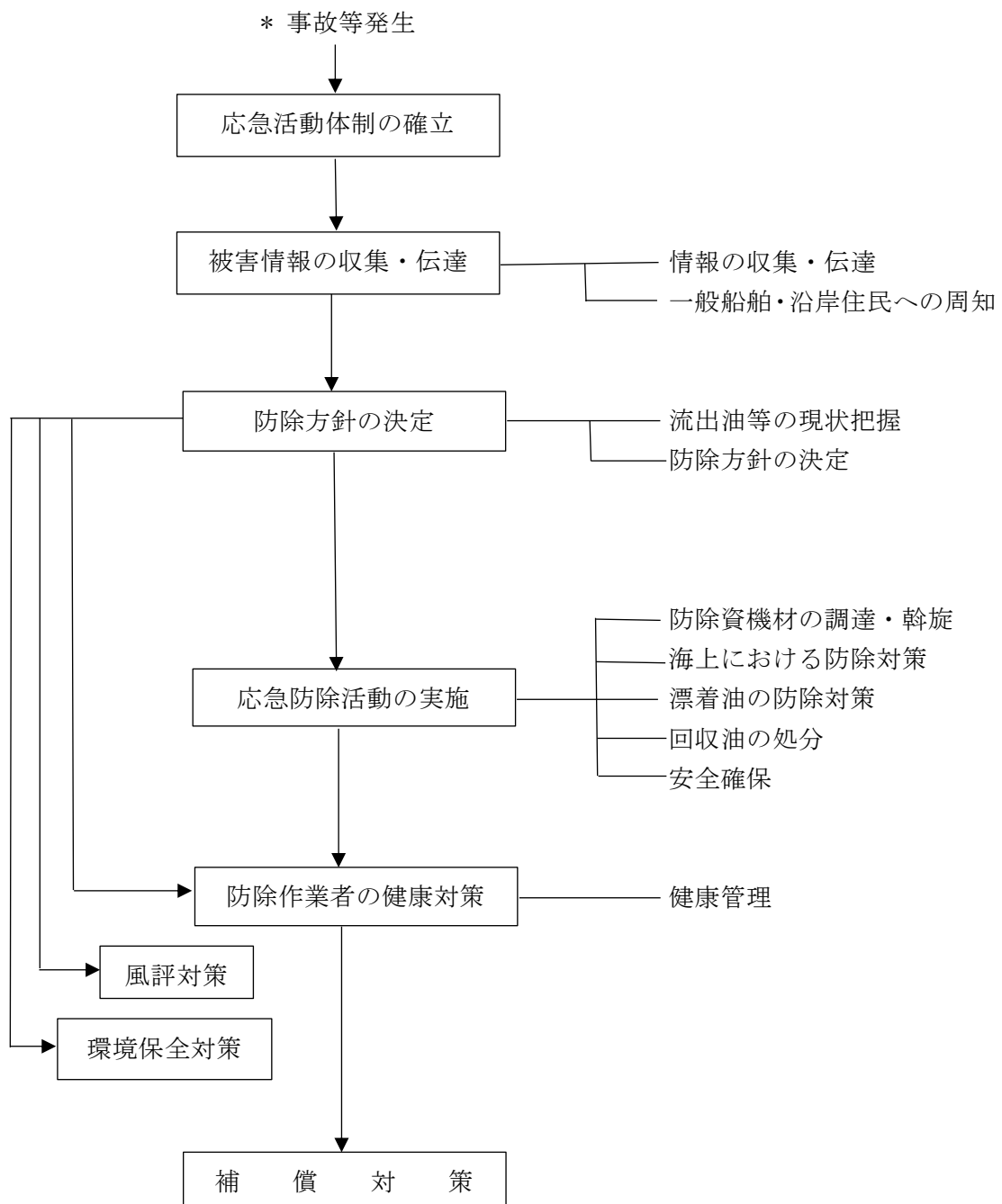
酒田海上保安部及び町は、流出油災害で大きな影響を受けることが予想される沿岸域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸域の利用状況、優先的に保護すべき施設等を把握し、その情報を地図上に整理する。

第2款 流出油災害応急計画

1 計画の概要

海上に大量の油が流出し、その漂流・漂着が遊佐町沿岸に及ぶ場合に、酒田海上保安部、町、消防本部、県、その他関係機関が、連携して実施する防除活動等について定める。

2 流出油災害応急計画フロー



3 応急活動体制の確立

関係機関は次により応急活動体制を確立する。

(1) 町

町は、事故発生を覚知した場合、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を整える。

(2) 県

県は、大規模な流出油災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して災害対策本部等を設置し必要な体制を確立する。

(3) 酒田海上保安部

ア 酒田海上保安部は、大規模な流出油災害が発生したときは、災害対策本部等を設置する。

イ 中央において、警戒本部が設置された場合には、必要により、酒田海上保安部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

(4) 関係機関

ア 河岸、河川、港湾及び漁港管理者は、管理する施設及び区域の保全のために行う情報収集・伝達並びに必要な防除活動を行うための体制を確立する。

イ 県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）は、油の流出事故が発生し、本県沖合海域及び沿岸海域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は、応急対策活動を行うための体制を確立する。

(5) 総合調整機関の設置

流出油災害は、防除活動を実施する機関が多数にわたるので、関係機関が一体的、効率的に防除活動を実施するため、関係機関の総合的な調整の場として油等防除協議会内に総合調整本部を設置する。

ア 参加機関団体

酒田海上保安部（事務局）、酒田港湾事務所、県、沿岸市町、県漁協等

イ 協議事項

主に次の事項を協議する。

(ア) 収集情報の分析及び伝達

(イ) 防除、防災活動の基本方針の決定

(ウ) 作業の分担及び実施の調整

(6) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、事故の規模や被害情報などから判断して、必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(7) ボランティアとの連携

油流出事故により海岸に漂着した油の回収は人力によるところが大きく、ボランティアは重要な役割を担うことから、町はボランティアの自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に努める。

4 被害情報の収集伝達

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の共有化

油等防除協議会に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同協議会へ逐次報告し、情報の共有化に努める。

イ 広報

報道機関等へは次の通り情報提供を行う。

(ア) 事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として酒田海上保安部が広報を行う。

(イ) 漂着油の状況及び町等の防除活動状況等については、原則として県が行う。

ウ 広域的連携

県域を超えた油等流出事故については、県は隣接県等との密接な情報交換に努める。

(2) 一般船舶・沿岸住民への周知

災害の波及が予想される場合は、概ね次の通り一般船舶及び一般住民に対し周知する。

ア 周知対象と周知手段

機 関 名	対 象	周 知 手 段
酒田海上保安部	船舶全体	無線・電話・巡視船艇
港湾管理者	港湾船舶	船舶及び拡声器
町・消防本部	沿岸住民	広報車、緊急速報メール 防災行政無線等
県警察・酒田警察署	沿岸住民	パトカー、航空機、船舶
県	船舶全般、沿岸住民	ラジオ・テレビ

イ 沿岸住民への周知事項

- (ア) 事故の情報
- (イ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- (ウ) 防災活動の状況
- (エ) 避難準備等の注意事項
- (オ) その他必要事項

5 防除方針の決定

(1) 流出油等の現状把握

酒田海上保安部は、指定海上防災機関等の専門機関と連携し、次の項目について現状把握し、逐次関係機関に伝達する。

ア 流出油の種類と性状（引火、有毒、粘度、比重等）及び風化の程度

イ 流出した油量と残量、流出の態様（瞬間流出、均等流出、流出停止等）

ウ 海流、潮流及び海象予報

エ 流出油の汚染域の範囲と漂流予測

(2) 防除方針の決定

油等防除協議会は、流出油等の現状把握を踏まえ、沿岸の漁場、養殖場、景勝地、天然記念物等優先的に保護すべき施設を考慮して防除方法、回収方法等の防除方針を決定する。状況の変化に伴い逐次、最善の防除方針に更新する。

6 応急防除活動の実施

(1) 防除資機材の調達・斡旋

ア 主要防除資機材

オイルフェンス、油回収機及び油吸着材等の主要防除資機材は、保有機関に限られているため、調達は原則として油等防除協議会の調整を経て行う。

町が必要とする場合は、同協議会の調整を経たうえで、県が中心となって斡旋を行う。

イ 補助資機材

シャベル、スコップ、柄杓及びドラム缶等の補助資機材は防除活動を行う機関が自ら調達する。

ウ 輸送手段

資機材を搬送するための車両等は、原則としてその資機材を必要とする機関が自ら調達する。ただし、各機関で大量に必要とする場合は、協議会において調整する。また、回収油の輸送に係る車両については、事故原因者からの委託を受けた指定海上防災機関等が調達する。

(2) 海上における防除対策

ア 役割分担

流出油の防除は、第一義的な義務を有する事故原因者又は事故原因者から防除委託を受けた指定海上防災機関等が主体となり、酒田海上保安部の指導を受けて実施する。

イ 事故原因者等の措置

事故原因者等は、油の海上への流出防止と拡散防止のため、現場に応じた適切な処置を行う。

ウ 酒田海上保安部の措置

酒田海上保安部は、事故原因者等に対し必要な防除措置を指示、指導するとともに、自ら防除措置を講じるほか、必要に応じて関係機関に出動要請を行う。

また、海上交通安全確保及び二次災害防止のため、必要に応じて流出事故現場付近海域での船舶の航行を禁止又は制限する。

エ 油処理剤の使用

流出油の回収は回収船等による機械的回収、油吸着材等を使用した物理的回収に努め、油処理剤を使用した化学的処理を行う場合は、生態系への影響等を考慮し漁業関係者等と十分な調整を行う。

(3) 漂着油の防除対策

ア 役割分担

漂着油の防除は事故原因者及び事故原因者から防除委託を受けた指定海上防災機関等が行うものであるが、町も地域内の自然・社会環境を守るため、連携して防除活動を行う。

イ 防除の優先順位の決定

町は、関係機関等の意見を踏まえ、沿岸域で重点的に保護すべき施設、地域を選定し、当該地域等へ資機材を集中的に投入することにより、効果的な防除活動を実施する。

ウ 回復レベルの設定

町は防除活動に携わる人員や投入される資機材に限られることから、防除活動の当面の目標として、地域内の海岸の形状及び利用状況に応じた回復レベルを設定する。

エ 防除方法の選択

防除方法は、海岸の形状に応じて機械的回収又は物理的回収から選択することとし、油処理剤を使用した化学的処理を行う場合は、生態系への影響等を考慮し、漁業関係者等と十分な調整を行う。

(4) 回収油の処分

海上及び海岸で回収された油については、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた指定海上防災機関等が収集、運搬並びに処分を行う。

回収油が大量に発生する場合は、最終処分場の確保に要する時間や輸送手段の能力を考慮して一時的に回収油を保管する場所を設ける。保管場所については、関係機関と協議し、周辺環境と火災の発生に十分に配慮して選定する。

7 防除作業者の健康対策

(1) 安全確保

ア 通報体制の整備

防除作業を実施する機関は、作業時の事故発生に備え通報体制を確立する。

イ 危険箇所での安全確保

危険箇所での作業は、専門の知識、装備を備えた機関が実施することとし、一般の作業従事者は原則として実施しない。また、危険箇所で作業を実施する場合は、転落、転倒防止等の措置を講じる。

(2) 健康管理

ア 作業条件への配慮

季節、天候及び作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等作業条件を定める。

イ 作業装備への配慮

防除作業を実施する機関は、作業従事者の健康管理のため、油の性状に応じた作業衣服、装備を整える。

ウ 救急救護体制の整備

町は救護所の設置、健康相談の実施等により作業従事者の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関等との連携による救急救護体制の整備に努める。

8 風評対策

流出油に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費者離れ等を防止するため、県及び町は防除方針決定の段階から漁業、観光及び広告関係者からの協力を得て流出油風評被害対策連絡会議を設置し、関係機関が協力して迅速かつ的確に風評対策活動を実施する。

9 環境保全対策

(1) 流出油による生態系、漁場及び海水浴場等への影響が最小限に食い止められるよう、町及び県は防除方針決定の段階から試験研究機関と協力して環境影響調査、環境汚染

に関する応急対策及び野生生物の保護対策等を実施する。

- (2) 町は、県教育委員会の指導を得ながら、史跡名勝天然記念物の現況調査及び防除措置を行う。

10 補償対策

町、県及び関係機関は次により、速やかに補償対策を講じる。

(1) 賠償・補償請求

ア 賠償請求

船舶所有者の責任限度額までの損害賠償は、船舶所有者又はその保険者に対して行う。

イ 補償請求

船舶所有者の責任限度額を超える油濁損害額の請求は国際油濁補償基金に対して補償を求める。

ウ 請求の方法

基金に対する請求は、海事鑑定人と協議のうえ、書式を定めて文書で行う。なお、事故直後に正式の請求を提出することが困難な場合は、後に請求を提出する意向を相手方に速やかに伝える。

(2) 補償に関する情報の収集・交換及び関係機関との連絡調整

町及び県等関係機関は補償対策について情報の収集・交換及び連携するために、関係県補償対策会議、県内関係市町村等補償会議を開催し、必要に応じて海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人の同席を求める。

(3) 弁護士の委任

発生した経費が多額であり、また、請求内容が多岐に渡るか請求内容に争点が予想される場合など、必要と認められる場合には、海事専門弁護士の選任を検討する。

第6章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

1 計画の概要

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施するため、町、消防本部、県、県警察・酒田警察署、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
防災体制の整備	連絡体制等の整備

3 防災体制の整備

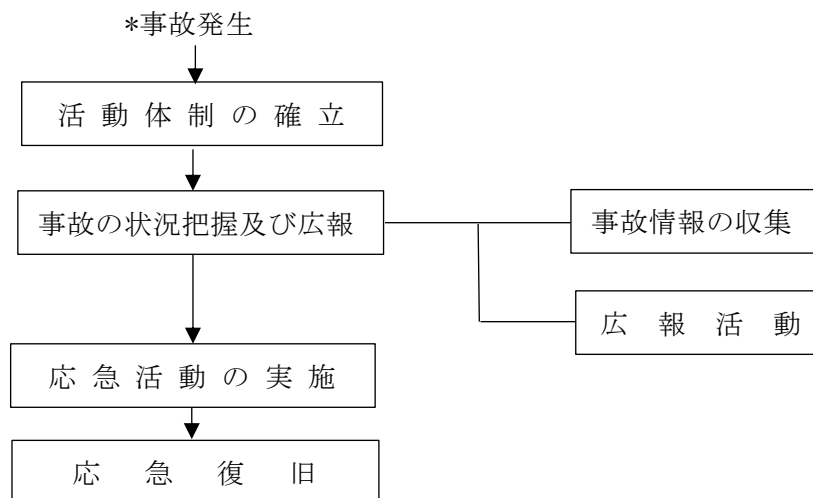
町、県及び防災関係機関は、航空機事故の発生時の情報連絡系統を整備するとともに、航空機事故消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

第2節 航空災害応急計画

1 計画の概要

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、町、消防本部、県、県警察・酒田警察署、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 航空災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合、町、消防本部、県及び県警察等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 広域応援要請

町、消防本部及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

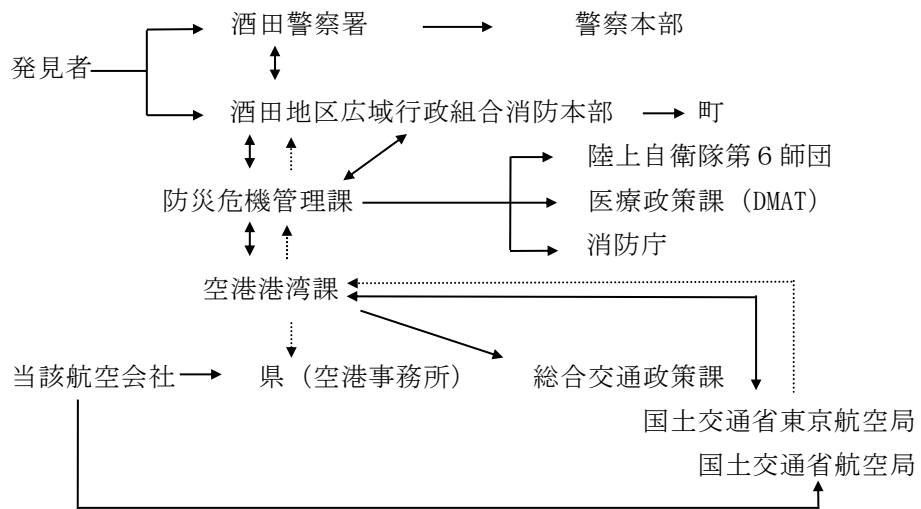
町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を求める。

4 事故状況の把握及び広報

(1) 事故状況の収集、伝達

ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、防災関係機関は次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。



イ 伝達内容

伝達すべき内容は、次の通りとする。

- (ア) 事故発生時刻
- (イ) 事故発生場所
- (ウ) 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- (エ) 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- (オ) 機種及び搭載燃料
- (カ) 搭載している危険物
- (キ) 運航会社名及び便名

(2) 避難指示等

町及び酒田警察署は、事故発生時に広報車等で避難指示を行うとともに、県に対して、報道機関に避難指示の報道を依頼する。

(3) 安否情報の提供

航空会社、町、県及び管轄警察署は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

(4) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動は、町、県、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

町、県、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

5 応急活動体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合は、町、消防本部、県、県警察・酒田警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

6 応急復旧

町は、事故被害状況を把握して、県、消防本部、県警察・酒田警察署等の防災関係機関及び当該航空会社と協力して応急復旧に努める。

第7章 鉄道災害対策計画

第1節 鉄道災害予防計画

1 計画の概要

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 鉄道施設等の安全対策の推進	① 監督官庁による安全指導 ② 交通環境の整備 ③ 安全運行施設等の整備・改良 ④ 保守・点検体制の充実
2 防災体制の整備	① 防災計画の作成 ② 連携体制の整備 ③ 応急対策用資機材の整備 ④ 再発防止対策の実施
3 防災教育等の実施	① 防災教育の徹底 ② 防災訓練の実施 ③ 広報体制の充実

3 鉄道施設等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対して、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

鉄道事業者は、CTC(列車集中制御装置)、ATS(自動列車停止装置)、ATC(自動列車制御装置)、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある

場合等には、所要の手続きを行ったうえで、伐採等を行なうなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

4 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順、災害時における事業継続に関すること等をあらかじめ定める。

(2) 連携体制の整備

鉄道事業者は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、保安規程に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決める。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、鉄道事業者は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

5 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

- ア 事故・災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的の実施し、習熟に努める。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練等

(3) 広報体制の充実

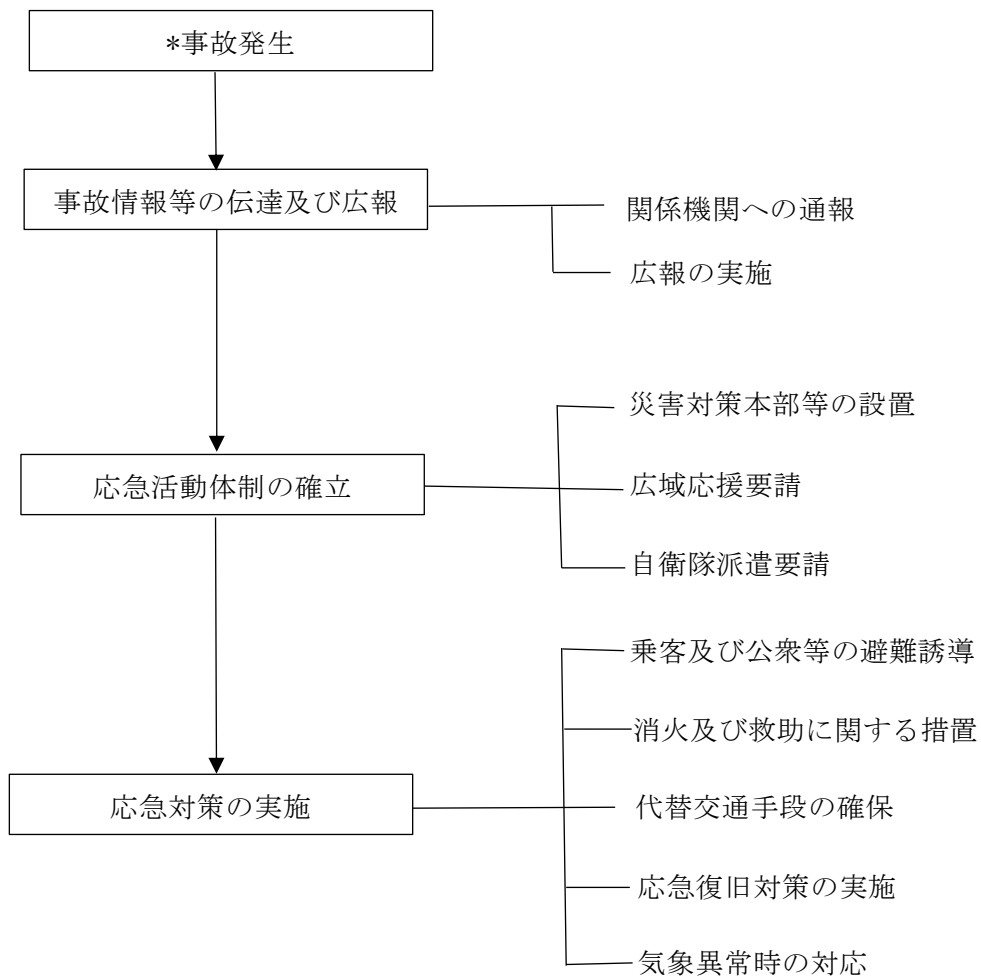
鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

第2節 鉄道災害応急計画

1 計画の概要

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

2 達道災害応急対策フロー

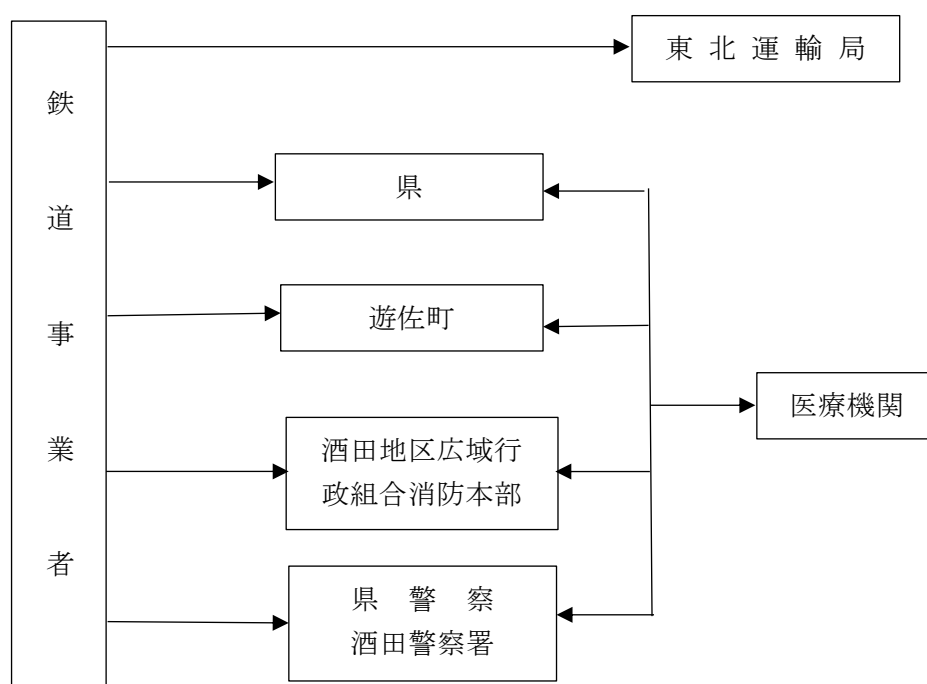


3 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

<事故・災害発生時の連絡通報体制図>



このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して次の通り広報を実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて又は広報板への掲示、若しくは広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者、県警察本部、消防本部、県、町、医療機関その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して、連絡を密にし情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

ア 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

イ 駅構内

事故・災害状況を的確に把握したうえで、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防機関に通報し、旅客公衆等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

イ 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。

ウ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県警察、消防機関、市町村、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じて、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施

イ 運転不能線区のバス代行輸送

ウ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資

機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

なお、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

ア 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

イ 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する。

ウ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

ア 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常(降雨、降雪、強風等)の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

イ 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

ウ 災害警備及び軌道調査

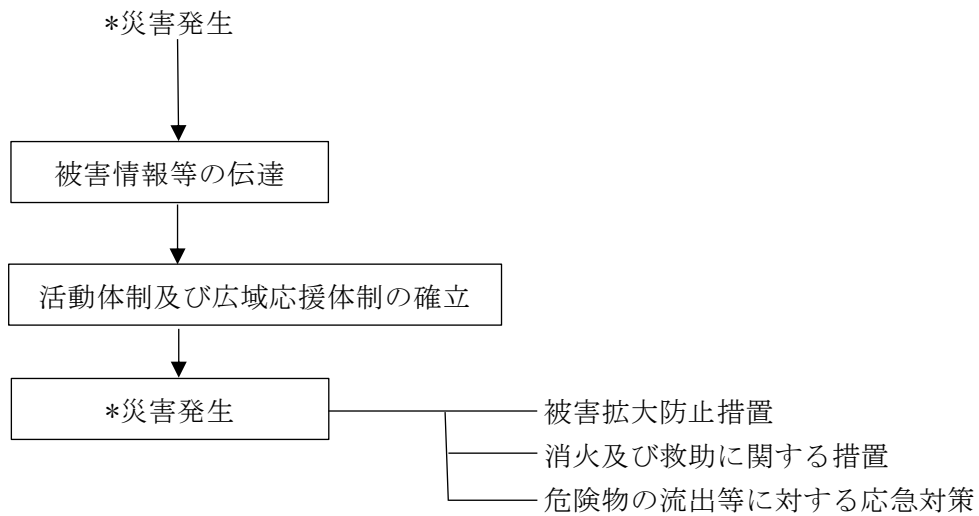
気象異常の情報を受けたとき、又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

第8章 道路災害対策計画

1 計画の概要

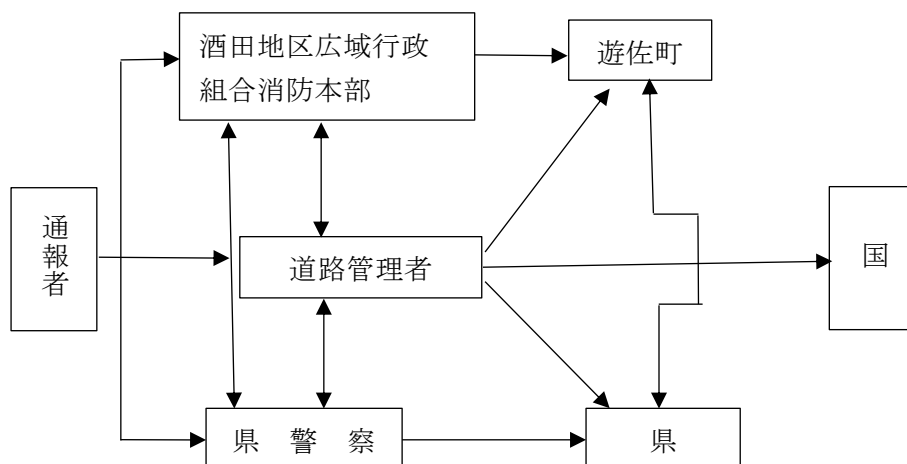
道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察・酒田警察署、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

2 道路災害対策計画フロー



3 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次の通り事故情報等を伝達する。



- (1) 道路管理者、県警察及び消防機関のうち通行者からの通報、又は自らのパトロール

- 等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。
- (2) 町は被害の状況を調査し、県に報告する。

4 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置
道路管理者、町、県並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請
町及び県は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。
- (3) 自衛隊派遣要請
町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

- (1) 被害拡大防止措置
道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講じる
- ア 通行禁止又は制限
道路管理者は、事故災害等による道路の破損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。
- イ 道路利用者及び一般住民等への広報
道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。
- (2) 消火及び救助に関する措置
- ア 消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ 道路管理者は、消防本部の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。
- (3) 危険物の流出等に対する応急対策
危険物の流出が認められるときには、消防本部、県警察・酒田警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。
- ア 二次災害の防止
- (ア) 消防本部は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講じる。

(イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

(ウ) 有害物質が河川・海域等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

町、消防本部及び県警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じる。

第9章 林野火災対策計画

第1節 林野火災予防計画

1 計画の概要

自然環境と森林資源及び県民の生命財産を林野火災による被害から守るため、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 火災予防体制の整備	① 体制等の整備 ② 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等 ③ 危険気象等に対する警戒
2 防火思想の普及	① 一般住民に対する啓発 ② 地域住民、林野関係者等に対する指導
3 消防体制等の整備	① 消防体制の整備 ② 消防資機材の整備 ③ 消防水利の確保 ④ 空中消火体制の整備 ⑤ 林野火災防ぎょ訓練の実施

3 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次の通り林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

オ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防本部と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市に近接する場合には、当該市に通知する。

イ 火気使用施設への指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者、消防本部及び消防団は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災の発生防止に努める。

イ 火災警報の発令と警戒

酒田地区広域行政組合の長は、气象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上、危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

4 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

町、消防本部、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

町、県、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

消防本部は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火意識の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防本部の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

5 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 消防出動計画の策定

町は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を町村地域防災計画及び町消防計画に定める。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

消防本部並びに消防団は、林野火災の特性及び消火活動上、必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じて管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する機会が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ 広域応援体制等の整備

町及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

町、県及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、消防本部は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 空中消火体制の整備

県は、林野火災発生時の空中消火において、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図るとともに、他都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの応援出動が円滑に得られるよう体制を整備する。また、林野火災空中消火用資機材についても整備を促進する。

(5) 林野火災防ぎょ訓練の実施

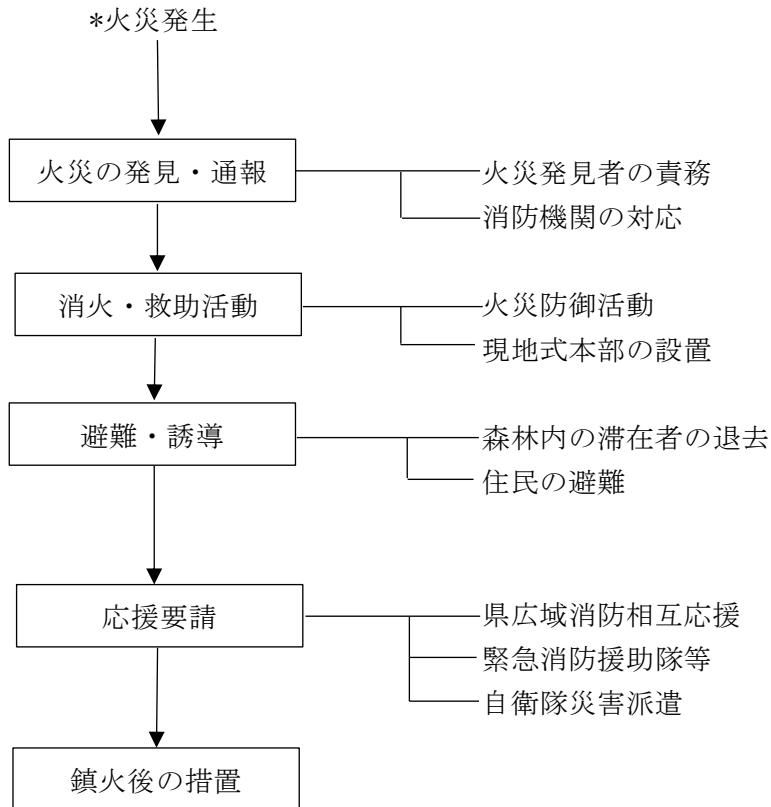
町、県、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2節 林野火災応急計画

1 計画の概要

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、町、消防本部、消防団、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

2 林野火災応急計画フロー



3 火災の発見・通報

(1) 火災発見者の責務

森林・原野等で火災を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発見した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防本部は、直ちに消防隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講じるよう要請する。

4 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

ア 地上での消火活動

町、消防本部、消防団、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

消防本部は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防本部、消防団は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町、消防本部、消防団のほか、隣接市、県、県警察、陸上自衛隊の派部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防本部は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じて現場近くに現地指揮本部を設置する。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、県警察及び消防機関等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、県警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に、要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者によりあらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ、避難支援者を予め決めておくとともに、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6 応援要請

消防本部又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもって火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次の通り関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

消防本部は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

酒田地区広域行政組合の長は、知事に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動要請を依頼する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

町長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。

7 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講じる。

第 10 章 原子力災害対策計画

第 1 節 総則

1 計画の目的

県内には、原子力施設がない。また、本県は、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約 77 km、福島第二原子力発電所からは約 84 km、柏崎刈羽原子力発電所からは約 105 km 離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも含まれていない。しかし、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、本町にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全を確保するため必要な対策を講じる必要がある。

このことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全な住民の生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、次の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年 12月21日 廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

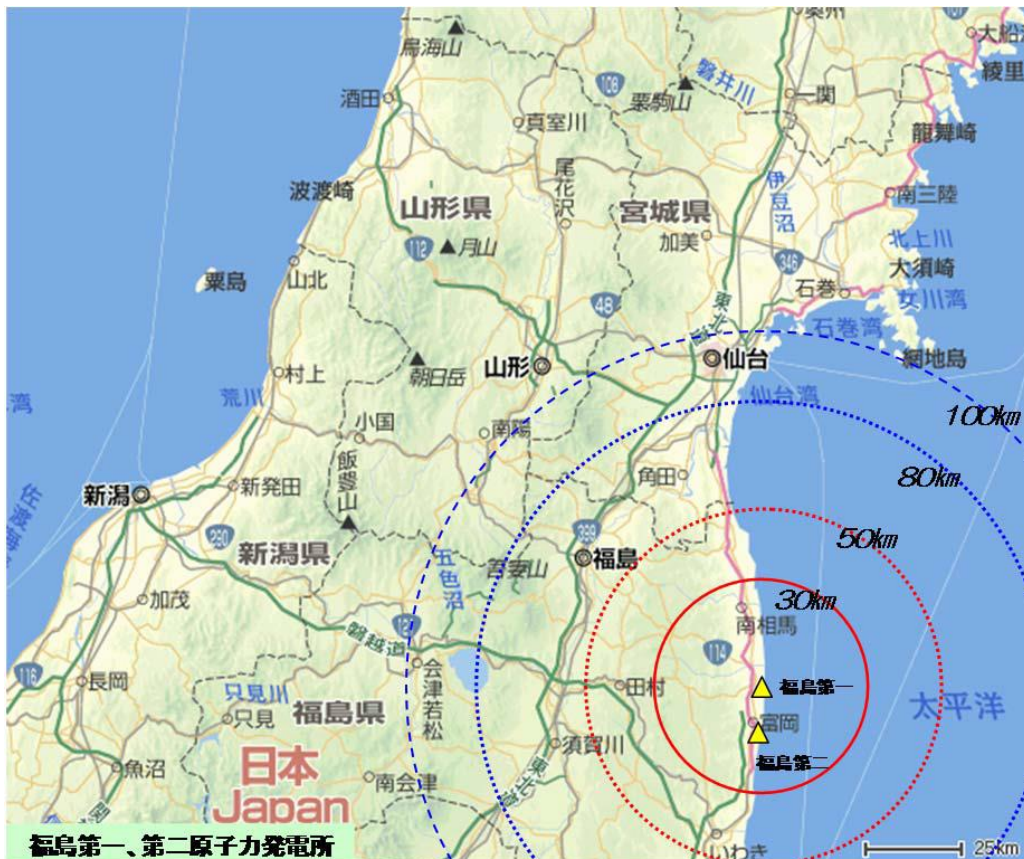
※BWR = 沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

事業者	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東京電力 ホールディングス 株式会社	福島第一原子力 発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年 4月19日 廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	平成26年 1月31日 廃止
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力 発電所	福島県双葉郡 檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(3) 新潟県

事業者	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR=沸騰水型軽水炉、ABWR=改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制	① マニュアル策定等活動体制の整備
2 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
3 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 避難等の体制の整備 ③ 防災訓練等の実施
4 原子力災害医療体制の整備	① 原子力災害医療体制の整備 ② 避難退域時検査等実施体制の整備
5 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 防災業務関係者に対する教育・研修 ④ 県民相談体制の整備

3 活動体制等

町及び県は、平常時から前記2に掲げる項目について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

4 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握する。

町は、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

イ モニタリングの対象とその手順

県は、平常時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載する

ところによる。

ウ モニタリング結果の公表

県は、平常時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

5 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に原子力事業者、隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線、広報車等、広報のための設備及び機器の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備する。

イ 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、県民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

6 原子力災害医療体制等の整備

(1) 資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定用資機材、簡易除染資機材、医療用資機材等の整備に努める。

(2) 避難退域時検査等実施体制の整備

県は、避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、関係機関も含め協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。また、事故発生地域からの避難者に対する健康相談を行うための体制を整備する。

7 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

町は、県や国と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (ウ) その他必要と認める事項

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

県は、国、原子力発電所所在道府県、町及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、町が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要
- (イ) 原子力災害とその特殊性
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法
- (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等
- (カ) その他必要と認める事項

イ 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (イ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要
- (ウ) 原子力災害とその特性
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容
- (カ) 放射線及び放射性物質の測定
- (キ) 緊急時医療
- (ク) 危機管理
- (ケ) その他必要と認める事項

イ 防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

(4) 住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、町及び県が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 町の活動体制	① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置
2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置
3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の県民への注意喚起 ② 全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
4 原子力災害医療活動等の実施	① 原子力災害医療活動の実施
5 住民への情報伝達等	① 県民に対する広報及び指示伝達 ② 県民相談の実施
6 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動	① 避難者の受入れ ② 避難者の生活支援及び情報提供

3 町の活動体制

町は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめその組織及び体制について定める。

(1) 情報収集の開始

町は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。）の段階で対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

(2) 対策会議の開催

町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の課等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

(3) 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合であって、町長が必要と認めた場合は災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、震災時の活動体制に準じて応急対策活動を行う。

(4) 専門家等の派遣要請

町は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国、県

に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

4 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、OIL(※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※<OIL>

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

町及び県は、初期段階においてはOILによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については町に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じて原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、OILや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、OILや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過

設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じて、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講じる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 県は、水道事業者に対し適切な措置を講じるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講じる。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施する。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の県民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、県民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、本県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本県に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 町は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(オ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が発生した場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。

なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に、入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮して、移動が困難な者については、屋内退避も検討する。

ウ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

エ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

6 原子力災害医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、県は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

7 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

ア 県が行う広報及び指示伝達

県は、住民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供は、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

なお、放射性物質の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれのある場合は、酒田海上保安部に対しその旨を通報し、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況

(ウ) 放射線の状況に関する今後の予測

(エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

(オ) 屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項

(カ) その他必要と認める事項

イ 町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

(ア) 事故の概要

- (イ) 災害の現況
 - (ウ) 放射線の状況に関する今後の予測
 - (エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
 - (オ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
 - (カ) その他必要と認める事項
- (2) 住民相談の実施

町は県と連携し、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談や問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

8 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準じる。また、避難指示に基づかない自主避難者については、町及び県が連携して受入れ活動にあたる。

第4節 災害復旧計画

1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や、各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 制限措置等の解除	① 各種制限措置等の解除
2 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリングの継続 ② 放射線物質による汚染の除去 ③ 健康に対する相談の対応
3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等

3 町及び県の活動体制

町及び県は、前記2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施する。

4 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射線物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。関係市町村は、住民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示し、解除実施状況を確認する。

また、摂取及び出荷制限を指示された県産農林水産物等については、県が管理計画を作成するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

5 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はOILを超える空間放射線量率が確認され、県民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即

した適切な措置を講じる。

(3) 健康に関する相談への対応

町及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、町及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。